第36集

日本労働年鑑

1966年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1966

VOL. XXXVI

法政大学大原社会問題研究所

COMPILED BY

OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH

HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社

錦織理一郎文庫
1976

はしがき

大原社会問題研究所は、「わが国における労働問題その他の社会問題の実際について、その諸方面における発現の状況を観察し、その材料を一年ごとに編集し、事実の記録としてとどめておく」ことを主要な事業の一つと考え、『日本労働年鑑』を毎年刊行して、広く各方面の便宜に供してきた。その第一集が発行されたのは、研究所創立の翌年すなわち一九二〇（大正九）年五月のことである。その後、太平洋戦争の開始とともに、刊行は一時中止のやむなきにいたったが、戦後一九四九（昭和二四）年に復刊され、ここに第三六集を世に問うこととなった。

第三五集を刊行したあと、研究所は永年懸案であった戦時年鑑の編集にあたり、その結果を「太平洋戦争下の労働者状態」（一九六四年刊）および「太平洋戦争下の労働運動」（一九六五年刊）と題する二冊の年鑑特集版として発表した。このため遂年版の刊行がおくれているので、この第三六集は第三五集で扱った時期につづいて一九六二年から一九六四年におよぶ時期を対象としており、次の第三七集において一九六五年と一九六六年上期を取り扱う予定である。

本年鑑第三六集も、わが国労働者の状態（第一部）、労働運動その他の社会運動（第二部）、労働政策および労働運動対策（第三部）に大別し、それぞれについておよぶかぎり信頼しうる資料を収集整理し、客観的立場に立って忠実に記録するという一貫した方針のもとに編集されているが、出版社が労働旬報社にかわったのを機会に、内容上いくつかの改善を加えた。

第一に、総ページ数を大幅にふやし、五〇〇ページ建とした。第二に、前年度版では巻頭においた「労働情勢の概観」を、第二部の第一編に移し、第一部の労働条件と労働者の生活の項の編別をあらため、ＩＬＯの問題は従来の第三部から第二部に移して包括的に扱った。第三に、従来巻頭にのせていた「労働日誌」は横組みにあらため、巻末に移して内容を充実させた。労働関係文献資料目録は研究所が別に雑誌「月刊労働問題」に毎月掲載しているので年鑑から省き、そのページ分を本文の充実にあてた。

終わりにのぞみ、編集にあたって多大な援助協力を与えられた公私の諸機関、団体および各位にたいして心から謝意を表するとともに、今後ともいっそうのご援助をお願いするしだいである。

一九六五年一二月

法政大学 大原社会問題研究所

目　次（Contents）

はしがき（Preface）

第一部　労働者状態（Condition of Working Classes）……（一）

第一編　労働人口の構成（Structure of Working Classes）……（三）

第一章　人口構造の変動（三）——第二章　人口の社会的構成（一〇）——第三章　主要部門別労働者（一四）——第四章　中小企業労働者と都市下層労働者（一九）

第二編　雇用構造と労働市場（Structure of Employment and Labour Market）……（二六）

第一章　雇用動向（二六）——第二章　労働移動（四一）

第三編　賃金と労働時間（Wage and Working Day）……（六六）

第一章　賃金（六六）——第二章　労働時間とその短縮問題（八三）

第四編　合理化の現状と特徴（Rationalization of Industries）……（九五）

第一章　産業別にみた合理化の現状（九五）——第二章　合理化の形態と特徴（一〇三）——第三章　労働災害と職業病（一一三）

第五編　労働者の生活（Living Condition of Labourers）……（一三七）
第一章　消費者物価の動向（一三七）――第二章　労働者家計と標準生活費（一三四）――第三章　物価上昇の国民諸階層におよぼす影響（一四二）
第六編　農家の状態と農民の生活（Conditions of Farms and Farmers）……（一四八）
第一章　農家と農業従業者（一四八）――第二章　農家経済と農民生活（一六四）
第二部　労働運動（Labour Movement）……（一八三）
第一編　労働運動の概観（Labour Affairs in Japan）……（一八五）
第二編　労働組合の組織状況と組織運動（Trade Union Organization）……（二〇一）
第一章　労働組合の組織状況（二〇一）――第二章　同盟ならびに全国民連の結成と組織方針（二一九）――第三章　総評の組織方針（二二九）
第三編　労働争議（Labour Disputes）……（二三五）
第一章　労働争議の概況（二三五）――第二章　賃金闘争（二四〇）――第三章　春季闘争（二五〇）――第四章　合理化反対闘争（二六〇）――第五章　ＩＬＯ条約批准と労働基本権確立をめぐるたたかい（二七二）
第四編　労働協約（Collective Agreements）……（二九四）
第一章　労働協約の実態（二九四）
第五編　国際労働組合運動と日本（Japan in International Trade Union Movement）…（三一〇）
第一章　国際労働組合の組織の発展（三一〇）――第二章　国際労働組合と日本（三一四）――第三章　国際交流（三三五）
第六編　主要な労働組合の現状（Present Condition of mojor Trade Unions）……（三三七）

第七編　平和運動 (Movement for Peace) …… (三六二)

第一章　安保共闘の動向とアメリカ原子力潜水艦「寄港」反対運動 (三六二)
――第二章　原水爆禁止運動の分裂 (三六三)

第八編　労農政党 (Working Class Parties) …… (三七二)

第一章　日本社会党 (三七二) ――第二章　民主社会党 (三八四) ――第三章　日本共産党 (三九四)

第三部　社会政策 (Social Walfare) …… (四〇九)

第一編　労働立法と労働行政 (Labour Law and Labour Administration) …… (四一二)

第一章　労働立法 (四一二) ――第二章　労働行政 (四一五) ――第三章　労働基準行政 (四二四)

第二編　賃金政策 (Policies of Wage) …… (四三二)

第一章　一九六二年 (四三二) ――第二章　一九六三年 (四三七) ――第三章　一九六四年 (四四〇)

第三編　雇用政策 (Policies of Employment) …… (四五二)

第一章　雇用政策の基本方針 (四五二) ――第二章　失業保険法の改正と給付の「適正化」 (四五四) ――第三章　失業対策制度の「刷新」 (四五九) ――第四章　炭鉱離職者対策 (四六五)

第四編　社会保障 (Social Security) …… (四七五)

第一章　社会保障制度審議会の答申と勧告 (四七五) ――第二章　健康保険対策 (四八〇) ――年金保険対策 (四八四)

第五編　経営者団体（Managers Organization）……（四八九）
第一章　一九六二年下半期（四八九）――第二章　一九六三年（四九二）――第三章　一九六四年（四九六）
労働日誌（一九六二年七月～一九六四年一二月）（Labour Diary）……（五二二）

・詳細な目次は各部ごとに掲載してあります

第一部

労働者狀態

第一部　労働者状態

第一編　労働人口の構成

第一章　人口構造の変動……（三）
出生率の低下と死亡率の動向（三）
―年齢構造の変動（六）―巨大都市への人口集中（九）

第二章　人口の社会的構成……（一〇）

第三章　主要部門別労働者……（一四）
工業労働者（一四）―鉱山労働者（一六）―運輸・通信労働者（一六）
―公務労働者（一七）教育労働者（一八）

第四章　中小企業労働者と都市下層労働者……（一九）
中小企業労働者（一九）―都市下層労働者（二一）

第二編　雇用構造と労働市場

第一章　雇用動向……（二六）
就業動向（二六）―雇用状況（三〇）
―失業発生状況（三五）―最近の雇用調整と合理化（三八）

第二章　労働移動……（四一）
入職・離職状況（四一）―新規学卒者の入職状況（四九）―離職者の再就職状況（五六）―臨時工・社外工（六三）

第三編　賃金と労働時間

第一章　賃金……（六六）
名目賃金および実質賃金（六六）―賃金の産業別・規模別・地域別格差（六九）―賃金の労働種類別・男女別・年齢別格差（七三）―賃金支払形態と分配率（七六）―定期給与と臨時給与および賃金不払の状況（八〇）

第二章　労働時間とその短縮問題……（八三）
労働時間短縮問題（八四）

第四編　合理化の現状と特徴

第一章　産業別にみた合理化の現状…（九五）
石炭産業（九六）―非鉄金属工業（九九）―鉄鋼業（九八）―造船業（九九）―電機産業（一〇〇）―化学産業（一〇一）―繊維産業（一〇一）―紙パルプ産業（一〇二）セメント産業（一〇二）

第二章　合理化の形態と特徴……（一〇三）
首切り、配置転換（一〇三）―安定賃金制度の採用（一〇五）―職務給の導入（一〇六）―臨時工・社外工・下請制の利用（一〇七）―婦人労働者の利用（一〇九）―労働時間延長、交替制（一〇九）―労働強化の実態（一一〇）―作業組織の変更、職制機構の強化（一一三）

第三章　労働災害と職業病……（一一三）
概況（一一三）―合理化と炭鉱労働災害（一一一）

第五編　労働者の生活

第一章　消費者物価の動向……（一二七）

第二章　労働者家計と標準生活費…（一三四）
大蔵省の標準生計費と所得税の免税額（一三八）―政府関係の標準生計費と総評・独身男子の理論生計費（一三九）

第三章　物価上昇の国民諸階層におよぼす影響……（一四二）
所得の上昇（一四四）―消費者物価の家計におよぼす影響（一四五）

第六編　農家の状態と農民の生活

第一章　農家と農業従事者……（一四八）
農家・農業人口および農業従事者（一四八）―農林漁家の人口移動（一五三）

第二章　農家経済と農民生活……（一六四）
農家の生計費（一六四）―農家の租税公課諸負担（一七三）

第一編　労働人口の構成

第一章　人口構造の変動

――出生・死亡の動向と人口の大都市集中

わが国の人口構造上の変動は、これまでに例がないほど短期間に急激に進行している。一人の女子が一生の間に生む女の子供数は人口の再生産力を示すが、それは一九五六年以来一人を割っており、人口動態の基調が縮小再生産であることを示している。また一方、死亡率も戦後急速に低下し、一九六四年には人口一〇〇〇人に対し六・九人と最低となった。このように、わが国の出生率と死亡率がきわめて高い水準から現在の低い水準にまで達したのは、ここわずかに一〇年ほどの間のことであったが、諸外国たとえばイギリスでは六〇年、フランスでは一三〇年というように極めて長い期間の経過を要したのである。このことにともなって、また先進国で経験したことのない激しい年齢構成の変化が生じている。幼少人口が減り、生産年齢人口の増加が急速に鈍り、生産年齢人口の老齢化、老齢人口の増加など「人口の老齢化」が進行つつある。そこで、以下厚生省編「昭和三十九年度、厚生白書―社会開発の推進」（一九六五年九月刊）によって、わが国人口構造の変動とその特徴を概観してみよう。

（注）「昭和三九年度、厚生行政年次報告書」（通称「厚生白書」）では、厚生行政の各分野における成果と問題点をまとめた厚生行政の現状に加え、特に「厚生行政の背景」なる一項を設け、厚生行政をとりまく社会的、経済的環境の分析に力を注いでいる点に特色がある。同白書は一九五六年にはじめて出されて以来九回目のものに当る。

出生率の低下と死亡率の動向

わが国の出生率は、大正末期から徐々に低下しつつあったが、その急速な低下がはじまったのは第二次世界戦争後のことである。一九四七年から一九四九年までの三年間は、戦争中から繰り延べられた出生が集中したためベビー・ブームの年となり、出生数は年間二六〇万以上、出生率も人口一〇〇〇人に対し、三三以上という高さであった。しかし、その後の出生率の低下は急速であって、一九五七年には一七・二と戦後一〇年のうちにほぼ半減した。その後、出生率は六一年の一六・九を底に緩慢な上昇傾向となり、六四年では一

七・九に達している。このように出生率は最近上昇ぎみであるとはいえ、出産順位別出生率（第1表）でみると、出生率が高まっているのは第一児と第二児であって、第三児以上の出生率はいぜんとして低下をつづけていて、その上昇が一定の限界内のものであることを示している。また、第2表は出生力が人口を再生産するに足りるか否かをみるための「純再生産率」つまり一人の女子が一生の間に生む女の子供数を示すものであるが、これによると、わが国の純生産率は一九五六年以来ずっと一を割っており、人口の基調は縮小再生産である。他方、欧米の主要諸国では、いずれも現在純生産率が一以上であるが、これらの国々でも一九三〇年代の不況期にはそれが一以下であった。

第1表　出産順位別出生率（10～49才女子1.000対）

区分	総数	第1児・第2児			第3児以上
		総数	第1児	第2児	
1947年	109.1	53.3	31.2	22.1	55.8
1950年	91.4	50.4	24.8	25.6	41.0
1955年	61.9	36.3	20.1	16.2	25.6
1960年	52.5	40.0	22.9	17.1	12.5
1961年	51.1	40.1	22.7	17.4	11.0
1962年	51.5	41.8	23.8	17.9	9.7
1963年	52.1	42.8	24.2	18.6	9.3

〔備考〕資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」。「昭和39年厚生白書」による。以下第9表まで同じ。

出生率は年齢によって大きな差があるので、最近の年齢別出生率を一九五〇年のそれと比較してみると（第3表）、出生率はどの年齢においても一様に低下しているが、出生率の最も高い二五～二九才台での低下率は比較的小さく、その他の年齢層特に一五～一九才および三〇才以上の年齢での低下がきわめて大きい。また、この年齢別出生率の低下を有配偶率（女子のうち配偶者を有している者の割合）の低下と有配偶出生率（配偶者を有している女子による出生率）の低下に分けてみると（第4表）、有配偶率の低下は一五～一九才および二〇～二四才の若い年齢層において大きく、高年齢における有配偶率にはほとんど変わりがない。これに対して、有配偶出生率は三〇才未満の若年齢層においてそれほど変わりがないのにくらべて、三〇才以上の年齢層における低下が著しい。このことから

第2表　主要国の純再生産率の推移

区分	日本	イングランド・ウエールズ	西ドイツ	フランス	アメリカ合衆国
1925年	1.56	—	—	—	—
1930	1.52	—	—	—	—
1930～32	—	0.81	—	0.92	—
1935	—	—	—	0.87	—
1935～40	—	—	—	—	0.98
1937	1.49	—	—	—	—
1940	—	—	—	0.82	1.02
1945	—	—	—	0.93	1.14
1950	1.53	1.01	0.93	1.33	1.44
1955	1.05	1.04	0.95	1.24	1.67
1960	0.91	1.25	1.11	1.28	1.72
1961	0.89	1.30	—	1.32	1.70
1962	0.90	—	—	—	—

〔備考〕純再生産率は，1人の女子が一生の間に生む女の子供数である。

して、戦後の出生率の低下は、若年齢層の有配偶率の低下と中高年齢層の有配偶出生率の低下によってもたらされたものであるということができる。

都市と農村との間における出生率の差は、戦前たとえば一九三五（昭和一〇）年には市部の出生率二六・六に対して、郡部の出生率は三四・一とかなりの開きがあったが、一九六〇年には市部一七・一、郡部一七・四でその差がほとんどなくなっている。特に最近では東京、大阪など大都市を含む都府県で出生率の上昇傾向がみられ、青森、鹿児島などのいわゆる農業県で低下傾向が目立ち、その結果、出生率の地域差は急速に縮まりつつある。これは子供を産む若い女子人口が農業県から大都市府県へ大量に移動していることなどのためにおこっている現象であって、著しい人口移動が今後もつづくものとすれば都市地域の自然増加率は農村地域のそれよりもいっそう高いものとなり、人口の地域分布および地域人口の再生産構造が、移動のみならずその自然増加によっても大きな変ぼうをこうむることになるものと思われる。

ところで、一方、戦後における死亡率の低下もまた顕著であった。すなわち、人口一〇〇〇人に対する死亡者数の割合は、一九五七年には一四・六という高さであったが、その後急速に低下して、六四年には六・九というこれまでの最低を記録するにいたった。こ

第3表　女子の年齢別階級別出生率

区　分	1950年（1）	1963年（2）	低下率 (1)−(2)/(1)
才			%
15〜19	13.3	3.8	63.9
20〜24	160.7	98.1	39.0
25〜29	236.2	191.0	19.1
30〜34	174.7	80.8	53.7
35〜39	104.4	18.7	82.1
40〜44	35.9	3.5	90.3
45〜49	2.1	0.2	90.5

〔備考〕資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

第4表　女子の有配偶率と有配偶女子の出生率

区　分	女子の有配偶率			有配偶女子の出生率		
	1950年（1）	1960年（2）	低下率 (1)−(2)/(1)	1950年（3）	1960年（4）	低下率 (3)−(4)/(3)
才	%	%	%	人	人	%
15〜19	3.3	1.3	60.6	0.4077	0.3218	21.1
20〜24	42.7	31.2	26.9	0.3764	0.3417	9.2
25〜29	79.1	76.3	3.5	0.2986	0.2372	20.6
30〜34	83.3	86.0	△ 3.2	0.2096	0.0927	55.8
35〜39	82.6	85.9	△ 4.0	0.1263	0.0278	78.0
40〜44	82.1	81.5	0.7	0.0437	0.0064	85.4
45〜49	78.5	76.9	2.0	0.0027	0.0004	85.2

〔備考〕資料：総理府統計局「国勢調査」および厚生省統計調査部「人口動態統計」

のように死亡率が大幅に低下した結果、一九六三年度の死亡統計にもとづいて作成された生命表によると、わが国の平均寿命は男子で六七・二年、女子で七二・三年となり、ほぼ先進国並の水準に達した。これを戦前に比べると、たとえば一九三五年には男子四六・九年、女子四九・六年であったから、わずか三〇年たらずの間に、二〇年も長生きできるようになったことになる。また、戦前では女子出生児一〇〇人中六五才に達しうる数は四四人にすぎなかったのに、最近では七九人が六五才まで生きうる計算になっていて、必然的に老齢人口の増加をみることになる。

第5表　年齢構造の過去と将来

区分	年齢区分			
	総数	0～14	15～64	65以上
	実数（単位：千人）			
年				
1920	55,391	20,202	32,272	2,917
1930	63,872	23,350	37,489	3,034
1940	72,500	26,135	42,951	3,414
1950	83,200	29,428	49,658	4,109
1955	89,275	29,992	54,558	4,724
1960	93,419	28,067	60,006	5,350
1965	98,403	24,767	67,453	6,183
1970	103,327	23,810	72,162	7,355
	割合（%）			
年				
1920	100.0	36.5	58.2	5.3
1930	100.0	36.6	58,6	4.8
1940	100.0	36.1	59.2	4.7
1950	100.0	35.4	59.7	4.9
1955	100.0	33.6	61.1	5.3
1960	100.0	30.0	64.2	5.7
1965	100.0	25.2	68.5	6.3
1970	100.0	23.0	69.8	7.1
	年平均増加数（単位：千人）			
年				
1920～1930	748	315	522	12
1930～1940	863	279	546	38
1940～1950	1,070	329	671	70
1950～1955	1,214	113	980	123
1955～1960	829	△ 385	1,090	125
1960～1965	997	△ 660	1,489	167
1965～1970	985	△ 191	942	234

〔備考〕資料：1960年までは総理府統計局「国勢調査」1965年以降は厚生省人口問題研究所「男女年令別推計人口（1964年6月1日）」。△は減少を意味する。

年齢構造の変動

右のような出生、死亡両面にあらわれた変化は、わが国における人口問題を「量的問題から構造的問題」へと大きく転換せしめることになった。戦前から戦後一九五〇年にかけての年齢構造は、人口一〇〇〇人のうち幼少人口（〇～一四才）が三五人、生産年齢人口（一五～六四才）が六〇人、老齢人口（六五才以上）が五人という構成のまま、長期にわたって安定を保っていた。しかし一九五五年頃から次第に変化しはじめ、特に六〇年以降の一〇年間には著しい変動を生じるものと予想されている（第5表）。その特徴の第一は、幼少年人口の絶対的および相対的減少という事実である。第二に生産年齢人口の増加速度が急

速に衰えるということである。第三は老齢人口の増加である。今後において予想されるわが国人口のかくのごとき年齢構成上の変化は、経済的に、また社会的に大きな影響をもつものであることが考えられるが、そのうち特に重要と思われる問題点について、前掲白書は次のごとく指摘している。

第一点は、生産年齢人口の動向とそれに伴なう労働力人口の変化である。経済の高度成長に伴って労働力不足の問題が登場し、従来過剰労働力に悩まされてきたわが国の労働問題に新たな問題を提起するに至った。労働力の不足、特に最近の若年労働力の不足は、一面において経済の高度成長が労働力需要を新たに生みだしたことによって引き起こされたものであるが、他面において労働力の供給側の事情によっても原因づけられていることに注意しなければならない。第6表に示すごとく、過去数年間一五～一九才の若年人口はかなり大きな増加を示したが、進学率が上昇したため労働力化率は低下し、若年労働力の供給はそれほど大きく増加しなかった。これが最近における若年労働力不足の一つの原因である。

第6表　15～19才人口の推移

（単位：千人）

区分	実　数	増加数	全人口に対する割合
年			%
1960	9,468	1,496	10.1
1965	10,964	△1,876	11.1
1970	9,088	△1,308	8.8
1975	7,780	18	7.2
1980	7,762	389	6.9
1985	8,151		7.0

〔備考〕資料：厚生省人口問題研究所「男女年齢別推計人口（1964年6月1日）」

一五～一九才の労働力化率はすでに低い水準にあるので、今後進学率の大幅な上昇がないかぎり、労働力率がこれ以上大幅に低下することはないであろうが、反面、今後はこの年齢の人口が著しく減少していくので、若年労働力供給の縮小はなお続くものとみなければならない。他方、中高年齢の労働力化率には今後ともそれほど顕著な変化がないであろうから、生産年齢人口の老齢化に伴って、労働力人口の老齢化が進行していくであろうと思われる。このような労働力の供給構造の変化は、それに対処して労働力の需給を調整するのに必要な施策を要請するであろう。

第二点は、人口の年齢構造の地域差に関する問題である。近年経済の高度成長に伴って農村から都市への人口移動が大量に発生しているが、移動する人口の多くは、労働力人口特に若年労働力である。そのため、農村地域においては幼少年人口と老齢人口すなわち従属人口のしめる割合が都市地域に比べて高くなっている。農業県である青森、岩手、秋田、鹿児島の四県の年齢構造と、東京、大阪など六大都府県の年齢構造とを比較した第7表によると、幼少人口の割合は農業県で三五・五％、六大都府県で二五・六％で、明らかに前者において高く、老齢人口の割合も農業県で五・六％、六大都府県で四・六％で前者の方が高い。従属人口負担係数（生産年令人口に対する幼少年人口と老齢人口の比率）は、農業県において六九・九％、六大都府県では四三・四％で相当の違いがある。年齢構造の地域間に見られる差は、人口移動によってつくりだされたものであるが、農業県における高い従属負担係数は所得水準を圧迫し、人口流出をいっそう促進する原因として働くであろう。……

第7表　農業県と6大都府県における年齢構造

(1960年)　　(単位：%)

区分	総人口に対する割合			15～64才人口に対する割合		
	0～14才(1)	15～64(2)	65以上(3)	0～14才(4)	65以上(5)	(4)+(5)(6)
農業県	35.5%	58.9%	5.6%	60.3%	9.6%	69.9%
6大都府県	25.6	69.7	4.6	36.8	6.6	43.4

〔備考〕資料：総理府統計局「国勢調査」。
農業県は青森・岩手・秋田・鹿児島の4県。6大都府県は東京・神奈川・愛知・大阪・京都・兵庫である。

である。

最後は、老齢人口に対する社会的な扶養の問題である。幼少人口が今後減少するのと対照的に老齢人口は絶対的にも相対的にも増加すると予測されている。家族構造が夫婦と未成年の子によって構成される核家族化の方向に推移する近代社会では老齢者の生

第三点は、幼少人口の絶対的、相対的減少に関する問題である。幼少人口はいつの時代でも十分な保護と養育のための配慮が加えられるべきであるが、特にその数が絶対的にも相対的にも減少すると見込まれている現在および将来においては、これらの人口に対して、社会的な観点から積極的な資質向上のための施策が施されることが必要

第8表　3大都市圏における転出入人口の動向　　(単位：千人)

年	転入			転出			転入超過		
	東京圏	名古屋圏	大阪圏	東京圏	名古屋圏	大阪圏	東京圏	名古屋圏	大阪圏
年 1959	583	163	302	261	141	180	322	21	22
1960	631	205	357	276	150	191	355	55	166
1961	679	228	413	302	167	204	377	61	209
1962	470	251	443	352	187	252	388	64	190
1963	760	274	442	383	199	271	377	75	171

〔備考〕資料：総理府統計局「住民登録人口移動報告」。
東京圏は，東京・千葉・埼玉・神奈川の1都3県。
名古屋圏は，愛知・静岡・岐阜・三重の4県。
大阪圏は，大阪・京都・兵庫・滋賀・奈良・和歌山の2府4県。

活基盤を確かなものにするために社会的な扶養体制が充実される必要がある。わが国でも将来老齢人口が増加するという予測をまえにして、老齢年金や老年開発などの諸施策の拡充につとめなければならない。

巨大都市圏への人口集中　都市へむかっての人口の激しい移動集中傾向は、近代社会に共通の人口現象であるといえる。一九五五年から六〇年までの都市府県別の人口別の人口移動状況でみると、人口の流入超過となっていたのは、東京、大阪、愛知各都府県とそれらの週辺の四県であって、流入超過人口の六二%が東京を中心とする四都県に、二九%は大阪、兵庫県に吸収されていた。上記三大都市圏への転入人口は最近数年間に急速な増加を示していて、転入超過数も六〇万人をこえ、これらの地域に毎年鳥取県と同じ規模の人口がふえていることになるのである（第8表）。また、三大都市圏に転入する人口を転入前地域別にみてみると、第9表のごとくであって、後進的な中国、九州、四国および東北が主体をなしており、特に九州からの転出の顕著な増加傾向が注目される。

第9表　転入前地域別にみた三大都市圏への転入人口

（単位：千人）

区　分	1959年	1960年	1961年	1962年	1963年
総　数	812	936	1,041	1,119	1,147
北海道	33	42	54	60	72
東　北	146	167	185	203	202
関　東	181	179	179	189	191
北　陸	93	93	99	107	107
山　陰	30	32	34	37	38
山　陽	75	85	93	100	105
四　国	76	91	98	105	102
北九州	86	133	168	176	190
南九州	92	114	131	142	140

〔備考〕資料：総理府統計局「住民登録人口移動報告」。

これらの移動人口の大部分は就業に関連する労働力人口の移動であるといえる。一九六〇年の国勢調査における一年前常住地調査によってみると、県間の移動人口の六三%、県内移動人口の五六%は労働力人口であり、またこの移動人口を一五才以上に限定すると県間移動では七二%、県内移動では六七%が労働力人口であった。なお、わが国の巨大都市では、中小企業の集中度が高いことに留意する必要がある。製造業のみでも、一九六二年の工業統計調査結果によれば、従業員数三〇〇人未満の中小事業所の従業者の占める比率は全国平均六八%に対し、東京都ではその全国平均を大きく上廻り七二%強である。全国のそれら中小規模事業所の従業者のうち東京にはその一六%が集まっているのである。また、中小企業の多い商業、サービス業等第三次産業就業者の占める比率の上でも、東京は全国平均より高い。したがって人口吸収の要因となる雇用機会は、中小企業でより多い。さらに、国勢調査の結果によって、東京都への流入人口の年齢層についてみると、調査時前一年間に他県から転入した人口の約六〇%は一五～二四才の青少年層であり、そのまた六〇%は二〇才未満であった。一九六二年に東京少年鑑別所でとりまとめた非行青少年に関する調査報告によれば、若年労働力として東京都へ転入してくる青少年の三分の一は、従業員数九人以下の零細企業に就業しているものと推定されており、家庭においてまだ保

護されるべき年令の彼らに対する、そこでの生活上また職業上の指的な機能にほとんどみるべきものがないと指摘されている。中小企業の劣悪な労働条件、福利施設の不備、加えて都市社会の不健全さ等によって、彼ら中小企業年少労働者の転落が促進され、少年非行をわが国都市問題の代表的なものたらしめているといえるのである。かくして、都市人口の静態的な特徴は、その年齢構成の上で端的に示されている。第1図は代表的な農業県鹿児島と東京都における年齢階級別人口を比較したものであるが、一見して明らかなように、東京都においては若年人口が多く、老齢人口が相対的に少ない。これに対して、鹿児島県では老齢人口および幼少人口の占める比率が相対的に高くなっている。

第1図　東京都と鹿児島の人口の年齢構成（1960年）

〔備考〕資料1960年国勢調査結果，「昭和39年度，厚生白書」による。

第二章　人口の社会的構成

わが国人口の社会的構成なかんずく雇用労働人口の数量上の地位を明らかにするための資料としては国勢調査の結果が最も基本的なものである。それに事業所統計調査と就業構造基本調査の結果も基本的な資料として加えることができる。ところで戦後の国勢調査では一定の期間、すなわち一九六〇年の国勢調査では同年九月二四日から三〇日までの一週間（調査週間という）の就業状態によって、就業者と完全失業者とを調査し、双方を含めて労働力人口と呼んでいる。つまり、この定義によれば、一週間内に多少でも仕事に従事して、収入をえていたものまたは収入になる仕事をもっていたものはすべて就業者とみなされ、農家や零細小商工業の自営業主と家族従業者、臨時・日雇労働者その他からなる不完全就業者もしくは広範囲な低所得層を含むいわゆる潜在的な失業者のすべてを就業者中に数えあげてしまっている。一方、その完全失業者は、(1)調査週間中に収入をともなう仕事をしなかったもので、(2)休業中のものは除き、(3)就業が可能で、就業を希望し、(5)求職活動をしているものに限られ、調査の結果では、それは労働力人口中の二%前後を占めるにすぎず、そのうちでは就業の経験がなくて新たに職を求めているも

の、すなわち学校を卒業して未就職の子弟と、女子では家庭内職を求めている主婦を多く含んでいる。そこで、不完全就業者に関する資料としては、就業構造基本調査の結果がある。同調査はわが国における不完全就業の状況を明らかにしようとするもので、約一九万世帯を対象とした標本調査ではあるが、就業状態を国勢調査の場合のように一週間という限定された期間によって調査するのではなく、平素の状態によって調査し、有業者と無業者とをわかち、また転職希望追加就業希望といった主観的希望意識のほかに、就業時間、所得など客観的な事実の面から就業状態の把握を試みている。

国勢調査と就業構造基本調査が、全人口の就業状態について、世帯を単位として調査するのに対して、事業所統計調査は、農林水産業、公務などをのぞいた全事業所について、「仕事の行なわれている場所」すなわち事業所を単位として調査するもので、原則として同一の会社または業主に所属するものでも場所的に離れている支社、支店、分工場、出張所等をそれぞれ一事業所として調査するほか、農林水産業の事業所であっても、他の産業を兼営している部門の従業者や収支決算が分離できるものはその兼業だけを一事業所として調査するが、一方、一定の場所をもたない行商人、露店等は調査の対象からのぞかれることになっている。したがって国勢調査との比較のうえからいえば、事業所調査では零細自営業主や家族従業者について調査することが困難であり、また同一人が二つ以上の事業所で働いている場合には重複して調査されてしまうおそれもある。

ここではまず、最近の国勢調査の結果によって、わが国人口の社会的構成について概観し、すすんで雇用労働者の数量上の地位とその配置についてみたいと思う。

最近の国勢調査の結果とは、総理府統計局編「昭和三五年国勢調査報告（一％抽出集計結果）」であり、同報告では就業者をその従業上の地位によって、雇用者のある業主、雇用者のない業主、内職者、家族従業者、官公の雇用者、民間の雇用者、民間の役員に分けている。そのうち雇用者とは「国または都道府県、市区町村に雇用され」あるいは「一般の会社、団体、公社などに雇用されている人や、個人商店の雇い人のほか、個人の家庭に雇われている家事使用人」を含み、賃金、給料などをうけているものをいう。したがって、この雇用者から会社、団体の高級社員ならびに高級官公吏（課長以上）等資本家的機能のにない手と目すべき人たちを控除することが可能であるならば、だいたいにおいて無産者であって、その生活を自己の勤労または労働力の提供にもとづく賃金、給料その他これに準ずる報酬によって維持するものを区分しうるわけであって、それによって、雇用労働者のわが国人口中における地位について知ることができよう。なお、一九六〇年国勢調査における従業上地位別区分の定義は次のとおり。

(1) 雇用者のある業主――個人で事業を経営している人で、その事業のために一人以上の雇用者を使用している人をいう。

(2) 雇用者のない業主――個人または家族とだけで事業を営んでいる人で、その事業のために雇用者を一人も使用していない人をいう。

(3) 内職者――自宅で内職をしている人をいう。ここで内職とは、主婦や老人などが店や作業場などの設備を持たないで、家庭で行なう賃仕事をいう。

(4) 家庭従業者――個人商店や農家などで、家族の経営する事業を手伝っている人をいう。

(5) 官公の雇用者――国または都道府県、市区町村に雇用されて、賃金・給料などをうけている人をいう。この場合、常勤・非常勤または現業・非現業のいかんをとわない。

(6) 民間の雇用者――一般の会社、団体、公社などに雇用されている人や、個人商店の雇い人のほか、個人の家庭に雇われている家事使用人も含む。公団、公庫、国鉄、駐留軍などに雇用されている人も、民間の雇用者に含まれる。

(7) 民間の役員――会社、団体、公社などの役員（重役、理事など）をいい、たとえば株式会社の取締役・監査役、合名会社や合資会社の代表社員、組合や協会の理事・監事など、また、公社や公団の総裁・理事・監事なども含む。

前掲国勢調査報告によるわが国内地総人口は九三三四万七〇〇〇人で、満年齢一五歳以上の労働力総数は四四〇〇万九〇〇〇人である。そのうち就業者は四三六九万一〇〇〇人で、男子二六六〇万九〇〇〇人、女子一七〇八万一〇〇〇人両者の割合はそれぞれ六〇・九%、三九・一%を占めている。

一五歳以上労働力の状態（単位千人）

区分	総数	男子	女子
労働力	四四、〇〇九	二六、八三三	一七、一八七
就業者	四三、六九一	二六、六〇九	一七、〇八一
従業中の者	四三、一八三	二六、二六八	一六、九一四
休業中の者	五〇八	三四一	一六七
完全失業者	三九	二三	一〇五

右の就業者を従業上の地位別にみると（第10表）、個人業主九六万八〇〇〇人、家族従業者一〇五〇万九〇〇〇人で、就業者総数に対する割合は前者二二・一%、後者二四・一%、合わせて四六・三%にあたる。個人業主総数のうちでは、その五一・一%が農業に含まれ、卸売・小売業二〇・六%、サービス業九・一%、製造業六・

第10表　従業上の地位別就業者数　（単位：千人）

区分	1960年			1955年
	総数（同割合）	男	女	総数（同割合）
総数	43,691 (100.0)	26,609	17,081	39,154 (100.0)
業主	9,688 (22.2)	7,380	2,308	9,350 (23.9)
雇用者のある業主	1,186 (2.7)	995	191	1,091 (2.8)
雇用者のない業主	8,502 (19.5)	6,385	2,117	8,259 (21.1)
うち内職者	325 (0.7)	12	313	… (—)
家族従業者	10,509 (24.1)	2,847	7,662	11,975 (30.6)
雇用者	23,490 (53.8)	16,381	7,109	17,829 (45.5)
官公の雇用者	3,481 (8.0)	2,577	904	3,149 (8.0)
民間の雇用者	20,009 (45.8)	13,804	6,205	14,680 (37.5)
うち民間の役員	721 (1.7)	664	57	… (—)
不詳	5 (—)	2	3	1 (—)

〔備考〕 1) 年齢15歳以上就業者。
2) 「昭和35年国勢調査報告（1%抽出集計結果速報）」による。

八％、この四業主で個人業主総数中の八七・六％を占める。また、家族従業者総数のうちその七六・一％が農業に属し、一六・五％は卸売・小売業、製造業に属している。ところで、以上を一九五五年の国勢調査結果と比べてみた場合、雇用者の就業者総数中における大幅な比重増加が目だっている。すなわち、この五年間に、就業者数では四五三万七〇〇〇人（一一・六％）を増加したにもかかわらず、個人業主の増加は三三万八〇〇〇人（三・六％）にとどまり、家族従業者は逆に一四六万六〇〇〇人（一二・二％）を減少した。その結果両者を合わせたものの就業者総数中における割合は五四・五％から四六・三％へと低下し、一方、雇用者の増加は五六六万一〇〇〇人（三一・八％増）に達し、同じ割合は四五・五％から五三・八％へと、ほぼその比重を逆転していることになり注目される。

次に就業者を第11表によって産業別にみると、一九六〇年の農業就業者数は一三二二万人で一九五五年の一四八九万人より一六七万人（一一・二％）の減少であり、林業および漁業の就業者数もそれぞれ一二・五％、三・八％を減少し、農業、林業、漁業を合計した第一次産業全体では、一九五五年の一六一一万人から六〇年には一四三五万人へと一七七万人（一一％）の減少となった。そのうち農業就業者数の減少を男女別にみると、男子は一〇三万人（一四・六％）減で、男子の減少が大きい。そのため農業就業者に占める男子の割合も一九五五年の四七・六％から四五・八％へと低下した。一方、製造業の就業者数は九四九万人、建設業二七〇万人と、一九五五年の製造業六九〇万人、建設業一七八万人に比べ、製造業は二五九万人（三七・六％）増、建設業九二万人（五一・六）増という著増を示したが、ただ鉱業だけは一九五五年と比べて微減となった。この結果、製造業、建設業および鉱業の各就業者を合計した第二次産業就業者数は一二七三万人で、全産業就業者のうち二九・一％を

第11表　産業別15歳以上就業者数（1955・1960年）　（単位：千人）

区分	1960年	1955年	増減数	増減率（%）	産業別割合 1960年	産業別割合 1955年
総数	43,691	39,261	4,429	11.3	100.0	100.0
第一次産業	14,346	16,111	△ 1,765	△11.0	32.8	41.0
農業	13,216	14,890	△ 1,674	△11.2	30.2	37.9
林業・狩猟業	454	519	△ 65	△12.5	1.0	1.3
漁業・水産養殖業	676	702	△ 26	3.8	1.5	1.8
第二次産業	12,731	9,220	3.511	△38.1	29.1	23.5
鉱業	533	535	△ 2	0.4	1.2	1.4
建設業	2,703	1,783	920	51.6	6.2	4.5
製造業	9,495	6,902	2,593	37.6	21.7	17.6
第三次産業	16,604	13,928	2,676	19.2	38.0	35.5
卸売・小売業	6,870	5,473	1,397	25.5	15.7	13.9
金融・保険不動産業	796	623	173	27.8	1.8	1.6
運輸・通信業	2,203	1,819	834	21.1	5.0	4.6
電気・ガス・水道業	233	230	4	1.7	0.5	0.6
サービス業	5,171	4,423	747	16.9	11.8	11.3
公務	1,332	1,361	△ 29	2.2	3.0	3.5
分類不能の産業	10	2	8	…	…	…

〔備考〕△印は減少を示す。

占めるにいたった。一九五五年にはこの割合は二三・五％にとどまっていた。商業・サービス業など第三次産業の就業者数は一六六〇万人で、全就業者数の三八・〇％を占め、一九五五年より二六八万人（一九・二％）の増加をみた。内訳では金融・保険・不動産業の二七・八％増、卸売・小売業の二五・五％増が目だっている。

第三章　主要部門別労働者

第一節　工業労働者

通産省調査統計部編「昭和三七年工業統計表、産業編」（一九六四年一二月刊）によると（第12・13表）、一九六二年一二月末の製造業事業所総数は四九万二二〇二、その従業者数は八九九万八三九三人で、前年に比べて事業所数では四五二（〇・一％）、従業者数でも二四万七〇〇〇人（二・八％）を増加した。ことに従業者数の増加は衣服その他の繊維製品製造業（一〇・四％）、皮革・同製品製造業（一〇・〇％）、ゴム製品製造業（六・五％）と軽工業部門で目だち、一方、需要の減退から需給調整のために減産措置の強化もしくは実施をみた部門が多く、前年まで増加の著しかった機械関係産業の伸びは鈍化し、鉄鋼業、石油製品・石炭製品製造業、繊維工

第12表　製造工業の従業者構成　（単位：人）

区分		1962年 総数	1962年 男	1962年 女	1961年
就業者総数		8,998,393	5,833,006	3,165,387	8,751,001
従業者4人以上の事業所	個人業主および家族従業者	196,059	120,528	75,531	192,508
	常用職員	1,614,893	1,190,798	424,095	1,472,798
	常用労働者	6,634,354	4,163,588	2,470,766	6,523,192
	計	8,445,306	5,474,914	2,970,392	8,188,498
従業者3人以下の事業所	個人業主および家族従業者	395,274	253,245	142,029	395,387
	常用労働者	157,813	104,847	52,966	167,116
	計	553,087	358,092	194,995	562,503

第13表　製造工業の業種別事業所数および従業者数　(1962年12月末現在)

区分	従業者4人以上の事業所				
	事業所数	従業者数(人)			
		計	うち常用労働者		
			計	職員	労務者
総数	248,786	8,445,306	8,249,247	1,614,893	6,634,354
男	—	5,474,914	5,354,386	1,190,798	4,163,588
女	—	2,970,392	2,894,861	424,095	2,470,766
食料品製造業	36,408	841,254	806,538	151,702	654,836
繊維工業	39,660	1,156,322	1,107,798	121,000	986,798
衣服，その他の繊維製品製造業	10,296	222,483	211,698	26,883	184,815
木材，木製品製造業	26,165	448,014	429,228	69,039	360,189
家具，装備品製造業	10,524	177,196	168,369	27,073	141,296
パルプ，紙，紙加工品製造業	7,746	276,990	270,704	52,817	217,887
出版，印刷，同関連産業	11,267	320,088	313,766	104,283	209,483
化学工業	4,832	468,104	466,823	124,085	342,738
石油製品，石炭製品製造業	592	33,989	33,862	10,688	23,174
ゴム製品製造業	1,633	151,358	150,426	22,774	127,652
皮革，同製品製造業	2,319	50,796	48,837	8,337	40,500
窯業，土石製品製造業	13,818	416,191	402,194	63,057	339,137
鉄鋼業	5,111	467,686	466,145	84,407	381,738
非鉄金属製造業	2,464	174,878	177,654	35,542	138,494
金属製品製造業	20,176	523,060	504,173	99,446	411,993
機械製造業	20,239	856,004	846,968	201,021	645,947
電気機械器具製造業	9,439	801,195	797,809	203,890	593,919
輸送用機械器具製造業	7,087	553,462	550,183	120,763	429,420
計量器等精密機械器具製造業	3,789	167,464	165,661	34,391	131,270
武器製造業	9	1,134	1,133	205	928
その他の製造業	13,757	337,638	325,630	53,490	272,140

〔備考〕1)　本表における従業者とは，常用労働者と個人業主および家族従業者を合せたもので，常用労働者のうち職員と労務者とはそれぞれの職務によって次のごとく区分されている。

職員――常用労働者のうち，技術的，管理的および書記的職務に従事する者。労務者――常用労働者のうち，製造，加工，組立，修理の作業に従事する者およびこれらの補助的作業とみなされる検査，包装，運搬などの作業に従事する者などあって，継続して30日以上雇用された臨時，日雇のものを含む。

2)　「昭和37年工業統計表」による。

業の三業種では従業者数の減退を示した。

第二節　鉱山労働者

通産省調査統計部編「昭和三八年、本邦鉱業の趨勢」（一九六五年一月刊）によってみると、金属、非金属、石炭亜炭各鉱山、鉱山精錬所、石油・天然ガス採油所等鉱業に従事する労働者数は左のとおりである（一九六三年一二月末現在、単位人）。

	労務者	職員	臨時・請負	計
金属鉱山	三八、二二五	六、七〇三	六、四五四（四、一三九）	五一、三六三
非金属鉱山	二九、一一九	五、一〇一	七、八七（五、二四〇四）	四二、〇六七
精錬所	一五、五七一	二、六六五	七二六（八一）	一八、九六二
石炭鉱山	一三、八二七	一九、三二九	二八、五二三（二三、六〇九）	一七〇、六七八
亜炭鉱山	三、六二九	四二三	—	—
石油天然ガス採油所	三、五六〇	一、五四九	四、二四三（三、三七九）	五、一〇九

（注）石炭、亜炭鉱山は一九六四年三月末現在労務者は実働者のみで長期欠勤者を含まない。そのほかはすべて在籍者数である。臨時・請負夫欄のカッコ内は請負夫のみを示す。

第14表　炭鉱労働者数

（3月末現在，単位：人）

区分			1965年	1964年
常用労務者	坑内夫	直接夫	66,748	71,204
		間接夫	26,824	28,554
		計	93,572	99,758
	坑外夫		23,713	28,199
	（うち女子）		5,980	6,914
	合計		117,285	127,957
臨時夫			4,993	4,913
請負夫			21,378	23,609
職員			17,575	19,329

〔備考〕常用労務者には在籍労務者のほか，常用臨時労務者（1964年7,544人，1965年7,005人）を含む。

通産省調査統計部編「石炭統計月報」によって、特に炭鉱労働者のみについてみると（第14表）、一九六五年三月末現在の常用労務者一一万七〇〇〇人（うち常用臨時労務者七〇〇〇人を含む）は前年同月末現在に比べて一万〇六七二人（八・三％）の減少。また、請負労務者数は二万一〇〇〇人で、同じく二二三一人（九・四％）の減少となっている。

第三節　運輸・通信労働者

交通協力会編「交通年鑑、一九六四年版」ならびに運輸省調べによる運輸交通関係従業者数は次のとおりである。

▽日本国有鉄道職員数（一九六四年九月末現在、第15表）

第16表　郵政省機関別職員数
（4月1日現在，単位：人）

区分	職員数
1962年総計	299,013
1963年総計	305,003
官吏	202,972
雇員	102,031
内部部局	2,440
付属機関	3,870
地方支部局	298,693
地方郵政監察局	1,262
地方郵政局	7,297
地方電波監理局	2,019
地方貯金局	17,964
地方簡易保険局	5,834
郵便局	264,326

〔備考〕1）郵便局のカッコ内は特定局長数の再掲。
2）郵政省「昭和38年度郵政統計年報，総括編」（1964年12月刊による）。

第15表　日本国有鉄道機関別職員数
（1964年9月末現在）

区分	職員数
	人
本社	2,721
本社付属機関	2,883
幹線工事局	1,261
操機工事事務所	118
支社	3,148
鉄道管理局	383,057
船舶管理部	825
自動車事務所	11,593
資材部	4,787
工場	37,260
自動車工場	402
工事局	4,181
給電管理局	911
電気工事局	2,228
志免炭鉱整理事務所	107
計	455,482

〔備考〕鉄道管理局には，新潟，四国，中国，東海道新幹線支社を含む。

▽地方鉄道・軌道従業員数（一九六四年三月現在）　一三万〇九五九人（うち女子一万〇三八六）人
▽陸運関係従業員数（運輸省自動車局所管、一九六四年三月現在）　四五万五四八二人
▽船員数（運輸省編「昭和三九年度、船員統計調査報告」による船員法適用船員、一九六四年四月一日現在）、左のうち船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、事務長、船医およびそれと同等の待遇をうけているものを職員といい、部員とは職員以外のすべてのものをいう。　二〇万九四三八（うち部員一四万四五七三）人
また、郵政・通信関係従業員は次のごとくである。
▽郵政省職員数（一九六三年四月一日現在、第16表）。　三〇万五〇〇三人
▽日本電信電話公社職員数（一九六四年四月末現在）　二一万九〇〇四（うち女子六万八二三四）人

第四節　公務労働者

国家、地方公務員の総数とその内訳は第17表のとおりである。なお、同表の国家公務員特別職のうちには、その約九二％にあたる二七万六〇〇〇人の防衛庁職員いいかえれば自衛隊員を含む。

第17表　公務員の総数　（単位：人）

区分	1964年	1963年
国家公務員	1,142,847	1,126,653
常勤職員 特別職	303,735	300,631
常勤職員 立法部	3,832	3,816
常勤職員 司法部	23,283	23,133
常勤職員 行政部	276,620	273,682
常勤職員 一般職（行政部）	839,112	826,054
地方公務員	1,616,974	1,589,455
一般職員	686,480	682,784
教育職員	733,732	715,774
警察・消防職員	196,762	190,897
政府関係機関職員	735,248	723,150

〔備考〕1）地方公務員数は地方財政計画にもとずいて作成，事業費支弁の職員および公営企業会計の職員を含やず。
2）行政管理庁行政管理局調べ。

第五節　教育労働者

一九六四年五月一日現在の学校基本調査結果（文部省編「文部統計速報」一〇四、一〇五号）によると、全国の大学以下、幼稚園、盲・ろう・養護学校に勤務する教職員総数（本務者のみ）は一一三万五九四二人、そのうち教員八七万七〇〇〇人、職員二五万九〇〇〇人で、それぞれ学校種類別にみると第18表のとおりである。以上の本務者のほか、教員では兼務者が大学・短期大学で三万三〇〇〇人、高等学校以下に四万七〇〇〇人いて、その内訳は幼稚園四八七三人、小学校一九二三人、中学校一万〇九九五人、高等学校二万九

第18表　学校別本務教・職員数
（5月1日現在，単位：人）

区分	教員	職員
1963年総計	847,700	239,509
1964年総計	876,992	258,950
小学校	343,296	84,441
中学校	241,619	33,357
高等学校	178,782	46,062
大学・短期大学	64,433	84,631
幼稚園	40,973	6,303
特殊学校	7,889	4,156

〔備考〕特殊学校は盲・ろう・養護学校の集計。

四七三人、盲・ろう・養護学校四一一人となっている。

第四章　中小企業労働者と都市下層労働者

中小企業労働者

わが国産業のうちでは、中小企業ならびに家族労働を主体とした零細経営の比重が著しく高く、その内部構成をみると、巨大企業の下請中小企業、その再下請中小企業、さらに末端の零細経営という階層的序列が明らかとなり、その下層へいくほど、多くの問屋、製造業者、仲介人の介入と支配を通じて、あれやこれやの仕事を浮動的に行ない、過度競走に明け暮れているというのが実情である。ここでは、工業や運輸業については従業者三〇〇人未満、商業やサービス業については従業者三〇人未満を中小企業とする通常の基準にしたがって、中小・零細企業とその労働者を区分すると第19表のごとくである。すなわち、「昭和三八年、事業所統計調査報告」によると、民営、公営、国営・公共企業体を含む非農林全産業の事業所総数は四〇一万三五〇三、その従業者総数は三〇〇四万〇一八四人で、このうち製造業、卸売・小売業、サービス業、建設業、運輸通信業以上五大部門総従業者の七二・八％までが中小企業従業者であるという結果がでてくる。

ところで、中小工業についていえば、その底辺に位置する家内工業労働者にたいしては、労働基準法さえ適用されていない。それは、その労働が、委託者の直接的な指揮監督の下に行なわれるものでないという理由、あるいはまた、委託者との間に法律的な雇用関係をもつものでないという理由によっている。だがしかし、彼らが独立自営の労働者でないことはいうまでもなく、そこでの契約の目的があくまでも労働であり、かつその内容が委託者の決定的優位の下に左右されつつある実情からすれば、家内労働者はそれぞれの委託者に従属する「事実上の賃労働者」とみなさるべきであろう。家族労働者に加えて、雇用労働者の従業者中における割合が増加し、規模が拡大するにつれて、家内工業から小工場制工業への過度的形態のものがふえ、従業者数一〇人を超えたところでは、小工場としての体裁をもつものが多くなってくるといえる。三〇人から九九人未満の層は業主によっては小工場にもはいれば、また中工場にもはいる中間帯である。一〇〇人以上三〇〇人未満と従業者数が拡大するにつれて、中小工場のうちの中工場の層がしだいに明瞭に現われてくるようになる。そして、三〇人前後の従業者規模の工場では、業主はもはや直接的な労働から解放され、小工場主、小経営者としての実質をもつものとなってくるのであって、そこでは、おのずから販売すなわち受注の確保と資金の調達、あるいは再下請や家庭内職等の外注管理に経営の重点が移行し、作業現場の維持・管理および労働者を監督する諸機能の一部もしくは全部が、親方労働者や職長等現場のいわば中間管理者の手にゆだねられるようになる。一人前の熟練労働者は、ここでは屢々みずから作業を行なう労働者であるばかりでなく、作業の段どり、道具の整備、機械の保全・修理をふくむ作業の包括的な管理者であり、労働者の雇入れと解雇、職務評価と賃金の格付け等労務管理についても、その権限のかなりの部分を業主から移譲されている。この親方労働者の下で働く労働者のうちでは、廉価で未成熟な年少労働者と中高年単純技能労働者が多数を占め、そこでの労働条件は劣悪かつ浮動的であって、大企業労働者の労働者階級中における地位を上層とするならば、彼ら中小工業

第19表　従業者規模別事業所数および従業者数
（1963年民営・公営・国営・公共企業体）

区分	事業所数		従業者数	
	実数	構成比	実数	構成比
非農林全産業	4,013,503	100.0	30,040,184人	100.0
1人	1,081,179	26.9	1,081,179	3.6
2～4人	1,886,493	47.0	4,887,829	16.3
5～9人	537,859	13.4	3,438,888	11.4
10～29人	357,571	8.9	5,704,907	19.0
30～99人	119,881	3.0	5,876,400	19.6
100～299人	23,457	0.6	3,757,197	12.5
300～499人	3,780	0.1	1,425,781	4.7
500人以上	3,283	0.1	3,868,003	12.9
建設・製造・運輸通信業	965,642	100.0	15,379,814	100.0
1人	179,302	18.6	179,302	1.2
2～4人	345,849	35.8	954,005	6.2
5～9人	182,813	18.9	1,192,222	7,8
10～29人	168,434	17.4	2,741,870	17,8
30～99人	67,060	6.9	3,368,132	21,9
100～299人	16,707	1.7	2,694,558	17,5
300～499人	2,852	0.3	1,077,949	7.0
500人以上	2,625	0.3	3,171,776	20.6
商業・サービス業	2,888,295	100.0	12,906,957	100.0
1人	833,693	28.9	833,693	6.5
2～4人	1,494,065	51.7	3,816,979	29.6
5～9人	339,928	11.8	2,147,746	16.6
10～29人	171,111	5.9	2,655,816	20.6
30～99人	43,304	1.5	2,041,281	15.8
100～299人	5,225	0.2	811,179	6.3
300～499人	587	0.02	220,900	1.7
500人以上	382	0.01	379,363	2.9

〔備考〕1)　非農林全産業には上掲産業の外，鉱業，金融・保険業，不動産業，ガス・電気・水道業を含む。
2)　総理府統計局編「昭和38年事業所統計調査報告」による。

労働者はその下層に位置するといえる。

都市下層労働者　わが国の巨大都市の特徴の一つとして、中小企業の集中度の高いことをさきに指摘したが、右の中小工業労働者をふくむ都市下層階層の量的大きさについては第20表のごとく示されており、本表の作成方法について次のようにのべられている（江口英一「都市下層の労働者の状態」、雑誌「経済」一九六五年一一月掲載による）。

本表の作成方法は、各年度国勢調査による職業小分類別就業者を農林業関係就業者と非農林業関係職種従業者に分け、後者について、①まず二一の大きな職種群別就業者にふり分ける。②その各々の中から家族従業者と官公の従業者を区分し、民間従業者を抽き出す。③つぎに民間の従業者について、これを事業所の規模で切る。このために、各年度に近い事業所統計調査報告を用いる。この区分は一―四人、五―二九人、三〇―四九九人、五〇〇人以上の四つである。すなわち、先述の各職種群を最も多く代表する産業での、上述の四つの企業規模別従業者比率で区切るのである。④つぎに、区切られた各職種群の就業者を表中の各階層にふり分け、合計して各階層別就業者数を算出するものである。いま各階層について注意点を摘記すればつぎのとおりである。

Ⅰ、**資本家階級**中、2部門担当経営者とは増大する資本家的機能の個別的遂行機関としての種々の経営担当者や高級官吏など。3小経営主とは一般的な経営者にたいし、資本家的経営をおこなう小資本の所有者であって、鉱工業、建設、運輸などの規模五―二九人の業主と商業、サービス業における五―九人の業主。

Ⅱ、**自営業者層**は、今日では、大部分本来的な自立営業者とはいいがたい。そしてその中心は、相対的な自立性さえ失っているものが少なくない。そこでこうした似而非的な自営業者を名目的自営業者として区別する。これは多くいわゆる事実上の賃労働者と考えられるものに相当する。そこで、1)建設職人は、建設業男子の一―四人の業主・家族従業者、および二―四人の雇用者をふくめる。2)手工業者とは、手工的工業における二―四人の業主・家族従業者で、いわゆる建設以外の職人といわれるもの、たとえば仏具師、桶職など。3)は商業、サービス業における二―四人規模の業主・家族従業者。4)は陸上運輸の一―四人業主・家族従業者。5)は医療技術者の一―四人業主・家族従業者および二―四人規模での雇用者、男子のみ。つぎに、Ⅱ自営業者層の、名目的自営業者中　1)は行商・露店商、類似の浮動的職業従事者とサービス業の一人業主である。たとえば夜なきそば、野菜行商のごときである。2)小商人は商業の一人業主であり、駄菓子屋など。3)仲買人は、不動産業など。4)には、手工業的工業の一人および二―四人の業主・家族従業者で女子のもの。および一―四人の機械工業の業主・家族従業者をふくめた。

Ⅲ、**使用人層**とは、まさに事実上の賃金労働者とよばれるものである。しかも賃労働関係から過剰化された労働者の一部分である。しかし、資本制経済機構に組みこまれた自営業者層における業主とおなじく、その被用者も、将来の賃労働者としての経過的位置にあると考えて、とくに特別にとりだしたものである。その内容は、1は前記「小商業飲食業者」の被用者であり、2は家事使用人とそれ以外の「小サービス業者」の被用者である。3は、先出「手工業者」にたいして、手工的工業、機械工業の二―四人規模の被用者である。

Ⅳ、**労働者階級**中、1単純労働者における1)は、日雇的および常用的単純労働者の全部および臨時労働者、女子で建築業一―四人の業主・家族従業者および二―四人の雇用者をふくめた。守

第20表　都市的社会階層の分布と増減

区分	1950年		1955年			1960年		
	実数(千人)	比率	実数(千人)	比率	50年に対する増減(千人)	実数(千人)	比率	55年に対する増減(千人)
非農林業職種従業者	18,603	100	23,404	100		29,598	100	
非農林のうち								
Ⅰ 資本家階級	945	5.1	1,355	5.8	410	1,637	5.5	282
1. 会社経営者	162	0.9	333	1.4	171	509	1.7	176
2. 部門担当経営者	479	2.6	508	2.2	29	474	1.6	△ 34
3. 小経営主	304	1.6	514	2.2	210	653	2.2	139
1) 鉱業，建設，手工制工業，機械制工業，陸上海上運輸	220	1.2	319	1.4	99	405	1.4	86
2) 商業，サービス業種	84	0.4	195	1.0	111	248	0.8	53
Ⅱ 自営業者層	4,745	25.5	5,668	24.7	923	5,874	19.8	206
1. 自営業者	2,649	14.2	3,480	14,9	831	3,767	12.7	287
1) 建設職人	424	2.2	525	2.2	101	576	1.9	51
2) 手工業者（建設以外の職人）	299	1.6	342	1.5	43	432	1.5	90
3) 小商業，飲食，サービス業者	1,576	8.6	2.217	9.5	641	2,384	8.0	167
4) 運送業者	29	0.2	35	0.2	6	58	0.2	23
5) 医療保健業者	138	0.1	123	0.5	△ 15	58	0.2	△65
6) 自由業	184	1.0	238	1.0	54	250	0.9	21
2. 名目的自営業者	2,096	11.3	2,288	9.8	192	2,107	7.1	△181
1) 行商，露店商，類似の浮動的職業の従事者	584	3.1	557	2.4	△ 27	837	2.8	280
2) 小商人	349	1.9	433	1.8	84	265	0.9	△168
3) 仲買人	123	0.7	227	5.0	104	314	1.1	87
4) 資本制家内労働者	1,041	5.6	1,071	4.6	30	691	2.3	△380
Ⅲ 使用人層	1,103	5.9	1,797	7.7	694	1,825	6.2	28
1. 商業使用人	214	1.2	279	1.2	65	286	1.0	7
2. サービス使用人	602	3.3	1,197	5.1	575	1,131	3.8	△ 66
3. 職人および手工業者使用人	266	1.4	321	1.4	55	408	1.4	87
Ⅳ 労働者階級	11,810	63.5	14,484	61.8	2,674	20,263	68.5	5,779
1. 単純労働者	2,517	13.5	3,323	14.2	806	4,273	14.5	950
1) 単純労働者	1,690	9.1	2,007	9.0	317	2,660	9.1	653
2) 官公単純労働者	159	0.9	160	0.7	1	142	0.5	△ 18
3) 販売労働者	657	3.5	1,056	4.5	399	1,470	4.9	414
2. 生産労働者	5,113	27.5	6,189	26.4	1,076	9,260	31.6	3,171
1) 下層	1,876	10.1	2,599	11.1	723	3,504	11.9	905
2) 中層	1,386	7.5	1,845	7.9	459	2,886	9.7	1,041
3) 上層	1,138	6.1	1,109	4.7	△ 29	1,721	5.8	612
4) 官公	713	3.8	635	2.7	△ 78	1,250	4.2	615
3. 俸給生活者	4,180	22.5	4,972	21.2	792	6,630	22,4	1,658
1) 下層	610	3.3	946	4.1	336	1,306	4.5	360
2) 一般	698	3.5	846	3.6	158	1,368	4.6	522
3) 上層	522	2.8	428	1.8	△ 94	669	2.3	241
4) 技術者	392	2.1	584	2.5	192	812	2.7	228
5) 官公	1,793	9.6	1,856	7.9	63	2,096	7.0	140
6) 公安俸給生活者	214	1.2	313	1.3	99	280	1.3	67

〔備考〕1)　△印は減少。
2)　江口英一「都市下層の労働者の状態」（雑誌「経済」1965年11月掲載，による。

衛、雑役、廃品選別工等々である。2)は先出の「商業使用人」すなわち二―四人規模の商業被用者をのぞく被用者で、臨時もふくむ。3)は単純労働者、販売サービスの官公雇用者である。

つぎに、2生産労働者として1)下層は先述の「小経営主」のもとで、一般に五―二九人規模の鉱業、手工的工業、機械工業、陸上運輸、水上運輸分野の就業者および陸上運輸の二―四人の雇用者および上記の諸分野の臨時労働者。2)中層は上記における三〇―四九九人規模の生産労働者。3)上層は五〇〇人以上の雇用者。4)は鉱業、建設、手工的工業、機械工業、陸上海上運輸通信業の生産労働者。

最後に、3俸給生活者は、経済機構の大規模化、複雑化にともない、その機能や経済的地位においていちじるしい相異が生じてきたが、そのうち、直接経営業務にたずさわるものを「部門経営担当者」としてとりのぞき、1)「下層」は五―二九人での小経営に属する事務従事者、2)「一般」は五〇―四九九人規模の、3)「上層」は五〇〇人以上の事務従事者および民間の教師全部である。4)の技術者は医療技術者の五―二九人業主、および五人以上の医療技術雇用者、その他の技術者の全部をふくんでいる。5)は事務従事者、教師、医療およびその他の技術者、自由職業の官公雇用者がその内容である。6)は公安従事者の全部。

さて、第20表によると、都市的諸階層のなかで自営業者層に属するものは、一九五〇年の四七五万から、五五年には五六七万と九二万の純増（とくに名目的自営業、使用人層）をきたしたが、六〇年には五八七万と二一万の小幅な増加である。しかし、これを比率でみると、総合計の二五・五%から二四・七%、さらに一九・八%と一貫して比重を低め、とくにそれは一九五五年後急速である。これにたいし労働者階級として表示された部分は、同じ年度間に、一一八一万から一四四八万、さらに六〇年には二〇二六万（五七八万の純増）と飛躍的に増大した。これを指数にすると一〇〇、一二三、一七二となる。ただ総体での比率の上では、一九五〇年の六三・五%から五五年には六一・八%と若干減少したが、六〇年では六八・五%とその増大が一挙的である。

いま、本表による諸階層のうち、「自営業者層」中の「建設職人」、「手工業者」（建設以外の職人）、「名目的自営業者」（その中に表記のいくつかの階層をふくむ）、「使用人層」（同上）および「労働者階級」中の「単純労働者」（同上）と生産労働者「下層」とをいわゆる都市の下層階層としてとらえ、その量的大いさについてみると、その総数は一九五〇年で八三〇万、五五年一〇八七万、六〇年で一二七二万という数字になる。これを指数で示せば、一〇〇、一三一、一五三ということになる。ところで、その全都市

第21表　都市下層階層就業者の動き

（単位：千人）

区　分	名実ともに労働者階級	それ以外	計
1950年	4,393 (53.0) 100	3,902 (47.0) 100	8,295 (100) 100
1955年	5,922 (54.2) 135	4,952 (45.5) 127	10,874 (100) 131
1960年	7,777 (61.2) 176	4,940 (38.8) 126	12,717 (100) 153

〔備考〕1)　都市下層階層とは前表による「建設職人」,「手工業者」,「名目的自営業者」および「使用人」の全部と労働者階級として表示した「単純労働者」の全部および「労働者下層」である。

2)　前掲論文による。

的社会階層のなかに占める地位は、一九五〇年で四四・六%、五五年四六・五%とそれ自体大きな比重を占め、六〇年には四三・一%と比重としてはやや減少している。だがこの最後の数字の減は、いわゆる「高度成長経済」のもとで下層階級が減少し、その重圧が緩和されたことを必ずしも意味するものでない。すなわち、上記の都市下層諸階層を、名実ともに労働者階級に属するもの（生産労働者「下層」および「単純労働者」）とそれ以外にわけ、その動向をみると第21表のごとくなる。この三時点の間に、都市下層階層のなかで労働者階級に属するものが急速に増大した。そこで、労働者階級としての下層階層に属するものを一九五〇年を基準にして指数化すると、同じく表に示されたように、一〇〇、一三五、一七六と増大し、さきに示した労働者階級全体の増大とひとしく、むしろこのかぎりでは、それ以上の増勢を示していたことになる。

このことは何を意味するか、前掲論文は次のように述べている。「ここで叙述している下層階層の実体は、現在の資本主義のもとでの堆積された相対的過剰人口なのであるが、しかも半失業としての上述の下層労働者階層は、表中に分類した〃生産労働者〃労働者〃中・上層〃のなかに、いわゆる『技術革新』とともに増大した大量の〃不熟練労働者〃と直接労働市場で競走し、その不安定と労働条件の低下、過度労働などの、現実的で直接的な加速剤となっている。……これこそ、まさに現代の低賃金構造を構成する基礎構築の一つの柱であるといわねばならない。」また、「周知のごとく、日本の工業生産は、昭和三〇年以後、重化学工業なかんずく電気機器などを先頭として、急激に膨張し、日本経済は急速な拡大を遂げた。これにともない、表中にみるように、生産労働者〃中・上層〃の大幅な増加を示すとともに、一方下層としての単純労働者、労働者〃下層〃等を、そして全体としての都市下層階層を減少せしめることなく、むしろその基礎の上に拡大した。階層として固定され、停滞化したまま流動した」と。かくして、都市下層労働者の問題は、全労働者階級の問題を規定する基礎的な性格のものとして位置づけられることになり、その注目すべき最近の動向についても以下のように指摘されている（前掲論文による）。

ここでさしあたり注目すべきことは、いわゆる「高度経済成長」のもとでおこなわれた産業構成の急速な変化と高度な資本蓄積は、いわゆる「技術革新」をともないつつ、労働力の有用的側面において新しい傾向を生みだした。あるいはその特徴をいっそうはっきりさせた。これを端的にいえば、無技能で単純労働にしたがう広範な「不熟練労働層」の形成である。ここで「不熟練労働」とは、ある程度の習熟や馴れをふくむが、主として軽易な、または高位な筋力を中心とする単純・不熟練な労働である。この場合、習熟または馴れと労働の強度とが、ある程度代替する場合がある。ところで「不熟練労働」力は、このようにして、重筋労働を必要とする若年労働力と、それを習熟が代替するか軽度な筋肉労働のみで行なわれる高壮年労働力とに分化した。たとえば、いわゆる「日雇労働者」とよばれ、表中「単純労働者」としてとりあつかわれた労働分野でも、簡単な機械を用い、重筋労働にしたがう土工、とび、仲仕などと、いわゆる軽作業人夫、雑役などとよばれる労働にわかれ、後者は、前者の手助けとして組み合わせられる場合がひろがった。それはいわゆる製造業の中小企業のなかにもみられる。産業によって相異はあるが、労働者、とくに手先、雑役人夫としての高壮年層は、産業間において、現実にどの分野も共通的就業分野となりつつある。このような現象は大企業の場合においてもみられるであろう。このようにして、二つの「不熟練労働」の種類は、資本にとっての別の労働市場を形成す

るが、労働者としては、その長期の過程として、この両分野の市場の労働をつなぎあわせていかねばならぬ。しかしそれをつなぎあわせうる保障はなにもない。この両分野自体、つねに「合理化」され、そこでの労働は、もともと「不熟練労働」であるから過剰化されているのだが、その傾向がいっそうすすめられるからである。そして、その雇用は、「日雇」「臨時」あるいは「常用」と称しても雇用の継続ということでは「臨時」とかわりない雇用形態において、資本家にとって「合理化」されている。

いま一つの労働における顕著な現われは、高度な機械設備の導入とともにひらかれた、科学的素養や知識を多かれ少なかれ必要とし、勤続期間中に技能を身につけていく、いわゆる半技能労働の増大である。ところで上述のような技術的にみた前者の不熟練労働にしても、後者の半技能労働にしても、一般に若年労働力は、社会経済的にみれば、給与が低くてすむから、とくに集中的に需要されたといってよい。したがって彼らの年齢が高くなるときは、当然排除の対象とならざるをえない。いわゆる大企業、中企業を中心に形成された勤続的半技能労働者にしても、中小企業での不熟練・単純労働者にしても、この点からも、その地位はきわめて不安定である。まして「不況」は、その地位を容易に奪い去るであろう。現在、周知のように、あの「手のこんだ」人員整理方法としてのいわゆる「帰休制」が、一方で労働強化と組合へのしめつけをいっそう促進しつつ、巨大会社で軒なみおこなわれているところをみても、それははっきりしている。

第二編　雇用構造と労働市場

第一章　雇用動向

第一節　就業状況

就業者数の増加　総理府統計局の労働力調査によると、一九六四年の就業者数は四六七三万人（男子二八一四万人、女子一八五九万人）となっている（第22表）。このところ毎年四〇万人から六〇万人程度の増加を示し、なかでも男子就業者の増加が大多数を占めているが、一九六四年には女子の増加数が最近の動きのなかで目立って大きかった。また一九六四年の就業者数を一九五五年当時に比べると五五四万人（男子四〇二万、女子一五四万人）も増加している（完全失業者の動きについては第三節をみられたい）。

農林業就業者の減少、非農業就業者の増加　就業者数の動きを産業別にみると（第23表）、まず農林業就業者の近年における大幅な減少と非農林業就業者の著増とが対照的である。非農林業就業者の増加の中心となっているのは製造業であるが、製造業の就業者は一九六一年当時、前年より六五万人もの大幅な増加を示したが、それ以降は増加数が毎年低下し、一九六四年の対前年増加数は二五万人にとどまった。これに対して最近目立って増加したのは卸・小売、金融・保険・不動産業である。とくに一九六三年には対前年四八万人増と製造業の増加数を上まわり、六四年にも同様三二万人の増加をみせた。このほか一九六四年にはサービス業、および運輸・通信、電気、ガス、水道業の就業者の増加が目立った。

農林業就業者の減少傾向は一九五六年ごろから目立ってきたが、毎年大幅な減少をつづけ、最近では一九六三年に対前年七一万人もの減少を示した。

また一九六四年の就業者数を一九五五年当時と比べてみると、製造業の三八一万人増、卸・小売、金融・保険、不動産業の二一二万

増をはじめサービス業，建設業，運搬・通信，電気，ガス，水道業などの部門における就業者の増加が著しい。これと反対に農林業では四〇七万人もの大幅減少となっている。また非農林業部門でも鉱業や漁業・水産・養殖業などでは就業者数の減少あるいは停滞を示している。

こうした動きの結果，就業者数の産業別構成比では，全産業に占める農林業の割合が大幅に低下し（一九五五年の三九%が六四年には二六%），製造業（同じく一八%→二四%）をはじめとして卸・

第22表　就業状態別人口　（単位：万人）

年別（年平均）		15才以上人口	労働力人口							非労働力人口
			総数	就業者			完全失業者			
				総数	男	女	総数	男	女	
1955年		5,925	4,194	4,119	2,412	1,705	76	42	34	1,723
1960年		6,603	4,562	4,518	2,687	1,830	44	21	24	2,033
1962年		6,755	4,614	4,574	2,735	1,839	40	18	22	2,138
1963年		6,938	4,652	4,613	2,772	1,841	40	19	21	2,282
1964年		7,122	4,710	4,673	2,814	1,859	37	17	20	2,408
対前年増減	1962年	152	52	56	48	9	△ 4	△ 3	△ 2	105
	1963年	183	38	39	37	2	0	1	△ 1	144
	1964年	184	58	60	42	18	△ 3	△ 2	△ 1	126
1955年対1964年		1,197	516	554	402	154	△39	△25	△14	685

〔備考〕1）総理府統計局「労働力調査」による。1961年10月標本規模の拡大などかなり大幅な調査の改正が行なわれた。この表の1955年，60年の数字も，その改正にもとづいて補正された数である。第23表，第24表も同様。

2）労働力人口とは，15才以上人口のうち，就業者（従業者＋休業者）＋完全失業者。これ以外の者は非労働力人口。

3）就業者とは，従業者（調査週間中に実際に収入を伴なう仕事に1時間以上従事した者，収入を伴わない家族従業者も含まれる）＋休業者（雇用者で，給料賃金の支払いを受けており，また受けることになっている者。自営業主で，その家族従業者または雇用者が調査週間中にそのいとなむ事業で働いていた者）。

4）完全失業者とは，上記の就業者以外で，就業が可能でこれを希望しかつ求職活動をした者。

第23表　就業者の産業別構成

産業別	就業者数（万人）			対前年増減数（万人）				産業別構成比（%）		
	1962年	1963年	1964年	1962年	1963年	1964年	1955年対1964年	1955年	1960年	1964年
全産業	4,574	4,613	4,673	56	39	60	554	100.0	100.0	100.0
農林業	1,131	1,240	1,197	△ 42	△ 71	△ 43	△ 407	38.9	31.2	25.6
非農林業	3,260	3,369	3,471	99	109	102	957	61.0	68.8	74.3
漁業，水産養殖業	58	56	54	2	△ 2	△ 2	4	1.2	1.3	1.2
鉱業	48	40	36	2	△ 8	△ 4	△ 13	1.2	1.1	0.8
建設業	270	273	289	△ 15	3	16	108	4.4	5.3	6.2
製造業	1,072	1,112	1,137	56	40	25	381	18.4	21.3	24.3
卸小売，金融保険，不動産業	847	895	927	5	48	32	212	17.4	19.0	19.8
運輸通信，電気ガス，水道業	266	277	294	12	11	17	102	4.7	5.5	6.3
サービス業	563	572	590	3	9	18	140	10.9	12.4	12.6
公務	136	145	146	2	9	1	27	2.9	2.9	3.1

〔備考〕総理府統計局「労働力調査」による。

小売，金融・保険，不動産業，サービス業などの比重が高まった。

雇用労働者の増加と家族従業者の減少　農林業就業者の大幅な減少の中心は家族従業者の減少であり，最近では一九六三年に対前年五〇万人も落減したのをはじめ毎年一〇万人以上の減少をみせている（第24表）。また一九六〇年ごろには男子家族従業者の減少が大多数を占めていたが，最近とくに一九六二年，六三年には女子家族従業者の減少が男子のそれを大幅に上まわり，減少の中心となった。家族従業者数は一九六四年においても農林業就業者全体の五九%を占め，依然として多いが，一九五五年当時に比べると三一一万人も減少し，なかでも女子の減少が大きくなっている（男子一三九万人減，女子一八二万人）。

農林業では，こうした家族従業者の減少に加えて，経営の主体である，自営業主の減少も最近目立っている。一九六〇年ごろは自営業主（男子）の若干の増加がみられたが，その後毎年一〇万人以上の減少をつづけている。減少の主体はとくに男子自営業主で，女子自営業主は停滞状態にある。また一九六四年の自営業主数を一九五五年と比べると男子自営業主の減少は九〇万人で男子家族従業者の減少（一三九万人）にも迫るほどであったが，女子自営業主は反対

に若干の増加をみせている（八万人増）。

非農林業就業者の増加の中心は雇用者層の著増である。最近雇用者数の増加の著しかった時期は好況による労働力重要が増大した一九五六年～五七年および一九六一年～六二年で、毎年一二〇万人以上の増加を示した（一九六一年は一一四万人増）。一九六四年雇用者数は一九五五年当時に比べて九八三万人も著増しているが、このなかではやはり男子の増加が大多数を占めている。また雇用者の増加の圧倒的部分は常用雇用者の増加によるもので、臨時雇用者や日雇は最近停滞あるいは減少傾向をみせているがこのなかでは男子の臨時、日雇労働者の停滞状態に対して女子におけるその増加が目立っている（一九六四年を六〇年に比べると男子の臨時は不変、日雇二万人増、女子の臨時が一四万人増、日雇八万人増）。

非農林業では雇用者のこうした大幅増加に対して、自営業主数は最近若干の増加をみせているが総じて停滞状態にあり、家族従業者

第24表　就業者の従業上の地位別構成（農・非農別）

（単位：万人）

従業上の地位別	農林業				非農林業				雇用者			
	総数	自営業主	家族従業者	雇用者	総数	自営業主	家族従業者	雇用者	総数	常雇	臨時	日雇
1962年	1,311	481	784	46	3,260	501	310	2,449	2,200	145	104
1963年	1,240	467	734	39	3,369	514	316	2,538	2,306	133	99
1964年	1,197	452	706	39	3,471	523	319	2,629	2,389	137	103
対前年増減数 1962年	△ 42	△ 12	△ 20	△ 9	96	△18	△ 6	127	102	13	12
1963年	△ 71	△ 14	△ 50	△ 7	109	13	6	89	106	△12	△ 5
1964年	△ 43	△ 15	△ 28	0	102	9	3	91	83	3	4
1955年対1964年 総数	△407	△ 81	△321	△ 5	957	15	△39	983	1,007	—	△23
1955年対1964年 男	△229	△ 90	△139	△ 1	628	12	△18	637	—	—	—
1955年対1964年 女	△178	8	△182	△ 3	329	5	△19	346	—	—	—

〔備考〕1）常雇（常用雇用者）とは，雇用期間について別段の定めがないか，あるいは1年を超える期間を定めて雇われている者。
2）臨時（臨時雇用者）とは，1カ月以上1年以内の期間を定めて雇われている者。
3）日雇とは，日々または1カ月未満の契約で雇われている者。
4）総理府統計局「労働力調査」による。

は減少傾向を示している。この結果、非農林業就業者中に占める雇用者の割合は、一九五五年当時の六五%から一九六四年には七六%へと高まり、農林業も含めた全産業就業者中に占める非農林業雇用者の比重も、同じく四〇%から五六%へと半数以上になった。このような非農林業雇用者の比重の増大は、農林業部門における家族従業者や自営業主層の分解・流出、非農林業家族従業者の減少とともに、毎年登場する新たな労働力を加えて、わが国の就業者全体のなかで資本制的企業の支配のもとに直接組み込まれる賃労働者層の比重の増大が、最近かなりの急テンポで進行していることを意味するものである。

中高年齢層就業者の増加　雇用者の年齢構成（男子）では三〇才以上の中高年齢層の割合が半数以上を占めているが、最近の動きを一九六一年と六四年の対比でみると（第25表）、一〇代層の割合がかなり低下した反面、二〇代前半層あるいは三〇代層の割合が高まるなど、年齢階層別にかなりの変化が生じており、そのなかで三〇才以上の中高年齢層の比重が若干高まっている。また家族従業者の年齢構成も雇用者のばあいとだいたい同様な動きをみせているが、自営業主については、一〇代、二〇代の若年層の比率が低下した一方三〇代以上の中高年齢層の比率が高まるという、中高年齢化の動きがはっきりあらわれている。

第二節　雇用状況

雇用上昇率の鈍化　労働省の毎月勤労統計調査によって常用労働者（第26表の備考参照）の雇用の動きを

第25表　就業者の年齢階級別構成（従業上の地位別，全産業）　(%)

年令階級別		自営業主		家族従業者		雇用者	
		1961. 10	1964. 10	1961. 10	1964. 10	1961. 10	1964. 10
総数	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	15～19才	0.5	0.2	9.6	7.9	13.4	10.7
	20～24才	2.6	1.9	12.4	12.0	21.0	21.9
	25～29才	6.7	5.7	14.2	12.9	15.5	14.8
	30～39才	22.0	22.7	24.1	25.3	23.7	25.1
	40～54才	36.7	36.9	21.8	23.4	19.7	20.2
	55才以上	31.6	32.6	17.9	18.7	6.7	7.4
うち男子	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	15～19才	0.4	0.1	21.0	17.5	9.4	7.9
	20～24才	2.3	1.5	20.1	22.4	17.2	18.1
	25～29才	6.0	5.2	21.0	19.2	16.9	16.2
	30～39才	20.3	21.5	21.3	23.4	26.8	28.0
	40～54才	35.3	34.8	5.9	6.6	21.4	21.1
	55才以上	35.6	36.8	10.8	11.1	8.1	8.8

〔備考〕1)　1961年10月分と1964年10月分とを対比したもの。
2)　総理府統計局「労働力調査」による。

第26表　常用労働者雇用指数　　（従業員30人以上の企業，1960年＝100）

産業別	指数			対前年増減率（%）			1955年対1964年（倍率）
	1962年平均	1963年平均	1964年平均	1962年	1963年	1964年	
総数	121.3	128.2	134.1	8.9	5.7	4.6	2.1
鉱業	82.2	67.1	56.8	△11.4	△18.4	△15.4	0.6
建設業	151.7	174.8	197.3	26.6	15.2	12.9	3.9
製造業	120.5	125.0	129.3	7.2	3.7	3.4	2.1
食料品	129.0	143.7	157.2	12.6	11.4	9.4	2.1
たばこ	105.5	106.6	107.9	1.7	1.0	1.2	1.01
繊維工業	104.0	105.5	106.4	0.3	1.4	0.9	1.2
衣服その他の繊維製品	124.7	139.9	144.3	14.9	12.2	3.1	2.7
木材，木製品	122.7	130.9	133.9	9.6	6.7	2.3	2.3
家具，装備品	122.9	136.7	140.5	9.9	11.2	2.8	3.7
パルプ，紙，紙加工品	119.2	124.4	124.4	5.4	4.4	0	2.0
出版，印刷，同関連産業	112.5	120.1	125.1	6.8	6.8	4.2	1.7
化学工業	115.2	119.1	122.3	5.5	3.4	2.7	1.7
石油，石炭製品	115.0	111.0	111.7	3.4	△ 3.5	0.6	1.5
ゴム製品	111.2	110.7	109.6	6.8	△ 0.5	△ 1.0	2.7
皮革，同製品	128.8	149.7	155.0	14.0	16.2	3.5	2.7
窯業，土石製品	115.0	118.4	124.1	3.9	3.0	4.8	2.2
鉄鋼業	122.9	123.5	126.3	5.9	0.5	2.3	2.2
非鉄金属	121.8	121.5	126.0	5.5	△ 0.3	3.7	2.3
金属製品	131.0	141.0	142.7	12.2	7.6	1.2	3.2
機械	129.0	131.7	135.7	10.4	2.1	3.0	2.6
電気機器	130.2	131.1	137.6	8.4	0.7	5.0	3.5
輸送用機器	126.1	127.1	134.8	8.1	0.8	6.1	2.1
精密機器	125.1	135.1	138.8	10.7	8.0	2.7	2.8
その他	120.5	131.7	135.4	8.0	9.3	2.8	3.3
卸・小売業	137.1	158.0	171.0	16.9	15.2	8.2	3.8
金融・保険業	114.5	122.4	128.5	8.2	6.9	5.0	2.0
運輸・通信業	115.2	121.4	126.1	6.2	5.4	3.9	1.6
電気，ガス，水道業	111.0	111.7	112.0	6.0	0.6	0.3	1.2

〔備考〕1)　毎月勤労統計調査の「常用労働者」とは，きわめて広い意味のもので，次に該当するものが――事実上の臨時，日雇労働者や家族従業者なども――すべて含まれている。

イ）期間をきめず，または1カ月を超える期間をきめて雇われている者。

ロ）日々または1カ月以内の期間を限って雇われていた人のうち前2カ月にそれぞれ18日以上雇われたか又は過去6カ月間に通算して60日以上雇われた者。

ハ）重役，理事などの役員のうち常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

ニ）事業主の家族でその事業所に働いている人のうち，常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

2)　労働省「毎月勤労統計調査」による。

みると（第26表）、最近において雇用の伸びの著しかったのは一九五九年～六一年で、この時期には産業全体で毎年一〇％以上の増加を示した（一九五九年は対前年比一一％増、六〇年は一四％増、六一年は一一％増）。なかでも建設業（二〇％～二五％）、卸・小売業（一七％～一九％）、製造業（一一％～一六％）などの増加が著しかった。一九六二年以降も雇用の伸びはつづいたが、しかしその増加率は大幅に低下し、産業全体でみて一九六二年には九％、六四年には五％と近年かつてみないほど鈍化した。

一九六二年以降も建設業（一九六二年～六四年）や卸・小売業（一九六二年～六三年）ではひきつづいて大きな増加率をみせたが、製造業ではこの間増加率の鈍化が著しく、とくに一九六三年、六四年には三％台にとどまって近年かつてみないほど低く、他産業の増加率と比べても目立って低かった。製造業のなかではとくに、一九六一年当時一五％～二〇％の増加率をみせた金属・機械器具部門の六三年～六四年における鈍化が著しい。この理由の一つは、近年のいわゆる高度成長にもとづく労働力需要の増大期から、その過程を通じて進行した「技術革新」によって、最近では生産活動の面で従来のような追加的な雇用増大を必要としなくなったということである。しかし同時に高度成長の結果たる生産過剰によって、産業全体に浸透し激化しつつある不況の作用がこれに加わっている。とくに一九六四年に入ると、不況の第一対象である製造業部門で雇用増加率の低下が著しかったのみでなく、建設業や卸・小売業をはじめ全産業部門において雇用増加率が目立って低下した。

なお雇用の動きをやや長期的に、たとえば一九六四年を一九五五年と対比してみると、産業全体では二・一倍の増加を示し、部門別ではとくに建設業の三・九倍、卸・小売業の三・八倍、それに製造業のなかの家具装備品（三・七倍）、電気機器（三・五倍）、金属製品（三・二倍）などが大きくなっている。この反面、鉱業では産業的不況の激化のため一九五九年ごろから雇用の減少がはじまったが、毎年一一％～一八％にの一九六二年以降はその減少がはなはだしくぼった。この結果、一九六四年における雇用労働者数は一九五五年当時の六〇％程度にまで減少している。

第27表　製造業における入職超過率の動き（常用労働者）　（％）

企業規模別	計	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1960年	8.5	8.5	9.0	7.9	7.6
1961年	6.8	8.6	7.4	4.8	5.4
1962年	0.9	△0.7	3.0	2.2	6.5
1963年	2.1	1.0	2.1	3.8	5.7
1964年	2.5	3.1	2.2	2.9	2.4

〔備考〕1)　△は離職超過を示す。
2)　労働省「毎月勤労統計調査」による。

大企業雇用の停滞

この雇用の動きを、毎月勤労統計調査の入職超過率（入職率から離職率を差引いたもの）によって企業規模別にみると（第27表）、製造業では一九六〇年～六一年に雇用増大が一般化したが、とくに大企業や中企業の増加が著しかった（従業員五〇〇人以上規模の入職超過率は八・五、一〇〇人～五〇〇人未満規模では七・四％～九％）。しかし一九六二年～六三年には大企業や中企業の伸びが著しく鈍化した反面、零細企業（三〇人未満規模）ではひきつづきかなりの増加を示した（六％前後）。しかし一九六四年になると大企業ではやや回復したものの一九六〇年、六一年に比べて著しく低い水準での停滞が全面化した。

さらにこれを雇用形態

第28表　雇用増減率の構成（雇用形態別，企業規模別）　（%）

企業規模別			1961年	1962年	1963年
常用名義	全産業	500人以上	6.2	3.9	1.6
		499～100人	5.0	3.4	1.6
		99～30人	4.3	1.5	2.2
	製造業	500人以上	8.4	4.7	2.2
		499～100人	6.0	3.6	1.6
		99～30人	2.9	△ 0.9	1.1
臨時・日雇名義	全産業	500人以上	7.3	△ 28.1	△ 8.6
		499～100人	9.4	△ 23.1	△ 2.0
		99～30人	11.2	△ 5.8	11.9
	製造業	500人以上	7.3	△ 30.1	△ 10.7
		499～100人	7.8	△ 15.1	△ 2.0
		99～30人	11.9	△ 0.4	33.4

〔備考〕1)　各年の増減率は前年12月末と当年12月との労働者数を対比したもの。

2)　「常用名義」とは，毎月勤労統計調査の「常用労働者」のうち，雇用期間に制限なく雇用されるところの，本工，本採用などといわれる者を指す。「臨時・日雇名義」とは，それ以外の臨時工，臨時雇などといわれる者。

3)　労働省「労働異動調査」による。なおこの調査は1964年から「雇用動向調査」と名称をかえ，調査内容も大規模化されるとともに大幅に改訂されたため，本表の数字も1964年分は継続して掲載することができなくなった。

別に、通常の意味での常用労働者と臨時労働者とに分けてみると（労働省「労働異動調査」による、第28表）、一九六二年以降の臨時雇用の減少がきわめて著しい。常用労働者もその停滞が著しいが、臨時雇用は一九六一年までの膨張から一変して大幅減少に転じた。とくに製造業の大企業では一九六二年に三〇%、ひきつづいて六三年にも一一%の減少を示した（臨時雇用の減少についてはさらに次項をみられたい）。

臨時工の減少と社外工の増加

経済企画庁の「労働力流動と賃金決定事情調査」によると、製造業では最近、臨時工雇用の減少が著しく、これと対照的に社外工の増加が目立っている（第29表）。臨時工は電動機や自動車などの機械器具大企業をはじめ多くの産業企業で一九六〇年～六一年にかけて急膨脹したのであったが、一九六二年以降急速に減少し、一九六四年には一九六〇年～六一年の半分近くまで減少した。この反面、社外工は一九六四年には六〇年当時に比べて五〇%以上も増加している。このため全従業員数に占める割合でも臨時工は一九六〇年当時一二%にのぼっていたのが六四年には五%程度にまで低下し、社外工の割合は同じ時期に三%から四%へと若干高まった。

臨時工の減少、社外工の増加の動きは大企業（従業員一〇〇〇人以上）で著しい。なかでも従業員五〇〇〇人以上の大企業では臨時工が一九六四年には六〇年当時の半分となっている。一方小企業（一〇〇人未満）では臨時工がかなりの増加をみせている。（一九六四年は対六〇年で四五%増）。全従業員に占める割合でも（第30表）、とくに大企業における臨時工比率の低下が著しく、反対に社外工の比率は大企業をはじめ中小企業においても高まりを示している。とくに最近大企業では社外工が臨時工に匹敵するほどの割合を占めるようになっている。

なお産業別で臨時工の減少の著しいのは皮革（一九六四年には六〇年当時の一五%に減少）、電気機器（同じく二四%）、紙・パルプ（同じく三〇%）、鉄鋼（同じく三一%）などであり、なかでも電気機器では一九六〇年当時臨時工が全従業員の二三%にのぼり著しく高かったのが、六四年には五%以下に低下した。同様に臨時工雇用の大きい輸送用機器でも全従業員に対するその比率は大幅に低下

第29表　製造業における雇用形態別構成の動き　(%)

雇用形態別		合計	職員	労務者			日雇労務者	社外工
				計	本工	臨時工		
雇用指数	1961年	112	115	111	113	100	103	129
	1964年	123	141	118	128	58	81	155
雇用構成	1960年	100.0	23.8	17.2	64.7	11.5	1.2	3.2
	1961年	100.0	24.3	75.7	65.3	10.4	1.1	3.7
	1964年	100.0	27.2	72.8	67.4	5.4	0.8	4.0

〔備考〕1)　雇用指数は1960年を100とする。
2)　各年9月末現在の在籍者数による。
3)　経済企画庁「労働力流動と賃金決定事情調査報告」(1965年4月)による。

第30表　企業規模別臨時工，社外工比率の動き（製造業）

企業規模別		計	30～99人	100～999人	1000～4999人	5000人以上
臨時工比率	1960年	11.5	2.9	9.7	13.6	11.2
	1964年	5.4	3.6	6.4	7.6	4.4
社外工比率	1960年	3.2	4.0	0.9	4.2	3.1
	1964年	4.0	4.3	1.3	6.1	3.6

〔備考〕1)　全労働者数に対するそれぞれの比率。
2)　経済企画庁「労働力流動と賃金決定事情調査報告」(1965年4月)による。

し（一四・三%→五・四%）、社外工比率の増加が著しい。また鉄鋼でも臨時工比率の低下（八・八%→二・三%）の反面社外工比率の増加が目立っている。(注)

(注)　労働省労働統計調査部「労働生産性統計調査報告――昭和三八年」によれば、電動機製造業や自動車製造業では一九六〇年～六一年と臨時工が急増し、一九六一年には臨時工の占める割合（[illegible]）が四五%前後にのぼったが、一九六三年にはそれが大幅に低下し電動機では二五%程度、自動車では三五%程度となった。

このような大企業における最近の臨時工雇用減少の原因の一つは、近年の若年労働力不足の増大によって若年層臨時工の本工への昇格が増加したことであるが、これと同時に、一九六二年以降の不況を直接の契機とする合理化を通じて臨時工の整理と再編成が進められたことによるものである。この合理化過程は、まず基幹的生産部門における技術革新・生産力の増大と補助作業部門の下請化をはかることによって、本工の再編成（技能労働力の確保、不適格・過剰労働力の整理）と臨時工の再編成（臨時工使用作業部門の整理・再編成）が進められ、他方では下請・社外工の増加がもたらされることになった。

第三節　失業者発生状況

企業整備の増加

失業者発生の動きをまず労働省職業安定局の企業整備実施状況調査によってみよう。この調査は公共職業安定所係員の企業訪問にもとづくもので、特に大都市中小企業の企業整備状況の把握が不完全であることなど、企業整備の十全な資料であるとはいえないが企業整備発生の傾向はこれによってもだいたいうかがうことができる（ただし一九六四年は調査を中断）。企業整備事業所数（第31表）は最近では一九五八年（約六五〇〇）を山として以後一九六一年まで減少傾向を示したが、一九六二年になって再び増加した（約三七〇〇）。産業別では製造業が一貫して大多数を占めているが、最近では鉱業、建設業、卸・小売業などにおける整備事業所数の増加が目立っている（とくに一九六二年において）。また整備企業の規模別構成では（第32表）、一〇〇人未満の小規模・零細企業がやはり大多数を占めているが、一九六二年には一〇〇人以上の中企業や大企業でもかなりの増加をみせた。

整理人員（第31表）も一九五八年（二六万人）を最近の山として以後減少傾向にあったが、一九六二年に再び増加した（一七万人）。産業別ではやはり製造業が最も多く、とくに一九六二年には整理人員が著増した（七万人）。このとき製造業のなかで整理人員を多く出したのは各種の機械器具部門が第一で、これに食料品、繊維、窯業などの部門が加わっていた。また一九六三年でもこれらの部門が整理人員排出の中心となっている。

さらに一九六二年からは鉱業における整理人員の発生が目立って

第31表　企業整備の動き（産業別）

産業別	企業整備事業所数				整理人員（千人）			
	1960年	1961年	1962年	1963年	1960年	1961年	1962年	1963年
総数	3,167	2,416	3,735	2,688	123	103	170	123
鉱業	283	280	558	464	23	20	40	46
建設業	414	538	808	518	18	25	29	19
製造業	2,008	1,239	1,781	1,269	55	41	74	44
卸・小売業	158	111	190	190	3	3	4	4
運輸・通信業	78	57	101	98	3	2	2	2
サービス業	162	141	153	85	12	6	8	3

〔備考〕1)　産業は整備企業数や整理人員の多いものを掲げた。総数は上記以外の産業をも含めた数字である。

2)　これは労働省職業安定局の調査によるものであるが，1964年2月から1965年3月には部分的な調査しか行なわれなかったため公表されず，1964年分はブランクとなった。1965年4月から従来のような調査が復活された。

第32表　企業整備の動き（企業規模別）

年別		企業整備事業所数（規模別）					整理人員（千人）
		計	500人以上	499～100人	99～15人	14人以下	
全産業	1960年	3,167	229	397	1,297	1,244	123
	1961年	2,416	151	334	1,168	763	103
	1962年	3,735	312	697	1,817	909	170
	1963年	2,688	216	418	1,320	734	123
製造業	1960年	2,008	64	195	783	966	55
	1961年	1,239	48	133	613	445	41
	1962年	1,781	157	350	921	353	74
	1963年	1,269	69	187	663	350	44

〔備考〕労働省職業安定局調べ――同安定局「労働市場年報」による。

増加した。一九六三年には製造業の整理人員を上まわって産業中最も多くなり、閉山、合理化の最近の深刻さを裏書きしている（炭鉱の「合理化」政策や離職者対策については第三部第三編をみられたい）。

なお企業整備を理由別にみると（第33表）、一九六〇年～六一年ごろは「一時的なもの」（季節的閑散などによる）が最も多数であったが、その後一九六二年、六三年と不況にともなうところの「事業不振」を理由とする企業整備件数が著増し、大多数を占めるようになった。

なお一九六四年の動きは調査が中断したためみることができないが――とくにその後半からは――企業の倒産が著しく増大した。たとえば東京商工興信所調べの企業倒産件数（負債総額一〇〇〇万円以上）によると、一九六一年が一一〇二件、六二年が一七八〇件、六三年が一七三八件、そして六四年には四二一二件にのぼっている。こうした倒産企業の激増が、整理・離職者排出の増大と結びついていることはいうまでもなかろう。

第33表　企業整備の動き（理由別・整備事業所数）

理由別	1960年	1961年	1962年	1963年
一時的なもの	1,944	1,408	1,378	929
企業合理化による	96	102	205	281
事業不振による	1,127	906	2,152	1,478

〔備考〕労働省職業安定局調べ――同安定局「労働市場年報」による。

失業保険受給者の増大

一般失業保険の受給者実人員は（第34表）一九五九年、六〇年と減少したが、

第34表　失業保険受給状況

年別		一般失業保険						日雇失業保険・受給者実人員（千人）
		離職票受付件数（千件）	初回受給者数（千人）	受給者実人員（千人）			受給率（%）	
				計	男	女		
1960年		83	72	365	194	171	2.9	171
1961年		94	78	381	191	189	2.7	186
1962年		125	102	470	234	236	3.0	187
1963年		146	122	589	302	287	3.5	187
1964年		151	135	625	318	308	3.5	234
対前年増減	1962年	31	24	89	43	47		1
	1963年	21	20	119	68	51		0
	1964年	5	13	36	16	21		47

〔備考〕1)　数字はいずれも各年1月～12月の1カ月平均。

2)　離職票受付件数とは，離職した被保険者が職安の窓口に離職票を提出した件数。この場合，失業保険金受給資格の有無にはかかわらない。

3)　初回受給者数とは，同一の失業保険金受給資格期間内において，第1回目の支給を受けた者の数。

4)　受給率は，受給者実人員÷被保険者総数。

5)　労働省職業安定局調べ。

一九六一年以降増加に転じ、とくに六三年には激増を示した（対前年一二万人増）。そして一九六四年の受給者人員は約六三万人で、近年かつてみない多数となった。これは男子受給者の増加に加えて女子受給者の増加が最近著しいためであるが、政府が失業保険の受給資格をきびしく査定し、受給中の者に対する就職あっ旋を強化するなど、失業保険受給者の増加抑制策が強力に行なわれているなかでの増大なのである（政府の失業保険対策については第三部第三編を参照）。このため被保険者数も毎年かなりのテンポで増加しているにもかかわらず、被保険者総数に占める受給者の割合（受給率）は一九六二年から上昇し、六三～六四年の受給率は三・五%と最近での高率を示している。

失業保険の受給者を多く出している産業は製造業（食料品、繊維関係、金属機器部門などを中心として二三万人）、建設業（一六万人）、卸・小売業（八万人）などであるが（いずれも一九六四年の数）、一九六四年を前年と比べると、増加が目立っているのは建設業、および卸・小売業、サービス業などで、製造業ではほとんど変わらず、また鉱業では一万人以上減少している。

受給率の高いのは建設業（九・六%）、農林漁業（約一〇%）、鉱業（七・四%）などで（いずれも一九六四年の受給率）、とくに建設業は受給実人員、受給率とも最近の増加が著しい。製造業の受給率はこれに比べて低位にある（一九六四年二・六%）。

失業保険受給者の年齢構成では（第35表）、最近一〇代および二〇代の若年齢層受給者の割合の低下と三〇代以上の中高年齢層受給者の比重の増大とが著しい対照をなしている。この傾向は男女ともだいたい同様である。とくに男子受給者では一〇代、二〇代の若年齢層の割合が一九五五年当時半数近かったものが一九六四年には三分の一以下へと低下し、一方三〇代以上の中高年齢層受給者は半数

第35表　失業保険受給者の年齢構成（一般失業保険）　（%）

年齢階級別		合　計	19才以下	20～29才	30～39才	40～49才	50才以上
男子	1955年	100.0	8.0	38.3	21.5	15.6	16.6
	1960年	100.0	5.3	31.8	22.4	13.9	26.5
	1961年	100.0	5.3	30.3	23.9	14.5	25.9
	1962年	100.0	5.0	28.9	25.2	14.9	26.0
	1963年	100.0	4.6	27.5	26.3	15.7	25.8
	1964年	100.0	4.3	27.2	27.2	16.3	25.0
女子	1955年	100.0	16.1	52.2	14.9	10.8	6.0
	1960年	100.0	7.5	63.1	14.6	8.5	6.2
	1961年	100.0	6.8	62.7	15.6	8.6	6.3
	1962年	100.0	6.5	60.3	16.9	9.7	6.6
	1963年	100.0	6.1	59.1	17.4	10.2	7.1
	1964年	100.0	5.5	58.5	18.0	10.6	7.5

〔備考〕1)　各年3カ月の平均によるもの――1955年は1月，5月，9月の平均，1960年以降は3月，7月，11月の平均。
2)　労働省職業安定局「労働市場年報」昭和39年版による。

から三分の二以上へと高まった。

これは最近における労働移動の全般的な高まりのなかで、若年層離職者は労働力不足の増大を背景として比較的順調に再就職して行く反面、中高年齢層離職者の再就職は依然として難行していることと、あるいは建設業などにおける季節的、断続的な不安定就労者の増大、などによって、失業保険受給者として滞留する者が増大することになったとみられる。

完全失業者の減少　労働力調査でいう「完全失業者」とは、一五才以上の人口のうち就業者（従業者＋休業者）以外の者で、「就業が可能でこれを希望しかつ調査期間中に求職活動をした者」であるが、この完全失業者数は最近一貫して減少し、一九六四年には三七万人となった（第22表）。最近ではとくに男子完全失業者の減少が著しく、ここ数年来女子のそれを下まわっている（一九六四年には男子一七万人、女子二〇万人）。なおこの完全失業者数の動きは、さきにみた失業保険受給者（受給資格のある離職者で、労働の意志と能力をもちながらなおかつ就職することができないでいる者）の増大（一九六四年、一般失業保険受給者と日雇失業保険受給者とを合わせれば八六万人にのぼる）と対比しても、あまりにもかけ離れた数字であるといえる。

第四節　最近の雇用調整と合理化

不況によって労働量を減少させる必要が生じたとき経営者は最近どんな方法を講じているか、このいわゆる雇用調整の実施状況を経済企画庁の調査によってみると（製造業について、第36表）、まず

第36表　製造業における雇用調整実施状況　(%)

時期別 / 対策別	1954～1955年	1957～1958年	1961～1962年	1962～1963年	(鉱業 1962～1963年)
所定外労働時間削減	48	55	20	51	67
休日増加	—	—	9	—	—
臨時工契約更新停止	19	30	16	13	4
〃　期限前解雇	14	17	6	—	—
日雇雇入削減	—	—	—	9	18
減員補充採用停止	10	12	24	23	36
学卒採用削減	8	15	26	—	—
社外工削減	3	8	15	14	—
外注量削減	9	11	23	—	—
常用工配置転換	25	27	30	31	36
〃　一時帰休	4	14	3	—	—
〃　解雇	17	17	7	8	27

〔備考〕1954年～62年は経済企画庁「景気調整下の労働実態調査報告」(1962年8月)，1962年～1963年は同庁「景気調整期の雇用賃金調査報告——(1)」(1963年8月)，による。

労働時間の減少策がどの時期にも共通して最も多くとられている（企業全体の五〇%前後）。これについで最近（一九六一年～六三年）多く実施されたのは常用工の配置転換（三〇%）や減員補充採用の停止（二三、四%）といった合理化措置であった。

雇用調整の主要策として一九六二年ごろまでの時期に多く実施された臨時工削減は、一九六二年～六三年になると減少し、かわって社外工の削減が増加した。本工の削減はもっぱら配置転換（主として他部門への）や減員不補充の方法をとり、積極的な解雇策をとる企業は少なかった。また臨時工削減（契約更新停止）、社外工削減本工の減員不補充や配置転換の実施率は、とくに大企業ほど高くなっている。

一九六二年～六三年の雇用調整策を産業別にみると、労働時間調整の実施率は各産業とも共通して高いが、とくに高かったのは機械器具部門である（当該企業の六二%～七八%）。臨時工契約更新停止では石油・石炭、ゴム、鉄鋼（二八%～三三%）、本工の補充採用停止は鉄鋼（四五%）、配置転換は化学、鉄鋼（四六～五二%）、本工解雇はゴム、繊維（二六%～二九%）などの産業でとくに高かった。

さらに鉱業では全面的な企業整備・合理化の強行によって、常用労働者の減員不補充、配置転換、解雇などという積極的縮減策が大規模に実施された（第36表）。

こうした雇用調整策にみる本工の減員不補充や配置転換は単なる不況対策だけではなく、一九六二年から六四年にかけて大企業の「合理化」策の中心をなしていた。これらの措置は、賃金支払総額をできるかぎり節約して、既存労働力の効率的活用を促進し、賃金コストの低下を可能なかぎりはかろうとする資本の合理化政策の強化にもとづくものである。具体的には各部門の労働力を必要最少限に

セレクトし、あるいは非能率・不採算部門を縮小、閉鎖して高能率・新設工場での集中生産を進め、あまった労働力を自社内の他工場や他部門または傘下・系列下の企業へ配置転換するというものであるが、これを通じて労働強化がいっそう増大し、作業内容や労働条件の変動、労働者の地域移動をひき起こすとともに、そのなかで資本にとって過剰な不適格な労働力の「淘汰」が促進される。一九六二年ごろから多くの産業企業で長期的な合理化計画が発表されたが、それにはこのような人員削減・高率活用が重要な手段となっていた。

一九六二年以降の不況の進行によって多くの中小企業で直接本工の整理・解雇をひき起こしたが、一般に多く実施された人員削減策は、減員不補充策とともに、本工に対する「希望退職」の募集（高年齢層などを重点とした）と臨時工や社外工の削減であった。ただしこの場合、臨時工をまず全面的に廃止した後本工整理にとりかかるといった例は少なく、これらは併行して実施され、むしろ臨時工の一定数の存続をはかり、さらに補助作業部門の下請化を進め社外工を増加させるなかで、一定の雇用条件を保証せねばならない本工の整理が進められた。(注)

（注）　一九六二年の雇用調整については、労働省労働統計調査部「労働生産性統計調査報告」昭和三七年にも、右と同様な方策がとられたことが記述されている。

さらに不況が激化した一九六五年二月～三月期の調査による（労働省調査、全国で機械、電気機器などの製造業約五〇社を対象）、なんらかの雇用調整策をとっていた工場は二〇で、その内容は――事例は少ないが――減員不補充・中途採用縮小（八工場）、残業規制・減少（一〇工場）などが最も多く、以下、配置転換（四）、解雇、交替制変更、外注の社内引上げ、がそれぞれ二工場となっていた。また減員不補充では本工の中途採用や臨時工採用の中止が中心で、新規学卒者の採用を中止したのは一工場にすぎなかった（労働省労働統計調査部「労働統計調査月報」一九六五年八月号――「最近の労働経済と企業の雇用、賃金慣行」による）。

次に雇用整理の具体例を若干掲げよう。

(1)希望退職募集　日東化学の場合をみると、同社は一九六三年一月に人員整理を決定したが、当初の会社の整理案は、従業員の三分の一に当たる八八〇人を希望退職募集で整理し、目標に達しなかったときは指名解雇を行なうというもので、その解雇基準は次のようであった――(1)数え年五〇才以上の男子および三〇才以上の女子、(2)配転困難な者、(3)勤務成績不良および下位の者、(4)身体精神障害者および病弱者、(5)経営秩序を乱す者、等々。しかし労組の反対闘争の結果、希望退職募集の方法だけで人員整理を進めることになった。

ひきつづき、化学工業では新日本窒素水俣工場や昭和電工でも、希望退職募集によって計画数に充たなかったときの指名解雇として、だいたい同様な解雇基準が提出された。新日本窒素水俣工場では一九六三年一月、会社側の人員整理要求を希望退職募集によって行なうことで妥結し、希望退職者はその後七五〇名に達したが、会社側はなお四〇〇名あまりの過剰人員が残っているとして同年一〇月指名解雇を労組に提示した。昭和電工では同年一月五〇〇名の希望退職募集が決定されたが、その基準は前記の日東化学の場合とだいたい同様で（これに共稼ぎの女子なども含まれる）、希望退職募集といってもこの基準の該当者に退職が強要されたのである。なお右の解雇基準――(1)五〇才以上の男子高年者、(2)三〇才以上の中年の

女子または有夫の女子、(3)欠勤が多い者、(4)勤務成績不良また低い者、(5)経営秩序を乱す者などは一九六二年以降各産業企業において希望退職募集のさいの共通な条件となっている。（化学工業や鉄鋼、機械工業をはじめ各産業における合理化の実態については、化学同盟調査部「化学同盟資料」第九号、第一〇号、中央金属共闘会議「金属労働者」第四号、「賃金と社会保障」労働旬報社一九六四年四月下旬号、などに詳しい）。

(2)臨時工、下請・社外工の整理　鉄鋼や機械器具工業の大企業をはじめ大量の臨時工、社外工を使っている企業では、不況による雇用整理の一方策としてこれらの削減が大量に実施された。八幡製鉄では一九六一年末には「直接下請」が三万七〇〇〇人、「二次、三次下請」が約五〇〇〇人、合計四万二〇〇〇人に上っていて本工と同数の大量であったが、一九六二年四月六月にはその半数以上の二万六〇〇〇人が職を失った（鉄鋼労連機関紙「鉄鋼労連」一九六二年八月二〇日付）。この他、一九六二年には鉄鋼の富士室蘭、機械関係の日立、東芝をはじめ多くの企業で一時に一〇〇〇人以上もの大量の臨時工の整理が行なわれた。臨時工制度は最近、不況による雇用削減を直接の契機とした合理化過程のなかで、各産業企業で臨時工の整理とその制度の再編成が進められており（大企業では臨時工の再編成を行ないながら依然として便利な制度として大量の臨時工を保持しているが）、これと併行して補助作業部門の下請化が促進され、社外工が臨時工に代って増加する傾向をみせている。臨時工、社外工雇用の動きについては第一章第二節を、臨時工、社外工の実態については第三章第四節をみられたい。なお石炭や金属鉱業で深刻化した閉山解雇の実態については第三部第三編をみられたい。

第二章　労働移動

第一節　入職・離職状況

入職率・離職率は産業ごとにかなりの差があるが、最近では各産業においてこの両者とも高まっており、労働異動が増大していることを示している（第37表）。各産業における入職率・離職率が著しく高まったのは一九六一年で、その後六二年、六三年と両者とも低下を示したが（鉱業を除く）、六四年には再び両者とも高まった。とくに製造業や卸・小売業をはじめとして離職率の増大が著しく、六一年当時をも上まわるほどになった。

労働異動の増大

これを雇用形態別にみると（第38表）、臨時雇労働者（臨時・日雇名義）の労働異動率の高さが目立っているが、常用労働者（常用名義）の労働異動率もまた、一九六一年以降一般に高い水準を示すようになっている。常用労働者の異動率は、やはり小規模企業におけるほど高くなっているが、従業員五〇〇人以上の大企業でも、一九六二年以降入職率が低下するのと反対に離職率は高まっており、最近においては、労働異動の増大が全面化していることを示してい

第37表　入職・離職率の動き（その1――産業別）　（%）

年	別	調査産業計	鉱業	建設業	製造業	卸・小売業	金融保険業	不動産業	運輸通信業	電気，ガス水道業
入職率	1955年平均	2.3	2.1	11.1	1.8	1.8	1.7		1.0	0.9※
	1960年平均	2.9	1.9	7.9	2.8	2.6	2.7	2.5	1.5	1.4
	1961年平均	3.3	2.1	8.8	3.1	3.3	2.9	2.8	2.1	1.4
	1962年平均	2.9	2.1	8.1	2.5	3.0	2.9	2.7	1.9	1.4
	1963年平均	2.8	1.9	7.0	2.5	2.8	2.6	2.7	1.8	1.2
	1964年平均	3.2	2.3	7.4	2.8	3.2	2.8	2.8	2.1	1.5
離職率	1955年平均	2.3	2.4	12.2	1.8	1.6	1.5		1.0	1.0
	1960年平均	2.3	2.5	7.2	2.1	2.0	2.0	2.0	1.2	1.2
	1961年平均	2.7	2.9	7.3	2.5	2.4	2.4	2.1	1.7	1.2
	1962年平均	2.6	3.0	6.8	2.4	2.3	2.3	2.1	1.7	1.2
	1963年平均	2.6	3.4	6.1	2.3	2.3	2.2	2.4	1.6	1.2
	1964年平均	2.9	2.8	6.8	2.6	2.8	2.4	2.5	1.8	1.5

〔備考〕1)　入職率（離職率）は$\frac{\text{月間増加（減少）労働者数}}{\text{前月末労働者数}}\times 100$で算出した各月の数値を年平均したもの。

2)　従業員30人以上規模を対象とする。※は衛生業を含む。

3)　労働省「毎月勤労統計調査」による。

第38表　入職・離職率の動き（その2――雇用形態別1，産業別）（%）

雇用形態別・産業別			入職率 1960年	入職率 1961年	入職率 1962年	入職率 1963年	離職率 1960年	離職率 1961年	離職率 1962年	離職率 1963年
総数	常用名義		19.4	23.3	20.0	19.1	14.5	18.0	17.4	17.3
	臨時・日雇名義		103.9	109.1	70.6	92.7	73.2	82.9	70.5	74.3
常用名義（産業別）	鉱業		8.2	13.0	11.1	10.5	15.2	22.1	23.0	23.8
	製造業		23.0	25.5	21.0	20.6	17.0	20.6	19.1	19.5
	卸・小売業		23.2	33.2	29.1	26.1	15.8	20.4	20.7	19.5
	金融・保険業		19.5	22.9	21.4	18.9	10.4	14.4	13.1	14.2
	不動産業		22.7	26.1	27.2	27.9	20.4	19.7	18.8	22.1
	運輸通信業		11.0	14.2	13.1	11.7	8.2	9.5	11.1	9.4
	電気，ガス，水道業		4.0	6.5	6.2	4.4	2.9	3.8	3.1	3.4
製造業（内訳）	常用名義 規模別	500人以上	13.9	15.8	13.5	11.5	7.7	9.8	10.4	10.6
		499～100人	24.9	28.7	23.3	22.9	18.3	23.1	20.5	22.5
		99～30人	32.3	33.9	28.1	30.3	27.1	30.8	28.7	28.8
	臨時・日雇名義		111.1	113.6	71.7	101.2	76.7	81.7	68.9	82.8

〔備考〕1)　入職率（離職率）$=\frac{\text{当該年中の新規入職者数（離職者数）}}{\text{前年12月末の労働者数}}\times 100$

2)　常用名義とは，「毎月勤労統計調査」の常用労働者のうち，雇用契約期間に制限なく雇用された，本採用・本工などといわれる者。臨時・日雇名義とは，同上調査の常用労働者のうち上記常用名義を除いた者で，臨時工，臨時雇などといわれる者。これらの区分は第39表～41表でも同じ。

3)　労働省「労働異動調査」による。

る。

新規入職者の前職歴構成

製造業への新規入職者は主として既就業の転職者と新規学卒者からなっている。このうち新規学卒者は入職者全体の三〇％前後を占め、既就業転職者は六〇％前後を占めている。新規学卒以外の未就業者は一〇％強にすぎない。既就業転職者のうちでは同じ製造業および鉱業、建設業から転職した者の比率が半数近くを占めて最も多く、ついでそれ以外の諸産業からの転職者が約三分の一で、農林水産業からの転職者は一五％程度にすぎない。またこの既就業転職者のなかでも入職先の作業に対して経験をもつ者の割合は三分一程度にすぎず、無経験者が大多数を占めている。

次にこうした新規入職者の前職経歴構成の動きを一九五六年、六一年、六三年についてみると（第39表）、まず新規学卒者の比率は大企業で高まっている（一九五六年には大企業入職者全体の三四％、それが六三年には四一％）のに対して、小企業ではその低下が著しい（五六年二九％→六三年二一％）。

新規学卒以外の未就業者の比率は一貫して低下している。この未就業者の比率は、企業規模別では小規模企業ほど高く、常用と臨時雇とでは臨時雇のほうが高く、男女別では女子のほうが著しく高いが、新規入職者全体に占める未就業者の比率は臨時雇で高まっているほか、各企業規模、男女、常用についてはともに低下する動きをみせている。

既就業者のうち農林水産業からの転職者の比率は一般に低下する傾向を示している。この農林水産業転職者の比率はこれまで大企業ほど高かったが、最近では大企業で著減し（一九五六年一三％→六三年七％）、小企業で増加する動きをみせている（小企業では六％→一〇％）。またこの農林水産業転職者の比率は、常用、臨時別では臨時雇ほど、そして男女別では男子ほど高くなっているが、最近では臨時雇での比率がいっそう高まり、また男子での比率が低下して女子での比率が高まるという動きを示している。

製造業や鉱業、建設業からの転職者の比率は、企業規模別では大企業ほど、常用、臨時別では臨時雇ほど、そして、男女別では男子ほど、それぞれ高くなっているが、最近では大企業でいっそう高まる反面小企業では低下し、常用と臨時ではとくに臨時雇での高まりが、そして男女別では女子での高まりが、それぞれ目立っている。また右の各産業以外の諸産業からの転職者の比率は小規模企業ほど高くなっているが、一九六一年には各規模企業ともこの比率がいっそう高まり、六三年には再び低下した。これを常用、臨時別にみると、これら諸産業からの転職者の比率は、一九五六年当時は臨時雇のほうが高かったが、六三年には逆転して常用のほうが高くなっている。男女別でも同様に五六年当時は男子のほうが高かったが、六一年以来逆転して女子のほうが著しく高まっている。

既就業転職者のうち新規就業の転種に対する有経験者の比率は年年低下している。この有経験者の比率は、企業規模別では小規模企業ほど、常用、臨時別では臨時雇ほど、そして男女別では男子ほど、それぞれ高くなっているが、これらの各層における比率はともに最近低下の動きをみせている。

新規入職者の年齢構成

新規入職者の年齢的中心は若年層である。最も多いのは二〇才未満で入職者全体の半数近くを占めており、これに二〇代前半層を合わせると三分の二以上に達する。しかし最近の動きでは一〇代、二〇代層の比率が低下し、三〇才以上の中高年齢層の比率が高まっている（第40表）。企業規模別では大企業ほど若年層の比率が高いが、大企業では一〇代層の比率が最近いっそう高まり、中小企業では逆にこの比

第39表　製造業新規入職者の前職経歴構成　(%)

前歴別			計	未就業者		既就業者の職前産業			有経験者計
				新規学卒者	その他	農林水産業	製造業鉱業建設業	その他の産業	
総数	1956年		100.0	32.5	13.5	8.9	28.0	17.1	21.7
	1961年		100.0	27.8	11.0	8.5	30.4	22.3	18.3
	1963年		100.0	31.3	10.5	8.5	27.6	20.2	17.0
企業規模別	1956年	500人以上	100.0	34.1	10.6	12.7	28.3	14.3	19.7
		499～100人	100.0	35.0	13.5	8.7	27.3	15.6	20.0
		99～30人	100.0	28.9	15.5	6.2	28.6	20.8	24.9
	1961年	500人以上	100.0	33.3	8.1	8.9	34.0	15.6	16.9
		499～100人	100.0	29.1	11.4	9.4	29.6	20.5	16.6
		99～30人	100.0	21.0	13.2	7.1	28.1	30.6	21.8
	1963年	500人以上	100.0	40.8	6.5	7.2	32.3	13.2	15.1
		499～100人	100.0	34.6	10.0	8.2	29.2	18.0	14.2
		99～30人	100.0	20.5	14.1	9.7	27.9	27.8	21.4
雇用形態別	1956年	常用名義	100.0	44.0	17.1	6.0	22.8	15.6	18.6
		臨時・日雇名義	100.0	9.0	17.1	14.8	38.8	20.2	27.9
	1961年	常用名義	100.0	34.7	9.6	6.1	27.6	22.1	18.1
		臨時・日雇名義	100.0	9.3	14.7	15.0	38.0	22.9	19.0
	1963年	常用名義	100.0	39.3	7.6	6.0	26.4	20.8	16.0
		臨時・日雇名義	100.0	4.9	20.3	16.6	40.1	18.1	20.7
男女別	1956年	男	100.0	26.3	7.8	11.7	35.2	18.9	27.6
		女	100.0	39.7	20.0	5.5	19.8	15.1	15.0
	1961年	男	100.0	25.8	7.1	10.4	35.9	20.8	22.3
		女	100.0	30.6	16.3	5.8	22.8	24.5	12.8
	1963年	男	100.0	30.4	5.2	9.5	35.4	19.5	21.0
		女	100.0	32.2	16.2	7.4	23.4	20.9	12.8

〔備考〕1)　有経験者とは，前職各産業から製造業へ入職した者のうち，新たに就業した職業に対して経験をもつ者で，総計に対する比率を示す。

2)　労働省「労働異動調査」による。

第40表　製造業新規入職者の年齢構成　(%)

年齢別			計	20才未満	20～24才	25～29才	30～39才	40～49才	50才以上
総数	1956年		100.0	47.4	24.7	11.1	9.9	4.7	2.1
	1961年		100.0	44.3	25.4	12.5	10.5	5.0	2.3
	1963年		100.0	45.1	22.2	11.6	12.0	6.0	3.1
企業規模別	1956年	500人以上	100.0	50.6	26.5	10.7	8.1	2.8	1.2
		499～100人	100.0	50.8	24.6	10.4	8.7	3.9	1.6
		99～30人	100.0	41.9	23.5	12.1	12.5	6.8	3.2
	1961年	500人以上	100.0	53.1	28.0	10.0	5.9	2.1	0.9
		499～100人	100.0	44.0	24.7	13.0	11.1	5.2	1.9
		99～30人	100.0	36.7	23.7	14.1	14.2	7.6	3.9
	1963年	500人以上	100.0	54.5	23.8	8.8	7.9	3.4	1.5
		499～100人	100.0	47.1	22.0	11.1	11.6	5.6	2.7
		99～30人	100.0	35.9	21.1	14.3	15.6	8.6	4.6
雇用形態別	1956年	常用名義	100.0	56.3	21.2	9.0	8.0	3.8	1.9
		臨時・日雇名義	100.0	29.3	31.9	15.5	14.0	6.5	2.6
	1961年	常用名義	100.0	49.3	23.3	11.0	9.5	4.6	2.3
		臨時・日雇名義	100.0	31.0	30.9	16.4	13.3	6.2	2.1
	1963年	常用名義	100.0	49.9	21.4	10.6	10.4	4.9	2.3
		臨時・日雇名義	100.0	29.5	24.7	14.9	17.4	9.7	3.8
男女別	1956年	男	100.0	35.4	29.0	14.9	12.0	5.4	3.3
		女	100.0	61.4	19.8	6.7	7.6	3.8	0.8
	1961年	男	100.0	39.4	27.6	14.8	10.6	4.8	2.8
		女	100.0	51.2	22.3	9.3	10.4	5.4	1.4
	1963年	男	100.0	35.7	25.1	13.4	12.0	7.9	6.5
		女	100.0	50.4	19.0	9.7	12.0	6.9	2.0

〔備考〕労働省「労働異動調査」による。

率が低下している。二〇代層の比率は各規模とも低下傾向を示し、これに対して三〇才以上層の比率が各企業規模とも高まっている。

また常用入職では若年層の比率が圧倒的に高く（一〇代層および二〇代前半層で全体の七〇％以上）、臨時雇ではこれら若年層の比率が六〇％程度にまで低下しているが、最近では常用、臨時ともこれら若年層の比率が低下し、三〇才以上層の比率が高まっている。そして男子入職者では最近とくに二〇代層の比率が低下する一方、四〇才以上層の比率が高まり、また一〇代層の比率が目立って高い女子入職者でも、その一〇代層の比率が低下し（一九五六年六一％→六三年五〇％）、二〇代後半以上層の比率が高まっている。

離職者の年齢と離職理由　離職者の年齢的中心は一〇代および二〇代前半層で、こうした若年層が離職者全体の六〇％前後を占めている（第41表）。このうち一〇代層離職者の比率は一九六一年に増大したが（全体の三一％）、六三年には再び減少し、二〇代前半層の比率は低下の動きを示している。その比率が最近高まっているのはむしろ二〇代後半層や三〇代、四〇代層である。

離職理由では（第20表）、常用の場合、任意退職というのが圧倒的に多いが、この比率は最近いっそう高まって九〇％以上に達しており、労働移動の増大を示している。また事業経営上の都合による解雇の比率は、一九五六年当時一〇％程度とかなり多かった。それが一九六一年頃になると三％弱にまで低下したが、六三年にはわずかながら再び高まっている（四％）。臨時雇の離職理由で多いのは任意退職と臨時雇に特有な雇用契約期間の終了によるものであるが、ここでもまた最近では任意退職の比率が著しく高まっている（一九五六年四二％→六三年六一％）。

第41表　製造業離職者の年齢別，離職理由別構成　（％）

年令別		計	20才未満	20～24才	25～29才	30～39才	40～49才	50才以上
総数	1956年	100.0	28.8	32.4	15.7	11.5	6.3	5.4
	1961年	100.0	31.3	32.2	16.1	11.1	5.5	3.9
	1963年	100.0	28.3	31.1	16.2	12.7	6.5	2.5

離職理由別		計	雇用契約期間終了	事業経営上の都合による解雇	死亡傷病停年等	本人の責による解雇	任意退職
1956年	常用名義	100.0	——	9.9	5.4	5.8	78.8
	臨時・日雇名義	100.0	45.0	7.4	0.8	4.4	42.4
1961年	常用名義	100.0	——	2.6	3.2	1.8	92.4
	臨時・日雇名義	100.0	33.3	4.0	0.7	1.7	60.3
1963年	常用名義	100.0	——	4.0	3.7	1.0	91.3
	臨時・日雇名義	100.0	33.2	3.6	0.7	1.6	61.0

〔備考〕労働省「労働異動調査」による。

雇用動向調査　一九六四年における労働移動の状況を、労働省の「雇用動向調査」（注）によってみると、まず入職者の年齢構成ではやはり若年層が中心であり（第42表）、男子の場合は、二〇才未満が三分の一以上を占めて最も多く（三五％）、二〇代前半層（二六％）および二五才～三四才層（二三％）がこれについで多くなっている。また女子では男子に比べて一〇代層の比率が目立って高く（四四％）、二〇代以上層になると男子をかなり下まわる。これに対して離職者の年齢構成では男女とも一〇代層の比率が低下し、男子では二〇才以上の各年齢層の比率が、女子では二〇才～三四才層の比率がそれぞれ高まり、中心を占めるようになっている。

次に既就業転職者の産業間移動についてみると（第43表）、各産業ともだいたい同種の産業内を移動した者の比率が総じて最も高くなっているが、この比率のとくに高いのは鉱業（七四％）、サービス業（七四％）、製造業（六八％）などである。その比率のとくに低いのは電気・ガス・水道業（四七％）で、転職入職者の半数以上が他部門（とくに鉱業、建設業、製造業）からの転職者となっている。転職者の産業間移動は総じて同種部門または農林漁業以外の各産業間での移動が主流となっているが、このほか鉱業では農林漁業からの転職者の比率の高いの

第42表　入職者・離職者の年齢構成（1964年）　（％）

年齢別		男子 計	男子 20才未満	男子 20才～24	男子 25才～34	男子 35才以上	女子 計	女子 20才未満	女子 20才～24	女子 25才～34	女子 35才以上
入職	産業計	100.0	34.5	25.6	22.9	16.9	100.0	44.2	23.7	15.0	17.0
	製造業	100.0	39.0	22.7	21.0	17.3	100.0	44.4	21.2	16.1	18.3
離職	産業計	100.0	19.1	28.6	28.0	24.3	100.0	20.1	40.4	22.8	16.5
	製造業	100.0	23.6	28.0	25.0	22.4	100.0	23.4	37.0	22.4	17.3

〔備考〕1）毎月勤労統計調査でいう常用労働者（常用名義＋臨時・日雇名義）について。
2）労働省・雇用動向調査――「昭和39年における労働力の流動状況」による。

第43表　転職者の現職産業と前職産業（1964年）　（％）

現職＼前職	合計	農林漁業	鉱業 建設業 製造業	その他の産業
調査産業	100.0	7.0	53.8	39.1
鉱業	100.0	13.4	73.8	12.7
製造業	100.0	8.2	68.4	23.3
卸売小売業	100.0	2.8	32.6	64.4
金融保険・不動産業	100.0	8.0	28.5	63.3
運輸通信業	100.0	8.0	31.7	60.2
電気・ガス・水道業	100.0	6.1	46.7	46.9
サービス業	100.0	2.5	23.5	73.7

〔備考〕1）毎月勤労統計調査でいう常用労働者（常用名義＋臨時・日雇名義）について。
2）労働省・雇用動向調査――「昭和39年における労働力の流動状況」による。

が目立っている。

転職者の上向移動と下向移動

転職にともなう企業規模移動を職業別にみると（第44表）、一般に事務や販売従事者は下向移動（従業員一〇〇人以上規模企業→一〇〇人未満規模企業）をしてきた者の比率が高く、それ以外の金属機械作業、輸送機械運転作業、等々の従事者は上向移動（一〇〇人未満→一〇〇人以上）をしてきた者が多くなっている。下向移動は総じて異種職業から転職した、職種異動を行なった転職者の場合ほど多く、とくに販売従事者にはこの傾向が強い。他方、単純労働者や保安・サービス職業従事者など、総じて単純労働の職種では異種職業からの転職者であっても上向移動のケースが多くなっている。こうした動きはおそらく、現在事務や販売の職業を需要する業種に小企業が多く、単純労働者や保安従事者を需要しているものに一〇〇人以上の中企業や大企業の多いといった事情も作用しているとみられる。

第44表　職業間移動と規模間移動（男子）

現職	上向移動		下向移動	
	同種職業からの転職	異種職業からの転職	同種職業からの転職	異種職業からの転職
事務従事者	18.4	19.5	24.5	24.0
販売従事者	12.8	9.4	17.7	31.7
輸送機械運転作業者	26.8	27.2	10.5	18.4
金属機械作業者	28.5	37.9	11.6	11.1
軽・化学工業作業者	16.9	31.9	11.1	11.1
単純労働者	21.4	29.4	10.8	15.5
保安・サービス職業従事者	26.6	35.5	7.8	8.7

〔備考〕1)　上向移動とは同種(異種)職業から転職した者のうち，事業所規模100人未満から100人以上へ移動したもの。
2)　下向移動とは同種（異種）職業から転職した者のうち，事業所規模100人以上から100人未満へ移動したもの。
3)　労働省・雇用動向調査――「昭和39年における労働力の流動状況」による。

第45表　転職者の規模間移動（男子）　（%）

年齢別	移動者計	上向移動	下向移動
計	100.0	62.0	38.0
15～19才	100.0	72.6	27.4
20～29才	100.0	65.9	34.1
30～39才	100.0	53.6	46.4
40～49才	100.0	54.8	45.2
50～64才	100.0	44.3	55.7
65才以上	100.0	0	100.0

〔備考〕1)　製造業，卸・小売・金融・不動産業，サービス業について，各同一産業内を移動した者を対象とする。
2)　総理府統計局「昭和37年就業構造基本調査」による，1961年7月1日～62年7月1日までの1年間における移動者を対象とする。
3)　「労働力流動の実態について」――労働省「労働統計調査月報」1964年1月号による。

なお、一九六一年七月～六二年七月の一年間における転職者の企業規模間移動は（第45表）のようになっている。これは総理府統計局の「就業構造基本調査（昭和三七年）」の結果にもとづいて労働省労働統計調査部が集計したものであるが、一〇代層あるいは二〇代層といった若年層転職者の場合は、上向移動をする者の割合が大多数を占めているが、三〇代、四〇代の中年層では下向移動者の割合も半数近くにまで高まり、五〇才以上層では下向移動が上向移動を上まわるようになっている。

（注）　雇用動向調査は一九六四年から労働異動調査に代わって実施されたものである。これまでの異動調査に比べて調査規模が大幅に拡大されるとともに調査内容も全面的に変更されたため、一九六三年までの異動調査結果と直結することはできなくなった。なお本項の記述は、雇用動向調査結果の概要を記した「昭和三九年における労働力の流動状況」によっている。

第二節　新規学卒者の入職状況

新規学卒就職者の減少

中学卒就職者数は、敗戦前後における出生減少の影響があらわれた一九六一年には卒業者数が大幅に減少した上に最近の高校進学率の上昇による減少要因が加わって、中学卒就職者は就職進学者を入れても五〇万人と著しい減少を示した（第46表）。その後とくに一九六三年から卒業者数は再び増加したが、高校進学率も毎年高まっているので、就職者数は七〇万人～七六万人（就職進学者を含む）に押えられた。しかし高校卒就職者数は、中学卒の高校進学率上昇によって最近増加を示し、とくに一九六一年～六三年の高校卒就職者数は毎年六〇万人以上となった（一九六四年は就職進学者を含めて五六万人と減少）。

中学卒と高校卒とを合わせた一〇代の新規学卒就職者総数で最近の動きをみると、一九六一年には中学卒の著減によって一一一万人と低下したが、一九六〇年以降も毎年大体一二六万人～一三九万人となっている。ただし中学卒就職者数の減少は最近のはっきりした傾向である。近年来のいわゆる高度成長にもとづく労働力需要の増大は、もっぱら若くて適応力を備え、現場労働力として企業にとって使いやすく、しかも独身のため相対的に低賃金をもって雇入れる

第46表　中学，高校卒業就職者の動き

卒業時期	中学卒				高校卒				総計（千人）
	就職者		就職進学者		就職者		就職進学者		
	（千人）	（%）	（千人）	（%）	（千人）	（%）	（千人）	（%）	
1955年3月	634	38.1	64	3.9	332	46.4	8	1.2	1038
1960年3月	633	35.8	50	2.9	567	60.7	6	0.6	1256
1961年3月	459	32.7	42	3.0	606	63.3	7	0.7	1114
1962年3月	597	30.6	56	2.9	642	63.2	8	0.7	1303
1963年3月	692	27.8	72	2.9	618	62.6	8	0.8	1390
1964年3月	624	25.7	74	3.1	549	63.0	8	0.9	1255

〔備考〕1）　比率は全卒業者に対するもの。
2）　各年3月の卒業者について同年6月1日現在の状況を調査したもの。
3）　文部省調べ――「文部統計速報」による。

ことのできる若年齢層労働力に対する需要を増大させたが、この若年層労働力に対する需要が集中したのは一〇代の新学卒者であり、しかもそれがまず第一に中学卒業者に向けられた。新卒・若年層労働力不足の激化はもっぱら需要の急増によるものであるが、なかでも中学卒については需要の著増に供給の減少が加わって、不足状態を激化させることとなった。

就職先の産業と職種　中学卒就職者の産業構成（第47表）で最近目立った傾向は、農林漁業の割合の低下と製造業や建設業、運輸通信業、サービス業などの割合の上昇である。農林漁業への就職者の割合は一九五五年当時中学卒就職者全体の三〇％近くを占めたが、一九六一年以降は一〇％を割り、一九六四年には七％に低下した。これに対して製造業の割合は一九五五年当時四〇％以下だったのが急テンポで高まり、一九六一年から六〇％以上となった。これはとくに金属・機械器具部門の吸収の増大によるものである。この部門への就職者の割合は一九五五年当時は就職者全体の一〇％程度に過ぎなかったが、とくに一九六一年、六二年は急膨張して三〇％以上に達し、以後低下したが一九六四年においても二六％となっている。とくに男子中卒就職者ではその四〇％近くがこの金属・機械器具部門にはいっている（一九六四年）。

製造業以外では建設業、運輸通信業、サービス業の割合の上昇が最近目立っており、一九五五年当時一二％を占め比較的大きかった卸・小売業は一九六〇年以降一〇％を割り、一九六四年には八％程度に低下した。

就職者の職業では「技能工・生産工程作業者」が圧倒的に多い（一九六四年六三・六％）。男子ではこのうち金属加工や電気機器組立、修理に従事するもの（旋盤、仕上、プレス、組立など）が、女子では製糸・紡織従事者が最も多くなっている。

高校卒就職者では、中学卒に比べて農林漁業や製造業の割合が著しく低く、卸・小売業をはじめとして金融保険業、運輸通信業、公務など総じて流通部門への就職者割合の高いのが特徴であるが、ここでも最近中学卒の場合と、だいたい同様な動きがみられる。農林漁業就職者の割合はもとからかなり低位にあったが、最近それがいっそう低下し僅少部分を占めるにすぎなくなった（一九五五年一七％→六四年四％）。これに対して最近上昇の目立っているのは製造業、金融保険業、運輸通信業、建設業などである。製造業就職者の割合は中学卒に比べるとかなり低いが、最近ではそれが全体の三分一以上に達した（一九五五年一七％→一九六四年三六％）。とくに男子就職者ではその四〇％以上が製造業へはいっている。これはやはり主として金属、機械器具部門の増大によるものである。

この他、従来製造業に匹敵するほどだった卸・小売業の割合はあまり上昇せず（一九五五年二一％→六四年二四％）、金融保険業、運輸通信業、建設業などの割合の上昇が目立っている。

なお高校卒就職者の職業で最も多いのはやはり事務関係であり（全体の四二％）、とくに女子就職者ではその大多数がこの事務従事者となっている（六二％）。事務についで多いのは「技能工・生産工程作業者」（二三％）、販売従事者（一七％）で、男子では右の技能工の割合が最も高く（三七％、金属加工や電機器組立・修理作業を中心とする）、事務（二三％）、や販売（一五％）がこれについでいる（数字はいずれも一九六四年）。

学卒就職者の大企業集中　新規学卒労働力に対する需要の増大が全産業的規模で進行し、求人競争が激化するとともに求人競争で優位に立つ大企業が最優先的に新卒労働力を吸収した結果、新卒就職者の大企業集中度はとくに一九六〇年以降著しく高まった（第48表）。

第47表　中学，高校卒就職者の産業別構成　(%)

卒業時期別 / 産業別		1955年3月	1960年3月	1962年3月	1963年3月	1964年3月 計	1964年3月 男	1964年3月 女
中学卒	総数（千人）	698 (100.0)	684 (100.0)	652 (100.0)	764 (100.0)	698 (100.0)	360 (100.0)	337 (100.0)
	農林，漁業	29.4	12.4	8.4	8.4	7.2	8.3	6.0
	建設業	1.4	1.8	2.2	3.1	3.6	6.7	0.2
	製造業	37.8	59.6	64.5	60.5	61.7	61.3	62.2
	食料品	3.1	2.8	3.6	4.0	3.7	3.4	4.0
	繊維関係	12.8	17.8	18.1	18.7	19.7	4.2	36.3
	鉄鋼，金属，機械	10.1	25.9	31.0	24.8	25.9	38.2	12.7
	卸・小売業	12.0	9.8	7.9	9.2	8.4	7.5	9.3
	運輸通信業	1.5	1.4	2.2	2.5	2.7	2.9	2.4
	サービス業	9.9	9.5	9.0	10.6	11.0	6.9	15.5
高校卒	総数（千人）	341 (100.0)	573 (100.0)	649 (100.0)	626 (100.0)	557 (100.0)	282 (100.0)	275 (100.0)
	農林，漁業	17.1	7.4	4.1	4.1	3.2	4.9	1.5
	建設業	2.9	3.0	3.1	3.5	3.6	5.9	1.3
	製造業	25.3	35.8	39.4	34.2	36.2	43.3	28.9
	食料品	2.3	2.6	3.2	3.1	2.9	3.3	2.5
	繊維関係	3.9	4.4	4.0	4.3	4.6	3.0	6.2
	化学	2.4	3.0	3.5	3.2	3.5	4.2	2.8
	鉄鋼，金属，機械	9.5	17.5	21.0	16.4	18.1	24.5	11.5
	卸・小売業	21.0	23.8	22.7	25.0	23.8	16.6	31.2
	金融保険業	6.0	7.0	8.7	9.0	9.8	4.5	15.2
	運輸通信業	5.6	5.4	6.4	7.2	6.9	9.0	4.7
	サービス業	6.2	6.3	5.6	6.1	6.4	3.9	9.0
	公　務	7.3	5.7	5.5	6.7	6.4	8.0	4.8

〔備考〕1)　就職進学者を含む。

2)　産業は就職者数の多いものを掲げた。総数はそれ以外の産業を含む全産業の数である。

3)　文部省調べ――「文部統計速報」による。

第48表　中学，高校卒就職者の企業規模構成　(%)

卒業時期別		規模別	実数(千人)	計	500人以上	499～100人	99～30人	29人以下
中学卒	全産業	1957年3月	438	100.0	16.0	20.3	32.8※	30.9※
		1960年3月	411	100.0	23.6	26.6	30.3※	19.5※
		1962年3月	410	100.0	31.3	32.1	20.8	15.7
		1963年3月	459	100.0	27.1	30.8	22.0	20.1
		1964年3月	433	100.0	33.1	29.7	19.4	17.7
	製造業	1957年3月	328	100.0	20.0	25.2	36.0※	18.8※
		1960年3月	330	100.0	27.7	31.0	31.0※	10.2※
		1962年3月	337	100.0	34.6	36.1	20.6	8.7
		1963年3月	357	100.0	30.4	35.9	22.7	11.0
		1964年3月	337	100.0	37.4	34.0	19.4	9.1
高校卒	全産業	1957年3月	179	100.0	17.3	22.7	37.7※	22.3※
		1960年3月	278	100.0	22.9	28.9	34.4※	13.7※
		1962年3月	341	100.0	33.8	34.0	21.6	10.6
		1963年3月	310	100.0	32.6	33.5	22.2	11.7
		1964年3月	264	100.0	39.3	32.4	19.2	9.1
	製造業	1957年3月	73	100.0	22.0	29.4	36.2※	12.4※
		1960年3月	120	100.0	26.8	35.9	30.5※	6.8※
		1962年3月	151	100.0	38.8	39.9	16.5	4.8
		1963年3月	117	100.0	34.8	41.3	18.7	5.2
		1964年3月	103	100.0	43.8	37.4	14.4	4.3

〔備考〕1)　1957年～1962年は就職者数，1963年以降は就職件数による。いずれも職業安定機関扱いのみの数字。

2)　99～30人規模の※は99～55人規模の数字，29人以下規模の※は14人以下規模の数字である。

3)　各年の3月卒業者について同年6月末での調査による。

4)　労働省職業安定局調べ。

中学卒就職者では一九五五年当時五〇〇人以上の大企業入職者の割合が一六%にすぎず、一〇〇人未満の小企業への入職が圧倒的に多かった（六四%）。しかし一九六〇年以降大企業や中企業（四九九～一〇〇人規模）への就職の割合が大幅に高まり、小企業の割合は著しく低下した。これを一九六四年についてみると大企業就職者が全体の三分の一に達しており、小企業の割合は三七%にまで低下している。とくに一九六二年や六四年の就職者総数の減少期に、大企業就職比率の高まりが著しい。また中企業でも大企業について新卒者を吸収することによって、中企業就職者の割合も上昇したが、その上昇度は就職者総数の増加した年をのぞけば、大企業の上昇度に比べて著しく低くなっている。このような新卒就職者の大企業集中傾向は、とくに製造業について著しくなっている。

高校卒就職者でも中学卒の場合とだいたい同様な動きをみせているが、大企業就職の割合の上昇が

中学卒よりもさらに著しくなっている。大企業就職の割合は一九五二年当時の一七%から一九六四年には四〇%近くに達し、一方小企業就職の割合は六〇%から二八%へと低下した。

新卒充足率の低下　新規学卒労働力に対する需要増大にともなってはなはだしくなった（第49表）。一九六四年の充足率を一九五五年に比べると中学卒では六九%だったのが二五%へと、高校卒では七〇%から二四%へと、それぞれ低下している。なかでも一九六一年～六三年ごろには、まず中学卒業者の充足率低下が著しくなり、一九六四年には高校卒業者の充足率低下が著しく――就職総数がこの年減少したこともあって――中学卒充足率以下となった。充足率はやはり大規模企業ほど高く、小規模企業になるほど低くなっているが、大企業（従業員五〇〇人以上）でも中学卒充足率は一九六二年、六三年が五〇%台、一九六四年にはさらに四〇%台へと低下した。高校卒充足率も、その需要増大にともなって最近急速に低下し、一九六四年の充足率は大企業でも三五%にとどまっている。

中企業では、中学卒の充足率が一九六一年～六三年の三〇%台から六四年には二〇%台へと低下し、高校卒の充足率は一九六一年四五%だったのが六四年には二三%に低下した。小企業では、中学卒の充足率は一九六一年～六三年二〇%台きわめて低かったのが六四年にはさらに一〇%台となり、ほとんど充足不能状態となった。高校卒の充足率も一九六一年ごろはまだ三〇%以上だったのが六四年になると中学卒同様一〇%台へと低下している（注）。

また産業別に充足状況をみると（第50表）、一九五五年当時には各産業とも充足率が高く、中学卒でも高校卒でも六〇%以上から九〇%近くの充足率となっていた。しかし一九六四年になると、各産業とも大幅に低下し、とくに需要量が大きく、また最近需要が増大

第49表　新規学卒就職者の充足率（企業規模別）　（%）

企業規模別		計	500人以上	499～100人	99～30人	29人以下
中学卒	1955年3月	68.8	—	—	—	—
	1960年3月	43.7	—	—	—	—
	1961年3月	31.1	63.6	35.2	22.5※	18.8※
	1962年3月	29.3	53.9	33.7	20.8	18.0
	1963年3月	32.9	57.7	38.7	26.0	21.6
	1964年3月	25.3	43.8	26.3	17.9	17.9
高校卒	1955年3月	70.1	—	—	—	—
	1960年3月	47.2	—	—	—	—
	1961年3月	42.7	52.7	45.2	36.9※	33.8※
	1962年3月	35.4	46.7	36.9	28.9	24.8
	1963年3月	34.1	46.9	34.9	27.4	24.9
	1964年3月	24.3	34.9	22.9	18.7	16.4

〔備考〕1)　99～30人規模の※は99～15人規模，29人以下規模の※は14人以下の規模の数字。

2)　充足率は$\frac{\text{就職件数}}{\text{求人数}}\times 100$　但し1955年～1961年分は$\frac{\text{就職者数}}{\text{求人数}}\times 100$

3)　調査対象については第48表の備考を参照。

4)　労働省職業安定局調べ。

第50表　新規学卒就職者の充足率（産業別）（%）

産業別	中学卒		高校卒	
	1955年	1964年	1955年	1964年
計	67.9	25.3	70.1	24.3
農林水産業	84.2	32.0	84.8	41.0
鉱業	81.3	41.5	76.6	33.6
建設業	69.0	27.7	77.6	27.7
製造業	68.7	24.6	68.9	21.4
卸・小売業	61.9	22.0	72.3	20.5
金融，保険，不動産業	71.7	45.2	68.0	47.5
運輸，通信業	70.7	36.9	63.3	28.6
電気，ガス，水道業	——	42.7	——	36.1
サービス業	72.8	31.9	75.5	25.3
公務	89.4	86.6	78.1	48.6

〔備考〕調査方法などについては第48表の備考を参照。

している産業——製造業、卸・小売業、サービス業、建設業、運輸通信業などでは充足率が二〇%台に低下し、充足難がはなはだしくなっている。

（注）　通産省が一九六四年一〇月に行なった「労働力不足の影響と対策」についての実態調査（全国で従業員一〇人以上規模の製造業三八〇〇企業を対象とする）によると、「新規学卒者のうち最近採用の最も困難なものはどれか」についての回答は次のようで、中学卒採用が最も困難であるという企業が大企業でも中小企業でも半数以上を占めて最も多く、とくに小企業ではその七〇%前後にものぼっていた。また中学卒についで、大企業では技術系の大学卒の採用を困難とするものがかなり多数にのぼっていた（千人以上規模では三四%）。工業高校卒採用が最も困難というのは従業員三〇～三〇〇人未満層の中小企業に多くなっている。

企業規模別	千人以上	九九九～三〇〇人	二九九～一〇〇人	九九～三〇人	二九～一〇人
大学卒 事務系	三四・一	〇・六	二・〇	〇・三	——
大学卒 技術系	五・三	二四・九	一四・三	三・九	——
高校卒 工業	七・一	一三・〇	一七・八	一一・七	五・〇
高校卒 その他	五三・一	五・三	六・三	六・六	八・九
中学卒	一・四	五四・一	五三・八	六九・七	七二・八
その他		二・一	五・八	七・八	一三・三
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

短期離職の増大

最近、新学卒就職者あるいは年少労働者の短期離職の増大が目立っており、それと同時に勤務中の者でも現在の仕事に不満をもち、できれば転職・離職したい考えをもつものがきわめて多数存在している。不満の理由としては、賃金が低い点とともに作業内容への不満を抱いている者の多いのが特徴的である。

中学卒就職者の就職後の状態、とくに離職の最近の動きを労働省婦人少年局の「年少労働者就労状況調査」（従業員三〇人以上企業を対象とした全国抽出調査）によってみると（第51表）、一九六二年三月および六三年三月に卒業して就職した者の約二〇%が入職後

第51表　中学卒就職者の離職状況（入職後１年間の状況）　（%）

離職期間，理由別		1962年３月卒業者			1963年３月卒業者		
		計	男	女	計	男	女
入職後１年間の離職率		19.6	22.9	16.8	19.6	22.6	18.2
離職者の勤続期間別	離職者計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	３カ月未満	23.6	25.9	20.9	21.0	21.9	20.3
	３カ月～６カ月未満	28.2	27.3	29.3	26.5	26.8	26.1
	６カ月～１年未満	48.2	46.8	49.8	52.5	51.3	53.6
離職理由別	離職者計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	任意退職	81.6	77.2	87.1	84.7	83.6	85.4
	本人の不都合による解雇	16.1	21.2	9.9	8.4	9.3	8.0
	事業経営上の都合による解雇	0.6	0.4	0.7	2.6	3.1	2.0
	その他	1.7	1.2	2.3	4.3	4.0	4.6

〔備考〕1)　離職率は入職者総数に対する離職者の割合。
　　2)　労働省婦人少年局「年少労働者就労状況調査」による。

一年以内に離職しており、移動がきわめて激しくなっている。こうした離職の増大による補充求人も、新規学卒者に対する最近の求人増大の一要素をなしている。この離職率は男子のほうが高くて二三%、女子は一七・八%となっている。

また離職率はやはり小規模企業ほど高く、従業員三〇～九九人企業で二五・四%、一〇〇～四九九人企業で二〇・六%、五〇〇人以上企業では一三・四%となっている（いずれも一九六三年卒業就職者の場合）。

これら一年間の離職者は、入職後半年以内の短期間に半数程度が離職している。離職理由では任意退職が八〇%以上で大部分であるが、本人の不都合による解雇というのもかなりあり（一九六二年卒業の離職者の場合には一六%）、また事業経営上の都合による解雇も少数ではあるが最近増加している（一九六二年卒業の離職者の場合〇・六%→六三年の場合二・六%）。

婦人少年局の「電気機械器具製造業における年少労働者の労働実態調査」（一九六二年六月末現在で従業員三〇人以上の事業所を対象）でも、入職後六カ月未満の短期勤続で離職した者が離職者全体の三分の一以上に達し（三三・五%）、半数以上が一年以内に離職している（五八%）。六カ月未満といった短期離職は小規模企業におけるほど著しい。またこうした離職はほとんどが「任意退職」であった（九三・三%）。

なお年少労働者の勤続に対する考えを、総理府統計局・婦人少年局の「年少労働者の生活と意識の調査」（一九六四年三月）によってみると、（できるだけ）長く居たいと答えた者は全体の四四%にとどまり、（できれば）変わりたいという者が三五%もあった。この変わりたい理由は(1)仕事の内容が自分に適さず興味がもてない（三八%）、(2)将来性がない（二六%）、(3)給料が安い（二二%）、

などが多く、(1)の理由を上げた者ではその大多数が現職とはまったく別の仕事につきたいと答えていた。また前掲「電気機械器具製造業における年少労働者の労働実態調査」でも、仕事に満足していると答えた者は二四%に過ぎず、満足していないという者が三〇%に達し、その不満な点として(1)低賃銀（五三%）、(2)作業内容（四九%）を上げる者が最も多かった。（注）

（注）　経済企画庁の「労働力流動と賃金決定事情調査」（一九六四年九月現在の調査）によると、新規学卒就職者で一年以内に離職した者のうち半年以内の離職者は一九六三年が五六%、六四年にはそれが七二%と増加している。こうした新規学卒就職者の離職の短期化は、中小企業でも大企業でも共通である。

また一九六四年三月の中学・高校卒就職者の職場適応状況を調査した労働省職業安定局「就職後の補導調査」によると、就職後四カ月現在で、現企業に長く勤めたいと答えている者は半数程度にとどまり（中学卒男子で五三%、高校卒男子は四九%）、はっきり辞めたいと答えている者が中学卒男子で四%、高校卒男子で六%出ている。また勤務条件のなかで不満とするものとくに多い事項は職場の設備・環境や厚生施設（とくに住込勤務者の場合）と賃金で、これらについては中学卒の場合全体の一五%～二〇%、高校卒の場合はその二〇%～三〇%の者が不満を訴えていた。

第三節　離職者の再就職状況

職安の職業紹介

公共職業安定所の職業紹介を通じた再就職の動きをみると（第52表）、一九五五年当時は求人に対して求職が五倍近くもあったのが、労働力需要が増大した六〇年以降は、職安への求人が増大したのに対して求職が減少したため、求職倍率は二倍以下に低下し、全体として求職は求人を僅かに上まわるだけとなった（一九六四年は一・三倍）。ただし最近求人数が求職数を上まわるようになったのは金属・機械関係の技能職種をはじめとする「技能及び半技能職業」で、それ以外の職業とくに

第52表　一般職業紹介状況
（新規学卒を除く）

年　　別	求職倍率(倍)	就職率（%）
1955年	4.6	11.7
1960年	1.7	16.9
1961年	1.3	17.0
1962年	1.5	14.9
1963年	1.4	12.8
1964年	1.3	12.5

〔備考〕1)　求職倍率は，月間有効求職者数÷月間有効求人数
2)　就職率は，就職者数÷月間有効求職者数
3)　労働省職業安定局調べ。

「書記的販売的職業」などでは求職が求人を依然としてかなり上まわっている。

就職率も一九六〇年～六二年にはかなり上昇したが（求職者の一七％）、六三年～六四年になると求職と求人との差はあまりなくなったのに就職率も低下し、求職倍率が五倍近くに上っていた一九五五年当時の低い就職率（一二％）と大差のない就職率の低さ（一三％）を示した。

これを年齢別にみると（第53表）、各年齢層とも求職倍率の低下が最近著しい。一〇代、二〇代の若年層については求人が求職を上まわるようになり、三〇代、四〇代の中年層についても求職と求人とが釣り合うようになった（なお三〇～三四才層求職率が各年ともかなり低いのは、求人年齢が二〇～四五才というように幅をもっている場合――これも実際は若年層需要に比重をおいた幅の広さであるが――これを中位の三〇～三四才層への求人として集計したことによる）。

しかし就職率は、全体として求人超過の状態にもかかわらず最近かえって低下傾向を示しており、とくに二〇代後半層や三〇代、四〇代の中年層の就職率は求職者中の一四％にすぎなくなっている。職安求人の増大には、新学卒労働力に対する求人難（充足難）の激化とともに、中小企業をはじめとしてその補充を中途採用に求め、さらに縁故関係や直接募集の方法によっても充足不足が生じるようになったために、職安求人への依存を強め、さらに若年層労働力不足の増大によって求人年齢の上限も二〇代層から三〇代、四〇代層へと引き上げてきた。しかしこうした求人条件の緩和や求人量の増大には、職安からできるだけ多くの求職者の紹介をえて、そのなかから適当なものを選び出そうとする思惑、いわゆる見込み求人の要素もはいっている。さらに賃金や作業内容の点――一般に求人側は

第 53 表　年齢別一般職業紹介状況（男子）

年齢階級別		計	19才以下	20～24才	25～29才	30～34才	35才以上計	35～39才	40～49才	50才以上	
求職倍率（倍）	1960年	1.5	1.6	1.3	1.3	1.1	3.8	1.6	3.7	18.7	
	1961年	1.2	1.5	1.0	1.0	0.9	2.4	1.1	2.5	8.9	
	1962年	1.4	1.4	1.2	1.3	1.0	2.8	1.4	2.6	9.0	
	1963年	1.1	1.0	0.8	0.9	0.9	2.2	1.1	1.9	8.5	
				(20～25才)	(26～30才)	(31～35才)		(36～40才)	(41～50才)	(51～55才)	(56才以上)
	1964年	0.9	0.4	0.8	0.8	1.0	1.6	1.0	0.9	3.5	8.7
就職率（％）	1960年	18.2	25.8	22.0	18.9	17.9	10.1	16.1	12.1	5.2	
	1961年	18.5	27.9	23.1	19.1	18.2	10.7	16.4	13.2	5.8	
	1962年	15.0	23.5	19.1	15.6	14.2	9.9	14.3	12.9	5.0	
	1693年	14.6	23.1	18.2	15.3	14.0	10.4	14.5	13.4	5.9	
				(20～25才)	(26～30才)	(31～35才)		(36～40才)	(41～50才)	(51～55才)	(56才以上)
	1964年	15.4	23.1	17.5	14.4	14.0	10.5	14.7	12.8	8.3	4.9

〔備考〕1)　各年10月分の数字である。
2)　求職倍率や就職率の計算方法は第52表の備考を参照。
3)　労働省職業安定局調べ。

求職者が適格な熟練者でないかぎり前職歴のいかんにかかわらず単純作業への従事を希望し（したがって賃金は低い）、求職者とくに中高年層求職者は、賃金条件とともにこれまでの職種をできるだけ維持したいとする――で双方の折り合いが困難となっている。就職率の低い理由には、これらの要素がかなり影響しているとみられる。

労働省職業安定局では一九六三年七月、三五才以上の中高年齢者を中途採用した事業所、同就職者および求職者の三者を対象として「中高年齢者実態調査」を実施した。(1)事業所調査　過去一年間に企業が雇入れた者（男子）のなかで三五才以上の者の割合は一七％となっており、小規模企業ほどこの割合が高かった（従業員三〇人未満規模では二〇～二五％、一〇〇人以上規模では一五％）。年齢的な就職可能性の限度は四〇才ぐらいまでで、今後も「若年層の充足が困難なため」などを理由に、四〇才ぐらいを上限として中高年齢層採用を予定している企業が、大企業でも中小企業でも三〇％前後は存在していた。なおこの場合の職種としては、主として単純労働――荷造工、倉庫夫、仲仕、土工、道路工夫、選別工、包装工、その他の単純労働となっている。

(2)就職者調査　前職と同一職種に再就職した者は三分の一程度（男子三六・五％）にとどまり、再就職の職種は単純作業が一般化している。また現職に満足しているという者が半数以上を占め（五九％）、普通というのが三四％となっているが、満足していない者も七・五％あり、この不満の理由は大多数が賃金が低いことであった（七八％）。

(3)求職者調査　中高年層求職者の最近の就職不調理由では、その半数近くが賃金が折り合わないことで（男子の不調理由の四四％）年齢が折り合わないことによるものがこれについで多くなっている（男子の二三％）。

中途採用の実態

経済企画庁の「労働力流動と賃金決定事情調査報告」（一九六五年四月）を中心に、製造業における中途採用（新規学卒者定期採用以外の一般募集によるもの）の最近の状態をみよう。

(1)大企業における中途採用の減少　企業による労働力の追加需要の減退の結果、最近では中途採用の減少が目立っている（第33表）。一九六一年当時は労働力需要の増大により中途採用が盛んであり、新規採用者総数に占める中途採用の比率が著しく高く、定期採用の二倍近くに及んでいた（定期採用三六％、中途採用六四％）。そして大企業でも中小企業でも中途採用が定期採用を大幅に上まわっていた。しかし一九六四年になると、合理化の進展に不況の作用が加わって労働力の追加需要が減退したため、中途採用の比重は全体として著しく低下した（五五％）。小企業（従業員一〇〇人未満）では、新規学卒者の求人難のため中途採用の比重が依然として高く、六四年にはその比率が高まる動きをみせたが、中企業や大企業では中途採用の比重が著しく低下し、大企業の一〇〇〇人～五〇〇〇人未満規模では定期採用の割合のほうが上まわった(注)。これは最近における労働力の追加需要の制限や減員不補充による雇用削減が、もっぱら中途採用の縮小・停止によって行なわれたためである。

（注）　通産省の「労働力不足の影響と対策」についての実態調査（一九六四年一〇月、全国の製造業で従業員一〇人以上規模企業三八〇〇を対象とする）でも、最近一年間（一九六三年一〇月～六四年一〇月）の新規採用において、大企業では新規学卒者採用に重点が置かれたのに対して、小規模企業ではもっぱら中途採用に依存したことが明らかにされている。すなわち「最近一年間に新規学卒者と中途採用者とをどのような割合で採用

したか」に対する回答は次のようで、従業員一〇〇〇人以上規模では、大部分が新学卒という企業が半数以上（五九％）を占める。新卒・中途採用ほぼ同数くらいというのが二七％あるが、大部分が中途採用というのは一四％にすぎない。これに対してとくに従業員一〇〇人未満の小企業では大部分が中途採用というのが半数以上であった。

企業規模別	千人以上	九九九～三〇〇人	二九九～一〇〇人	九九～三〇人	二九～一〇人
大部分が新規学卒	五八・五	四三・五	二七・四	二〇・一	一一・一
ほぼ同数ぐらい	二七・三	二八・三	二一・六	一六・三	七・〇
大部分が中途採用者	一三・六	二七・二	四九・二	五六・三	五一・五
従業員の採用なし	〇・六	二・〇	一・八	七・三	三〇・四
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(2) 臨時工中途採用の増加　また最近では中途採用のなかでも臨時工としての採用の割合が高まっている。中途採用を雇用形態別にみると（第54表）、一九六一年当時は本工あるいは常用労働者としての採用の割合が中途採用全体の半分以上を占め（五三％）、このなかには臨時工からの昇格者もかなり多く、臨時工としての中途採用の比率は半分以下となっていた（四七％）。しかし一九六四年にはこの割合が逆転して臨時工採用が半分以上となった（五五％）。このうち小企業の中途採用ではもともと常用としての採用が大多数を占めており、一九六四年でもこの比率は依然として高く（六九％）また従業員一〇〇人～一〇〇〇人未満規模の企業では六四年にはむしろ常用採用の割合が高まっている（四八％→六一％）。しかしそ

第54表　製造業における中途採用の動き

企業規模別	計		30～99人		100～999人		1000～4999人		5000人以上	
	1961年	1964年	1961年	1964年	1961年	1964年	1961年	1964年	1961年	1964年
定期採用者比率	36.1	45.2	33.4	30.9	39.2	47.9	42.6	53.6	32.7	40.4
中途採用者比率	63.9	54.8	66.6	69.1	60.8	52.1	57.4	46.4	67.3	59.6
中途採用者計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職員	9.0	9.7	18.0	15.0	7.6	11.0	10.9	10.1	8.4	8.9
本工	43.6	34.9	72.6	69.3	40.7	50.1	32.5	30.1	47.4	31.2
（うち臨時工の昇格者）	(25.4)	(18.7)	(1.8)	(4.2)	(16.5)	(13.4)	(25.5)	(24.6)	(27.9)	(18.4)
臨時工	47.4	55.4	9.4	15.6	51.8	39.0	56.6	59.7	44.2	60.0

〔備考〕1)　新規採用者総数を100とするそれぞれの比率。
2)　経済企画庁「労働力流動と賃金決定事情調査報告」（1965年4月）による。

第55表　中途採用者の年齢構成（製造業，男子）　（%）

年齢別 ＼ 企業規模別		5000人以上		1000～4999人		100～999人		30～99人	
		1962年	1964年	1962年	1964年	1962年	1964年	1962年	1964年
本工採用	24才未満	77.3	72.3	73.9	63.4	63.1	57.9	45.1	48.3
	25～29才	16.1	19.6	17.1	13.9	16.0	13.4	19.3	13.5
	30～39才	4.9	7.1	7.6	18.6	13.0	17.9	18.6	23.5
	40才以上	1.7	1.0	2.0	4.1	7.7	10.8	16.9	14.7
臨時工採用	24才未満	82.4	71.3	65.0	65.5	55.3	31.5	53.1	29.1
	25～29才	8.0	14.3	15.0	13.8	16.1	13.5	7.9	9.7
	30～39才	3.3	11.8	9.8	13.8	17.3	33.9	13.2	38.7
	40才以上	6.3	2.6	10.4	6.9	11.1	21.1	15.8	22.5

〔備考〕経済企画庁「労働力流動と賃金決定事情調査報告」（1965年4月）による。

れ以上の大企業では中途採用における臨時工採用の割合がかなり高まっている（とくに五〇〇〇人以上規模では四四%→六〇%）。

(3)中途採用者の年齢構成　中途採用の本工採用でも臨時工採用でも二五才未満の若年層が大多数を占めているが、この若年層の比重は大企業ほど高く、とくに従業員一〇〇〇人規模ではこの比重が六〇%以上から七〇%以上に達している（第55表）。しかし一九六四年を六二年と比べると、本工採用でもこれら若年層の割合が若干低下し、二〇代後半層や三〇代の中年層の割合が高まった。こうした動きは臨時工採用になるとさらに著しく、とくに中小企業（ここでは従業員千人未満）の臨時工採用ではその半分以上が三〇才以上の中高年齢層によって占められた。

中途採用における年齢条件でみると（男子）、大規模企業ほど採用年齢の幅を三〇代以内に押えている。採用最高年齢は従業員五〇〇〇人以上規模企業で三五才、一〇〇〇人～五〇〇〇人未満規模企業で三八才、これが一〇〇人～一〇〇〇人未満規模企業になると四一才、三〇人～一〇〇人未満の小企業では四五才となっている。

企業側からみた中高年齢層の採用状況　通産省企業局の「労働力不足の影響と対策」についての実態調査（一九六四年一〇月、全国の製造業で従業員一〇人以上の企業三八〇〇を対象とする）によると、まず「新規学卒者のうち最近採用の最も困難なものはどれか」に対して中学卒を上げるものが大企業でも中小企業でも半数以上に達し最も多く、とくに小企業（従業員一〇〇人未満）では七〇%がそうであった。これについで大企業では技術系大学卒を上げるものが多く（三四%）、工業高校卒を上げるものは中企業で比較的多かった（一〇〇～三〇〇人未満規模で一八%、五四ページを参照）。

不足労働力を職種・技能の面からみると、現在最も不足を感じて

いる労働力として企業が上げているものは次のようで、単純技能工の不足を上げる企業が各規模とも総じて最も多いが、大企業では単純技能工不足についで技術者不足を、中小企業では単純技能工不足とともにそれに劣らぬくらいに技能工不足を上げていた。

企業規模別	千人以上	九九九～三〇〇人	三九九～一〇〇人	九九～三〇人	三九～一〇人
単純作業工	四五・八	四八・七	三九・八	四三・七	三三・二
技能工	二四・四	二七・二	三八・〇	三七・七	四二・一
技術者	三・八	一七・八	一六・六	一〇・九	一三・九
事務職員	—	一・四	一・三	一・七	一・七
その他	一・三	一・六	二・五	三・二	五・八
不足を感じていない	六・七	三・三	一・八	二・八	五・三
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

また全国中小企業団体中央会が一九六四年六月～七月に行なった中小企業労働事情実態調査（従業員三〇〇人以下の商・工業二万二〇〇〇企業を対象とする）によると、企業が労務管理上の悩みとして上げている項目のなかでは若年労働力不足が最も多く（三二％）、これについで賃金上昇（二六％）や技能労働力不足（一一％）が多かった（数字はいずれも工業部門）。企業が不足を強調している労働力の中心は一般若年層労働力であり、さらにそのなかでの若年層単純作業工や技能工なのである。

こうした労働力不足の対策として企業が上げている主なものは、次のように(1)機械化、(2)既存従業員の有効活用、(3)求人の積極化、(4)中高年齢層の採用、(5)パートタイマーの採用、などである。とくに大企業では機械化と既存従業員の訓練・有効活用などが重点となっており、中小企業ではこうした措置とともに求人の積極化や中高年層あるいはパートタイマーの採用などにもかなりの重点がおかれた。

「労働力不足の対象としてとくに力を入れ、または入れようとしているのは何か」に対する回答――

企業規模別	千人以上	九九九～三〇〇人	三九九～一〇〇人	九九～三〇人	三九～一〇人
機械化	六四・七	五九・二	六三・三	五五・五	五〇・二
従業員の質の向上と有効活用	六二・五	五四・五	四七・四	三三・〇	三五・七
人集め	三〇・四	四一・八	五八・八	四八・三	三九・一
工場分散	五・九	三・五	八・七	四・四	二・三
中高年齢者パートタイマーの採用	二一・一	三〇・一	三一・七	三一・〇	二六・三
その他	八・三	七・八	八・九	一七・六	一五・二
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

また前記の全国中小企業団体中央会による中小企業の調査でも、今後の労働力不足対策として、機械化（三六％）とともに中高年齢層の採用（三〇％）やパートタイマーの活用（一五％）などを上げる企業が多かった。（注）

（注）　東京商工会議所の調査（一九六四年六月）でもだいたい同様で、企業規模別にみた労働力不足対策は次のようであった。(1)おおむね規模が大きくなるほど割合の高くなるもの――機械化、臨時雇の採用。(2)おおむね規模が小さくなるほど割合の高

第56表　中高年齢層の採用状況（製造業）　（%）

回答別 ＼ 企業規模別		1000人以上	999～300人	299～100人	99～30人	29～10人
最近三年間の採用状況	ほとんど採用してない	36.4	20.5	16.9	19.6	39.8
	必要に応じてある程度採用	57.8	69.2	69.2	68.6	50.9
	積極的に採用	5.8	10.1	13.9	11.8	9.3
今後の採用方針	採用する考えなし	25.6	15.6	11.3	12.5	20.5
	ある程度採用	66.7	75.7	75.8	74.8	67.2
	積極的に採用	7.7	8.7	12.9	12.7	12.3
職種の有無	あまりない	35.0	25.2	20.4	17.3	23.4
	多少はある	54.2	56.3	54.4	52.5	48.5
	かなりある	10.6	17.4	24.3	26.8	25.7
	その他	0.4	1.3	0.9	3.4	2.4
採用に当たっての障害	とくに障害なし	8.5	16.6	24.3	26.6	26.3
	人件費が高くつく	47.6	45.2	44.7	43.2	38.0
	能力的に適応性なし	37.1	30.5	26.7	26.7	26.9
	労務管理上問題を生ず	27.1	16.6	14.4	10.2	6.4
	住宅の確保が困難	21.6	14.7	11.7	8.8	1.8
	その他の障害	3.2	2.9	2.0	2.6	3.5
各回答ごとの計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

〔備考〕1)　中高年齢層採用に対する各企業の回答をまとめたもの。
2)　通産省企業局「労働力不足の影響と対策」についての実態調査（1964年10月）による。

くなるもの――地方求人、中高年齢層の採用、転職希望者の採用、主婦労働力の活用、等々。

(3) 規模にはほとんど関係のないもの――賃金引上げ、労務管理の充実、等々。

中高年齢層労働力に対する需要は、こうした若年層労働力不足の増大、および職種的には単純作業工や技能工不足の増大にともなって、その充足対策の一環として拡大されたのであるが、ここ三年間（一九六二年ごろから六四年にかけて）における中高年齢層の採用状況をみると（第56表）、中高年齢層を「必要に応じてある程度採用した」という企業が最も多く、中小企業をはじめ大企業でも半数以上に及んでいた。しかし「積極的に採用した」という企業は中小企業ではかなりみられたが（一〇〇～三〇〇人未満規模で一四%、三〇～一〇〇人未満規模で一二%）、総じて少なく、「ほとんど採用してない」という企業のほうが大企業をはじめとして（一〇〇〇人以上規模で三六%）各規模とも右の積極的採用をかなり上まわった。

また今後の中高年齢層の採用方針でみると、ある程度採用するという方針をもつ企業が、従来の採用状況でみた割合よりも全体的に若干増加し、さらに積極的採用の方針を打ち出す企業も若干増加している。この点、中高年齢層雇用が今後増加するという予想も立てることができるが、しかし反面では一九六四年の後半から激化した不況の影響を考慮すれ

ば、中小企業を中心としたこの中高年齢層雇用拡大方針の実現は著しく制限されることになろう。

中高年齢層の採用を制限する企業側の理由の一つは職種がかぎられているという点である。適当な職種が「多少はある」という回答が大企業でも中小企業でも半数以上で最も多く、これが前記の「必要に応じてある程度採用した」のと対応している。さらに中小企業では適職が「かなりある」というのが右についで多くなっている（三〇〇未満規模で二四％～二七％）。これに対して大企業では適職が「あまりない」という企業がかなり多くなっている（一〇〇〇人以上規模で三五％、三〇〇～一〇〇〇人未満規模でも二五％）。

こうした職種の制限も含めて中高年層採用の障害として企業の上げるところをみると、最も多いのは「人件費が高くつく」という点であり、各規模を通じて半数近くの企業がこれを第一の障害としている。このほか「能力的に適応性がない」、「労務管理上問題を生ず」、「住宅確保が困難」などの点が上げられており、これらの障害点を上げるのはとくに大企業に多くなっている。中小企業（とくに三〇〇人未満規模）では、「人件費が高くつく」点と職種的な制約とが障害の主な理由となっているが、「とくに障害なし」とする企業もかなり多くみられた。

第四節　臨時工、社外工

臨時工の本工昇格

臨時工の本工昇格はここ数年目立って増加した。これは労働力需要の全面的な増大と、それにともなって盛んとなった臨時工の離職・移動の定着化対策の結果として実施されたのであるが、前掲の「労働力流動と賃金決定事情調査報告」は（製造業について）、臨時工を大量に雇用している巨大企業で、その本工吸収が盛んに行なわれたことを示している。

一九六一年には、臨時工中本工へ昇格した者の割合（臨時工在籍者＋本工昇格者）が大企業で四〇％前後を占めた（従業員五〇〇人以上規模で四七・五％、一〇〇〇人～五〇〇人未満規模で三七・二％）。さらに本工登用の「有資格者」（二五才までであるいは三五才までの年齢層で勤続六カ月～一年以上といった各企業の昇格条件を充たす者）のなかでは、その六〇％～八〇％の者が本工に昇格している（五〇〇〇人以上規模で八一％、一〇〇〇人～五〇〇〇人未満規模で六三％）。

こうした昇格率は一九六二年に若干低下し、六三年には再び高まって六一年の高さを若干上まわるほどだったが、六四年になるとかなりの低下を示した。六四年における本工昇格者の割合は、臨時工在籍者全体に対する割合でみると、五〇〇〇人以上規模で三八％（また対有資格者では七七・五％）、一〇〇〇人～五〇〇〇人未満規模では三八・九％（同じく六九・五％）となっている。（注）

（注）　労働省労働統計調査部「労働生産性統計調査報告――昭和三七年」によると、臨時工雇用の大きい電動機製造業や自動車製造業では一九六二年中に臨時工全体の約二〇％が本工へ昇格した。

次に、こうした臨時工の本工昇格における昇格条件を、二、三の資料によってみよう。

(1)東京都労働局の「臨時雇用労働者の実態調査」（一九六二年一〇月～一一月、都内製造業の従業員一〇〇人以上規模企業を対象とする）によると、大企業（従業員五〇〇人以上）では本工登用（労

務者について、以下同じ）にさいしいちおう年齢制限を設けていない企業はごくわずかで（一三%～一五%）、二五才までであるいは三五才までとする企業が大多数であった（二五才までとする企業が大企業の三分の一、三五才までが同様に三分の一）。また勤続基準は大企業のばあい六ヵ月以上ないし一年以上というのが最も多くなっている。

中企業になるとこれらの登用基準はかなり緩和され、年齢制限を設けていない企業が増加し（三〇〇～五〇〇人未満規模ではその二一%、一〇〇～三〇〇人未満規模では三六%）、勤続基準も三ヵ月～六ヵ月程度とする企業が多い。しかし一方では年令を二五才までに制限する企業も多く（とくに三〇〇～五〇〇人未満規模ではその四〇%）、中企業でも実際は若年層に重点を置き、最高三五才ぐらいの中年層までにしぼられている。こうした年齢、勤続条件は、臨時工の本工昇格が活発だった時期のものであり、またこの調査でも大多数の企業が将来右の登用基準を緩和する計画はないと答えていることからも、最も拡張された登用基準を示すものといってよい。本工登用においてはこれらの年齢、勤続基準を前提として登用試験（その多くは面接と学科）や勤務評定、所属長推せん、職業適性検査といった人物査定が加わっている。今後はとくにこうした選抜方法が中心となり、その合格線を上下することによって登用を調節して行くようになるとみられる。

(2)自動車産業の状況を、自動車産業経営者連盟の「臨時工の本工登用制度及び処遇状況に関する調査」（一九六三年六月、同連盟所属企業のうち二七社を対象とする）によってみると、臨時作業員は全作業員中二一%（男子では二八%）を占め、また臨時工の本工登用を制度として採用している企業が多くなっているが、その選考方法は次のようになっている。(イ)社内経験期間は一ヵ年以上とする企業が最も多く（二二社中九社）、六ヵ月がこれにつぐ（六社）。(ロ)年齢基準については、とくに基準なしとする企業が一一社、他はだいたい三五才程度までの制限を設けている。(ハ)このほか出勤率や勤務態度、技能などを考慮のうえ、職場長の推せんにもとづいて面接・筆記試験が行なわれる。(ニ)調査対家二七社の登用人員は一九六一年が年計約三七〇〇名、六二年が四八〇〇名であった。

(3)電機労連の「臨時工実態調査」（一九六四年一月、傘下三一組合を対象）によれば、電気機器企業における本工登用条件では、年齢二五才あるいは三〇才まで、勤続六ヵ月以上～一年以上とする企業が多い。このうち約一万五〇〇〇名の臨時工をもつ日立製作所の登用条件は―原則として六ヵ月～一年以上勤続し、年齢三〇才まで、勤務成績良好なもの、となっている。

社外工の実態　鉄鋼業における社外工の実態を、神奈川県労政部労政課の調査によってみよう（一九六二年七月～八月、県下の鉄鋼業関係企業のうち親会社八社、社外工派遣会社六社を対象とする）。この社外工とは「ある特定の企業（親会社）と労働力の提供を主体とする作業請負契約を結んでいる企業（社外企業）の従業員」をさし、いわゆる純粋な意味の社外工を対象とするもので、調査対象の従業員数（親企業の本工、臨時工に社外工を加えた総数）のなかでこの社外工が一一%を占めており、臨時工は二%にすぎない。また親企業一社に対して平均一二の社外企業が取引きを結んでいる（最高三二社、最低二社）。これらの社外企業は親工場のみを作業場とし自社工場を持たないものが大多数であり、企業規模でも従業員三〇人以下の零細企業が最も多くなっている。以下、同調査から社外工の雇用状況を摘記しよう（報告書の抜萃による）。

(1)社外工の作業内容　鉄鋼業の生産形態はベルト・コンベア・シ

ステムによる大量生産体制をとっているので社外企業が従事する作業部門は量産形態に乗らない単純作業が圧倒的に多い。その他特殊な技能を要する部門（銑鉄のスキ割り）や作業量の少ない部門又は重労働を要する部門に集中しているようである。又社外企業が従事している作業部門数は一事業所当たり七～八部門となっている（作業部門―運搬、厚材投入、スキ割、製缶、梱包、鋳物仕上鋼塊傷取り、鋳鋼石砂落し、スクラップのつめ方、残さい処理、原料銑鉄の手割、スクラップ切断加工、等）。

(2) 社外工を使用する理由　(イ) 軽労働且つ単純作業のため、(ロ) 重労働且つ単純作業のため、(ハ) スキ割作業等の相当経験を要する作業があるため、(ニ) 作業量の変動が激しいため、等。また「今後とも社外工を入れる方針である」とする事業場が圧倒的に多い。

(3) 社外工の募集、採用　社外工の募集方法をみると、社外企業の組織の基本が社長―棒芯―先手となっている関係から、社外工の募集を提議する職は作業場において作業管理の地位にある棒芯が行なう事例が多い。採用基準は―素人にても可但し体力強健な者一一件、経験ある者　一七件、技能の優れている者　一二件、等等。すなわち経験、技能を第一の要素とみるグループ、未経験未技能、体力頑健を第一の要素とみるグループの二つに分けることができる。これは、鉄鋼業関係の社外企業が主に運搬、残滓の処理等の単純作業と塗装、溶接等の技能、経験を要する二つの部門に分かれているためと推定される。

募集方法では、職安はあまり利用されておらず、専ら同業者間の連絡による、あるいは棒芯同志の「つて」による縁故募集が中心となっている。

(4) 社外工の前職　社外企業側で正確に把握していないため正確な数字ではなかったが―社外工五七四名、臨時工二〇八名、常傭工二八六名、町工場一三四名、組夫六六名、その他三六七名、計一六三五名。社外工の前職調査から判断すると、社外工、臨時工および町工場工員が流動しているものと考えられる。なお常傭工が三〇〇人近く社外工になっているが、これは常傭工が定年退職した後社外工に転職したと思われる。また、社外工の過去三年間の動きをみると、社外工の絶対数はほとんど変わりないが、個々の企業にスポットを当ててみると社外工の動きは相当激しいようで社外工の定着率は悪いとのことである。

（注）　このほか、親企業従業員に比べて著しく低い賃金や労働諸条件などの実情が調査されているが、これについては省略する。

またこの鉄鋼業の社外工調査と同時に県下の造船業の社外工の調査が行なわれた。最近における社外工の実態調査ではこのほか、全国セメント労連による調査（一九六二年一〇月）鉄鋼労連の「下請臨時工労働者の実態と各組合の対策状況調査」（一九六三年一一月現在）、などが発表されている。

第三編　賃金と労働時間

第一章　賃　金

第一節　名目賃金および実質賃金

一九六二年、六三年、六四年の名目賃金の平均は、「毎月勤労統計調査」（規模三〇人以上）の調査産業総数の現金給与総額によってみると、それぞれ二万九四五八円、三万二七二七円、三万五八一二円となっており、前年に対する上昇率は、一〇・六％、一〇・七％、一〇・五％といずれも一割をこえる率を示している。このような三年にわたる名目賃金の大幅な上昇の大まかな推移をみると、まず六二年においては前半の上昇が高率であったが、後半にはいってからは景気調整の影響をうけて、賃金改訂を行なう事業所が減り、賃金水準は停滞するにいたった。しかし六二年秋を底にして景気が次第に回復をみたため、六三年には賃金もふたたび上昇のテンポを早めた。六三年の賃金上昇は、なによりも超過勤務給の増加からはじまり、賞与の増加や賃金改訂がそれにひきつづいたが、六四年においては、定期給与の増加が著しかった。

以上のような名目賃金上昇の基本的な要因は、好況局面の継続によって労働力の需給が逼迫したことにあり、なかんずく中学・高校の新規学卒者の不足による初任給の上昇は、賃金水準を引き上げるテコとなった。わが国の大企業および一部の中小企業は、低い初任給を基礎とした年功賃金の形をとっているが、初任給が上昇すれば、賃金調整を行なうことによって全体の賃金を上げざるをえなかったのである。

そこで新規学卒者の初任給の対前年上昇率をみると（第57表）、中学卒の計は、六二年一九・八％でもっとも高く、ついで六四年の一六・八％、六三年の一〇・四％となっている。また高校卒の計は、同様に六二年一八・八％、ついで六四年一三・三％、六三年九・六％である。中学・高校ともその初任給の上昇率は、前述した平均賃金の上昇率よりもはるかに高い。六三年の上昇率がやや鈍って

第57表　学卒初任給の対前年上昇率（製造業，男子）（単位：%）

規　　模	中学			高校		
	1962年	1963年	1964年	1962年	1963年	1964年
計	19.8	10.4	16.8	18.8	9.6	13.3
1,000人以上	14.7	10.2	17.6	13.0	10.5	12.9
100人以下	18.9	12.4	16.7	18.3	14.4	12.2

〔備考〕　東京商工会議所「モデル賃金」による。

いるのは、大企業の採用手控えなどがあり、労働力需給が若干緩和したためである。

規模別に初任給上昇率をみると、六二年、六三年は、中学・高校ともに、一〇〇〇人以上の大企業よりも一〇〇人以下の中小企業の上昇率が高く、六四年には下まわっている。これは中小企業の初任給が、六三年において大企業のそれに追いつくか、あるいは上まわる程度に達したため、六四年の上昇率は大企業に比べて低くなったためといってよいであろう。

学卒初任給の規模別格差を第58表によってみると、中学卒の場合一〇〇～四九九人の規模の初任給は六一年から五〇〇人以上の賃金を上まわり、また一五～九九人規模の賃金も六二年から上まわっている。六四年には、五〇〇人以上の初任給を一〇〇の規模の初任給は一〇三・三、一五～六・七である。高校卒の場合も、一〇九九人の規模とも五七年以降次第に格差が縮小しているが、六四年には前者が九六・七、後者が九四・二であり、五〇〇人以上の規模の初任給を上まわるまでにはいたっていない。

第58表　学卒初任給の規模別格差（製造業男子）　（500人以上＝100）

年	中卒		高卒	
	100～499人	15～99人	100～499人	15～99人
1957年	84.6	78.6	86.9	81.9
1958年	90.7	83.5	88.0	82.3
1959年	91.8	87.3	85.9	83.4
1960年	94.9	91.7	90.1	86.3
1961年	100.1	97.9	91.4	85.7
1962年	100.2	100.3	95.3	94.3
1963年	100.0	101.2	94.6	96.7
1964年	103.3	106.7	96.7	94.2

〔備考〕1)　労働省「新規学卒者初任給調査」による。

2)　1963年3月卒については，①超過勤務給が除かれていること，②15～99人規模は30～99人規模に，規模区分の変更が行なわれていることのため1962年以前との比較には注意を要する。

名目賃金の上昇をもたらしたもう一つの要因は、労働力の需給逼迫と初任給の上昇を背景として行なわれた労働組合の春季闘争である。すなわち六二年の春闘においては、私鉄大手一四社（二四〇〇円）、鉄鋼大手六社（一八〇〇円）、過りん酸石灰四社（二二〇〇円）、金属鉱業大手四社（二一〇〇円）、電力九社（約三〇〇〇円）などの賃上げが行なわれ、また六三年には私鉄大手一四社（二二〇〇円）、石炭大手一四社（一二三八円）、金属鉱山大手四社（一六〇〇～一六八〇円）、鉄鋼五社（七〇〇円）などの賃上げが実施された。六四年になると春季闘争の規模はいっそう拡大し、六二年において九九万人にすぎなかったものが二八〇万人とほぼ三倍近い規模になった。賃上げ額も六三年の平均二二〇〇円（九％）を上まわり、三三〇〇円（一二％）に達している。（私鉄三三〇〇円、鉄鋼三二〇〇円、造船三八〇〇円、電機二五〇〇円～三〇〇〇円など）。

鉱業、製造業別名目賃金の月別推移を六四年についてみると（第59表）、鉱業、製造業とも下期の賃金上昇が顕著である。すなわち鉱業では一月から五月までの間は、二万九〇〇〇円から三万円程度で推移しているが、下期は、臨時給与の支出されない九、一〇、一一月などの場合三万二〇〇〇円から三万四〇〇〇円まで上昇している。また製造業も、一月から五月まで二万五〇〇〇円から二万六〇〇〇円程度であるのに対して、九、一〇、一一月は三万二〇〇〇円から三万四〇〇〇円の程度にまで達している。

実質賃金指数を労働省算出の資料によってみると（第60表）、調査産業計では六二年三・二％、六三年二・八％、六四年六・四％となっており、三年間一貫して実質賃金が向上したことが示されているが、なかんずく六四年の上昇は著しく、一九五七年以降最高の率となっている。また、一九六〇年を一〇〇とした場合、六四年平均は一一九・四であり、この間に約二割近い実質賃金の上昇がみられたことになる。しかし、名目賃金の上昇率ほど、上昇していないのは、この間に消費者物価が騰貴したからである。すなわち、消費者物価は、六二・六三年においては七％前後も上昇し、六四年には三・八％とややおちつきをみせた。六四年における実質賃金の上昇率が高かったのは、このように消費者物価の騰貴が停滞したためであ

第59表　鉱業，製造業における平均現金給与総額および対前月比（1964年，規模30人以上）

産業別＼月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
鉱業	29,460 −48.1	29,102 −1.2	30,488 +4.7	29,048 −4.6	30,153 +3.9	39,511 +31.0	44.176 +11.8	46.219 +4.6	32.630 −29.4	34.149 +4.6	32.883 −3.7	72.807 +121.5
製造業	25.754 −59.0	25.450 −1.2	25.377 −0.3	26.234 +3.4	26.566 +1.3	37.304 +40.4	48.030 +28.8	30.067 −37.4	27.648 −8.0	28.103 +1.7	28.826 +2.5	67.706 +134.9

〔備考〕1）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2）対前月比は1960年を100とした指数に直して計算してある。

る。

実質賃金の月別の対前年同期増加率をみると、まず調査産業計においては、どの月も前年より上まわっているが、とくに七月（九・二％）、八月（八・九％）、九月（一〇・一％）と高く、また製造業においても毎月前年を上まわり、とくに七月（九・二％）、三月（八・六％）八月（八・四％）の上昇率が大きい。これは、六四年においては、夏季手当の支給が大幅だったことを物語るものである。

第60表　調査産業計および製造業における実質賃金指数の推移
（1960年平均＝100）

年月	調査産業計		製造業	
	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率
1960年平均	100.0	——	100.0	——
1961年平均	105.7	＋ 5.7	106.0	＋6.0
1962年平均	109.1	＋ 3.2	108.5	＋2.4
1963年平均	112.2	＋ 2.8	111.5	＋2.8
1964年平均	119.4	＋ 6.4	118.9	＋6.6
1964年1月	95.6	＋ 7.3	95.1	＋7.9
2月	93.1	＋ 6.9	93.9	＋7.7
3月	97.7	＋ 6.5	93.2	＋8.6
4月	97.1	＋ 5.8	95.0	＋5.9
5月	95.2	＋ 7.3	95.7	＋8.4
6月	142.9	＋ 5.2	134.3	＋7.1
7月	157.2	＋ 9.2	173.5	＋9.2
8月	108.1	＋ 8.9	107.3	＋8.4
9月	102.9	＋10.1	98.2	＋7.8
10月	97.2	＋ 4.9	97.8	＋6.5
11月	100.1	＋ 5.5	101.5	＋5.8
12月	242.3	＋ 3.2	237.7	＋2.6

〔備考〕1）　実質賃金指数＝$\frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数}}\times 100$

2）　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第二節　賃金の産業別・規模別・地域別格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると（第61表）、六四年においては、製造業を一〇〇とすると、鉱業（一一三・五）、建設業（一〇七・三）、卸売・小売業（一〇〇・八）、金融保険業（一三六・九）、不動産業（一三一・五）、運輸通信業（一二八・八）、電気・ガス・水道業（一六二・三）となっており、最も高いのは電気・ガス・水道業、ついで金融保険業、不動産業（一三一・五）の順となっており、もっとも低いのは製造業（一〇〇）である。六一年から六四年までの四年間の大分類別の産業別格差の推移をみると、建設業は六一年の九八・一から六四年の一〇七・三に、また卸売・小売業は六一年の九七・四から六四年の一〇〇・八に上昇している。これに反して鉱業は、六一年の一一五・二から、六四年の一一三・五に低下している。

次に製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると、指数の最も高いのは、石油製品石炭製品製造業一四三・九、ついで鉄鋼業一三八・二、たばこ製造業一三一・九の順である。六一年からの格差の推移をみると、最高の石油製品石炭製品製造業は、六一年の一五八・二から一四三・九に低下しており、また鉄鋼業も六一年の一五〇・〇から一三八・二に低下している。

指数が最も低いのは、衣服その他の製造業六〇・二、ついで繊維工業の六八・四である。六一年の指数をみると、前者は五五・一、後者は六五・〇であるから、これらの低賃金業種の賃金改善は著し

第61表　産業別一人平均月間現金給与総額（規模30人以上）　（単位：円）

産業別＼年別	1961年平均	1962年平均	1963年平均	1964年平均
調査産業計	26,626	29,458	32,727	35,812
鉱業	28,555	31,114	33,858	37,549
建設業	24,306	27,724	31.636	35,490
製造業	24,786	27,256	30,204	33,089
食料品	20,854	23,987	26,826	28,718
たばこ	32,003	34,810	38,691	43,647
繊維	16,109	18,637	20,677	22,620
衣服	13,655	16,034	17,929	19,906
木材	16,905	19,805	22,724	25,053
家具	18,465	21,373	24,364	26,233
パルプ・紙	26,124	28,467	31,563	34,457
出版印刷	30,988	35,054	39,508	42,518
化学	31,008	33,845	37,349	40,157
石油石炭	39,217	41,682	45,135	47,620
ゴム	19,004	21,523	24,359	28,661
皮革	22,619	25,417	27,406	29,277
窯業土石	24,585	27,696	30,678	33,901
鉄鋼	37,176	38,562	41,854	45,714
非鉄金属	31,126	32,880	36,574	39,164
金属製品	22,818	25,297	28,537	32,199
機械	27,339	28,787	32,234	36,338
電気機器	22,326	24,263	26,794	29,650
輸送用機器	32,044	34,447	38.167	41,249
精密機器	24,665	27,124	30,260	31,982
その他	17,663	20,497	23,493	26,895
卸売業・小売業	24,144	26,907	30,592	33,342
金融・保険業	34,950	38,974	43,222	45,298
不動産業	30,743	33,703	37,619	43,509
運輸通信業	31,307	35,164	38,552	42,616
電気・ガス・水道・	39,894	44,235	48,588	53,712

〔備考〕労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第62表　製造業規模別賃金格差

年　　月	現金給与総額			
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1960年平均	100.0	70.7	58.9	46.3
1961年平均	100.0	74.5	61.7	49.3
1962年平均	100.0	77.6	66.7	57.0
1963年平均	100.0	79.2	68.8	58.1
1964年平均	100.0	79.0	69.5	60.4

〔備考〕労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

い。このように産業別格差が縮小しているのは、労働力の需給逼迫を通じて賃金標準化がすすんでいることを意味している。

一九六四年における賃金の規模別格差をみると（第62表）、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇とすると、一〇〇～四九九人の規模は七九・〇、三〇～九九人の規模は六九・五、五～二九人の規模は六〇・四である。年次別の推移をみると、まず一〇〇～四九九人の規模の賃金は、六〇年の七〇・七から漸次改善を示し、六四年には七九・〇に達している。また三〇～九九人の規模の賃金は、六〇年の五八・九から六九・五に、五～二九人の規模の賃金は、六〇年の四六・三から六〇・四に縮小している。このような規模別賃金格差の縮小は、中小企業における初任給および若年労働者の賃金の上昇によってもたらされたものである。

六四年における労働省の「賃金構造基本統計調査」によると、一八～一九才の層においては、五〇〇人未満の各規模の賃金が、また二〇～二四才の層においては一〇〇人未満の各規模が、一〇〇人以上の規模の賃金をそれぞれ一・三%ないし五・八%上まわっている。さらにこれ以上の年令層においても格差の縮小が著しく、二五～二九才層においては五〇〇人以下の各規模がともに一〇〇人以上の規模の九〇%台をこえ、また四〇～四九才の中高年令層でさえ、五〇〇人～九九人の規模の賃金は、一〇〇〇人以上の八〇%にまで達している。

一九六四年の規模別の現金給与額の推移を第63・64表によってみると、鉱業では五〇〇人以上を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模の場合、六月九二・二、七月九三・四などがとくに高い。これは、この規模の企業の夏季のボーナスの支給が大幅であったことを示している。三〇～九九人の規模の賃金は、各月とも七〇%台を維持しているが、八月五二・七、一二月六二・四が低い。この規模の企業は、五〇〇人以上の規模の企業にくらべて、夏季および年末の一時金の支給が少ないといってよい。

製造業の場合、五〇〇人以上を一〇〇とすると、一〇〇～四九九人の規模では、だいたい八〇%台であるが、六月七〇・六、七月七二・一、一二月七六・一とかなり低い。また三〇～九九人の規模は、ほとんどの月が七〇%台であるのに、六月五五・二、七月五六・八、一二月六〇・二ととくに低くなっている。これらの規模の企業は、五〇〇人以上の規模に比較して一時金の支給が少ないといってよい。

賃金の地域別格差は（第65表）、東京を一〇〇として鉱業において最も高いのは、神奈川六五・八、ついで岐阜六五・五、和歌山六四・七、兵庫六四・三、北海道六〇・〇の順となっている。六一年においては、神奈川五八・一、和歌山五二・七、北海道五一・三、

第63表　鉱業における規模別１人平均月間現金給与額　　（単位：円）

規模別 / 月別	500人以上	100～499人	30～99人
1964年１月	32,311 (100.0)	27,230 (84.3)	23,368 (72.3)
２月	31,583 (100.0)	27,284 (86.4)	23,579 (74.7)
３月	33,280 (100.0)	28,355 (85.2)	24,286 (73.0)
４月	31,107 (100.0)	27,769 (89.3)	24,107 (77.5)
５月	32,415 (100.0)	28,454 (87.8)	25,246 (77.9)
６月	42,289 (100.0)	39,004 (92.2)	30,366 (71.8)
７月	46,847 (100.0)	43,752 (93.4)	35,239 (75.2)
８月	55,764 (100.0)	36,725 (65.9)	29,373 (52.7)
９月	35,339 (100.0)	30,790 (87.1)	26,129 (73.9)
10月	36,920 (100.0)	32,711 (88.6)	26,547 (71.9)
11月	35,384 (100.0)	31,091 (87.9)	26,940 (76.1)
12月	80,717 (100.0)	68,228 (84.5)	51,806 (64.2)

〔備考〕労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第64表　製造業における規模別１人平均月間現金給与額　　（単位：円）

規模別 / 月別	500人以上	100～499人	30～99人
1964年１月	30,086 (100.0)	23,782 (79.0)	22,339 (74.3)
２月	28,918 (100.0)	24,005 (83.0)	22,555 (78.0)
３月	28,919 (100.0)	23,778 (82.2)	22,588 (78.1)
４月	29,644 (100.0)	24,851 (83.8)	23,347 (78.8)
５月	30,815 (100.0)	24,947 (81.0)	22,897 (74.3)
６月	48,180 (100.0)	34,036 (70.6)	26,619 (55.2)
７月	61,036 (100.0)	44,003 (72.1)	34,661 (56.8)
８月	32,431 (100.0)	29,040 (89.5)	28,015 (86.4)
９月	31,322 (100.0)	25,956 (82.9)	24,497 (78.2)
10月	32,256 (100.0)	26,477 (82.1)	24,241 (75.2)
11月	33,144 (100.0)	26,977 (81.4)	25,016 (75.5)
12月	83,587 (100.0)	63,620 (76.1)	50,279 (69.2)

〔備考〕労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第65表　鉱業，製造業における府県別平均賃金指数

（1964年，東京＝100）

府県別＼産業別	鉱　業	製造業
北海道	60.4	82.7
青森	60.0	66.3
岩手	51.1	89.9
宮城	50.4	66.6
秋田	59.5	61.9
山形	43.7	57.9
福島	52.7	67.2
茨城	50.6	68.5
栃木	52.0	69.0
群馬	58.1	64.2
埼玉	47.3	71.5
千葉	51.1	86.8
東京	100.0	100.0
神奈川	65.8	96.9
新潟	52.4	68.9
富山	*	73.4
石川	44.8	65.1
福井	*	61.5
山梨	39.5	58.6
長野	*	61.8
岐阜	65.5	65.8
静岡	53.9	76.0
愛知	46.8	78.2
三重	53.6	73.4
滋賀	45.4	72.0
京都	48.3	82.3
大阪	*	91.7
兵庫	64.3	93.3
奈良	*	68.5
和歌山	64.7	87.1
鳥取	*	51.6
島根	42.4	62.9
岡山	56.6	72.4
広島	*	87.8
山口	54.4	97.1
徳島	38.8	58.8
香川	36.9	58.3
愛媛	58.8	77.4
高知	51.3	70.2
福岡	49.3	88.7
佐賀	51.0	62.3
長崎	50.3	101.8
熊本	48.3	78.7
大分	42.7	77.2
宮崎	*	71.4
鹿児島	54.4	58.8

〔備考〕労働省「毎月勤労統計調査報告」による

秋田四八・三であったから、これらの地域の賃金はかなり上昇をみたことになる。低い地域は、香川三六・九、徳島三八・八、島根四二・四、大分四二・七、山形四三・七、石川四四・八、滋賀四五・四の順であるが、六一年には熊本二八・九、埼玉三二・八、島根三三・三、山形三三・四などであったから、鉱業の地域別賃金格差は、著しく縮小した。

製造業で最も高いのは、長崎一〇一・八、ついで山口九七・一、神奈川九六・九、兵庫九三・三、大阪九一・七、岩手八九・九、福岡八七・一の順であるが、六一年においては長崎一一三・五、神奈川一〇九・八、山口一〇七・六、兵庫一〇四・八、福岡一〇四・六といずれも東京より高かったが、六四年においては全体として指数が低下している。また賃金が低いのは、鳥取五一・六、山形五七・九、香川五八・三、山梨五八・六、徳島五八・八、鹿児島五八・八の順となっている。六一年は、最高、最低の格差が六二・六であったが、六四年は五〇・二となり、製造業の場合も地域別賃金格差縮小が著しく、賃金が標準化していることがうかがわれる。

第三節　賃金の労働者種類別・男女別・年齢別格差

賃金を労働者の種類別にみると（第66表）、まず現金給与総額では、管理および技術労働者を一〇〇として、生産労働者鉱業六八・二、製造業六二・四となっている。六一年においては、前者が六八・三、後者が五八・二であったから、製造業の場合格差の縮小が顕著である。定期給与は、鉱業七八・五、製造業六六・七であり、鉱業における格差が少ないことがめだっている。しかし臨時給与においては、鉱業三八・〇、製造業四八・五であり、格差がかなり大きい。すなわち臨時給与は、生産労働者よりも管理・事務および技術労働者に対して多く支払われているといってよい。

標準労働者と中途採用者の賃金格差を第67表によってみると、まず一〇〇〇人以上の大企業においては、中途採用者の賃金を一〇〇として標準労働者の賃金は、一八才未満（勤続一年）で一〇六・一、一八才未満（勤続二年）で一一一・三と、若年労働者の場合は

第66表　常用労働者の種類別・給与内訳別１人平均１ヵ年現金給与額ならびに臨時・日雇労働者１人１日平均現金給与額

労働者の種類 / 給与内訳 / 産業別	常用労働者									臨時・日雇労働者の１人１日平均現金給与総額
	合計			生産労働者			管理，事務および技術労働者			
	現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額	定期給与	臨時給与	
総数	35,812	28,233	7,579	*	*	*	*	*	*	767
鉱業	37,549	31,064	6,485	34,286	29,421	4,865	50,290	37,498	12,792	603
製造業	33,089	26,390	6,699	28,637	23,381	5,255	45,903	35,063	10,841	711

〔備考〕1)　＊印は労働者の種類別の調査を行なっていない。
2)　労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

第67表　中途採用者賃金（＝100）に対する標準労働者の賃金比率の変化

（製造業，中学卒男子労務者）

年齢	1000人以上			10～29人			勤続年数（備考）	
	1954年	1961年	1964年	1954年	1961年	1964年	標準労働者	中途採用
							年	年
18才未満	120.8	108.9	106.1	120.9	113.1	109.9	1	0
18才未満	137.7	115.2	111.3	139.5	123.8	119.8	2	〃
18～19	106.9	105.6	97.1	119.0	113.2	108.2	3～4	〃
20～24	134.3	120.0	113.8	119.3	118.2	113.2	5～9	〃
25～29	154.7	150.8	128.2	136.3	122.0	123.6	10～14	〃
30～34	170.3	156.3	146.5	137.4	126.2	122.8	15～19	〃
35～39	190.4	172.5	165.8	136.5	133.7	121.5	20～29	〃
40～49	222.4	215.8	207.3	128.4	122.5	137.7	30年以上	〃

〔備考〕1)　労働省「個人別賃金調査」1954年，「賃金実態総合調査」1961年，「賃金構造基本統計調査」1964年による。
2)　同一規模内における同一年齢の中途採用者（勤続０年）賃金を100とした標準労働者賃金の値をみたもの。

格差が少なく、とくに一八～一九才では九七・一と逆に中途採用者の賃金が高くなっている。しかし年齢が多くなるにつれて、次第に格差は増大し、三〇～三四才では一四六・五、三五～三九才では一六五・八、四〇～四九才では二〇七・三に達している。つまり、四〇～四九才になると中途採用者の賃金は、標準労働者の二分の一以下になるのである。

一九五四年以降の推移をみると、中途採用者の賃金改善が著しく、たとえば一八才未満（勤続一年）では、五四年の一二〇・八から六四年の一〇六・一、二〇～二四才で一三四・三から一一三・八、三〇～三四才で一七〇・三から一四六・五、四〇～四九才で二二二・四から二〇七・三といった具合に格差が縮小をみている。これは労働力の需給逼迫によって次第に労働移動が増加してきたため、中途採用者の賃金を改善せざるをえなくなったことを意味するものである。

一〇～二九人の場合をみると、一〇〇〇人以上の大企業に比べて全体として中途採用者と標準労働者の賃金格差は少ない。とくに中高年齢層の賃金格差は少なく、三〇～三四才で一二二・八、三五～三九才で一二一・五、四〇～四九才で一三七・七である。これは中小企業の場合大企業とちがって中途採用者が比較的多く、したがって標準昇給者と中途採用者の賃金が標準化していることを物語っている。

賃金の男女別格差をみると（第68表）、まず現金給与総額では、男子を一〇〇とすると、女子鉱業四〇・三、製造業四三・三である。六一年は四〇・三、三九・九であったから、製造業においては格差がかなり縮小している。これは、製造業における若年女子労働者の賃金が上昇したことの反映である。

きまって支給する給与は、男子を一〇〇とすると、鉱業四〇・三、製造業四四・三であり、六一年は四〇・〇、製造業四一・一であるから、鉱業はほぼもちあい、製造業は格差が縮小している。また特別に支払われた給与では、鉱業四〇・一、製造業三九・三であり、製造業の格差はとくに大きい。しかし六一年には四一・九、三五・五であったから、製造業の格差は縮小している。

労職別の年齢別賃金格差を、第69表によってみると、一九六四年においては、一〇〇〇人以上の大企業の場合、労働者一八才未満が五三で四〇～四九才が二二一で、約四・一六倍の格差があり、職員一八才未満四九で、四〇～四九才三〇一で、約六・一四倍の格差がある。大きいといってよい。しかし六一年は・七四倍であり、また職員は六・二三大企業の職員の格差はかなり齢別格差はかなり縮小したことになる。

三〇～九九人の規模の中小企業では、労務者の年齢別格差は、四五七、四〇～四九才一四〇で、格差は六四年に労務者一八才未満約二・四五倍、職員一八才未

第68表　常用労働者の性別1カ月平均現金給与総額
（規模30人以上，1964年）

産業別＼給与内訳＼性別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
総数	47,606	19,876	33,481	15,919	9,125	3,957
鉱業	39,641	15,975	32,791	13,225	6,850	2,750
製造業	40,970	17,735	32,533	14,422	8,437	3,313

〔備考〕労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

第69表　労職別にみた年齢別賃金格差（製造業，男子20～24才＝100）

年齢		1,000人以上			30～99人		
		54年	61年	64年	54年	61年	64年
労務者	18才未満	50	50	53	50	57	57
	18～19	72	78	77	74	77	77
	20～24	100	100	100	100	100	100
	25～29	137	137	128	126	127	122
	30～34	164	182	166	147	141	132
	35～39	184	210	196	153	154	136
	40～49	203	237	221	155	153	140
職員	18才未満	56	51	49	50	54	60
	18～19	68	72	77	65	69	73
	20～24	100	100	100	100	100	100
	25～29	142	144	140	146	141	140
	30～34	190	202	191	180	184	177
	35～39	236	254	240	205	212	198
	40～49	267	318	301	221	227	218

〔備考〕労働省「個人別賃金調査」29年，「賃金構造基本調査」33年，「賃金実態総合調査」36年，「賃金構造基本統計調査」39年。

満六〇、四〇～四九才二二八で、格差は三・六三倍であり、大企業に比べると格差は著しく少ない。六一年は、労務者が約二・六八倍、職員が約四・二倍であるから、中小企業の場合も年齢別格差の縮小が著しい。中小企業に比べて大企業の年齢別格差が大きいのは、いうまでもなく大企業においては、年功賃金が採用されているためである。しかし最近における労働力の需給逼迫による若年労働者の賃金上昇を通じて、年齢別賃金格差が縮小し、年功賃金が徐々に解体しつつあることも否定できない。

第四節　賃金支払形態と分配率

労働省の「給与構成調査報告」（一九六四年九月）によれば、産業別の給与構成比率は、第70表のとおりである。まず産業計では、基本給の比率が八二・三である。一九六二年には八二・〇であったから、やや増加をみている。基本給の内訳をみると、基本給Ⅲ（いわゆる総合決定給）の比率が六六・三を占めて圧倒的に多い。総合決定給というのは、経営者が労働者の年齢、勤続、学歴、能力等を総合判断して基本給を決めるものであり、中小企業の大部分がこの形をとっている。明確な客観的基準が存在しないという点で我が国の賃金の非近代性を示しているといってよい。

基本給Ⅰは、勤続給、年齢給、学歴給などの客観的基準にもとづいて基本給を決めるものであるが、これは八・八%、また基本給Ⅱは、職務給、職能給等によって基本給を決めるものであるが、これも僅かに七・二%にすぎない。職務給、職能給の導入が叫ばれている割には、基本給Ⅱの比率が少なく、また六三年の八・七から六四年

第70表　産業別の給与構成比率（規模計・労職計）　（%）

産業および年月	合計	小計	基本給 計	基本給Ⅰ	基本給Ⅱ	基本給Ⅲ	業績給	勤務手当	生活手当	奨励手当	諸手当その他の	超過勤務手当	その他
産業計													
1963年9月	100.0	87.5	82.0	8.0	8.7	65.3	7.5	2.9	5.5	1.5	0.6	11.8	0.7
1964年9月	100.0	87.9	82.3	8.8	7.2	66.3	7.1	3.1	5.7	1.4	0.4	11.5	0.6
鉱業													
1963年9月	100.0	81.8	64.9	2.7	9.4	52.8	21.5	3.0	7.9	2.1	0.6	14.6	3.6
1964年9月	100.0	82.6	61.5	3.7	10.7	47.1	25.0	3.3	7.1	2.9	0.2	14.6	2.8
製造業													
1963年9月	100.0	86.5	83.9	8.0	8.5	67.4	6.5	2.2	5.2	1.7	0.5	12.7	0.8
1964年9月	100.0	86.4	85.2	9.2	7.6	68.4	5.6	2.2	5.0	1.6	0.4	12.8	0.8

〔備考〕1)　小計，超過勤務手当，その他の数値は合計を100とした場合の比率である。
2)　基本給，業績給，勤務手当，生活手当，奨励手当，その他の諸手当の数値は小計を100とした場合の比率である。
3)　労働省「給与構成調査報告」による。

の七・二に減少する傾向さえあることは注目すべきであろう。

業績給は、出来高給、割増給などのいわゆる能率給であるが、この比率も少なく七・一%にすぎない。これも六三年には七・五%であったから、若干減少傾向をみせている。手当類は、基本給に比べて相対的に比率が低いが、そのなかで比較的大きい比率を占めているのは、家族手当、地域手当、通勤手当などの生活手当であり、五・七%の比率を示している。超過勤務手当は、一一・五であり、六一年の一五・一、六三年の一一・八に比べると減少している。これは、残業の低下を物語るものである。

鉱業の給与構成比率の特質は、基本給が六一・五と低く、業績給が二五・〇と高いことである。これは炭鉱その他の鉱山においては請負給を採用するものが多いためである。また鉱業においては、基本給Ⅱ（職務給・職能給）が一〇・二%とかなり比率が高く、基本給Ⅲ（総合決定給）の比率が四七・一と比較的少ないことが目立っている。さらに生活手当も七・一%であり、産業計の五・七%に比べるとやや高い。

製造業の給与構成比率で目立つことは、基本給が八三・九から八五・二に増加していることであるが、しかしその中味をみると、基本給Ⅲ（総合決定給）が六三年の六七・四から六八・四に増加し、基本給Ⅱ（職務給・職能給）が、六三年の八・五から七・六に低下している。また業績給は、六三年の六・五から五・六に減少しているが、これは機械の採用などによって労働の生産性が増大し、単純な能率刺激給が意味を失ってきていることのあらわれであろう。

次に規模別の各種給与支給の総事業所数に対する割合をみると（第71表）、まず五〇〇人以上の規模においては、基本給において総合決定給Ⅰ（個人的属性を総合して決定されるもの）三一・九、総合決定給Ⅱ（仕事に属する諸要素を総合して決定されるもの）一

第71表　規模別の各種給与，採用事業所数の割合（製造業，労職計）　（%）

給与の種類	500人以上		100～499人		30～99人	
	1963年9月	1963年9月	1963年9月	1964年9月	1963年9月	1964年9月
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基本給						
基本給Ⅰ　年齢給	13.0	12.5	7.0	9.1	3.0	5.1
基本給Ⅰ　勤続・経験給	15.3	14.4	12.9	13.4	9.8	1.5
基本給Ⅰ　学歴給	2.8	3.1	3.0	2.6	0.5	0.9
基本給Ⅰ　年・勤・経・学給	9.1	11.5	10.8	12.0	12.7	9.1
基本給Ⅱ　職務給	12.5	13.1	3.8	2.2	0.4	0.2
基本給Ⅱ　職能給Ⅰ	17.9	21.2	8.0	8.3	1.2	1.6
基本給Ⅱ　職能給Ⅱ	5.5	3.2	2.5	2.1	1.4	0.8
基本給Ⅱ　職種給	7.2	5.7	2.9	1.6	2.6	1.4
基本給Ⅲ　総合決定給Ⅰ	22.5	31.9	8.8	12.2	2.3	3.9
基本給Ⅲ　総合決定給Ⅱ	20.2	19.8	10.2	9.8	2.1	2.1
基本給Ⅲ　総合決定給Ⅲ	53.9	46.7	73.0	70.9	84.3	86.3
業績給						
個人能率給	15.9	13.9	15.6	14.6	20.4	14.3
団体業績給	19.0	18.1	16.8	17.0	14.1	12.1
勤務手当						
役付手当	76.0	73.6	87.6	88.9	71.1	76.2
特殊作業手当	83.9	86.1	66.1	66.2	43.6	46.8
技能手当	5.0	3.3	7.4	4.1	4.2	3.3
生活手当						
家族手当	94.6	92.5	75.6	74.0	55.8	58.9
地域手当	21.0	18.6	13.9	11.7	4.3	2.6
通勤手当	86.9	81.8	74.0	77.9	67.6	69.1
住宅手当	32.9	35.4	21.2	23.0	10.6	14.8
その他の生活補助手当	21.5	30.2	22.3	27.7	20.7	25.9
奨励手当	31.2	33.8	60.8	60.7	75.5	75.5
その他の諸手当						
調整手当	9.8	9.8	7.3	9.2	6.6	6.0
その他の諸手当	10.4	5.8	9.7	7.3	8.1	5.8

〔備考〕労働省「給与構成調査報告」による。

九・八、総合決定給Ⅲ（属人的要素と仕事に属する要素を総合して決定されるもの）四六・七の比率が高いことが目立ち、また年齢給一二・五、勤続経験給一四・四、年齢・勤続・経験・学歴給一一・五の比率を占めていることを合せて考えると、大企業においては、年功賃金が支配的であることが理解される。次に職務給一三・一、職能給Ⅰ二一・二と、大企業においては、職務給、職能給の導入がかなりすすんでいることがわかる。

業績給は、個人能率給一三・九、団体能率給一八・一とその比率は比較的少なく、勤務手当のなかでは役付手当七三・六、特殊作業手当八六・一が高い。さらに生活手当のなかでは家族手当が九二・五で、ほとんどの企業が採用しており、通勤手当の比率も八一・八と高い。

五〇〇人以上の各種給与の採用比率を、六三年と六四年と比較してみると、年齢給が六三年の一三・〇から一二・五に、勤続・経験給が一五・三から一四・四にそれぞれ低下し、また総合決定給も、ⅡおよびⅢは、二〇・二から一九・八、五三・九から四六・七にそれぞれ低下している。これは、きわめてゆっくりしたテンポであるとはいえ、年功賃金が解体しつつあることを示している。これに反して職務給は一二・五から一三・一に、また職能給Ⅰは一七・九から二一・二に、若干ながらも増加している。

個人能率給は一五・九から一三・九に、また団体業績給も一九・〇から一八・一に低下していることが目立ち、住宅手当が三二・九から三五・四に、奨励手当が三一・二から三三・八にそれぞれ増加をみている。

次に一〇〇～四九九人の規模をみると、六四年九月においては、基本給の場合総合決定給Ⅲが、七〇・九を示して圧倒的に多く、五〇〇人以上の四六・七に比べてみてもかなり比率が高い。これは、中小企業においては、年齢・学歴・勤続などの属人的要素と仕事に属する要素とが総合的に判断されて決定される場合が多いことを物語っている。仕事に属する要素は、もっぱら経験的に判断されるものであり、大企業で一三・一を占める職務給は、わずかに二・二、また大企業で二一・二を占める職能給Ⅰは、八・三にすぎない。一方、年齢給は九・一、勤続・経験給は一三・四でかなり大きな比率を示し、この規模の企業においては、大企業の年功賃金の影響が強いことがわかる。すなわち、労働力を確保するためには、定期昇給制度を確立する必要が生じたことが、年齢給、勤続給の比率を高めた原因と考えてよいであろう。

一〇〇～四九九人の規模の各種給与の採用比率について、六三年と六四年を比較してみると、年齢給は七・〇から九・一に、勤続・経験給は一二・九から一三・四にそれぞれ増加している。これは前述したようにこの規模の中小企業の賃金が次第に年功賃金化していることを意味する。また総合決定給Ⅰ（個人的属性を総合して決定されるもの）も、八・八から一二・二に増加しており、逆に職務給は三・八から二・二に僅かながら減少をみている。

三〇～九九人の規模をみると、総合決定給Ⅲ（属人的要素と仕事に属する要素を総合して決定するもの）が、八六・三を占めて圧倒的に多く、逆に職務給〇・二、職能給Ⅰ一・六ときわめて少ない。この規模の企業の賃金形態がほとんど客観的基準をもたず、戦前と同様に総合判断で決められていることが明らかである。六三年と六四年を比較すると、総合決定給Ⅲは、八四・三から八六・三に増加し、また家族手当は五五・八から五八・九に増加している反面、職務給は〇・四から〇・二とますます比率が低下している。

最後に、規模別に比較してみた場合の特徴は、大規模の企業における採用比率が高く、規模が小さくなるほど比率の低下するもの

第72表　付加価値構成比の推移（製造業）

項　　目	1957年上期	1958年上期	1959年上期	1960年上期	1961年上期	1962年上期	1963年上期	1964年上期
付加価値生産額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人　件　費	45.3	47.2	44.3	39.8	39.4	40.8	39.8 (40.1)	39.2
減価償却費	14.3	16.0	16.8	16.1	18.3	19.0	19.0 (17.1)	18.7
金融費用	10.9	15.3	13.7	13.3	13.8	16.3	17.0 (16.5)	16.8
純　利　益	25.5	18.2	21.9	27.3	24.3	20.1	20.6 (21.0)	20.1
賃借料租税公課	4.0	3.3	3.3	3.5	3.6	3.8	3.6 (5.3)	5.3

〔備考〕1)　日本銀行「主要企業経営分析」による。
　　2)　1963年の（　）内数値は1964年上期調査社数に合わせ修正したものである。

は、年齢給、勤続・経験給、学歴給、職務給、職能給、家族手当、通勤手当であり、逆に小規模の企業における採用率が高く、規模が大きくなるほど比率の低下するものは、総合決定給Ⅲ、奨励手当などである。

最後に第72表によって付加価値構成比における人件費の比率の推移をみると、一九五七年以降低下の傾向が著しく、とくに一九六〇年上期においては、五九年上期の四四・三から三九・八に大幅な低下を示している。一九六二年上期は、景気調整の影響によって若干上昇したが、六三年上期にはふたたび低下し、六四年上期は三九・二と最低の比率となっている。このような人件費（分配率）の低下は、いうまでもなく技術革新にもとづく生産性の増加によってもたらされたものであるが、労働組合の大幅賃上げの主張も、このような分配率の低下を一つの根拠としたものであった。

第五節　定期給与と臨時給与および賃金不払の状況

一九六二年以降の定期給与と臨時給与の推移をみると、まず六二年においては、定期給与は上期中上昇をつづけ、下期には若干上昇率が鈍化した。一方臨時給与は、景気調整の影響を受けて夏季から年末にかけて上昇鈍化の傾向があらわれた。このような上昇強化とあわせて、臨時給与の分割払、社内預金への繰入れなどの措置をとる企業も多くみられた。

六三年に入ると景気回復の影響を受けて定期給与は早いテンポで上昇し、年末対比で前年の一一・四％増になっている。このような定期給与上昇の一つの要因は、超過勤務給の増加にあるといってよ

い。また賞与などの臨時給与の増加も著しく、その前年に対する増加率は、調査産業計では年間合計で一三・七％増、製造業では一二・七％増となっている。

六四年においても、定期給与は上期下期とも強い増勢をつづけたが、これはいうまでもなく、労働力の需給逼迫を背景に初任給が大幅に上昇し、さらにベースの改訂が行なわれたためである。臨時給与は、製造業、卸小売業などで、景気調整の影響を受け、年末を中心に若干上昇の停滞がみられた。

そこで一九六四年における臨時給与（特別に支払われた給与）の現金給与総額に占める比率をみると（第73表）、年平均において鉱業一七・三％、製造業二〇・二％である。六〇年においては、前者が一六・五、後者が二〇・四であったから、高度成長期において臨時給与の比率が次第に増大していることがわかる。

第73表　鉱業，製造業における臨時給与の現金給与総額中に占める割合　（％）

年　　月	鉱　業	製造業
1964年1月	3.1	6.0
2月	0.3	0.6
3月	1.8	1.8
4月	0.8	1.9
5月	1.3	2.6
6月	21.0	27.8
7月	25.6	44.4
8月	32.8	11.5
9月	1.2	1.4
10月	2.8	2.5
11月	0.6	3.3
12月	53.9	58.8
1964年平均	17.3	20.2

〔備考〕労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

次に臨時給与の現金給与総額に占める比率の一九六四年における月別推移をみると、鉱業でもっとも高いのは、一二月（五三・九％）であり、ついで八月（三二・八％）、七月（二五・六％）、六月（二一・〇％）の順となっており、その他の月はきわめて低率である。製造業でもっとも高いのは一二月（五八・八％）、七月（四四・四％）、六月（二七・八％）、八月（一一・五％）であり、その他の月は、鉱業同様に比率が低い。鉱業と製造業を比較して異っている点は、例年同様前者が八月の比率が高いことである。これは、鉱業の臨時給与が製造業にくらべておそく支払われるためである。

次に一九六二年以降の賃金不払の推移をみると（第74表）、六二年においては、当年把握した件数が一万一七三九件であり、前年の九六九二件に比べてかなり増加をみている。これは大部分石炭鉱業によって占められ、しかもその大半が退職金の不払である。したがって景気調整が行なわれたわりに、その影響はほとんど現われていないといってよい。

六三年においては、当年把握した件数は一万一四五五件と若干低下し、また当年新たに増加した不払金額もやや減少をみた。この年においても構造的な不況におちいっている石炭鉱業の不払がかなりの部分を占めている。

六四年には、当年把握した件数は、一万二四六八件と若干増加し、また当年新たに増加した金額もかなり増大している。これはいうまでもなく景気調整の影響があらわれたためであり、とくに建設業、金属工業、機械製造業など特定業種における増加が著しい。

そこで六四年の賃金不払についてやや詳細に検討してみると、当年把握した件数では、八・八％の増加であり、また総取扱い件数では、六三年の一万三七二七件に対して、六四年の一万四五八九件で、六・二％の増加となっている。当年未解決件数も、二一二一件

第74表　賃金不払事件件数

年　　月	前年(月)より未解決の件数	当年(月)把握した件数	総取扱件数	解決件数	当年(月)末未解決件数
1960年	3,324	11,679	15,003	12,480	2,523
1961年	2,523	9,692	12,215	10,222	1,993
1962年	1,993	11,739	13,732	11,460	2,272
1963年	2,272	11,455	13,727	11,600	2,121
1964年	2,121	12,468	14,589	12,057	2,532
1964年1～3月	2,121	2,548	4,669	2,496	2,173
4～6月	2,173	2,837	5,010	2,663	2,347
7～8月	2,347	3,397	5,744	3,069	2,675
10～12月	2,675	3,686	6,361	3,829	2,532

〔備考〕1)　1963年末未解決件数は内訳の計より6件少なくなっているが，これは1～3月の差引未解決件数が再調査の結果6件少ないことが判明したので，4～6月への繰越件数は6件少ないものとして計上した結果である。

2)　労働省「賃金不払の状況」による。

第75表　賃金不払事件金額　　(単位：千円)

年　　月	前年(月)より未解決の不払金額	当年(月)新たに増加した不払金額	総不払金額	解決金額	差引不払金額
1960年	878,032	4,489,535	5,367,567	5,107,204	260,364
1961年	260,364	1,499,150	1,759,514	1,338,321	421,194
1962年	421,194	2,990,989	3,412,182	2,008,843	1,403,339
1963年	1,403,339	2,326,241	3,729,580	2,477,475	1,257,723
1964年	1,257,723	3,426,627	4,684,351	1,797,400	2,886,951
1964年1～3月	1,257,723	551,683	1,809,406	277,780	1,531,626
4～6月	1,531,626	659,530	2,191,156	467,278	1,723,878
7～9月	1,723,878	893,044	2,616,922	414,118	2,202,804
10～11月	2,202,804	1,322,370	3,525,174	638,223	2,886,951

〔備考〕1)　1963年の差引不払金額が多くなっているのは1～3月の再調査で若干増しているのを4～6月への繰越金額として計上した結果である。

2)　労働省「賃金不払の状況」による。

から二五三二件一九・八%の増加である。このような不払件数の増加は、六四年における景気調整を反映したものである。

賃金不払金額では、第75表のようにまず当年新たに増加した不払金額が、一九六三年の二三億二六二四万円から、三四億二六六二万円に四七・七%の増加を示し、また総不払金額でも一九六三年の三七億二九五八万円から、六四年の四六億八四三五万円に二五・五%の増加となっている。さらに差引き不払金額は、六三年の一二億五七七二万円から二八億八六九五万円と二・二九倍の増加を示している。

第二章　労働時間とその短縮問題

わが国の労働時間は欧米主要諸国の水準と比較するとかなり長く、またそれら諸国ではほとんど固定ないし減少しているのに反して、日本では戦後もほぼ一貫していっそう長くなる傾向にあり、その原因は主として残業など所定外労働時間の増加によるものであったが、最近になって、その労働時間もわずかながら短縮されるようになってきた。

労働省の「毎月勤労統計調査結果報告—全国調査—」によると、一人月間総実労働時間は一九六〇年以降六四年まで確実に縮小し、所定内労働時間も同様な傾向を示しており、六四年における所定外労働時間のわずかな増加も、総実労働時間の減少傾向をくつがえすほどにいたっていない（第76表）。このような労働時間の減少傾向、殊に時間外労働のそれは、生産性の向上、生産の増加とあわせて考えてみた場合、かなり積極的な意味をもっている。つまりそれは、時間外の増加による生産の増大よりも、時間外の規制を行ない、時間内の作業量をひきあげて生産の増大をはかるような労働時間管理と生産設備の合理化がすすんでいることを示すものとみられる。また、時間外減少の一要因としては、青少年労働者の時間外忌避傾向も無視できない。さらに、時間外減少の他の一つの要因としては交替制の採用、増加をあげることができる。第77表にみるように、鉱業（坑内）、繊維は以前からそうであったにしても高率を占め、その他では装置産業で一般に増大し、年々増加の傾向にある。交替制の場合でも、中間にアキ時間のある場合、要員編成と欠務との関係などで時間外が発生するが、労働時間制度としては原則的には時間外を排除する作用をもつといってよいだろう。交替制の増加は、直接には資本回転の増大、設備の陳腐化対策などによるものであるが、結果的には時間外労働の減少をもたらしつつある。しかしまた、時間短縮を契機として時間外労働の多い部門、職種について、交替制をとり入れようとする動きもある（電電公社など）。また、交替制を採用することによって時間短縮を行なう（諏訪精工舎）、これまでの三班三交替制を四班三交替制にして時間短縮を行なう（旭電化の場合週四二時間から三八・二時間へ）などの採用、編成替えによって時間短縮が行なわれているように、交替制は時間外労働のみならず、時間短縮にも大きく関係している。隔週二日休日制の採用にあたって、土曜勤務をこれまでの半数の要員で行ない、残り半数が休むというような要員措置をともなわない一種の交替制まがいの制度によって行なっているところ

第76表　労働時間の推移（規模30人以上，1960年＝100）

区分	調査産業計			製造業		
	総実労働時間	所定内	所定外	総実労働時間	所定内	所定外
1961年平均	98.6	98.9	96.9	98.1	98.4	95.8
1962年平均	96.9	98.6	83.9	95.6	98.0	78.1
1963年平均	96.3	98.1	82.1	94.8	97.3	76.7
1964年平均	96.0	97.7	83.1	94.4	96.6	78.4

〔備考〕労働省「毎月勤労統計調査結果報告」による。

第77表　交替制勤務労働者の割合

区　　分	調査年	労働者の割合
鉱　　業		%
坑　　外	1962年	24.5
坑　　内	1962年	70.8
製　造　業		
食　料　品	1962年	17.7
繊　　維	1961年	59.5
木材・木製品	1962年	16.5
パルプ・紙	1962年	46.3
化　　学	1962年	34.2
石油・石炭	1963年	35.7
ゴ　　ム	1963年	23.5
窯業・土石	1961年	25.8
鉄　　鋼	1963年	43.2
非鉄金属	1962年	32.1
運輸通信	1962年	22.2

〔備考〕1)　労働省「労働時間制度調査報告」による。
2)　調査対象労働者中における交替制勤務労働者の割合を示す。
3)　比較的割合の多い産業のみかかげた。

（近畿相互銀行など）もある。資本の効率的な運転、業種の特性などが交替制をますますひろめているとともに、時間短縮が交替制を促進するという側面もみのがすことはできない。このような時間短縮と交替制との関係と同質の問題として時短の方法がある。前述のように、時間短縮の方法としては労働日の短縮が最も多く行なわれているが、一日の労働時間が比較的長い場合は、一般にこの方法がとられ、現にこれがいま多いのであるが、ある限界を割って一日の労働時間が短かくなると経費コストが上昇するため、資本はむしろ週休日の増加をのぞむようになり、そのためしばしば一日当たりの労働日の延長が行なわれることがある。大企業で週休あるいは隔週休が行なわれているのは、労働組合の余暇利用の要求態度と資本のコスト計算とが合致するためだろう。一日の労働時間を延長して週休をふやすやり方の場合には交替制の場合と同様時間外労働を圧縮する傾向をもっている。

労働時間短縮問題

最近の時間短縮運動の発端は、一九五六年二月に総評と全労会議とが「週四二時間労働制」を運動方針とすることをそれぞれの中央執行委員会で決定したことにあるが、そのころはまだ時間短縮は中央機関の幹部の間での問題にとどまっていて、一般組合員の間ではむしろ残業を確保してすこしでも賃金収入をふやしたいという気分の方が強かった。しかしその後数年間に「技術革新」や合理化の結果としていろんな形での労働強化が強まり、労働時間の延長がつづくにつれて、そしてまたいわゆる経済成長の結果消費水準が高まってくるにつれて、労働者のなかに生活時間確保の要求が次第に強くなり、時間短縮が単なるスローガンからいまや現実の闘争目標になって、組合運動の中に根を下しつつあるといえる。

全電通や紙パ労連の先駆的な時間短縮闘争につづいて、一九六一年には国鉄労組と私鉄総連とが時間短縮についてそれぞれ公労委と中労委にもちこみ、ある程度の成果をあげた。六二年には全糖労協や海員組合がストライキをかけて大幅な時間短縮をかちとっている。個々の企業単位の組合でも、時間短縮をかちとったところは六一年以降年々増加しているが、所定労働時間の長い中小企業での成功にも注目すべきものがあるといえる。

労働省の「昭和三九年、労働時間制度調査報告」によると、短縮事業所数は一九六二年から六四年にむけて増大し、この三カ年間に時間短縮を行なった事業所数は調査対象事業所全体の一二%となり、特にそのなかで機械、電気・ガスが大きい比重を占めている。調査対象大企業になると、時間短縮実施事業所数はいっそう大きくなる。日本生産性本部が一九六五年一～二月に第一部上場会社、政

第78表　労働時間短縮の有無および将来の短縮計画（全事業所）

産業	労働時間短縮の有無 1)			短縮していない会社の将来の短縮計画について				
	集計社数	短縮	短縮せず	近い将来実施を決定 2)	検討中 会社で	検討中 労使で 3)	実施について考えていない	記入なし
鉱業	14	—	14	—	1	—	12	1
金属鉱業	3	—	3	—	—	—	3	—
石炭鉱業	11	—	11	—	1	—	9	1
製造業	240	67	173	5	22	36	101	9
食品	25	12	13	1	2	3	7	—
綿紡績	13	—	13	—	2	—	10	1
製糸	1	1	—	—	—	—	—	—
羊毛	10	—	10	—	—	1	8	1
麻織	5	1	4	—	—	—	4	—
化材	7	—	7	—	—	7	—	—
木製品	1	—	1	—	1	—	—	—
パルプ・紙	12	5	7	—	1	1	5	—
肥料	15	3	12	—	2	2	7	1
薬品	6	—	6	—	2	—	4	—
その他化学	25	8	17	—	3	6	6	2
石油	12	4	8	—	1	3	4	—
ゴム	7	3	4	—	1	1	1	1
窯業	9	2	7	1	—	2	4	—
製鉄	14	—	14	—	4	2	6	2
非鉄金属	3	1	2	—	—	—	2	—
機械	28	16	12	2	1	1	8	—
電機器具	20	10	10	—	—	4	6	—
車輌自動車	19	1	18	1	2	3	11	1
造船	8	—	8	—	—	—	8	—
建設	3	1	2	—	—	1	1	—
銀行	12	4	8	2	2	1	2	1
保険	22	3	19	—	—	—	19	—
陸運A	19	8	11	—	2	5	3	1
陸運B	4	3	1	—	—	—	1	—
海運・倉庫	5	—	5	—	—	—	5	—
電力	6	6	—	—	—	—	—	—
ガス	4	—	4	—	—	2	2	—
百貨店	7	1	6	—	—	3	3	—
商事	5	1	4	—	—	—	4	—
新聞・放送	7	4	3	1	—	—	2	—
映画	3	—	3	—	2	1	—	—
特殊	15	4	11	—	—	3	8	—
調査産業総数	366	102	264	8	29	52	163	12

〔備考〕1.　本表以下は最近3年間（1961年7月1日～1964年6月30日）における労働時間短縮事情について集計したものである。

2.　1964年度夏季休暇における特別休暇における特別休日増加のものは除外した。

1)　ここでいう「労働時間の短縮」とは，制度として「毎日または特定日の所定労働時間の短縮」，「週休日の増加」，「特定休日または年次有給休暇の増加」を実施したものをいうが，これらの措置をとったものでも，週，月または年の労働時間が従前と変わらないものは除外している。

2)　8社の実施時期についてみると，1964年7月～1965年4月の間に分布している。

3)　組合から要求中のものをふくむ。

府金融機関などを対象として実施した調査結果（後掲同本部編「時間短縮への労使の態度」）では、時間短縮を実施しているもの三八％、時間短縮を検討中のもの四七％で、時短を考慮していないものは一二％にすぎなかった。また、中央労働委員会が資本金五億円以上、従業者一〇〇〇人以上の企業を対象として一九六一年七～六四年六月の三カ年に時間短縮を行なったかどうかについて調査した結果（同委員会編「労働時間・休日・休暇調査」、一九六五年二月刊）によってみても、調査対象企業三六六社中一〇二社、二八％が時間短縮を実施し、八社が六五年四月までに実施を決定し、会社検討中が二九社、労使で検討中が五二社で、時短を考慮していないというのは一六三社、四四％だけであった（第78表）。これら三つの調査結果は、いずれも部分的なものであるとはいえ、ともかく大企業を中心に時間短縮が進んでいること、大企業の二割から四割位が時短を実施していること、一方、小企業においても時短は行なわれているが、まだ大企業のようには進んでいないことを示している。以下、それぞれの調査結果によって、時間短縮実施の内容について概観してみよう。

（注）「労働時間制度調査」は、わが国主要産業における労働時間制度および休日、休暇制度の実態を把握し、労働行政の基礎資料とすることを目的として、一九六三年以来、毎年全産業から三分の一づつ産業を選び三年間で一巡するように実施されている。一九六四年一〇月に行なわれた調査は、繊維産業、機械製造業など製造業のうちの六業種と卸売業、小売業、電気・ガス・水道業について、常用労働者三〇人以上を雇用する民営の一一六一事業所、その所属の労働者約四七万人を対象とし、最近三カ年間に労働時間短縮を実施した事業所の短縮時間、短縮方法などについて産業別あるいは規模別状況を明らかにしようとしたものである。また、「時間短縮への労使の態度調査」は第一部上場会社、政府金融機関など八〇〇社の企業の労使を対象に、調査票を郵送して行なったもので、調査票の回収は使用者側三三一社、労働組合側二九一組合となった。この調査で扱った時間短縮とは、時間短縮を目的として過去五年間に労働時間の変更があった場合をいう。

労働省統計調査部編「昭和三九年、労働時間制度調査報告」（一九六五年七月刊）にみる時間短縮の現状―本調査の対象事業所一一六一のうち、一九六二年一〇月から六四年九月までの三カ年間に、

第79表　年次別週所定労働時間の短縮事業所数
（1961年10月～1964年9月）

産業	調査事業所数	短縮事業所数 計	1962年	1963年	1964年
計	1,161	255(22.0)%	88	89	129
繊維	166	15(9.0)	2	2	11
皮革	69	7(10.1)	—	4	6
窯業・土石	151	25(16.6)	12	8	14
機械	182	42(23.1)	11	21	24
輸送用機器	170	36(21.2)	12	9	23
その他製造	117	23(19.7)	5	12	15
卸・小売	186	28(15.1)	9	10	16
電気・ガス	120	79(65.8)	37	23	20

〔備考〕1.　（　）内は調査事業所に対する短縮事業所の比率
2.　年次別短縮事業所数は，2回以上時間短縮を行なった事業所については，これを延べ数として計算している。

所定労働時間の短縮を実施した事業所は対象事業所全体の二二%、二五五事業所にのぼり、年次別の短縮事業所数も六二年八八から六四年一二九へと増加している（第79表）。産業別に時間短縮の実施率をみると、電気・ガスの六六%を筆頭に、機械の二三%、輸送用機器の二一%などが高く、繊維や皮革・同製品は実施率一割程度とやや低い。また、企業規模別の時間短縮実施率では、一〇〇〇人以上の企業や五〇〇～九九九人の企業など比較的大きな企業での実施率がいずれも三割台に達しているのに対し、一〇〇～四九九人では一六%、三〇～九九人では七%と企業規模の小さいほど実施率が低く、時間短縮が大企業を中心に進んでいることを示している（第80表）。一〇〇〇人以上規模の電気・ガスではその実施率が六九%と特に高く、皮革・同製品を除き、機械の五二%、その他製造の六七%等いずれも五〇〇～九九九人規模における実施率が他の規模におけるよりも高い。

第80表　産業および規模別労働時間短縮事業所の調査対象事業所に対する割合　（単位：%）

産業	調査事業所計	企業規模 1000人以上	500～999人	100～499人	30～99人
時短事業所計	22.0	34.5	32.3	15.7	7.4
繊維	9.0	2.2	18.2	7.4	13.6
皮革	10.1	8.3	—	16.7	6.4
窯業・土石	16.6	25.6	35.7	10.0	—
機械	23.1	30.0	52.0	17.2	8.2
輸送用機器	21.2	25.0	26.3	21.3	14.3
その他製造	19.7	41.7	66.7	19.6	—
卸小売	15.1	18.3	20.0	13.3	8.6
電気・ガス	65.8	69.1	—	43.0	—

ところで、労働時間短縮の結果、一週間の所定労働時間は三年前に比べてどの程度短縮されたのであろうか、第81表によれば、時間短縮実施事業所全体では、週一時間以内の短縮が四三%を占め最も多く、ついで週三時間が二二%、週四・五時間以上の比較的大幅な短縮を行なった事業所も約一〇%ある。産業別には、電気・ガスのほとんど全部九六%が週一時間以内の短縮であるほか、繊維などでも比較的短時間の週一・五時間以内の短縮で六割近くを占めている。また、週三時間短縮の事業所が比較的多い産業としては、皮革・同製品七一%、窯業・土石四〇%、輸送用機器三六%などで、卸小売業では週四・五時間以上の短縮事業所が最も多く、全体の三割近くに及んでいる。時間短縮の方法については、第82表にみるように、各労働日での終業時刻の繰上げという例が最も多く約三割を占め、ついで拘束時間（始業から終業までの時間）内で休憩時間を延長するというのが多い。産業別では、繊維、皮

第81表　週所定労働時間短縮時間別事業所の構成割合　（単位：%）

産業	計	1時間以内	1.5時間	2.0時間	2.5時間	3.0時間	3.5時間	4.0時間	4.5時間以上
時短事業所計	100.0	43.4	13.3	5.9	2.4	21.6	1.6	2.0	9.8
繊維	100.0	12.5	43.7	12.5	—	25.0	—	—	6.3
皮革	100.0	—	—	—	—	71.4	—	28.6	—
窯業・土石	100.0	—	8.0	12.0	4.0	40.0	12.0	—	24.0
機械	100.0	26.8	31.8	2.4	2.4	19.5	—	4.9	12.2
輸送用機器	100.0	25.0	16.7	16.7	—	36.0	2.8	—	2.8
その他製造	100.0	30.4	8.7	8.7	4.3	30.4	—	—	17.5
卸小売	100.0	21.4	10.7	3.6	10.7	21.4	—	3.6	28.6
電気・ガス	100.0	96.2	1.3	—	—	2.5	—	—	—

第82表　労働時間短縮の方法別事業所の構成比　（単位：%）

産業	計	始業時刻の繰下げ (イ)	終業時刻の繰上げ (ロ)	休憩時間の延長 (ハ)	(イ)，(ロ)(ハ)の総合	土曜日で短縮	週休2日制実施	不明
計	100.0	14.1	31.8	26.3	10.2	7.8	4.3	5.5
繊維	100.0	13.3	53.3	20.0	6.7	6.7	—	—
皮革	100.0	14.3	57.1	14.3	14.3	—	—	—
窯業・土石	100.0	20.0	20.0	12.0	24.0	8.0	—	16.0
機械	100.0	2.4	45.2	16.7	11.9	9.5	14.3	—
輸送用機器	100.0	8.3	22.2	38.9	25.0	—	5.6	—
その他製造	100.0	13.0	13.0	21.8	4.3	17.4	8.7	21.8
卸小売	100.0	10.7	21.4	3.6	10.7	32.1	3.6	17.9
電気・ガス	100.0	22.8	35.4	41.8	—	—	—	—

革・同製品、機械などでは終業時間の繰上げによるものが最も多く五割前後を占め、輸送用機器や電気・ガスでは拘束時間内の休憩時間延長というので四割程度を占め、そのほか土曜日の半日休みとか、隔週土曜を休日にするなどの例が機械や卸小売にやや多い。

労働時間の短縮は、種々な事情、理由から実施されており、特定の理由をあげることはむつかしいが、一応、調査票で主な理由として記載されたものによって整理すると第83表のごとくなる。すなわち、労働時間短縮の主な理由としては「労働組合の要求」が全体の半数で、「作業能率の向上」や「労働条件の改善」などをはかるためとするものがいずれも一割前後を占めている。産業別には、電気・ガスの大部分が「労働組合の要求」によっている

第83表　労働時間短縮の主な理由別事業所の構成比（単位：%）

時間短縮の理由	計	製造業	卸小売業	電気・ガス業
計	100.0	100.0	100.0	100.0
労働組合の要求	52.2	41.4	23.8	79.7
作業能率の向上	12.3	1.39	9.5	—
労働条件の改善	9.8	11.0	33.3	1.3
社会情勢を考慮				
他社の時間短縮に同調	3.7	2.7	19.1	1.2
交通事情を考慮	4.9	8.7	—	—
その他	6.9	7.6	9.5	5.1
その他	10.2	9.7	4.8	12.7

が、製造業六業種の場合、「労働組合の要求」が四割を占めるほかに、「作業能率の向上」一九%や労働条件の改善一一%など企業経営における近代化の一環として時間短縮がとりあげられている例も多い。卸小売業では、「労働条件の改善」をはかるためとするものが全体の三分の一を占め、「労働組合の要求」二四%、「他社の時間短縮に同調する」一九%などがそれについている。

日本生産性本部編「時間短縮への労使の態度」（一九六五年一一月刊）にみる時間短縮の現状―過去五年間に時間短縮を実施した企業は調査対象全体の三八%、検討中は四七%に達し、未検討は一五%に過ぎず、全体として時間短縮の方向が強まっている。時間短縮を提案するのは九割までが組合だが、その話合いの場は、賃上げ問題とは趣をやや異にし、労使協議会または小委員会、専門委員会といったところが比較的多い。団交で処理する四二%に対し、団交と併用を含めた労使協議会によるものは四八%である。

時間短縮は組合が要求し、経営者側がこれに答えるという形で実

施しているが、経営者側が実施に踏みきる理由で目立つのは、「労組の強い要求」、「生産性向上の一手段」、「同業他社で取り上げている」であり、組合側の提案理由は「余暇の増加」、「組合員の健康管理のため」、「実質的賃上げ」があげられる。一方、時短を行なっていない理由については、(1)賃金など他の労働条件の改善が先決、(2)超勤、有給休暇の未消化など時間管理の適正化が行なわれていない。(3)時間短縮の前提条件の企業の合理化が進んでいないなどが労使から指摘されているが、特に経営者側は「合理化」と時間短縮との結びつきを強調している。

ところで時間短縮実施の具体的方法については、一日当りの労働時間の短縮が大きな傾向といえるが、その場合一週間に短縮される所定労働時間は〇・五～二・五時間（六二％）が圧倒的で、また時間短縮を週単位で行なう場合、該当五二社のうち土曜半休四五社、週休二日制（隔週二日制）七社で、週休二日制はいずれも電機メーカーに限られる。しかし二、三年のうちには週休二日制を採用すると答えた企業は六〇社あり、金属機械、保険金融業などの大企業に多くみられた。連続操業を行なっている製糖業界、資本系列の進んでいる日立グループ、労働組合側のリーダーシップで時間短縮の行なわれた繊維産業における現状は次のとおり。

製糖業界　製糖大手一四社における所定労働時間は、五社が一週三八時間、八社が同四二時間、一社が同四八時間であり、他業種にくらべてその所定労働時間は短い。いずれも一九六一年から六三年の間に時間短縮を実施しているが、製糖業界は年間の生産量が統制され、その結果機械設備の遊休期間も長いため、時間短縮に踏み切りやすいという事情もみのがせない。しかし、製糖業では連続操業が行なわれているため、時短の方法は週休二日制ではなく、交代現場では夏休み制度が普及している。調査八社のうち七社が実施、残りの一社も六五年夏から採用する予定で、休日日数は「二日以内」が五社、「三日」が一社、回答なし一社となっている。

日立グループ　日立製作所を中心とする日立グループの時間短縮の特徴は、その実施が同系列資本内の動きによって決められることである。その理由の一つは関連会社では親会社の日立製作所に合わせた労働条件が普通であること、第二に日立市、勝田市という地域社会のなかに多くの企業が点在しているため、業務活動だけでなく、日常活動までが同じリズムで動いていることなどが考えられる。このように時間短縮の動機が「同業他社で取り上げているため」というような場合、その企業相互の影響力には非常に強いものがあるが、しかし、実際の労働時間数はいちばん短い所の週所定四二時間三〇分から最高四五時間と二時間三〇分の格差がある。また、残業時間数も平均して各社ともに相当多く、なかには一カ月の残業時間が五〇時間もある企業も出ていた。

繊維産業　繊維産業での時間短縮問題では、労働生産性との関連が注目される。綿紡にかわって登場した化繊部門の拡大は、製造工程の機械化、作業の連続性をもたらし、労働の質を変化させた。この結果、一九四八年に綿紡一単位を産出するのに二〇人強の人員が必要であったのが、六一年になると七人強となり、また、スフ部門では六・八人が六三年には〇・八人となるなど、著しく労働生産性が高まった。

繊維産業では一九六一年、全繊同盟の統一時短闘争で実働八時間を実働七時間四五分にすることに成功（化繊部門を除く）したが、労働生産性の向上、労働密度の強化という客観情勢を踏まえた統一闘争によるところが大きい。時間短縮の実施について経営者側は「労組の強い要求があったため」、「同業他社で取り上げたから」といった理由をあげており、時間短縮闘争の進め方に一つの材料を

与えている。ところで、長時間労働の典型のようにいわれた繊維産業でいちばん早く時間短縮が行なわれた結果、労働時間と時間外労働はどう変わったか。所定労働時間では、八四社中一四社が四〇時間未満を実施しているが、地方の繊維企業となると一六社中一三社が週四八時間労働を行なっている。また、化繊部門についてみると、四〇時間未満が二社、四二～四五時間四社、四五時間以上が五社となって、綿紡にくらべ時間短縮が進んでいる。一方、繊維産業の時間外労働は交代制の普及で減少しているが、化繊の一時間一〇分から綿紡における一三時間まで幅がある。なお、繊維産業化繊部会では、一九六四年秋以来、労使の間に「中央時短準備委員会」が設けられ、週四〇時間制が検討されている。

時間短縮に関する各労組の方針

組合名	要求
総評	2. 1. 目標、週休2日、40時間 42時間の所は40時間、それ以上の所は2時間短縮
全労	3. 2. 1. 目標、週休2日、40時間 1日あたり時短よりも土曜その他特定日に集中をはかる 時短困難な所は有給休暇をふやす、時間外割増整備
総同盟	3. 2. 1. 総労働時間短縮（時間外規制等） 40時間の段階的実現のため、土曜半休、1日拘束8時間の条件を整備しつつ要求 週休2日、40時間のための対策準備
新産別	3. 2. 1. 目標、週休2日、40時間 労基法改正要求 残業規制
私鉄総連	3. 2. 1. 拘束8時間、実働7時間、ハンドル5時間30分、これに達している所は1日20分、週2時間短縮 時間外割増率引上げ 定年延長 （時短については大手10組合は中央統一交渉を要求、その他は個別を原則）

合化労連	1. 週拘束44時間、土曜半休 2. 4班3交替制
全鉱連	1. 土曜半休、拘束48時間を45時間、1日拘束8時間をこえている所は拘束8時間までとする 2. 基準外割増率引上げ（以上、9月23日よりの大会で決定予定）
紙パ労連	1. 週42時間、4組3交替の要求につき職場討議を行ない、明年末までに統一要求を決定する 2. その間にも条件のある所は、時短、4組3交替を要求する（以上、8月3～7日の定期大会で決定）
鉄鋼労連	1. 週休2日、40時間を目標 2. 当面残業規制を行なう（9月25日よりの大会で決定予定）
全国金属	1. 賃下げなしの7時間労働制 2. 週40時間の法制化（本年2月6、7日中央委決定）
国労	1. 週休2日、40時間獲得を目標その他 2. 秋季年末までは、①本年度中に最低2時間短縮、その他を要求する（8月18日よりの大会で決定）
自治労	1. 週休2日、40時間の法制化 2. 超勤制度撤廃 3. 割増率引上げ（8月19日よりの大会で決定）
動力車	1. 週40時間を目標とし、到達のため3カ年計画を設定、漸進的に実現をはかる 2. 残された調停案の処理と見合って昭和38年秋から39年春にかけて闘う（6月24日からの大会で決定）
全逓	1. 週休2日、40時間を5年計画で実現することを目標とする、予算編成期に要求を出す 2. 日曜配達廃止、要員確保を要求する（6月26日よりの大会で決定）

全電通	1. 週休2日、40時間を目標、ストをうらづけにして要求するため今後2カ年職場討議を行なう 2. 本年の重点は週1時間短縮（週拘束45時間30分）（6月27日よりの大会で決定）
全印総連	1. 拘束8時間、実働7時間、出版は半休実施 2. 残業1日2時間、週10時間 3. 国定祝祭日とメーデーの有給、日曜と重なった時は代休を要求する 4. 月1日の新聞休刊日設定（5月27、28日中央委決定）
全国一般	1. 画一的でなく単組の条件に応じて要求を作る 2. 祝祭日の有給休暇獲得 3. 残業は経営者の一方的都合による延長、打切りはさせない 4. 割増率引上げ、要員増 5. 年休、週休制等の完全実施（8月4、5日の大会決定）
全繊同盟	1. 週40時間実現のために具体的な検討を今後行なう（7月31日よりの大会で決定）
電労連	1. 週休2日、週40時間の実現（8月26、27日大会決定）
全金同盟	1. 週40時間を目標 2. 本年度は週42時間実現をはかる。すでにこれに達している所は40時間を目標とする（1日実働6時間40分、6日制） 3. 可能な限り時間外を規制する（5月28日よりの大会決定）
全化同盟	1. 40時間を目標 2. 交替制は3交替に、さらに、4組3交替実施のため定員確保をはかる（8月6、7日大会決定）
造船総連	1. 週休2日40時間を目標 2. 超過労働70時間内（5月大会決定）

自動車労連	1. 1日実働7時間、週42時間の確立 2. 一きょに困難な所は段階的に実現をはかる （昭和37年10月大会決定）
全国セメント	1. 常昼勤者は土曜半ドン 2. 3交替勤務者は4直3交替 3. 週拘束42時間、実働37時間 4. 月超過労働33時間以内とする 5. 休日休暇の完全消化（8月22日よりの大会で決定）
全造船	1. 1日実働7時間、週実働39時間、土曜半日労働、7時間以上の所は7時間 2. 一九六四年七月より実施を目標 3. 来春闘で賃金と同時要求、統一闘争としてスト権を本部集約 4. 超過労働は60時間内（明年4月を目標）、現在70時間協定のない所は年内に70時間協定を作る（9月6日よりの大会原案）
全電線	1. 目標、週休2日40時間 2. 当面実働7時間以上の所は7時間 3. 超過労働80時間以内の完全実施、できる所は70時間 （9月3日、代表者会議決定）
電機労連	1. 週休日、40時間制、それぞれの組合の実情に応じ要求する 2. 時間外割増率引上げ 3. 時間外労働規制 （5月29日よりの大会で決定）
全石油	1. 週休2日、40時間の実現 2. 本年春闘における中労委斡旋の「研究連絡」を活用し、当面土曜半休、交替部門は隔週2日休を実現する 3. 要員増、残業規制、休暇完全消化（7月13日からの大会決定）

全国自動車	金融共闘	市銀連
1. 週5日制目標 2. 実働7時間以上の所は週42時間制の確保、現行7時間の所は40時間に努力 3. 困難な所は労使協議会で条件につき話合う 4. 残業規制、割増率引上げ考慮（9月18日よりの大会原案）	1. 週休2日拘束35時間（9～16時） 2. 昼食時1時間一斉休憩 3. 年末は12月29日以降3日間休業 4. 以上のため全国に時短闘争推進委員会を設置する（8月13、14日幹事会決定）	1. 休日労働排除 2. 年末営業時間延長反対 3. 時間外労働削減のために早帰り運動促進 4. 所定時間短縮、週休2日目標（8月21日、中央委決定）

第四編　合理化の現状と特徴

第一章　産業別にみた合理化の現状

わが国経済の「高度成長」期における矛盾の累積から「安定成長」へと、資本の「体質改善」の動きのなかで、合理化攻勢は一段と激化しつつある。石炭、鉄鋼、非鉄金属、造船、電機、化学、繊維、紙・パルプ、セメントの各産業に共通している合理化の基調は、スクラップ・アンド・ビルド方式、つまり老朽、過剰設備を廃棄（スクラップ）し、新しい能率のよい設備に置きかえる（ビルド）方式による人員整理と配置転換、そしてまた労働の強化と労働条件の切下げが強行されているということである。鉄鋼、化学、セメント、紙・パルプ産業では、現在それが進行中であり、一方、石炭、非鉄金属、繊維産業では一応大量の人員整理を完了し、不採算部門の人べらし（非鉄金属）、繊維新法による紡織機械のスクラップ化、生産の合理化が行なわれ、表面上は人員整理という形の合理化はかげをひそめている。化学産業のスクラップ・アンド・ビルドも、すでに過去二回（一九五八年不況時、六二～六四年）にわたりかなり大幅なかたちで行なわれ石油化学産業を中心とする業界の再編成が進められた。なお、現在も旧来部門の切捨て、配転、新興部門での装置の合理化、停滞部門の別会社化など、スクラップ・アンド・ビルドが進行しているところに、この産業での特徴がある。

これまで成長産業であった電機産業は、若年労働力・婦人の低賃金利用と合理化による繁栄を維持し、直接人員整理という形態は、とられていなかったが、最近の過剰生産の深まりのなかで、生産機種の転換、不採算部門の切捨て、集中生産というかたちで、今後人員整理が予想される段階にきており、その前提として、すでに臨時工の一時帰休制の実施などがみられる。造船業も、いまなお輸出船ブームのなかで現象としては人員整理が目立たないが、独占を中心とした集中・合併による再編成の過程で、下請中小企業の倒産、人員整理が行なわれ、技術革新にともなう配置転換がみられる。今後は三菱三重工など大企業で合併効果の仕上げとしての人員削減をふくむ合理化を強めてくることが予想される。特殊鋼業界では、日特鋼、山陽特殊鋼の倒産、会社更生法適用にみられるごとく、すでに鉄鋼独占による系列再編成が一応終わり、スクラップ・アンド・ビ

ルドが行なわれたが、今後は系列内の合併企業における合理化段階にさしかかっている。自動車産業では、これまで成長産業として低賃金と設備拡大による技術革新をつうじて、労働生産性の向上をはかり、ばく大な資本蓄積をはかってきた。しかしながら、日産、プリンスの合併は、今後いっそう大手メーカーの価格競争の激化を促進し、合理化が強まるということ、下請系列企業の整理、淘汰をつうじての再編成が行なわれつつあるということから、電機下請と同様、倒産・人員整理も出てくることが予想される。セメント産業では、これまで成長部門として、施設の拡張が行なわれ、今後も大幅な設備投資計画をもち、シェアー拡大をめざしているが、一方では露骨な首切りを行なおうとしている。紙・パルプ産業での人員整理は、十条、住友など独占企業においてみられるということで、合理化が一段ときびしい段階にきているとみられる。

このように、これまでの合理化のあらわれかたには、産業によって、時期的にも、また実施の形態においても異なったものがあるが、しかし、いずれも設備投資拡大と生産過剰に直面し集中生産、不採算部門の切捨てというスクラップ・アンド・ビルド方式をおしすすめ、そのなかで集中合併をつうじて独占による支配強化、再編成を推しすすめるとともに、資本輸出による海外進出を狙っているところにその特徴がみられる。以下合理化の特徴を産業別にみてみよう（戸木田嘉久「現代の合理化と労働運動」労働旬報社、一九六五年三月刊および総評「四〇年代の合理化と労働者階級の闘い―転型期経済下の反合理化闘争の課題―」一九六五年八月刊による）。

石炭産業　一九四八年に四五万人をかぞえた炭鉱労働者数は、戦後数回にわたる合理化によって、一九六一年末には二一万人へと半減した。六二年の第一次石炭調査団の答申は、この六一年末の数字をもとに、出炭規模を五、五〇〇万トン、五年間にさらに六万人を解雇し、一人当り月間出炭能率を七八％引上げ三八・六トンを目標にするときめた。だが、現実にはこのきびしい〝合理化〟計画をはるかにのりこえた、合理化がすすめられている。石炭資本は「炭鉱合理化は国策であり、労使が一体となって国策を遂行せねば、企業の安定も、労働者の生活安定もない」という調査団の答申をたてに、ようしゃなく合理化攻撃をかけた。そのすさまじさは、一九六二年三月と六四年六月の間に、炭鉱数が五七三から二九二へ減じ、労働者数が一九八〇〇〇人から一一万八〇〇〇人へと約七万人切捨てられた反面、月間出炭能率が二五・七トンから三六・二トンへ引上げられている事実だけからも明らかである。石炭資本はわずか二カ年の間に、答申の想定を上廻る人員を切捨て、能率向上をほぼ達成したのである。このことは企業がその採算条件を一応とりもどしたことを意味する。なぜなら石炭産業の費用価格の大半が労賃であることは周知の事実であり、しかもこの間、賃金・労働条件は後述するように劣悪化させられ、逆に出炭能率が四〇％ちかく引上げられている（五五年三月の一七トンに比べると二倍以上の引上げ）とすれば、石炭企業がそれなりに採算条件を改善したことは明らかなことというべきであろう。

だが、目算がくるったのは、年間五、五〇〇万トンの出炭計画がくずれたことである。月出炭は六二年三月の五一〇万トンから六四年六月には四二五万トンまで低下している。その直接の原因は、低賃金と労働強化が、予定した以上の退職者を出すようになったこと、石炭資本が採炭重点の生産第一主義で責任出炭量の引上げに狂奔したため、災害が激増し逆に生産を停滞させたことにある。

第一次石炭調査団のスクラップ・アンド・ビルド政策のもと

で、わずか二年三カ月の間に、さきにもみたように全国で一八〇の炭鉱がつぶされた。九州の筑豊炭田では、第一次石炭調査団がはいった当時の大手一九山のうち、大手経営でのこるのは日炭高松、貝島大之浦、古河目尾（しゃかのお）、古河下山田、三菱鯰田（なまずだ）のわずか五山にすぎない。しかしこうした大手炭鉱のスクラップ化および中小炭鉱の閉山は、それが第二会社（租鉱権炭鉱＝鉱区採掘の権利を借りうけて石炭を掘る炭鉱）として再生することをさまたげはしなかった。九州炭労傘下の閉山・第二会社は、三井田川全坑、同山野全坑、三菱新入、同勝田、明治立山、同赤池一坑・二坑、日鉄二瀬、貝島二坑・五坑・六坑、宇部本山坑（以上大手）、早良、福菱、上新入、福久、仁保、伊岐須、深江、新向山と二一坑にのぼっている。そこでは、解雇された労働者の一部や周辺の失業者を吸収し、「従来の六〇～七〇％の賃金で、しかも長時間労働を強制している」（第二次石炭調査団にたいする九州炭労報告）。

炭鉱労働者は、このような閉山・第二会社という経営形態の変化で、賃金の切下げを強制されているだけではない。石炭調査団の第一次「答申」以後、大手各山においては標準作業量の引上げ、時間外割増率の引下げ、福利厚生費の削減が軒なみに出されており賃金は実質的に大幅な切下げとなっている。たとえば下山田（標作二〇％引上げ）、鯰田（福利厚生費の削減）、三井三池（標作引上げ、基準外割増率の引下げ、福利厚生費の削減）、宇部（標作引上げ二回、五・八％、二七％、福利厚生費削減）、高松（標作二〇％引上げ、固定給設定、福利厚生費削減）、杵島（標作七・八％引上げ、福利厚生費の削減）、西杵（基準外割増率三六％引下げ、福利厚生費の削減）、貝島（標作一〇％引上げ、賃金一二％棚上げ）、佐賀（基準外割増率三六％の引下げ、福利厚生費削減）、崎戸（福利厚生費の削減）、赤池（基準外割増率三六％引下げ）、平山（同）、大正（標作三〇％引上げ）といった調子である。このように、基準賃金の実質的切下げを意味する標作引上げが、二〇％ないし三〇％におよぶヤマもざらであるが、一九五二年の賃金闘争で炭労はこの標作引上げをくいとめるのに六三日の無期限ストも辞さなかったほど、かつて標作問題は炭鉱賃金にとっての大きな問題であった。賃金その他の労働条件がこのように大幅に切下げられるなかで、労働の実態はどうであろうか。出炭能率は大幅な上昇をみているが、これはもっぱら労働強化と長時間労働によっている。九州炭労の報告は、そのための方法として、出炭増強のための二四時間連続採炭システムの採用、それに伴う面交替の実施と二時間の常時残業、在切羽時間（採炭場所にいる時間）延長のための人車のスピード・アップ、残業・公休出勤、休憩時間の買上げ・返上、作業範囲の拡大、出勤不良基準の設定による出勤督励など、戦時中さながらの苦汗労働体制の復活をつたえている。これらの結果、労働強化がすすみ、労働時間はとうぜん延長されている。大手においてさえ、採炭夫の平均残業時間は一日一時間ないし二時間に達する。このような労働強化と長時間労働による能率の向上にもかかわらず、手取賃金は大手炭鉱において三万～三万五千円、平均年令三七～八才、坑内の重筋労働という条件からすると、製造工業をはるかに下廻る賃金だといわざるをえない。しかもこれは大手の平均賃金であり、中小炭鉱の賃金や大手でも坑外夫の賃金になると、失対賃金以下の場合もあると炭労の報告書は指摘している。加えて、賃金の棚上げや未払賃金、期末手当の未払が大手炭鉱まで日常茶飯事となってきている。とくに三井三池や貝島大之浦ではひどく、それぞれ一人当りの未払賃金額は一〇万円をこえている。こうした状態のために、ヤマによっては主婦の六％が内職をしていると報告

されているし、深夜勤の港湾労働や土建日雇など「在籍アルバイト」がふえているという。また、中小炭鉱では、組夫に生活保護を受給させ、それで低賃金の穴うめをさせているというひどいところもある。

鉄鋼業　鉄鋼の場合、一九六二年の不況を契機として、合理化政策の基調に変化がみられる。すなわち、従来の第一次（一九五一～五五年）、第二次（一九五六～六一年）の合理化においては、「技術革新」ストリップ・ミルの導入を中心とする設備近代化、シェア拡大といういわば量的第一主義のやり方をとっていたのに対し、質的合理化つまり経営管理や労務管理、作業管理といった面での合理化に大きく重点をうつし、企業活動のあらゆる部面にわたり、生産性の引上げ、コストの切下げにより利潤率の向上をはかるというやり方をとっている。その合理化の基本的な特徴をあげると、

(1)新製鉄所建設を中心とする設備の拡張と生産の集中、旧設備、旧工場のより急速な廃棄、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド政策の実施、

(2)コスト切下げ、経費節約を目的とした要員の削減、時間管理の強化、労務支配体制の確立などの体質改善、新勤務体制の攻撃、

(3)一企業の体質改善にとどまらず、中小企業や流通部門の系列化、企業合併、整理統合を内容とする産業界全体の再編成の強化、

(4)商品輸出から資本輸出へという方向での対外進出などである。

そして、具体的な合理化として、労働面にあらわれている点では、人員整理、要員の削減、配置転換、新勤務体制による労働の強化、作業長制度、職務給導入による分断支配などあらゆる面にわたってあらわれている。

直接的な要員の削減については、各社は軒なみ新規採用停止による自然減耗をはっきりとうち出した。八幡、日本鋼管では六三～六四年度の新規採用を停止、これにより八幡は合計五～六、〇〇〇名の縮減をねらい、富士では六四年から三～四年間の停止で三事業所五、〇〇〇名の自然減耗を予定している。このように全体として絶対人員を削減した上で、製鉄所単位一人当り粗鋼生産量の引上げを目安として組織機構の再編成をかみあわせながら、各職場の所要人員の大幅な削減がすすんでいる。すなわち、最新装備の新製鉄所では、一人当りの粗鋼生産量をはじめから世界の最高水準を目標にして人員計画をたてる一方、旧来の製鉄所については、八幡では現在の一人当り八三トンを新式製鉄所なみに、日本鋼管では川鉄の一一二トンを水江の三七二トンに接近させることを目標として、人員の削減をはかろうとしている。とくに既存工場の要員削減は、余剰人員の新設工場への大量配転をあわせて目的とし、富士製鉄では新設の東海製鉄の人員（第一期完成後二、五〇〇人、第二期完成後五、〇〇〇人）は原則として新規採用せず、各事業所からの余剰人員でまかなう計画をたて、さしあたり釜石の中型工場廃止、全体的な要員の切りつめにより七五〇名を配転した。またこうした本工要員の削減は、間接部門や一部の直接部門の作業請負化（社外工化）をますます拡大する方向とからみあっている。鉄鋼労連の調査（六三年一一月）によれば、輸送・鉄工・建設などの部門にまたがる請負業者・下請労働者数は、八幡製鉄二四〇社・一五、〇〇〇名（本工四六、三八〇名）、富士釜石六六社・三、〇八二名（本工七、六三九名）、富士広畑六八社・五、一八〇名（本工一二、三七六名）、住友和歌山

七〇社・五、二〇〇名（本工五、七三六名）に達している。これら作業下請労働者の賃金は全体としてもちろん親会社の本工にくらべるといちじるしく低く、かつ不安定である。しかも作業下請の本工と臨時工との間にもかなりの賃金格差がある。富士釜石の請負である「産業振興」では本工の平均月収一九、六八九円（基準内一五、九〇三円）に対し臨時工は一三、八九八円（基準内一二、六〇〇円）、同じく「釜石化成」では本工二〇、八八七円（基準内九、二八〇円）に対し臨時工一四、五六七円（基準内七、〇四七円）という状態であり、これらの作業請負の臨時工には、周辺農村の貧農による賃労働兼業のものが多い。

非鉄金属産業　一九六四年には、銅、亜鉛、鉛など非鉄金属の世界的な需給逼迫がつづき、また国内では伸銅、電線、蓄電池、ダイカスト、亜鉛鉄板などの需要が増大し、価格が高騰し、製錬メーカーの収益が向上したこともあって、一九六二～六三年にみられたようなスクラップによる希望退職、人員整理は下火になった。したがって、非鉄部門での合理化にみられる特徴としては、(1)要員の減耗、不補充による労働強化、労働密度の増大、(2)金属鉱業の発展拡大による企業間競争激化、格差拡大等からくる機構改革、作業組織の編成替、福祉厚生費の削減、労働力の入替え、(3)新鉱床探査補助金制度を悪用した機構の改悪―第二会社移管に伴う労働条件切下げ、(4)製錬部門の構造変化による山元精錬所の合理化、昨六四年度は、海外鉱石に依存する精錬が拡大する傾向がみられたが、山元精錬は小規模であるため、臨海精錬への傾向が顕著となり、三菱尾去沢、大日本鉱業発盛等で山元精錬所がスクラップ化され、人員が整理された。(5)資本の動向として鉱山、精錬部門とも多角化（特殊金属加工部門、伸錬、建設資材など）し、間接部門の切捨て、生産部門への社外工の導入を行なっている。社外工・臨時工の導入は、一九六三～六九年の黒鉱方式による開発を契機として盛んになり、生産部門にも四〇％程度の雇用があるとみられている。(6)利潤追求は、搾取率の強化となり、作業量の増大、職務作業範囲の拡大つまり要員の削減と社外工、臨時工の増大をもたらしているが、他方このことは品位の低下、鉱量減少による人員削減傾向を強めている。

造船業　造船業における合理化の特徴を要約するならば、まずその第一は、合併集中による独占強化と再編成による中小企業の独占企業への系列化または倒産による人員整理にあらわれている（六三年一一月九州造船所の工場閉鎖で二五〇名人員整理、六四年三月小柳造船所の倒産で三〇名整理、同八月四国ドックで一五〇名人員削減）。第二は、「技術革新」を中心とした合理化、新工場建設にともなう配転（石川島播磨重工における七〇〇人の配転、三菱重工横浜造船所における三〇〇名の新工場転属等）であり、第三は下請社外工等の低賃金利用、第四は労働強化と長時間労働（所定内労働七時間、所定外労働二時間）があげられる。そして、技術革新の結果として、低賃金若年労働力をより有効に利用するために、年功序列賃金の職務給化、安定賃金協定の締結を意図していること等をあげることができる。

造船業における技術革新は、一九五〇年頃から熔接法の全面的使用とブロック建造方式の確立その他において積極的に進められてきたが、このような大規模な合理化をなしえた背後には、人間関係（H・R）による労務管理方式の採用があったことを見落してはならない。これは人事管理、労働組合関係管理、人間関係管理などに及び、その範囲は、管理者訓練から作業員個々人の個人生活の分野にまで資本が介入していることを意味するものである。

電機産業　合理化の特徴点としては、次のごとく指摘しうる。(1)若年労働力・婦人労働者の低賃金を徹底的に利用していること、また臨時工の大量採用と下請社外工の利用が特徴となっているが、最近ではさらに臨時工からパートタイマー制度へと重点が移行している。(2)このような低賃金利用を制度的に裏付けるものとして、職務給の導入が行なわれていること、(3)隔週二日休日制採用による時間管理の強化、配転と人員整理が行なわれているが、とくにＩＭＦ（国際金属労連）との交流が顕著であること、またＨ・Ｒその他をつうじての労組対策が強化されつつある。

ところで、電機産業における資本蓄積のテンポに呼応しその就業労働者の数は、一九五五年に比較して六〇年には約三倍の六〇万人、六四年には八〇万人となった。コンベアー・システムによる単純労働は熟練を必要としなくなり、一人前の仕事をするのに一週間もあれば足りるという状態になって、若い労働者、とくに婦人労働者の数と比率が増大した。一九五五年には二六・八％だった婦人労働者は、六四年には三九・三％となっている。

電機産業の右のような巨大な蓄積テンポを規定している第一の条件は、すでに指摘したごとく低賃金で働く若い労働者、とくに婦人労働者の広範な利用にあるといってよい。この若い婦人労働者の利用について、松下電器の例でみてみよう。全労働者数三〇、四〇六名のうち女子は約三五％、平均年令は男二五・九歳、女子二一・〇歳、平均勤続年数は男六・二年、女子三・九年、平均賃金は男子三二、四六八円、女子一八、四〇一円である（一九六四年五月、有価証券報告書による）。女子は一五才で入社すると、コンベアのスピードに追いまくられ、作業の連続のためにノイローゼ気味となり、五年もたつと消耗しつくして退職していく。毎年約三、〇〇〇人が退職し、入れ替りに新鮮な労働力がおくりこまれる。まさに、この若い労働力のたえまない消耗と新陳代謝とによって松下の膨大な超過利潤を生み出したといってよい。こうした若い低賃金労働力利用の効果は、もちろん電機産業全体についてもいえる。工業統計表からの推算によると、一九五五年と六二年の対比では労働者一人当り月現金給与額が一七、八〇〇円から二四、七〇〇円に増加したのにたいし、一人当り月付加価値額は四三、九〇〇円から八五、〇〇〇円へと大幅に増加し、労働分配率は三九％から二九％に低下している。このような低賃金ゆえに、女子労働者のなかにはビヤガーデン、キャバレーなどにアルバイトに出るものもあるといわれている。電機産業の蓄積の第二の条件は、臨時工の大量雇用と下請労働者、社外工の利用である。労働省の調査によると電機産業の臨時工は、一九五八年から六一年にほぼ二倍になっているのに、本工は五割しか増加していない。一九六四年一月の電機労連の臨時工実態調査では、不況対策として臨時工の一時採用中止と解雇がかなりすすんだとされているが、それでも日立では本工の約四五％、東芝では約二五％の臨時工がいる。その賃金はもちろん本工に比べさらに一段と低く、一八才未満では日給四〇〇円ないし四五〇円と失対賃金をはるかに下回る。またおなじく電機労連の合理化対策会議では、各社とも主婦のパート・タイマーの増加を問題にしており、パート・タイマーの二交替制（午前番・午後番）があらわれる形勢にあるといわれる。ソニーなどでは、将来パート・タイマーを全体の五〇％までふやすといっているが、彼女たちの賃金は、時給七〇～八〇円というきわめて安いものである。また、部品下請の制度は、電機産業ではとくに目立っており、松下電器で「協力工場」と呼んでいる第一次下請だけで一、五〇〇社、そこに働く労働者は一〇万人と推定されており、第二次、第三次下請、販売会

社一八〇社、代理店二二一社、系列小売店の労働者をいれたら約二〇万人となる。

下請会社のなかには、松下の電気冷蔵庫の完成品を生産している中川電気のようなケースもあり、松下電機では、一九六二年一一月から六三年五月の決算期には、無線機器製品の三三・一％、家庭電化機器製品の二七％、電池製品の三八・六％、モーター、トランス、コンデンサーなど電機製品の四五％が関係下請会社から買入れられている。

化学産業　すでに、石油化学第二期計画で、苛酷なスクラップアンド・ビルド方式により、六、〇〇〇名に近い労働者の人員整理を強行し、化学産業の再編成と体質改善を行なったが、現在、さらに新たな大拡張計画の下に、旧来部門―肥料工業、無機化学工業―における人員整理、希望退職、工場閉鎖、停滞部門の別会社化を行なっている。他方、新興部門での装置の巨大化、軽装化、自動化をつうじての要員の削減が行なわれ、また三井化学の大牟田工場から新設の名古屋、大竹、川崎工場への配転にみられるように、既存工場からの間引き配転がつづいている、

労働強度をふやす合理化として、時間動作研究、ＰＭ（予防保全）制度、集中管理方式などが行なわれ、また標準人員の押しつけとして、タイムスタディ方式からワーク・サンプリング方式（ＷＳ）採用の動きもみられる。とくにコンビナート化を急ぐ企業において、スト対策として安定賃金制を導入していることが特徴として指摘できる（三井石油化学、三井ポリケミカル、東海ガス化学、また新日本窒素水俣にたいする攻勢）。

新規事業や退職後の要員補充を、下請化や設備合理化で補おうとするやり方（住友化学新居浜工場）や熟練労働者の強制配転のあとを、臨時、女子従業員で補充する（日東化学横浜工場）やり方などがみうけられる。

繊維産業　スクラップ・アンド・ビルドによる人員整理、配転は一九五七～五八年、一九六一～六二年の不況のもとで他産業よりもいち早く実施された。したがって、現在は六四年一〇月成立の繊維新法下のスクラップ・アンド・ビルドという合理化の第二ラウンドにはいっている。たとえば、呉羽紡は六万五〇〇〇錘を富士紡、近藤紡、森田綿業に売却して、四六万錘のフル操業にはいり、富士紡は呉羽紡から買い入れた三万錘と自社の六万錘を廃棄し、東洋紡、ニチボー、大和紡、倉紡、敷紡などがそれぞれ五、六万錘をスクラップし、その半分を化合繊（ポリエステル、アクリル、ビニロン、ポリノジック）に復活、稼動にはいっている。これらの設備のスクラップ化の場合、過剰労働力は、大企業では同一企業の他工場または系列会社へ配転され、中小企業では多くが同一業種に雇用されてきた。

生産の合理化については、一九六三年以降生産品種をもうかる番手に集中していること、また生産を新式設備に集中し、不採算部門の切捨てを行なっていること、紡機の自動化、連続化によって労働生産性をいちじるしく向上している（一コリ当り人員一九五三年の一五四から六四年の八三へ）ことがあげられる。これはスピンドル回転数の増大、持台数の増加による定員の削減、労働強化と設備の改造や新設備の採用による労働力節約の合理化を意味している。自動連続紡績設備であるＣＡＳ（東洋紡方式）、ＮＡＳＳ（日東紡方式）、ＴＡＳ（豊田自動紡機方式）、ＤＡＳ（大和紡方式）などの導入により、従来の二交替勤務が深夜業の復活による三交替勤務に切りかえられていることは注目を要する。このことが紡績部門だけでなく織布、加工部門に波及し、二四時間、三交替勤務を一般化しようという動きにつながっている。

現在の資本の合理化の動向としては、(1)合成繊維をはじめ綿紡以外の部門の拡大、(2)綿紡部門の体質改善による生産性向上（前記CAS等自動連続装置の導入による合理化）、(3)縫製加工など二次製品部門へ進出し、二次加工利潤を追求していく方向がとられている。このことは、いわゆる下請系列の再編成を強化するものである。

すでに鐘紡、呉羽紡はナイロン、東洋紡はポリエステル、ニチボーははビニロンを手がけているが、合繊業界はすでに寡占体制の崩壊により多数競争の時代に突入、不況の様相がみえはじめているだけに、ニューエントリーの入り込む余地は少ない。紡織大手一〇社のうち、残った富士紡、日清紡、倉紡などは当然今後の生きる道を本業である紡績に留まり、合理化を強化する方向をとるであろう。なお、資本による露骨な合理化攻撃としては、鐘紡にみられる長期安定賃金の導入（一九六四年一〇月）、定年制廃止をエサとする労資休戦のほか、他産業にさきがけて、中卒初任給のすえおきを狙ってきたことがあげられる。

紙・パルプ産業　十条製紙、北越製紙などにみられるように、工場閉鎖、人員整理、配転の規模が大きく、合理化攻撃が新しくきびしい段階にきていることが、まず紙・パルプ産業におけるあげられる。この点、セメント産業の合理化の大きな特長として場合と様相が似ているといえよう。これまでの設備投資競争により、過剰生産を招来しているが、このなかで、スクラップ・アンド・ビルド政策が強行されるが、高率の操業短縮を行ないながら、他方で連続操業、完全操業が強行され、新工場の建設、増設が行なわれている（十条製紙、北越製紙、三菱製紙、北見パルプなど）。

米国資本と結びついた紙パルプ独占資本の中小企業分野への進出は、山陽、十条、大昭和をはじめとして、大手企業の大多数が、最終加工部門への進出というかたちで攻撃をはじめており、中小企業閉鎖、倒産、独占の系列化、下請化などが増大している。そうして、残された中小企業では、徹底した合理化が行なわれ、大企業から迫われた中高年労働者を、低賃金で配置し、低賃金体制を固め、また大企業では安定賃金などが提案されている。とくに王子ストライキ以降、合理化攻勢が強められている。弾圧と懐柔、対決と協調の二面政策を巧みにつかいわけながら、組合の分裂と御用化政策をおしすすめようとしている。

現在の合理化を要約すると、人員整理、工場閉鎖もしくは縮小、間引き配転、臨時工化、下請化、別会社化など人べらし、雇用形態の悪化が中心であるが、また、スピード・アップ、連続操業の強化にともなう労働強化、操業短縮にともなう賃金減収など労働条件の引下げ、機構改革、職制強化、人事考課、教育訓練などによる監視密告制度の強化などが、労資協調思想の植えつけと結びつき、全体として労務管理体制の強化政策が行なわれているところに特徴がみられる。

セメント産業　現在セメント産業の労働者は、豊国セメント、小野田セメント、住友セメントなどをはじめとして、激しい人員の整理、削減などの合理化にさらされている。この産業にみられる合理化の特徴は第一に、旧工場、旧設備をスクラップしながら、新工場、新設備をビルドするという、他産業部門にも共通にみられる方式によるところの典型的なものとなっているということである。たとえば、豊国セメントの場合によって例示すれば次のごとくである。

現在六基あるキルンのうち、昨一九六四年三四億円をかけてつくった六号キルン一基しか運転せず、他は運転休止、そこで約一五〇名の希望退職を募集するというやり方をとっている。また、

小野田セメントは改良焼成法工事を進めた大船渡工場（岩手）、藤原工場（愛知）、小野田工場（山口）津久見工場（大分）などを重点工場に指定し、集中生産を実施しており、住友セメントも同様、一方におけるフル運転と他方において操短を実施している（八戸工場、四倉、栃木工場七尾工場）。第二に、セメントは、その六割を官公需に支えられ、これまでも大きな利潤をあげてきたし、今後も安定産業とみられている（経済審議会のいわゆる中期経済計画―一九六四～六八年―の答申でも、成長率は年平均九％という高率が想定されている）にもかかわらず、現在行なわれている合理化はシェア拡大をはかる意識的なものであり、独占企業の集中化を意味している。合理化の最終目標は企業間競争に勝つことであり、不況過程をつうじて、独占企業の強化と制覇をはかることにある。そのための体系的な搾取方法が合理化であるとするならば、まさにその典型的なかたちで、この業界では進行しつつある。小野田セメント、日本セメントの老雄の後退にたいし、三井、三菱、住友の旧財閥系独占資本による業界の支配が強化されつつある。

第二章　合理化の形態と特徴

前節における合理化の現状は、各産業部門毎にみたものであるが、これを(1)首切り・配置転換、(2)安定賃金制度の採用、(3)職務給の導入、(4)臨時工・社外工・下請制の利用、(5)婦人労働者の利用、(6)労働時間の延長、交替制、(7)労働強化の実態、(8)作業組織の変更職制機構の強化等合理化の諸形態別には、次のごとくまとめられている（前掲資料による）。

首切り、配置転換　合理化攻撃のもっとも端的なあらわれは、そのものずばり「首切り」、「雇用の削減」という形をとっている。そうして、この場合、弱い組合に対しては、首切り宣告、うるさい組合には、希望退職という名の首切り、配置転換というやり方が行なわれているところに、最近の特徴がみられる。以下、主として最近にあらわれた首切り配転を、業種別に具体的にみてみよう。

〔鉄鋼〕一九六三年九月、富士製鉄釜石工場の一、五〇〇人の人員削減、会社提案の体質改善案として、棒鋼設備の廃案、中型工場閉鎖による人員削減（六〇〇人自然減耗、九〇〇人東海製鉄に配転）というかたちで出されている。これは封印平炉をスクラップし（同時に人間も）転炉製鋼に切換えようとするものであり、ここに今日の合理化のもっとも集中的な特徴を、見出すことができる。

〔特殊鋼〕大阪製鋼の三〇名山陽特殊鋼への配転、残り全員の首切り、不二越鋼材の人員縮小（一九六五年一月二〇〇〇名）、富山の製鋼部門の大同製鋼への売却、三菱製鋼の五、〇〇〇人従業員中の二割縮小など、特殊鋼部門の再編成―企業合併新鋭工場への生産集中、旧式工場の閉鎖、縮小―にともなう首切り、配転がみられる。

〔非鉄金属〕三菱金属鉱業、大日本鉱業、古河鉱業などが不採算部門の人減らしを推進した。これまでの経過をみると、自由化を契機として、国際競争力が弱く、鉱床条件が悪いことから、六二～六三年にかけてスクラップ・アンド・ビルドが行なわれ約二

万名の希望退職（首切り）がみられた。六四年はやや下火となっていたが、労働強化、減耗不補充というかたちで、なしくずし的に要員の削減が行なわれていた。

〔電機〕首切りとまでいかないが、労働密度の増大、労働強化などで、とくに女子労働者について、半年間に約二〇％の退職がみられる。それと、従来も労務政策から、活動家の配転が相ついでいたが、各社の機構改革や不採算部門の切捨てなどから、昨年は、配転、中小企業の倒産（松下のミシン部門を製造していた第一精機や田中無線の解散）などもあらわれ、現在のような過剰生産が深刻化するにつれ、下請中小企業の行詰りがはやくもあらわれており、企業倒産、人員整理が現実化しつつあり、また大企業にも人員整理が出てくる可能性がある。

〔化学〕すでに一九五八年当時の不況時に、日産化学、小西六、日本水素、石原産業、四日市などで、相つぐ大量首切り、一部工場閉鎖などが行なわれた。これは石油化学を中心とする合理化された部門に、若年基幹労働力が集中される一方、ふるい工場ふるい部門に中高年齢者、女子労働者が多く残っていたのを整理する狙いをもっており、スクラップ・アンド・ビルド方式による犠牲を押しつけたものであった。

その後、化学産業の好況もあって、一時なりをひそめていた人員整理の嵐がふたたび六二～六四年に吹き荒れ、「希望退職」という名の首切りが、しかも五八年を上まわる大規模なかたちで行なわれている。

当時の首切りをみると

一九六二年一一月　日東化学（八〇〇名募集　五二四名退職）
一二月　昭和電工（五〇〇名募集　七一六名退職）
二月　新潟硫酸（七〇名募集　九〇名退職）
二月　神島化学（三三〇名募集　四一二名退職）
三月　日産化学（六〇〇名募集　一、〇四四名退職）
一〇月　東洋高圧（八〇〇名募集　四五〇名退職）

一九六三年

その他、志村化工、ラサ工業、新日本窒素、日本曹達などがある。このときも、その首切り対象は、中・高年齢層と女子におかれており、しかも、首切り後一部女子を臨時アルバイトや下請で再雇用し（日産化学小野田工場）、低賃金利用をはかっている。さらにここ一年の主な首切り、配転をみると、日本板硝子（千葉工場新設配転）、日本化薬（飯塚小倉工場の閉鎖、一九三名配転）東北開発（六四年三月二〇〇名整理、六五年一月一四六名整理案発表）揖斐電（六五年三月、人員削減、配転）、平野化学（六五年四月、五一名人員整理提案）などがあげられている。いずれも「スクラップ・アンド・ビルド」集中生産による「合理化」を企図したものである。

〔セメント〕配置転換については、日立セメント（新設五号釜の完成に伴う要員配置を旧既設部門定員より間引補充→既設部門の労働強化）、日本セメント（白崎鉱山縮小、護江粘土閉山に伴う配転、希望退職）などがみられ、露骨な首切り攻撃として、小野田セメントの一、〇〇〇名首切り、定昇ストップ賃上げ一年間停止（六五年二月発表）、豊国セメントの一五〇名首切り、定昇ストップ提案、（六四年一〇月、その後希望退職募集）、住友セメン

トの四〇〇名人員削減提案（六五年一月）岩手セメントの人員整理（六四年一月提案、反対闘争により一応延期）などがあげられる。

また野沢、敦賀などにおける採石部門の人員縮小、小野田ブロックの企業閉鎖、山陰松代の閉山等、現在、もっとも露骨で激しい首切り合理化攻撃があらわれている。

〔紙・パルプ〕十条製紙、小倉、坂本（熊本県）＝工場閉鎖、八代工場への統合による本工減員五九三名、臨時工三三五名全員首切り提案があり（六五年二月）、なお、勿来新工場、都島、十条工場の縮小、移転を意図している。

北越製紙、新潟地震に便乗、新潟一造工場での首切り（一七四名）その後二十数名の新規採用、新潟二造部門の拡張、設備投資を計画している。

三菱製紙、八戸新工場を建設、既存工場からの間引き配転を計画している。

高崎製紙、東京工場閉鎖、草加工場への配転。

北見パルプ、北見紋別新工場建設、間引き配転など典型的なスクラップ・アンド・ビルド政策がとられ、首切り配転の規模が大きいのと、十条・住友というような紙パの独占企業の労働者にまで、拡げられている点、合理化攻撃が新しい厳しい段階に来ている。

〔繊維〕現在、繊維大手部門における直接首切りという現象はみられないが（毛織物部門において、本年五月、昭和紡機織物における八〇名の首切り、二次、三次加工部門における企業倒産―西村メリヤス、大府紡績等―がある）、これは、すでにこれまでの合理化の過程で、首切りが一応完了していることを意味する。すなわち、戦後繊維産業では、過剰生産―大幅操短の循環のなかで首切り、合理化が強行された。一九五二年の第一次操短のさい、綿紡十大紡は、一挙に四万人の直接部門労働者と間接部門をふくむ一万人の首切りを強行、その後、朝鮮ブームの大増産期に大量採用した労働者も永年勤続者を中心に、漸次首切りの対象とし、一九五五年の第二次操短をへて、五八年の第三次操短で再び大量首切りを行なっている。その後六四年以降の合理化、首切りによる雇用の減少―定員計画で、最小限の人員による最大限の能率発揮―がみられ、若年労働力不足による自然減耗と、不補充のまま、今日にいたっている。

安定賃金制度の採用　現在、資本家階級は、「利潤」保護のために、根本的に利害関係の対立する労働者階級の組織力＝抵抗力をいかにおさえ、圧迫するかということに日夜腐心しているが、その重要な政策の一つとしてとり上げているのが、安定賃金による賃金政策である。

すでに、六三年一〇月の日経連臨時総会において、前田専務はつぎのようにのべている。「幸い日本は企業というものをもっともよく理解する企業組合なるものが存在しているから、この企業組合と労使の間で充分話し合いをやって、安定賃金が結べるような体制をととのえてゆく。これが必要だ。……今後五カ年間に全体の五〇％ぐらいが安定賃金の協約を結んでいる姿ができるならば、日本の労使関係は非常に変わった様相を呈してくるであろうことは疑いない」（日経連タイムス、一九六三年一〇月二四日付）。

彼等の企図していることは、①安定賃金を利用して、労働組合の賃金闘争を全面的に抑圧してゆく、②安定賃金を普及していくための過程として、「職務給化」という賃金体型の新たな編成替えをもちだしていることである。これには、一時金（年間臨給協定）の安定賃金化、退職金制度までふくめた安定賃金化（近畿日

本鉄道経営者の提案、鐘紡の賃金協定など）がふくまれている。これまでの安定賃金は、昭和三〇年以来、私鉄をふりだしに、紙パルプ・電力・生命保険などに普及した年間臨給協定に端を発しているが、その後三四年に、東京急行、名古屋鉄道、長期争議後の王子製紙、新日本窒素、東海硫安などに導入された。

これは企業の「合理化」への協力と私鉄総連や合化労連の統一闘争への不参加を組合に約束させ、それとひきかえに、他社以上の昇給額を予約するという内容をもっている。最近の安定賃金制採用の動きをみると、

化学産業部門で、日本水素が、六二年の平和協定の三ヵ年延長、安定賃金的提案を行なっていること（今後三ヵ年間の賃上げ額と一時金にかんしては、同業他社なみの水準を維持するよう努力するという内容。六五年二月提案、組合の闘争の結果、白紙還元）。セメント産業で小野田セメント、豊国セメントで首切り、定昇ストップなどが出ている。紙・パルプでも、北越製紙・高千穂製紙などにあらわれ、また昨年秋、鐘紡と日本鉱業に導入されたことが注目される。首切り、合理化攻撃のもっとも激しい産業部門と、組合の弱いところが狙われている。安定賃金制、平和協定などは、いうまでもなく、労働組合運動から、階級的連帯精神と権利意識を抜きさり、組合を骨抜きにするものであることを銘記しなければならない。

職務給の導入　職務給の本質は、「労働者の分裂をねらう資本主義的労働報酬制度の分野でのズルイ政策の頂点をなすもの」（西ドイツ、H・シュライナー『勤労者を分裂させ、勤労者に働きかけるために西ドイツの独占資本家が採用している方法』）であるといわれるが、具体的にはまずなによりも賃下げと労働強化、職制秩序の強化に狙いがある。

すなわち、これまでの技術革新をつうじて、旧い型の年功をつんだ熟練工の熟練労働は資本にとってあまり役立たなくなったこと、にもかかわらず、年功賃金のもとでは、それらの中高年令層に相対的に高い賃金を支払わねばならない。他方青年労働力が不足し、初任給上昇の傾向があらわれているため青年層の賃上げを高年齢層の賃金上昇の停止や賃下げによって埋め合せ、かつその解雇を容易にし、支払賃金総額を圧縮しようというのが、その狙いである。

一九六一年に日経連の五十嵐事務局長は、つぎのように明言している。「大企業では、急速に職務給化し、中高年令層を頭打ちさせて、年齢的に社会標準化することが緊急となる」と。職務給化は、職務分析を行なうことによって、一つの職務が果されなければならない作業の内容が確定され、それは普通の場合、定員制の確立、定員の切りさげとなっているから、当然労働強化をもたらすこととなる。

また職務給の場合、一般的にいって「企業への貢献度」という主観的な尺度で職務評価が行なわれ、労働者あるいは労組が賃金に関与する範囲がせばめられそれだけ職制が賃金、権利に介入する権限がつよめられる。とくに日本の職務給の場合には、それに加えて、昇給の幅がひろいため昇給査定権をも職制が握ることによって職制が賃金を支配する余地は、職務評価と昇給・昇格査定と二重、三重に加わっているとみなされる。そのため職制秩序のより強化が行なわれ、このことが、資本の側で大規模で急激な合理化攻撃を必要とする際、労働者の抵抗力をそぎ、資本の計画を完全に遂行することを容易にしている。

現在、合理化のあらわれ方は、アンバランスであり、一方で旧式設備のスクラップが行なわれても、他方で新設工場のビルドが

行なわれ、他の職場で首切りがあるのに、自分の職場では、賃下げ、あるいは労働強化で首切りにつながらないというような事例が多くみられる。職務給化の結果として、職制の権威が確立し、職制への従属がつよまっている状態がつくられているならば、労働者が統一して抵抗する闘争をおこすことは、困難となる。合理化の前提として、職務分析や定員制度、職務評価が行なわれているならば、十分に労働強化や「余剰人員」の排出を行なうことができる。この意味で、いまの職務給化は、これからの合理化を一層きびしくし、しかもそれを容易に遂行させるための前提となっているとみなければならない。

六二年、日経連が、職務給化の課題を目前緊急のものとして以来、資本の攻撃は一段とはげしさを加えてきた。同年の春闘で八幡・富士・鋼管の大手三社への導入を突破口とし、六四年に入ると日立・東芝でも職務給を採用した。富士電機も一九六五年度から実施されたが、ここでの導入は職・工員などの身分差撤廃と結びつけて行なうという巧妙なやり方がとられている（日本鋼管、大平洋炭砿についても同様）。さらに鉄鋼では、本年の春闘を期に、神戸製鋼、日新製鋼に導入され、住友金属には、職務給よりも日本的な職分制度がしかれ、中小メーカーには、資格給、職能給で差別的賃金がおしつけられている。

紙パルプ産業は、日本における職務給化の先鞭をつけただけに、他の産産部門より以上にきびしい様相を示している。

具体的にみると、六三年から六四年にかけて、紙パ大手では、日本パルプ・北越製紙・興国人絹パルプが新たな攻撃をうけ、本州製紙・十条製紙に改悪案が出されている。

化学産業についても、六二年頃から、住友ゴム・大平化学・日本特殊塗料等に、六三年春闘時には、倉橋ゴム・日本栄養化学・釜屋化学・帝国化成・三馬ゴム・昭和樹脂など、六四年春闘においては、日本ケミコン・戸田工業・寺岡製作所・日本食塩・関西ソフラン・味の世界・東北トーヨーゴム・わかもと製薬・高分子化学・中央化学など化学同盟傘下の、主として中小企業労組にも提案されたり、導入されている。

そうして、ここでは、親企業からおしつけ、（松下電器の下請＝中央化学、味の素の子会社＝日本食品、東洋ゴムの子会社＝東北トーヨーゴム等）がみられることや、また組合の弱体化、破壊をねらった職務給の導入がみられることが特長となっている。

繊維産業でも職務給の導入は、かなり早くから行なわれている。一九五七年に呉羽紡が請負給を廃止して導入したが、五九年には鐘紡が職能給を、六一年には東洋レーヨンに職級制度が、ニチボーに職能区分制度が、六三年には東洋紡に職能制度が導入されている。従来の請負給制度は、機械設備の改良と、五六年を頂点とする「かけ込み増設」によって資本にとってうまみを失ったため職務給の採用にふみ切っている。また最近の一例では、近江絹糸が、これまでの基本給＋臨時給という支払方法のうち、臨時給を廃し、基本給部分を八割とし、残り二割に職能給を導入する案を組合に示している（組合は承認）。

臨時工・社外工・下請制の利用　日雇・臨時工・社外工・下請制度の利用は、日本独特の「合理化」攻げきの形態だといえる。これら日雇・臨時工・社外工・下請労働者の低賃金を利用できること、また無権利状態にある労働者を雇用することは、資本側の都合によって、何時でも容易に解雇し、景気変動の際の安全弁として役に立てうるという意味でも、彼等にとって、あくなき搾取の対象となっている。

臨時工制度は、戦後、朝鮮戦争下の特需ブームを契機として慢

性化した。一九五五年以降の臨時工構成の推移をみると（労働省・一九六三年労働生産性調査報告）、「昭和三〇年頃には、臨時工の構成比は五〇％以下であった自動車・電動機・タイヤ・チューブなどでは、三一～二年に急速に増加し、三三年には景気の後退で臨時工の解雇が多く停滞したがその後は特に自動車・電動機では前回の景気上昇期を上廻る増加率を示している」。一九六二年の景気後退は五八年ほどでなく、雇用量も常用工をふくめた全体としては、自動車・タイヤ・チューブでは増加しているそのなかで、臨時工の比率は低下しており、景気回復期にあたる六三年にもかなり大幅の低下を示している。この傾向の転換は、六二年または六三年にみられるのでは、今後は作業の外注下請状況の変動と併せて、今後の動きが注目される（第84表参照）。すなわち、臨時工から下請工の利用への変化がうかがわれる。日経連調べの「労働管理諸制度および方法」＝一九六三年一二月＝によると臨時工は五八年の八二％から六三年七五％に漸減しただけであるが、臨時工の本工への登用は、三一％から五一％へと大幅に増加している。

この点を鉄鋼労連は、つぎのように指摘している。「近年鉄鋼産業において合理化の進行とともに、下請化拡大の傾向がとくに顕著となり、下請労働者が各企業の内外においてますます増えてきた。……また八幡をはじめとする独占企業では第二次合理化のなかで設備の近代化とともに、労務費の増大する臨時工（現業）労働者のほとんどすべてを本工に転換登用し、労働意欲をかりたてながら、その一方では、独占資本の直接の責任のないしかも臨時工以上の劣悪な条件のもとで働く下請労働者を大量に使用するための下請化の全面的拡大をはかった」（〃下請臨時労働者の実態と方針〃 鉄鋼労連・一九六三年一二月）。しかしながら、鉄鋼

第84表　産業別臨時工比率

産業	1963年 年初	1963年 年末	1963年 増減	1962年 増減
	%	%		
カーバイト	19.6	18.0	△ 1.6	△ 7.5
タイヤ・チューブ	5.0	4.5	△ 0.5	△ 6.0
鉄精錬圧延	4.7	4.0	△ 0.7	△ 2.8
鋳鋼銑鉄鋳物	13.7	14.4	0.7	△ 5.8
旋盤	9.7	5.5	△ 4.2	△ 3.6
電動機	22.9	23.8	0.9	△11.2
自動車	33.2	30.0	△ 3.2	△ 8.9

△印は減少

の独占資本は、一昨年来の不況が深刻化するにつれて、下請単価を極度におさえ、下請企業の整理・淘汰をおこなって膨大な下請労働者を職場から締め出している。いくらか景気が回復するとまた下請労働者の人集めに躍起となり、全く鉄鋼産業の好・不況と合理化過程の変動に応じて、下請労働者は大幅に増減し、景気調整の安全弁としての役割を担わされている。現在は、従来の本工の仕事まで下請工にやらせており、臨時工の減少、下請工の利用とともに、企業が目をつけている。臨時工の減少、下請工以外に造船・化学・セメントなどでは社外工である。鉄鋼りなど機械化の困難な間接部門を中心に社外工を多く採用する傾向が目立ってきている。社外工は、臨時工とは異なり、働かされる親企業とは形式上、直接の雇用関係をもたず会社「形態」をとった、かつての「組」の親方に雇用されるので親企業は、募集費・福利厚生費などの負担をまぬがれ、臨時工よりもさらに安上り

とくに造塊部門の下請化が目立っている。修理・運搬・梱包・荷造

の極端な低賃金労働力として利用できる。社外工は、臨時工よりも、もう一つ、容易に整理することができ、労働組合運動への対抗策という意味でも、もっとも効果的な賃金形態として、資本が目をつけ、強化してきている。

臨時工・下請工・社外工のいずれにしろ、共通にみられることは、きわめて劣悪な労働条件下におかれ、（労働災害による犠牲も多い）労働強化・低賃金・長時間労働を強いられていることであるが、このことが、労働者全体の統一と団結を弱め、また低賃金体制を維持させる大きな要因となっている。日経連の「労務管理諸制度および方法」によると、パートタイマー制の採用企業は、一六％（一九五八年）から二七％（六三年）に上昇し、電機のほかに精密機器・製紙・パルプ・繊維・印刷では、ほぼ半数の企業が、これを実施している。

婦人労働者の利用　資本が婦人労働力を好んで広範に利用するのは、いうまでもなく、低賃金で利用することが可能だからである。今日、都市と農村における窮乏化した勤労者世帯のなかから「家計補助的」なものとして、婦人が数多く輩出されていることが、低賃金の基礎となっている。これを企業の側が見逃すはずはない。

電機産業は、戦後、飛躍的に成長発展をとげた産業であるが、その繁栄は、まさに「合理化と婦人労働者」を軸として推し進められたものである。コンベアーシステムによる単純労働は、これまでの男子熟練労働を必要としない、女子の単純未熟練労働にとってかわっている。

一九五五年に二六・八％であった婦人労働者は、六一年には三五・七％となっている。またソニーの厚木工場では、さいきんとくに主婦のパートタイムを多く雇い入れ、若い本工の間に配置して低賃金で酷使している。

化学産業も、婦人労働者の賃金は、二五才から三〇才をこえないと二万円にみたないような低賃金におかれ、男女賃金格差は、労働省の調査によっても男子一〇〇に対し、女子四四と低い。したがって、例えば、日東化学横浜工場にみられるように、五五〇名の首切りのあと、機構改革五ケ年計画を実施し、熟練労働者の強制配転と、臨時女子従業員を採用することによって、不足人員を補充し、労働強化をおしつけるなど、無権利、低賃金の女子労働者の利用をはかっている。

女子の低賃金は、男子賃金を低下さす方向に作用する。

労働時間延長、交替制　これまで、はっきりしたかたちで、労働時間の延長が行なわれていたのは、中小零細企業が親企業からの合理化要請によって、劣悪な技術構成をカバーするため長時間労働で切り抜けてきたこと、また石炭産業などでみられたが、最近は他の産業部門でも、労働時間の延長が行なわれる傾向にある。

例えば、鉄鋼においては、八幡製鉄にみられる新勤務体制（現場到着制）とか、入浴時間についてのこれまでの労働慣行の無視などにみられ、電機産業では、松下電器が午前（一〇時）と午後（二時三〇分）の五分間の休憩時間の廃止を行なったことなどがあげられる。また、全鉱労組が、傘下の組合員四〇〇〇名を対象としたアンケート調査によると、労働時間が「入退場時間どおりになっていない」と答えたもの一〇・一％、休憩時間は「忙しくて所定時間どおりとれない」一二・一％、「所定時間はあるが各自バラバラにとっている」一九・一％といった数字が示されている。また時間外労働も「人員が足りないのでやりたくないがやむをえない」一六・九％、「上司が直接命令する」三六・四％となっている。露骨なかたちで労働時間の延長を行なうというより

も、休憩時間を削るとか、タイムレコーダーを現場到着時にするというやり方での時間延長が行なわれているわけである。

交替制についてみると、繊維産業の中小企業では一二時間二交替勤務があたりまえで、大阪の泉南の阪本紡績で女子労働者たちは、ねむけざましのためにノーシンを飲んで働きつづけ、ノーシン中毒患者も何人かいる。しばしば、二四時間連続労働をし、機械がとまるのは、正月だけという年中無休連続操業である。交替休みに、大阪市内へ買物に出たら、帰りにねむってしまい和歌山まで乗りすごしたという笑えない体験談もある（六四年五月、繊維労連「第四回働く婦人の全国集会記録」より）。

昭和電線電纜（旧東芝電線から出発、現在業界大手Aグループに属する）では、五九年から深夜業交替制を導入した（二班二直勤務協定＝三四、四、七、三班二直勤務協議＝三四、一二、四）が、そのため職場に次のような事態がおこっている。

▽計量粉場＝「ゴムの中に混合する種々の粉類、薬品類を計量する職場ですが、粉類の中でもカーボンの計量はすごいものでこんなカッコーは他人や家族にもみせられない。顔といわず、手足はもちろん。パンツの中まで真っ黒」

▽バンバリー＝「一日の混合量がなんと二〇〇キロという、とてつもない大きい機械で一日四〇回からの混合をするので、まったくまいってしまう。その混合した板ゴムを小さな手押車でデコボコの道を幾回も運搬する……私としては妻子がいなければとっくにこの仕事をやめたい」

▽ゴムロール＝「数千キロの圧力のかかるロールの安全弁ともいうべき『安全ピース』が折れてすでに数カ月。職制にいっても補調してくれず……。もし『安全ピース』が折れたままスッ飛んだら人間の体などいっぺんです。恐しい……」（昭和電線労組機関紙『スクラム』六五年一月二八日）。さらに六三年に入って「三班三直勤務」が、提案されている（反対闘争の結果、とりやめ）。これは「仮眠時間」の剝奪を狙ったものであった。

このような交替制は、炭鉱、金属鉱山、繊維、化学産業、紙パルプ、鉄鋼などに以前から広く行なわれていたが、中小企業をふくめて機械、電機関係にも拡大している。

労働省「労働時間制度調査報告」によると、一九五三年から六一年の間に、交替制勤務労働者の割合は、繊維五三・三％から、五九・九％へ、鉄鋼（一次金属）四一・一％～四三・〇％、機械一・五％～七・二％、電機二・三％～四・四％、化学二二・一％～三六・一％（五九年）へと軒なみ増加している。なお、日立、東芝、三菱、松下電工、三洋など主として電機産業で隔週五日制が実施され、あたかも労働時間短縮であるかのように宣伝されているが、果してそうであるのか？　松下の週二日休日制について、会長の松下幸之助氏が「今後電機業界は、国際競争に打ち勝つため……能率をうんと上げなければいけない、そうなったらいまのような週一日の休みではとても身体がもたなくなろう」というような背景があることを忘れてはならない。

労働強化の実態　―I・E（インダストリアル・エンジニアリング）の役割―労働強度の増大こそ、「本当の意味における資本主義的合理化」であり、どの産業部門、職場においても労働強化はみられるが、ここでは、それがどのようなかたちであらわれているのか、その実態を明らかにしてみよう。

鉄鋼の場合、労働強化は、要員削減ということと密接に結びついている。最近の特長として新鋭工場の稼動日にともなう要員は、既設工場からの間引き配転によって行なわれている。そうしてI・E（インダストリアル・エンジニアリング）の活発化と、

最近における不況の深化に伴い、従来の設備拡張による活動から現状における最経済的操業を迫及する活動に移行していることから、要員の削減、適正化が合理化の一つの中心的課題として迫及されている。

さらに、新規採用中止、下請化の拡大による本工の余剰ひねり出し、人手不足にかこつけての減耗の不補充等により、労働強化は一層強まっていることが、鉄鋼労連の報告からうかがわれる。（六五年五月、第四回合理化共闘における討議と共闘方針案〃要員確保のたたかいの方針をめぐって〃）

造船では、技術革新といわれる熔接構造＝建造方式の採用の結果「例えば、一つのブロックが完成する直前には次のブロックが準備されている、というように休みなくスピード・アップされ、労働密度を最高に高める手段がとられている。数年前は、一つのブロックを四～五名が受持っていたが最近は二人に減らされている。従って取付工であってもガス切断、簡単な電気熔接までさせられ完全に多能工化している、電気熔接工の場合も、一九五〇年頃から新機械として、ユニオンメルトが導入され、次いでグラビティを使用するようになってから大きな変革をした、熔接工は、棒の消費キロ数とかアークタイムあるいは熔接の長さによって個人の作業量が測定される。最近、基準（または一時間当り）を決めているが、より多くの仕事を消化させるためには、たんなる数字にすぎず、実際には今日の最高記録が明日の最低基準になる、という状態である、またグラビティの採用は主として小中組立の熔接の場合であるが採用時には一人が一～二台受持っていたのを、今日では四台が一般化されている。日本の技術革新は一面では作業の単純化を生み、全体的には労働強化の形として現われている。」（一九六五年二月世界造船船舶修理労働者会議、日本代表基調報告による）。

電機産業の職場では、例えば八欧電機のテレビ配線職場委員会のアンケート調査にみられるように、コンベアーのスピードの流れが「はやい」と答えているものは七五・九％、流れにおわれたとき「おっかけて行って自分でやる」というものが四二・三％となっている。また小西六は、六一年四月から八王子で〃夢の新工場〃操業を行なっているが、塗布乾燥工程のスピードアップ（三～四倍）が行なわれ、加工工程包装工程の半自動化で労働強化は極限にたっしている。

繊維でも、東洋紡と敷島紡の下請けをやっている織布では、人が来ないため二～三年前にくらべて人員は三分の一に減り、織布の持台数は、かつて一四台だったのが二〇台となり、一日三キロ以上にあたる距離を走り廻りながら仕事をしている。

非鉄金属部門でも前述のアンケート調査結果でみると、「作業量が多い」四〇・四％、人員がやや減っており（三五・五％）労働強度は「最近ややきつくなっている」三七・六％、「精神的疲労を感ずる」三八・〇％などの実情が訴えられている。

なお、労働強化を押しすすめる重要な方法として、さきにあげたI・E（インダストリアル・エンジニアリング）が行なわれている。I・E業務は、主としてその狙いを作業の改善による能率の向上と原価の低減におき、最大限の利潤を追求するために強力な管理制度を実施している。その目的を達成する具体的な手段として、工場診断、作業の改善提案制度、標準作業、標準時間の設定、職務分析、職務給の実施などがあるが、最近では、総合的な原価低減対策として、とりわけ労務費すなわち要員のきりつめにI・Eが用いられ、作業測定、動作分析などを中心とした要員調査が強力に行なわれている。このI・E方式による要員設定は、

動作の無駄を極度に排除することによって、最大限の労働効率を発揮させるものであり、作業の条件・方法を標準化し、ストップウオッチを用いて時間測定を行なったりするものであるから、極端な労働強化をもたらし、労働者の肉体および精神をむしばむ危険を持つと指摘されている（鉄鋼労連〃要員確保のたたかいの方針をめぐって〃）。各組合にあらわれている設備の改善、作業方法、作業条件の変更を理由とした作業や工程管理の一元化、要員のプール化、機動班設置などは、ほとんどI・E方式採用の具体化とみられるわけである。八幡製鉄では六一年九月、作業標準部を設置して以来、このような方法による労働強化がおしすすめられている。

自動車産業にみられる作業標準時間の設定は、徹底的に行なわれている。

作業組織の変更、職制機構の強化　労働組織の合理化や労働管理の合理化として、ライン・スタッフ制、作業長制度（フォアマンシステム）、あるいはシャフトシステムや事業部制の採用などがあげられる。

鉄鋼における事例をみてみるとつぎのとおりである。八幡製鉄の場合、第一次合理化の始まる一九五一年に労働協約が改訂され、労働課、保安課四〇〇名の採用が行なわれ、つづいて五三年に管理局設定、賃金についての職分制の設定、下請の大幅利用が行なわれた。さらに五五年下期に労務政策の一環としてライン・アンド・スタッフ制の採用方針が決定され、五八年一〇月から新鋭の戸畑工場で実施された。そして、この新管理体制を具体的に推進するためのテコとして、作業長制度が採用されている（その後この制度は、日本鋼管水江、住友金属和歌山など新設工場にとり入れられ、六四年四月から富士製鉄の全工場で実施、八幡も六四年一一月八幡工場に実施し、日本鋼管も本年中に実施予定となっている）。東洋高圧でも、昨年秋に現場管理体制の強化をはかるため、新組長制度が導入された。この作業制度は、ヒューマン・リレーションが最大の狙いである。「会社経営の最先端の単位の長として、あらゆる面にわたって会社の利益を代表する地位になる」ものとされ、作業長の職務権限として、配転、賞罰、人事考課等人事権を支えている。その結果、現場の労働者の中から引き抜かれた作業長という職制をつうじて労働者をがんじがらめにしばり上げ、職場における組合活動を骨抜きにし、スト権の悪化を招き合理化の推進に大きな役割を果たしている。

造船についてみると、従来は、「親方請負方式」の形態がとられていたが、近年の合理化生産性向上と相まって、「組合計画管理」が強められている。とくにその主体である船体工事工程の変化とIBM導入が、管理機構の変化に拍車をかけている。「人の扱い方」を中心とした下級職制（役付工）に対するTWIは、殆んどの造船資本で完了し、次級のいわゆる棒心級にまで及んでいる。石川島の労働者は、「職制の大安売り」、「叩き売りだ」といっているが、職制の数が多くなっている。これまで一つの班が一五～二〇人位で、そのなかの一人に棒心がいたが、さいきんでは五～六人位の班にわかれそれだけ棒心の数がふえている。しかも、その職制はこれまでの年功序列的な職制から、職務給的なものになっている。そして、これ職制にかわっているのも一つの特徴になっている。そして、これまで威張っていた班長さんたちが、このごろ次第にニコニコするようになってきたと思ったら、臨時工の首切りが会社から出された。班長と交渉すると「みんなは、俺のことをニコポンとかなんとかいっているが、俺はなにも笑いたくて笑っているんじゃないよ。会社から〃笑え〃と命令されて、笑っているんだ」という話

さえ伝えられている。このような職制機構の強化とともに、造船は陸上部門に大幅に進出し、組合重工業として経営が多角化するなかで、高度の経営マネージメントが要求されることから、石川島播磨や三菱造船長崎造船所などで事業部制の採用がみられ、各社に普及する動きをみせている。事業部制については、同じく経営の多角化がすすめられている化学会社や日立製作所、松下電器などにみられるが、事業部内相互間の競走をあおり、またそれぞれの事業部門の労働条件に格差をつけ、労働組合を分裂支配する効果をもっていることを見落してはならない。最後に、いわゆるヒューマン・リレーションにもとづく労働管理手段の普及についてみると、各社とも積極的に行なっており、六二年一二月実施の前掲、日経連の調査によると、社内報は、すでに全国一〇六一社のうち八五%の企業で採用され、提案制度も急速に普及し、七二%にたっしている。自己申告制度をとる企業もふえ、とくに、五〇〇〇人以上の大企業では、その四割近くに入っている。いうまでもなく、これらの制度は、いずれも企業意識を強め、自発的な勤労意欲を高め生産性の向上を狙ったものである。

これまでの合理化の方法、形態について具体的にのべてきたが、現在企業は、なにをどのような方針で行なおうとしているのかをみてみよう。

昨年暮、日経連が各社の労務・人事の責任者に対しアンケート調査を行なっているが、それによると、今年の労務管理の基本方針として、各社は共通して(1)労働密度の高揚による生産性向上、(2)労使関係の安定、合理化、(3)職務・職能を中心にした賃金・昇給など人事制度の近代化・合理化、(4)各人の能力をフルに発揮できるような人間能力の開発などをあげている。そして、この調査で東急、東宝、日本化薬、三井造船などの勤労部長は、いずれも労資が一体となって協調ムードを盛りあげることが、労務管理をすすめる基礎条件であることを強調している。このように、労資協調を基礎にして、最小の人員で各労働者の能力をフルに発揮させ、労働密度を高め、労働生産性を向上させることを第一にあげていることを特徴として指摘できる。この基本方向にそって、各社が具体的に、どのような課題にとりくもうとしているかをみると、(1)職務を中心とした合理的賃金制度への移行、(2)従業員教育の拡充、(3)適正人事配置など〝人〟の有効活用の推進、(4)時間短縮に伴う時間管理の徹底、(5)退職金年金制度の導入、持家制度の推進、(3)文化体育活動の充実などを共通にあげている、

第三章　労働災害と職業病

――合理化と炭鉱労働災害

第一節　概　況

労働災害　最近における労働災害の発生状況を労働省労働基準局の資料（同局編「安全の指標」）その他によってみると次のとおり。

（注）　以下の統計（度数率、強度率を除く）は労働基準法施行規則第五七条にもとづく事業主からの労働者死傷報告により、

労働基準局でとりまとめたもので、いわゆる「産業安全監督」のための参考資料として作成されているが、その死亡事故と休業傷害のうち、休業八日未満の負傷災害については、報告もれが多く、事実上統計的観察は不可能である。全国的な規模の労働災害統計には、そのほかに「労働災害統計結果表」（労働省統計調査部調査）がある。それは労働者一〇〇人以上の事業所における休業一日以上の業務上災害発生状況を毎月あるいは年間にまとめて調査するもので、その結果は産業別の度数率、強度率として公表されている。第85表がそれである。また、鉱山

第85表　産業別災害率

区分	度数率 死傷合計	度数率 死亡	強度率
1962年平均	15.46		1.51
1963年平均	13.76	0.14	1.54
1964年平均	13.45	0.10	1.25
林業	17.17	0.14	1.68
鉱業	100.48	0.65	7.41
建設業	17.39	0.38	3.62
製造業	8.26	0.04	0.75
運輸事業	13.01	0.11	1.31
ガス・電気・水道業	3.29	0.09	0.84
サービス業	16.94	0.08	1.07

〔備考〕1）本表は，100人以上の労働者を使用し，表記業種に属する事業場約14,000（1964年）について1カ年間の休業1日以上の業務上の死傷災害発生率を労働省統計調査部において調査したものである。

2）度数率，強度率の計算方法は次のとおり。

$$度数率=\frac{労働災害発生件数}{総実労働時間数}\times 1,000,000$$

$$強度率=\frac{労働損失日数}{総実労働時間数}\times 1,000$$

における労働災害に関しては、特に通産省鉱山保安局で調査した統計があるが、その負傷数についても、「鉱山保安法が施行され取締りがきびしくなったのと、労災保険の会社負担金がメリット制になったりで、経営者が私傷扱いにしたり、軽作業につけたり、負傷取扱いに面倒な手続きを要求したりで、数字の上で減少させていることが、今日では常識になっている」（光永束「炭鉱保安の技術的停滞と今後の方向」―九州鉱山保安研究会編「コールマイン・セイフティ・サービス」一九六〇年八月一〇〇号所収）との指摘もあり、この点に関する九州炭労の調査では、重軽傷者数を実数の三分の一程度しか報告していないヤマさえあったといわれている。

一九六四年中に鉱業を除く全産業で発生した災害による死亡者数および休業八日以上の重傷者数は第86表によると、約三九万三〇〇〇人、そのうち死亡者数は五六五二人で、前者ではわずかな増加、死亡者数のみでは一四九人（二・七％）の増加であった。死亡者の産業別数では、建設業が最も多く二四〇五人、前年に比べて一三四人（五・九％）の増加であり、ついで製造工業一一八九人、運輸業、林業の順に多い。

さらに、一時に三人以上の死傷者をともなった重大災害の推移でみると（第87表）、まずその発生件数では一九五八年ごろまでは年間二五〇件未満だったが、五九年には三三八件、六〇年三〇二件と急増、六一年には二八八件とやや減少したが、六二年には再び三〇二件に増加、三八年も二八三件と高水準を保っていた。これを死傷者数でみても、五八年までは一五〇〇人未満だったが、六〇年には二〇八九人に急増し、以後一五〇〇人以上となっており、最近の災害の一つの特徴は全体の災害件数や災害率などは減少、低下基調なが

第86表　産業別死傷災害発生状況　　（単位：人）

区分 / 事業の分類	死傷計				死亡				休業8日以上			
	1964年 1～12月	1963年 1～12月	増減数	増減率（%）	1964年 1～12月	1963年 1～12月	増減数	増減率（%）	1964年 1～12月	1963年 1～12月	増減数	増減率（%）
合計	428,558	440,547	−11,989	− 2.7	6,126	6,506	−380	− 5.8	422,432	434,041	−11,609	− 2.7
鉱山保安法適用事業を除く計	392,922	397,099	− 4,177	− 1.1	5,652	5,503	+149	+ 2.7	387,270	391,596	− 4,326	− 1.1
製造工業	160,324	160,304	+ 20	+ 0.0	1,189	1,211	− 22	− 1.8	159,135	159,093	+ 42	+ 0.0
鉱山保安法適用事業	35,636	43,448	− 7,812	−18.0	474	1,003	−529	−52.7	35,162	42,445	− 7,283	−17.2
2号中鉱山保安法非適用事業	6,294	6,595	− 301	− 4.6	256	230	+ 26	+11.3	6,038	6,365	− 327	− 5.1
建設事業	120,420	124,385	− 3,965	− 3.2	2,405	2,271	+134	+ 5.9	118,015	122,114	− 4,099	− 3.4
運輸事業	26,849	25,453	+ 1,396	+ 5.5	506	432	+ 74	+17.1	26,343	25,021	+ 1,322	+ 5.3
貨物取扱事業	33,399	34,228	− 829	− 2.4	351	364	− 13	− 3.6	33,048	33,864	− 816	− 2.4
林業	24,788	25,946	− 1,158	− 4.5	327	396	− 69	−17.4	24,461	25,550	− 1,089	− 4.3
漁業	3,177	3,189	− 12	− 0.4	105	129	− 24	−18.6	3,072	3,060	+ 12	+ 0.4
その他	17,671	16,999	+ 672	+ 4.0	513	470	+ 43	+ 9.1	17,158	16,529	+ 629	+ 3.8

〔備考〕本表は，1963，64年とも翌年3月分死傷月報を集計したもので，1～12月の間に発生した休業8日以上の死傷災害で翌年3月末日までの未報告分は含まれてない。

第87表　重大災害発生状況

産業別	死傷者数	(死亡者数)	事故の種類別件数																	
			合計	爆発						破裂	土砂岩石崩壊	落盤	雪崩	倒壊	索道等によるもの クレーンデリンク	(軌道・道路)交通事故	火災・火炎	中毒・薬傷	海難	その他
				小計	発破	煙火	引火性料品	可燃性ガス	その他の爆発											
	人	人	件																	
1962年合計	1,633	(344)	302	66	15	2	20	15	14	8	36	8	2	31	10	104	6	8	10	13
1963年合計	1,538	(370)	283	56	14	—	20	7	15	10	40	8	6	23	13	88	5	10	12	12
1964年合計	1,626	(287)	261	66	9	4	26	17	10	12	26	2	—	20	14	80	7	15	5	14
製造業	482	(67)	73	42	—	4	20	10	8	9	—	—	—	—	1	8	—	8	—	5
建設業	698	(116)	121	13	6	—	2	4	1	1	20	2	—	16	8	50	3	2	—	6
土石採取事業	47	(11)	13	4	3	—	1	—	—	—	6	—	—	1	—	2	—	—	—	—
運輸事業	78	(11)	13	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	1	—	8	—	—	—	2
貨物取扱事業	128	(24)	8	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	2	2	2	—	1	—	—
林業	61	(13)	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	7	—	—	—	1
漁業	41	(24)	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	5	—
その他	91	(21)	16	5	—	—	2	3	—	1	—	—	—	—	1	1	4	4	—	—

ら大きな災害が跡を断たず、むしろ災害の大規模化、深刻化がみられる点にあるといえる。この推移にみられるごとく、重大災害は高度成長が本格化した一九五九年ごろから著しく増加しており、「技術革新」の進展や産業構造の高度化などにともなって重大災害が増加していることを裏付けるものである。このことは事故の種類別件数の推移の上からもうかがえる点で、かつて重大災害の代表格であった発破爆発、崩壊、倒壊などが従来並みもしくは減少傾向であるのに対して、引火性薬品、可燃性ガス、その他爆発性料品の爆発、中毒・薬傷や交通事故などが急増しており、たとえば引火性料品爆発は一九五五年当時の五件、五九、六〇年の六、八件から六二、六三年は各二〇件に達している。現に一九六四年一月来発生している重大災害をみても、死者一六人を出した昭和電工川崎工場事故（六月）をはじめ、消防士の死者一八人の宝組勝島倉庫事故（七月）、埼玉の日本管楽器事故（同）など爆発事故は数えきれない。

また近代的工場と目される製鉄工場の大規模事故として死者五人を出した東海製鉄事故（一一月）が注目されたが、同製鉄は九月一九日には水蒸気爆発で、また九月三〇日には高炉ガス流出で重大災害をおこしていた。富士製鉄室蘭製鉄所は一〇月に死者四人を出す水蒸気爆発を、山陽特殊製鋼に八月に負傷者六人を出す水蒸気爆発をおこしており、この同種事故の相つぐ発生は、かならずしも不慮の事故でなかったことを示すものである。特に色彩管理にまで配慮し、安全衛生面でも最新鋭のモデル工場とされていた東海製鉄で、再三にわたって重大災害が発生したことは、九月から一貫操業を始めたばかりという特殊事情はあるにしても一般にわが国企業の安全管理、教育になお改善の余地が多いことを示しており、労働災害の七〇％方を占めている作業行動災害も労働者の不注意などと片づけることなく、積極的にこの種の災害がおこらないよう防災措置を整備すべき段階にきているといえる。これらの大企業災害と同時に化学薬品、新技術の普及などを反映して、この種の〝近代的〟な爆発や中毒が一般化し、製茶工場のボイラー爆発（五月、静岡）、クリーニング工場の有機溶済中毒（七月、愛知）、製塩工場のガス中毒（八月、香川）などがおきていることは、災害対策近代化の必要性を物語っている。ところで、最近の重大災害でいま一つ注目されるのは、生産体制の合理化、複雑化などから一企業の防災努力だけでは解決できない災害が増加している点である。六月の昭電川崎工場事故、一一月の東海道新幹線事故、東海製鉄事故はいずれも下請け企業に被害者が出ており、発注主―元請け―下請けなどが入り組んだ事業場などにおける防災体制の確立が要請されている。このことに関連して問題視されているのは、機械設備や原材料の製造業者側に利用者側の使用上の防災に関する配慮が乏しいことである。利用者側にも問題はあるものの、硝酸カリと浸炭剤を間違え（大阪）、灯油とガソリンを間違えた（千葉）ための重大災害などは製造者側によりいっそうの配慮が必要なわけで、機械の防護に関するＩＬＯ一一九号条約の水準にもとづいて早急に国内関係法を整備することなどが望まれている。また、出かせぎ労働者の悲劇といわれた東海道新幹線事故が示しているように、季節労働者の被災が目立っており、季節労働の増加傾向を考えると、就職前教育訓練の強化とともに受入れ企業における安全教育の徹底が不可決の要件となってきた。だが基本的にはこれらの不安定雇用者に依存する労働市場の改善こそが長期的な課題であろう。

職務上疾病（職業病）　一九六二～六四年中における「業務上疾病（職業病）発生状況」（労働省労働基準局労働衛生課調べ）は第88表のとおりである。業務上疾病総数約二万のうち、件数が多いと考えられるものは主として災害性の疾病

病（職業病）調べ

製造工業								及び水道業ガス・電気	金融業商業及び	運輸通信業	その他の産業
機械器具工業	化学工業	窯業及び土石工業	紡織工業	製材及び木製品工業	食料品工業	印刷及び製本業	その他の工業				
2,939	1,108	598	690	579	604	60	324	116	152	1,849	898
2,052	918	575	390	567	687	67	304	101	171	1,684	1,030
2,100	1,032	549	374	709	648	55	391	111	161	1,996	950
395	132	102	65	268	197	18	122	37	86	810	401
266	72	101	34	162	68	3	37	9	18	576	108
541	177	128	32	148	33	6	61	15	13	191	117
											6
											10
721	454	98	198	91	302	16	129	37	38	287	236
13	13	80				5	2			1	1
										1	
			26	2	2	1	1			1	
7	3	2									1
8						2	11				
										1	
1	4				1		2			1	
14	3	3		2	8		2	6	1	8	8
26	86	6	5	1	9		6	6	1	26	12
5	9	1								12	3
1	1		2	1						1	
5	9	1									1
17	7	7	3	17	2	1	2			9	6
17	36	5	2	1	5		3		1	25	6
				1						3	4
53	12	10	7	15	16	1	13	1	2	41	24
10	14	5			5	2			1	2	6

第 88 表　業　務　上　疾

疾病別 / 産業別	合計	農林及び水産業	鉱業	建設工業	金属工業
1962年合計	21,648	1,067	2,703	4,509	3,488
1963年合計	19,857	980	3,350	4,418	2,563
1964年合計	20,030	1,092	2,337	4,396	3,129
1. 負傷に起因する疾病	5,819	449	414	1,829	494
2. 重激業務による運動器の疾患	2,682	133	253	585	257
3. 高熱・ガス・光線等による眼の疾患	3,736	208	801	767	498
4. 有害放射線による疾患	7				1
5. 日射病・熱射病	195		176	6	3
6. 熱傷・凍傷（第２度以上）	5,347	33	107	877	1,723
7. じん肺症	454	2	276	32	29
9. 異常気圧下における疾病	20	13		6	
10. 製糸等の業務による手指の蜂窩織炎及び皮ふ炎	39	2	1	3	
12. 騒音による耳の疾患	29		5	10	1
14. 鉛中毒等	25		1	1	2
15. 水銀中毒等	65		63		1
17. クローム・ニッケル等による潰瘍	13				4
24. 一酸化炭素中毒等	136	1	52	22	6
26. 酸・アルカリ等による腐蝕	312		49	25	54
27. ベンゼン等による中毒等	39			4	5
28. アセトン等による中毒等	11			2	3
29. 上記27，28以外の中毒等	31			14	1
30. 油，タール等による皮ふ疾患	356	211	17	51	6
32. 上記14～31以外の中毒，皮ふ炎等	150	2	10	24	13
33. 病源体による伝染病	43		1	34	
38. その他業務によることの明らかな疾病	436	37	103	83	18
上記以外の疾病合計	85	1	8	21	10

たとえば負傷に起因する疾病（一号五八一九件で最高）、熱傷・凍傷（六号）、結膜炎その他の眼疾患（三号）、重激な作業による筋肉や関節の疾患（二号）である。しかし、労働衛生に関する資料が完備していない現状からいって、職業病という名称でよばれている一連の疾病はその報告件数がはなはだ少ないが、それはしばしば私病のなかに、一括して葬りさられているという事情のためでもあり、実際には意外に広範囲にわたって労働者の間に浸潤しているといわれている。そして、前表の件数にしても、七日以内の治療、一〇〇〇円以下の治療費のものは除かれているから、われわれは実際に発生している疾病の何分の一かを数字として把握しているにすぎない。そしてまた、最近における生産方式の変化や新しい化学物質の使用増加などで、新しい職業病や精神〝不衛生〟の問題も出てきている。たとえば、振動作業では手の白くなる白ろう病とか、ある新材料使用による溶接作業では、悪いガスの発生による中毒などもある。それればかりでなく生産の機械化、自動化等合理化のなかで精神神経的症状も多発しつつある。しかも、それらの新しい諸疾病のうちにはしばしば職業病としての法規上の取扱いをうけていないものがあり、それらが職業病としていまだ問題になっていないところに、多く衛生上の問題が出ているというところに当面の課題がある。

白ろう病　国有林で働く労働者の中に最近指先がしびれ、白くなる〝白ろう病〟と呼ばれる病気がふえているが、全林野労組（委員長今村暁夫　組合員八万六〇〇〇人）では、一九六五年四月八日、労働省に「白ろう病を職業病と認定せよ」との要求を出すとともに炭労、全造船などと協力、白ろう病対策に乗り出すことになった。一方、八日午後の参院社会労働委員会で小柳勇氏（社）がこの問題について石田労相に質問した。

国有林では、一九五七年頃から、それまで使っていた手動ノコにかわり、チェーンソーと呼ばれる重さ一五～六キロ、三馬力近いエンジンをもつ自動ノコがつかわれるようになった。ところが五九～六〇年頃から自動ノコを使う職場の労働者の間に、手や腕がしびれ、指先がろうのように白くなる病状を訴えるものがでてきた。このため労組側は林野庁にたいし、白ろう病を職業病と指定、労災法を適用できるようにしてほしいと要望したが、林野庁当局は業務に起因するものとは認めず、労働科学研究所で実情を調査しつつあった。

白ろう病は従来事例が少なく、はっきりした原因はつかめていないが、名大医学部などの研究によると、さく岩機、びょう打機など振動する機械を長い間使っていると振動や騒音で中枢神経が緊張し、その結果毛細血管が収縮、手指が血行障害をおこしてしびれたり、〝ろう〟のようになるといわれる。だいたい使用後五～八年目にかけ現われ、ひどくなるとこまかいものをつかめなくなったり、心臓障害を起こしたりするという。組合の調べだと、自動ノコを使っている労働者の約一割、五〇〇人がこの病気にかかっているといわれ、国有林以外の山林労働者の間でも該当者がいるものとみられる。しかも外国の山林労働者や輸入機械（ドイツ、スウェーデン製）を使っている労働者にはほとんど症状がでていないなどの点もあり、組合は出来高制による長時間労働（実働七～八時間）にも問題があるとみて、当局に機械の改良や労働条件の改善を要求している。八日の参院社労委でも石田労相は「労基法七十五条による職業病ではないかと考える」と答弁しており、中央労働基準審議会（会長石井照久）に問題をかけ、とりあえず検討するとのべた。こえて五月二九日労働省は〝白ろう病〟を職業病と認め、労災補償の対象にするよう全国の労働基準局に通達した。

第二節　合理化と炭鉱労働災害
――三井三池炭鉱大災害

第89表は過去一五年間の炭鉱災害の推移である。これによると、現行の鉱山保安法が施行された一九四九年当時一七万人近かった死傷者数は、一九五五年にかけて年々減少し五万三〇〇〇人に減っている。ところが、同年以降炭鉱合理化法が制定され、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド方式による合理化が強行されてきたなかで、労働災害は急激に増加しはじめ、六一年には六万三〇〇〇人にふえている。同年から六四年にかけて死傷者数は一見減少しているが、これは大量人員整理と離山による労働者の激減のわりに労働災害がへっていないことを示しているだけで、労働者の危険度が減少していることを意味するものではない。むしろ災害の危険度はいっそう増大しているといえる。このことは稼動延一〇〇万人当り災害率をみればきわめて明白なことである。それでみると一九五五年当時は五八〇程度であった。ところが一一万人人員整理がきめられた前年の五八年から、この災害率は目立って上昇しはじめ、その後六一年以降の死傷者数の減少にもかかわらず逆に増大しつづけているのである。一九五五年を一〇〇とした指数で示せば、六一年が一四一、六三年が一六九と実に七割近い急増ぶりである。なお、第90表は一九六二～六四年の間における重大災害（同時に死亡者三人以上もしくは罹災者五人以上生じたもの）を示す。

三井三池炭鉱の大災害

一九六三年一一月九日午後三時一二分頃、三井三池炭鉱の三川鉱第一斜坑場炭坑道（全長一七七七メートル）で坑口から程遠くない二目抜・三目抜（第二斜坑との連絡通路）近くを着火源としておよそ秒速最大一七〇メートルの強烈な爆風をともなう大炭じん爆発を起こし、それは戦後最大規模の労働災害となった。当時は交替要員が作業現場に到着し、一番方（午前六時から午後二時まで勤務）および常一番（昼勤者）のものは作業をおえて昇坑途中であり、約一九〇〇人前後の坑内労働者が三川鉱にいたことになっている。これは爆発当時の会社発表であるが、その後爆発当時の入坑者は一四〇三人だと会社発表は大きく変化していて人員管理のズサンな点が問題となった。そして、二〇名の爆死者を除くと、四五八名の犠牲者の残りはほとんど「跡ガス」と称される一酸化炭素（CO）中毒死を招来した。災害の規模はこの「跡ガス」のためにさらに拡大され、三〇〇名余のCO中毒の入院者とその一・五倍におよぶ通院中の中毒患者を出している。政府派遣技術調査団（団長前九大学長山田穣博士）の報告書によると、この災害は、坑内に堆積していた炭じんが、炭車の逸走によって炭じん雲を生じ、なんらかの原因が重なって発火し大爆発にいたったということである。

だが、この物理的要因にもまして、総評・炭労・三池労組が指摘きゅう弾していること、さらに鉱山保安局長が国会答弁を行なっている「環境と動機が問題で、こんどの場合も撒水、炭粉撒布が規則通り行なわれていたら、起こらなかったと考えられる」ことが、炭鉱労働者やその関係者、特に犠牲者家族に共通の心情であったであろうし、見逃がしがたい要因となっていたと思われる。三池炭鉱で災害が起こった直後、当時の三井鉱山栗木幹社長は「炭じん爆発は全山的規模で起こるごく稀な大災害である。それを三川鉱だけにとどめえたということは、三池炭鉱の保安がよく守られていたということだ」とのべた。この談話に示された会社側の態度には、どんな犠牲者や負傷者が出ても、至上命令である日産一万五〇〇〇トンの

第89表　炭鉱災害の推移

年	各年末鉱山労働者数	死傷者数（うち死亡者）	稼働延100万人当り災害率		備考	
			死亡率%	死傷率%		
	人	人	%	%		
1949年	492,324	169,741(812)	—	—	鉱山保安法制定	
1950年	420,921	163,600(748)	6.7	1,392	炭鉱国管法廃止	11月若沖炭鉱出水29人死亡
1951年	402,662	122,916(739)	6.7	1,107		
1952年	427,730	102,053(679)	6.0	904		
1953年	403,864	83,544(696)	6.1	735		
1954年	350,851	63,871(709)	7.2	652		2月志岐炭鉱出水36人死亡，8月大平洋炭鉱ガス爆発39人死亡
1955年	320,583	52,886(666)	7.3	580	炭鉱合理化法制定	11月茂尻炭鉱ガス爆発60人死亡
1956年	332,624	52,927(612)	6.5	564	低能率の中小炭鉱は買いつぶし，大手は能率引上げ強行	
1957年	350,474	56,750(653)	6.6	574		
1958年	357,517	62,806(632)	6.4	635		
1959年	336,753	57,966(574)	6.3	640	政府は11万人人員整理計画を決定．三井，三菱など大手各社大量人員整理	
1960年	309,473	57,998(616)	7.2	675	三池闘争	2月夕張炭鉱ガス爆発42人死亡，5月江口炭鉱出水29人死亡，9月豊洲炭鉱出水67人死亡
1961年	279,254	62,768(692)	8.4	818	日炭，杵島，宇部等に合理化日炭高松反合理化闘争	3月上清炭鉱坑内火災71人死亡，3月大辻炭鉱坑内火災26人死亡
1962年	249,756	62,125(491)	7.2	916	第1次石炭調査団答申，6万人人員整理，各社に大量首切り，炭労政策転換闘争	
1963年	201,135	54,448(881)	16.0	980		11月三池炭鉱炭じん爆発458人死亡
1964年	173,118	45,837(342)	7.1	960	第2次石炭調査団答申，炭労重大災害に対し抗議・スト戦術決定	

〔備考〕　通産省鉱山保安局「鉱山保安統計年報」による。

第90表　石炭鉱山重大災害調べ（1962～64年）

災害発生年月	炭鉱名（監督部名）	災害の種類	罹災者数（人） 死亡	重傷	軽傷	計
1962年						
1.3	飯野松浦（長崎）	運搬	1	3	2	6
1.30	新大谷（福岡）	ガス爆発	6	5	3	14
2.4	空知（北海道）	落盤	3	1	-	4
3.27	杵島（佐賀）	〃	5	11	3	19
4.9	第二上相知（〃）	ガス爆発	1	5	3	9
5.17	豊の沢（北海道）	〃	3	2	-	5
6.4	中興福島（長崎）	〃	6	9	-	15
6.19	三菱二子（〃）	〃	-	12	-	12
6.25	三井砂川（北海道）	ガス突出	3	-	-	3
6.27	三井三池（福岡）	落盤	3	2	2	7
7.8	住友赤平（北海道）	ガス爆発	-	8	-	8
7.15	三井芦別（〃）	〃	8	7	-	15
7.18	三井芦別（〃）	落盤	1	6	-	7
7.27	三井田川（福岡）	ガス突出	4	-	2	6
7.30	畠中（福岡）	ガス爆発	6	3	-	9
8.10	空知（北海道）	落盤	4	-	1	5
8.24	日炭高松（福岡）	〃	3	9	6	18
8.30	三美（北海道）	〃	3	2	-	5
10.27	新歌（〃）	ガス爆発	3	-	-	3
11.10	三菱勝田（福岡）	落盤	2	2	1	5
12.22	豊里（北海道）	ガス突出	3	-	-	3
1963年						
1.14	三菱崎戸（長崎）	落盤	3	-	1	4
1.30	新長（佐賀）	ガス爆発	4	-	2	6
1.31	大川（〃）	〃	1	4	2	7
2.5	宇部（山口）	運搬	3	-	-	3
2.12	三菱崎戸（長崎）	ガス突出	2	-	9	11
2.23	幌内（北海道）	機械	2	2	2	6
3.14	住友歌志内（〃）	ガス突出	4	-	-	4
5.7	大浜（山口）	出水	15	-	-	15
6.12	重内（茨城）	ガス爆発	3	-	-	3
6.14	新深江（長崎）	〃	-	5	-	5
7.15	平山（福岡）	落盤	4	-	1	5
7.24	三井三池（〃）	発破火薬	1	1	3	5
8.28	三井三池（〃）	運搬	1	1	7	9
9.28	大日本磯原（茨城）	落盤	6	-	-	6
10.15	雨龍（北海道）	ガス爆発	1	8	-	9
10.18	三井三池（福岡）	落盤	3	-	-	3
11.9	三井三池（〃）	ガス爆発	458	675	42	1,075
11.22	日炭高松（〃）	落盤	3	-	2	5
11.24	中興福島（長崎）	〃	3	1	1	5
12.23	糒（福岡）	ガス爆発	11	-	-	11
1964年						
1.7	三菱芦別（札幌）	落盤	2	-	3	5
3.30	高松（福岡）	ガス爆発	8	1	-	9
4.19	赤平（札幌）	落盤	3	-	-	3
5.18	赤平（〃）	ガス突出	3	-	-	3
6.11	三井砂川（〃）	落盤	8	1	4	13
7.4	夏吉（福岡）	チェーンの切断	1	5	6	12
7.31	稲葉（〃）	出水	1	4	5	10
8.17	端島（〃）	ガス爆発	1	13	14	28
9.11	高松（〃）	落盤	3	1	1	5
10.30	羽幌（札幌）	運搬	1	3	1	5
11.11	大夕張（〃）	ガス突出	3	2	-	5

出炭量を実績として出すためには、やむをえないという安易さがうかがえる。利潤追求が先行で、労働者の疾病や健康、負傷さらには死亡という犠牲も、出炭強行という合理化推進のためには目をつぶった態度というべきである。

石炭調査団の炭鉱事情と今後の問題に関する答申は、合理化の典型的なものといえるであろう。その答申によって三池はビルド鉱としての姿勢へ急速に移行していった。そのためには一九五九年安保条約改訂反対闘争とともにすすめられた三池の大争議のなかで一二〇〇名の人員整理を強行し、労組の第二組合結成と三池労組を三鉱連から切り離してしまうという徹底的分裂支配の強化を先行させ、第三次の合理化案（一九六三年八月一日実施）に第二組合をかかえこんで調印にもちこみ、三池労組の屈服をも強いようとしたのであったが、結局不調印のまま反合理化の闘争が今日におよんでいるのである。第91表でも明らかなように、三池闘争前保安が比較的よく維持されていたと組合側が認める年度では殉職者が少ないのに、合理化強行と争議後の出炭能率増加、保安軽視の状況下では殉職者が激増している。

第91表　三池炭鉱労働災害死亡者数の推移

年	死亡者数	備考
	人	
1957年	4	
58年	3	
59年	1	
60年	0	三池闘争
61年	17	
62年	15	
63年	16	
同年11月	458	三川坑大災害

では、一酸化炭素（CO）中毒とはどういう中毒現象であろうか。それは過量の一酸化炭素のため、酸素を結合すべきヘモグロビンが一酸化炭素と結合するという異常な身体状況をおこし、悪心嘔吐、呼吸麻痺や痙攣を惹起してついには死亡せしめる激烈な中毒である。中毒はある一定の条件下でどれ位空気中に含まれるかが問題になるのであって、一般には許容量を〇・〇二％としている（アメリカではさらに厳しく規制されていて、〇・〇一％を限度としている）。貧血や、まる一日働くという条件が加わるとさらに低濃度の場合でも中毒を招くという事実から、学者によっては〇・〇〇五％を限界値にせよと唱えている人もある。中毒現象は一酸化炭素ガスに曝された時間、吸入量およびガスの濃度に左右される。ガスがヘモグロビンに急速にとけこみ固く結合し無または低酸素状態を招き、それに最も過敏な反応を示す中枢神経系がおかされるという過程をたどって、頭のおかしい労働者を多発させる。たとえば、程度の軽いと思われる群でも知能障害（痴呆）や人格変化、寡言、無動、不活発、場合によっては激昂性を示し家人を猟銃で追いまわし、庖丁で切りつけるといった場合もあった。そしてさらに現地を困惑させたことは、全治の見込みについてはっきりした見透しをつけられないことである。医学的に考えると中枢神経系の細胞は一たび損傷をうけると器質的変化といって不可逆的（もとにもどらない）になるというところに問題がある。被災者数および一酸化炭素中毒患者の生活実態については次のとおり（総評・炭労・三池労組編「一酸化炭素中毒特別立法化の闘い」、一九六五年二月刊による）。

一、被災者数　爆発の直接原因はいまなお結論がだされていないが、坑道の全面にわたって炭じんが爆発限度以上に堆積したまま放置されていたことは明らかで、これに対する掃除や散布などの保安対策がなんら実行されなかった事実も確認されている。その被災者数は爆発後の一一月二三日の発表では次のとおりであった。

死亡者　四五八名

第92表　三池災害被災者入院・通院別数　　(1965年1月5日現在，単位：人)

	区分	Ⅰ症度	Ⅱ症度	Ⅲ症度	Ⅳ症度	Ⅴ症度	計
入院患者	本医	−	−	7	39	42	88
	万田	−	−	5	11	13	29
	熊本大学	5	−	12	−	−	17
	九州大学	3	2	9	−	1	15
	久留米大学	−	6	3	2	2	13
	三池保養院	−	2	3	1	−	6
	大地評診療所	−	−	1	2	−	3
	計	8	10	40	55	58	171
	労災療養所	−	−	15	91	28	134
	合計	8	10	55	146	86	305
入院以外の患者	通院	休業者数 (内職場復帰訓練中の者) 就業中の者 小計					379 75 59 438
	治療を中断している者						67
	合計						505

〔備考〕区分中，Ⅰ症度は最も重症のもの，Ⅴ症度は最も軽症であって，近いうちに就労できるものである。

病院に収容された負傷者　二八三名
通院中の負傷者　四〇〇名

その後、爆発より約一年二カ月を経た本年〔一九六五年〕現在の中毒患者数は第92表のとおりとなっている。

二、一酸化炭素中毒患者の生活実態

患者は労災保険より休業補償費を六〇%、会社より二〇%の手当を受給して生活をたてているが、この算定基礎になる平均賃金は当時、三井鉱山の第三次合理化の強行のため、賃金の六%のたなあげ、六三年春闘の賃上げ額五五円の展開延長等の条件下に算定されたため、不当に低い金額に据置かれている。このため八〇%の休業手当だといわれながら、六%のたな上げ解消、五五円および六四年春闘の八五円が上づみされた職場の労働者との収入との間に大きな格差を生じている。この間入院、自宅療養患者の附添、看護などのため、主婦の内職も不可能となり加えて諸物価の高騰はますます、経済的に家庭生活を苦しめている。また一酸化炭素中毒患者の特長である精神障害は重度の者の家族には将来への希望を失わしめ、軽度の者でもイライラ、短気、暴行などの発作が家庭生活を暗くし、子供の学業成績を低下せしめたなど幾多の悲げきをかもしだしている。このように経済的、精神的重圧は、食生活の低下、患者に対する看護、療養の放任となってあらわれ、患者の回復を遅らせる要因の一つとなっている。このような状態のなかで家族の不安動揺が深刻化しつつあるといえるであろう。特に第93表に示すように三池闘争以後の三井鉱山の差別取扱いは賃金面にも歴然としており、この不当な取扱いをうけた三池労組員とその家族は、爆発で災害をこうむり、その療養期間も経済的に差別をうけ苦しめられているのである。

右のうち通院患者は、今日まで主として事業主病院で治療をうけ

第93表　三池災害一酸化炭素中毒患者組織別平均賃金表

区分	三池労組		第二組合		三池平均	
	人員	平均賃金	人員	平均賃金	人員	平均賃金
	人	円	人	円	人	円
払採炭	77	1,021	156	1,395	233	1,271
掘進	37	907	19	1,357	56	1,060
仕繰	102	684	67	1,045	169	827
機械	55	783	55	997	110	890
運搬	13	631	21	1,100	34	989
電気	13	629	12	916	25	767
特務	3	687	2	867	5	757
測量	—	—	4	648	4	648
保発	—	—	24	1,032	24	1,032
計	300	819	360	1,198	660	1,028

〔備考〕三池労組の最高 1,470 円　　最低 360 円。
　　第二組合の最高 2,393 円　　最低 474 円。

ていた。この事業主病院には、精神、神経科の専門医がおらず、災害直後、近郊の各大学病院からの応援診療が行なわれていたが、六四年六月以降は派遣医師も引きあげ、大牟田労災診療所よりの往診もまったく形式化し、専門的な治療は放置されている状態であった。そこで三池労組は政府、会社にたいして専門医の早急な常時配置と定期診断の実施を要求しつづけてきたが、同時に形式的、秘密主義的な健康診断に対抗し徹底した治療対策の方針確立と、一酸化炭素中毒患者の実態を社会的に明らかにすべきであるとし、自主的健康診断、精密検査を総評、炭労、民医連、新医協の協力のもとに実施した。この自主的健康診断は一九六四年八月および六五年一月の二回にわたって行なわれ、治療対策方針を確立し、回復指導所（昼間病院）開設を促進するなどの面で大きな役割を果たした。この三池大災害の端的な事例からわれわれは、この種「労働災害の殆んどが合理化ということに関連があるということ、また労働者自らの労働運動の一かんとして闘ってゆかねば防止できないこと、そして全労働者の問題に展げてゆくことと全国民的運動としてさらに社会保障という広範な闘いや各層との連帯を広げ深めることによってのみ、その闘いの展望がひらける」（吉田磯彦「鉱山災害の問題点について」、「労働経済旬報」一九六四年一一月上旬号所収）という教訓をうることができる。

第五編　労働者の生活

第一章　消費者物価の動向

総理府統計局の消費者物価指数（全都市、一九六〇年＝一〇〇、第94表）でみると、一九六四年一ヵ年間の平均総合指数は一二五・六と前年に比べて三・八％の上昇となり、一九六二年の対前年上昇率六・八％、六三年同七・六％にひきつづき依然として根づよい騰勢を示しつづけた。政府は一九四九年一月の閣議で、公共料金の一年間ストップ措置をきめたが、それから二、三ヵ月後にはもう「手直し論」が出はじめ、値上げの圧力は日毎月毎に高まってきていたといえる。そして、一一月五日に消費者米価のこれまでにない大幅値上げ（一四・八％）がきまったのがきっかけで、ストップ措置の期限ぎれをまっていたかのごとくに医療費、バス料金が値上げされ、それに、国鉄・私鉄運賃、フロ代、水道料金の値上げがいっせいにつづこうとしているし、一九五〇年に入っての物価上昇の火の手は公共料金を中心に一段と高まりそうな気配であった。物価対策の元締である高橋経済企画庁長官は、四九年一〇月頃「昭和三九年度の消費者物価の上昇は、政府の当初見通しどおり四・二％に押さえられる」とくりかえし発言していた。ところが、年が明けると「今年度の物価上昇は当初見通しにこだわらない」とのべていて、一～三月の年度末における物価の騰勢が強まってきたことを認めざるをえないことになった。このような政府の態度を批判して、主婦連春野副会長は「最近の物価値上がりは、まるでヒモの切れた風船みたい。朝起きて新聞をみるのがこわいくらいで、政府の物価対策なんてまったく信用できません」と手きびしいが、とにかく、今後の消費者物価の上昇はここ数年来の実績をさらに上まわるものであることが予想され、各銀行が発表した昭和四〇年度の経済見通しのなかでも、年度間の消費者物価の上昇は七％と、今までになく高いものになることが見込まれていた。なお、一九六二～六四年の間における東京の消費者物価の動向は第96表のごとくであった。

ところで、われわれが生活の実感としてうけとる物価上昇の幅は、右の公式統計の数字をこえたものであった。それというのも、ここ数年来の物価の値上がりが、主食、野菜、魚などの生鮮食料品をはじめ、各種サービス料金、教育費、それに家賃・地代等いずれ

第94表　物　価　指　数

年　月	卸売物価指数 1)	消費者物価指数（全都市） 2)							
		総合	食料			被服	光熱	住居	雑費
			計	穀類	その他				
1961年平均	101.1	105.3	106.1	101.3	108.3	103.5	104.0	106.2	104.8
1962年平均	99.3	112.5	114.7	103.4	119.5	109.5	106.1	111.3	112.1
1963年平均	101.1	121.0	125.5	114.1	130.5	115.3	107.1	116.1	120.6
1964年平均	101.3 (1.0)	125,0 (3.8)	128.8 (2.6)	117.4 (2.9)	133.8 (2.5)	119.2 (3.4)	107.6 (0.5)	122.2 (5.3)	128.0 (6.1)
1964年1月	101.9	122.2	124.0	115.2	127.9	117.9	109.5	119.7	124.5
2月	101.8	122.3	124.7	115.4	128.7	116.4	108.7	120.1	124.5
3月	101.4	122.8	125.7	115.8	130.0	115.7	108.8	120.7	124.8
4月	101.3	124.6	127.2	116.9	131.7	117.6	107.5	121.3	128.2
5月	101.0	125.3	128.3	117.6	133.0	118.0	107.1	121.9	128.7
6月	100.8	125.3	128.3	117.7	132.9	117.8	106.8	122.6	128.6
7月	100.9	124.9	127.4	118.1	131.4	117.3	106.7	122.7	128.7
8月	101.0	126.4	130.6	118.2	136.0	117.1	106.7	122.8	129.0
9月	101.4	127.0	130.6	118.2	136.0	121.4	106.7	123.1	129.0
10月	101.3	129.7	135.6	118.2	143.2	123.7	106.9	123.5	129.4
11月	101.5	128.1	131.8	118.4	137.6	123.8	107.4	124.0	129.6
12月	101.5	128.5	131.7	119.1	137.2	123.9	107.9	124.3	130.7

〔備考〕 1)　日本銀行「卸売物価指数（基準1960年＝100)」である。
2)　総理府統計局「消費者物価指数（基準1960年＝100)」である。
3)　カッコ内は1964年平均の対前年平均騰貴率である。

第95表　主な公共料金値上げの動き

値上げ時期	種類別	主な値上げ幅
1965／1月	米	平　均　14.8%
〃	医療費	診察料　9.2%
〃	バス料金	平　均　26.9%
1965／4月	授業料・月謝	東京私立　幼稚園　5.8% 〃　中学　24.8% 〃　高校　24%
これから予想されるもの（値上げの数字は当局の希望または審議会答申など）	国鉄	平　均　30%
	私鉄	大手14社平均　22%
	地下鉄（東京）	普通運賃　26.6%
	米	未　定
	国内ローカル運賃	平　均　12.5%
	航空科	11.8%
	教健康保険料	東京都の場合均等割 50%，所得割 25%
	国民郵便	未　定（20%程度）
	電話	基本料で50%以上
	電報	10字まで60円を25字150円に
	東京都	7%
	都道水	43～46%

第96表　消費者物価指数と対前年比較表（東京）

（1960年＝100）

費目	1962年平均	1963年平均	1964年平均	年平均対前年比（%）		
				1962/'61	'63/'62	'64/'63
総合	112.2	121.1	126.0	6.7	7.9	4.0
食料	113.3	124.3	127.9	7.1	9.7	2.9
穀類	102.8	113.0	114.9	1.1	9.9	1.7
その他食料	116,8	128.0	132.2	9.0	9.6	3.3
生鮮魚介	115.5	137.3	147.9	5.7	23.2	7.0
塩干魚介			147.6		10.0	9.0
肉類	108.8	122.4	128.4	3.2	12.5	4.9
乳卵	108.6	111.9	111.4	5.8	3.0	−0.4
野菜	143.2	158.8	150.5	17.2	10.9	−5.2
乾物	102.6	107.4	138.6	5.2	4.7	29.1
加工食品	126.2	143.3	151.1	16.0	13.5	5.4
調味料	105.6	111.0	114.1	1.7	5.1	2.8
菓子	121.9	133.1	124.9	15.1	9.0	6.4
果物			152.8		9.4	−2.7
酒類	97.1	95.0	97.5	−5.5	2.2	2.6
飲料	110.1	116.3	125.5	9.0	5.6	7.9
住居	109.2	113.6	118.7	3.8	4.0	4.5
家賃地代	108.3	118.2	130.6	3.1	9.1	10.5
住宅修繕	125.1	131.6	135.2	9.2	5.2	2.7
水道料	116.7	116.7	116.7	9.1	0	0
家具什器	103.5	104.6	106.8	1.7	1.1	2.1
光熱	105.0	104.9	105.0	2.3	0.1	0.1
被服	109.1	116.3	119.1	5.8	6.6	2.4
雑費	114.3	123.5	131.9	8.3	8.0	6.8
保健衛生	111.4	114.7	118.3	8.1	3.0	8.1
交通通信	111.1	113.3	116.2	5.2	2.0	2.6
教育	124.4	140.5	154.3	13.4	12.9	9.8
文房具	102.4	104.3	107.8	1.4	1.9	3.4
教養娯楽	115.3	129.9	142.4	8.6	12.7	9.6
たばこ	100.0	100.0	100.0	0	0	0
（参考，特殊分類指数）						
主食，生鮮食料品	116.7	128.3	130.4	9.2	11.8	1.6
食料工業製品	111.5	118.7	124.4	5.4	6.5	4.8
工業製品	105.2	108.4	110.0	3.0	3.0	1.5
サービス料金	120.2	133.6	145.7	11.2	11.1	9.1

も日常生活にかくことのできない費目の全体におよんでいたためで、しかも、所得の低い階層ほどその影響は深刻であったといえる。毎日の家計をあずかる主婦の立場からすれば、価格が値上げされたからといって、日常生活必需品を買いびかえるわけにはゆかない。大根やキャベツが高くなれば、それを半分ずつ買い、理髪料やパーマ代が値上がりすれば、その回数を減らすなど、人知れない気苦労や才覚を必要としたはずである。また、たとえば消費者米価の値上げは毎年のことで、一九六五年にも一月から値上げされることになっていたが、実は六四年中に一人一カ月当りの配給基準量が削減されていて、特に食べざかりの子弟をもつ家庭では、次の訴えにもみるように高い特選米や闇米を買わされていた。こうした米価の事実上の値上がりは公式統計の上では反映されていない。多くの主婦にとっては、買物のその都度、現金支出のたびごとに物価の値上がりがピンピンひびき、公式統計の数字をこえたものとして身にしみて感ぜられていたといえるのである（一九六四年一一月五日付朝日新聞）。

〝ひとときお待ちどォーさまですといきおいよく米屋さんが紙袋をドシンと置く。そして空になった米びつにさっと入れてくれる。まことにサービス満点である。〝はい、どうもありがとう〟と私が米の代金一四キログラム一七七〇円をいつものように出すと、〝奥さんすみません。一八二〇円になっております〟という。〝あら、また上がったの〟とついロから出てしまう。……現在私の家でとっている米はまるで階段をのぼるように二カ月に一度ずつ五〇円値上がりしている。今年〔昭和三九年〕一月一五七〇円、四～五月一六七〇円、八～九月一七七〇円、そして一〇月が一八二〇円である。わずか一〇カ月の間に、一五七〇円が一八二〇円になっているのであるから一六％の値上がりである。もっとも、私の家でとっているのはいわゆる特選米である。うかつなことに、私は普通米とか特選米の一キログラム当りの価格を覚えていない。前に一度、米屋さんが〝特選米よりよいお米です〟といったことがあった。米屋さんにきいてみると特選米がないのでヤミ米をおわけしているというのだが、そんなことが許されてよいのだろうか。他のご家庭では米の価格について疑問をもたれたことがあるでしょうか。一度お調べになってみて下さい―東京・新宿区一主婦―。

このところ、消費者米価の引上げが論議されているようですが、私はふしぎでなりません。お米はもう〝値上がりしている〟のが実情だからです。米屋さんの話では、二、三カ月前から、それまで一人一カ月一〇キロあたりの配給量が七キロ、六キロとだんだんへって、今月〔一〇月〕は五キロちょっとの割当てしかないそうです。足りない分はヤミ米で買ってくれるようにと米屋さんは申します。うちの場合、たべ盛りの子をまじえて四人家族で毎月四〇キロ、今まで配給の特選米で四一四〇円でしたが、配給二〇キロのほか一〇キロ一三〇〇円のヤミ米二〇キロを足しますと四六七〇円で、五三〇円高くなり約一三％も支出がかさみます。……去年も豊作、今年も豊作と新聞でみた覚えがありますのに、なぜ配給量が引き下げられたのでしょう。引下げの話をきいた覚えはないのに、いつのまにこんなことになっていたのでしょう。貧しい庶民は、この実質的値上げにあえいでいるのです。お米がないといっても、ヤミ米ならいくらでもあるのはふしぎです。お米の操作はどうなっているのでしょう。私は何もかもふしぎでなりません―神奈川県一主婦―。

物価がかくのごとく騰貴し、賃金の上昇がその物価の騰貴にともなわない場合には、労働者は生活の現水準を引き下げざるをえな

い。労働組合の組織さえなく、賃上げも思うにまかせない小・零細企業労働者、年金や失業保険等社会保障給付にたよってほそぼそと生活を支えている人達、また、学齢期の児童をかかえて日雇かせぎで暮らしている寡婦などは、物価騰貴の最大の被害者というべきであろう。日本銀行貯蓄推進部で実施したアンケート調査結果によってみても、消費者物価が上がったために、貯蓄がまったくできなくなったという人が一一・一%、貯蓄金額を減らさざるをえなくなった人が二八・七%で、つまり国民の約四割が、現に物価騰貴の影響をうけているものと推定できる。また、政府は国民生活の現状と生活意識をつかむために、全国市町村から無作為抽出法で満二〇才以上のもの二万人を選び、一九六五年一月二八日から二月一〇日の期間にかけて「国民生活に関する世論調査」（第八回）を実施したが、その結果によると、「暮らし向きは中の中以上と思う者が約六割を占めている」にもかかわらず「生活内容が向上した」と思うものは、六四年の調査結果に比べて五%減少して四四%となっていた。生活が苦しくなったというものも年々増加し、今回の調査では三八%を占めた。生活上の不満については、物価高をあげるものが最も多くて四二%を占め、住宅や生活環境の改善を望む声が強い。同調査結果の主な内容は次のとおり。

一、国民一般の生活水準―戦前と比べ(1)高くなったというもの八〇%（前回七六%）、(2)同じというもの八%（前回九%）、(3)低くなったというものは前回と同じ三%

二、個人の生活―自分の家の生活水準については、五〇%が世間一般からみて「中の中」と考えており、上と思うもの一%、「中の上」七%、「中の下」二九%、下と思うもの八%となっている。

三、生活の重点としては、子供の教育に力を入れている者が二九%と一番高く、衣食、家具、教養娯楽がこれについで二五%となっており、貯蓄は一一%と前回より五%の減少となっている。

四、現在の暮らしについては、六一%がいちおう満足している。しかし、物価高、住宅、公共施設などに対する不満が強く、特に物価高に対しては四二%、住宅、公共施設については二七%が不満を示し前回よりも増加している。

五、物価の値上がりについては、この一年間に一割以上上がったというものが七五%、そのうち二割以上上がったというもの二八%と、物価の値上がりには特に敏感さを示している。

労働組合が組織され、その交渉力によって賃上げをかちとることができ、かりにその賃上げ額が生活の現水準を維持するに足りるものであったとしても、その時期は物価の上昇におくれること半年ないし一年後のことであろう。その間にはやはり出産や疾病等不時の際のための貯金、また住宅建築や子弟の教育費など将来にわたっての生活の設計のための貯蓄が、生活費の穴うめとして食いつぶされ、時には借銭にまで依存せざるをえないということになる。

東京・練馬区の主婦Fさんは、ここ数年来家計簿を熱心につけている。その詳細、具体的な家計支出の内容を一九六四年一二月一九日付朝日新聞紙上で公開し、最近の物価値上がりによる食費の膨張、家計費の支出増加について訴えている（第97表）。Fさんはサラリーマン家庭の主婦で、その家族構成は主人（四四才）、Fさん（四三才）、長男（一七才）、次男（一五才）、三男（一三才）の五人、月収は六万九〇〇〇円。その家計の内容からはおよそ次のような問題点を指摘することができる。

一、一九六三年一一月と六四年一一月、この一ヵ年間における収入増月額は四七三〇円、そのうち二〇・五%に当たる九七〇円を税金として天引きされてしまい、残りは三七六〇円。

二、物価上昇のため、右税金天引き後の収入増のすべてを生活向

上のため役立てえたのでないことはいうまでもない。まず、家計支出の上では、副食費の三〇四五円増が目立ち、その細目によれば大半が野菜、果物の支出増で、食費合計では六三三七円の増加となり、この食費の増加だけでも、税引収入増をはるかに上まわっている。教育費の増加は二八〇九円、これは次、三男の高校、中学への進学の結果。

ほかに職業費（職業上の諸支出のほか、主人小づかいを含むものと思われる）が六四年一一月に大きくふえているのは、職場での慶弔が重なったためで、以上要するに家計全体の赤字はボーナスを月割りにすることで穴うめされ、その残りが貯金にまわされている。そして、Fさんは「予算家計なので、この程度の数字で押さえていますが、野菜をはじめ食品の値上がりの

第97表　家計簿からみた物価の値上がり（その２）

区分	1963年 量	1963年 金額	1964年 量	1964年 金額
副食物				
野菜，果物		3,303		5,649
肉類		2,336		3,203
魚類		3,183		3,282
卵	10k	2,205	11.8k	2,241
乳製品	スキム3k その他	2,010	スキム2.8k その他	1,507
豆類		514		585
菓子		813		942
給食		900		900
小計		15,264		18,309
主食				
米	45k	4,389	40k	3,900
麦				200
パン	30斤	1,093	62斤	2,166
うどん		817		275
メリケン粉		20		203
外食		1,100		1,350
ポリライス		110		110
小計		7,529		8.204
調味料				
しょうゆ	2 l	160	2 l	160
みそ	5.4k	540	2.8k	235
塩，味塩		85		105
砂糖	2.4k	412	3 k	369
油，マーガリン		648		1,197
その他の調味料		475		741
し好品		1,525		1,805
小計		3,845		4,612
食費合計		26,638		31,125
到来品を換算すると		4,100		5,950
全部合計		30,738		37,075

第97表　家計簿からみた物価の値上がり（その1）

1964 年 11 月			1963 年 11 月		
区　分	予　算	実　際	区　分	予　算	実　際
給　料	49,000	54,000	給　料	44,000	49,000
諸手当	14,150	14,900	諸手当	13,400	14,150
主　婦	1,000	500	主　婦	1,000	1,520
合　計	89,150	69,400	合　計	78,600	64,670
副食物費	16,450	18,309	副食物費	14,200	15,264
主食費	6,300	8,204	主食費	5,700	7,529
調味料費	3,500	4,612	調味料費	3,200	3,845
光熱費	2,400	2,810	光熱費	2,150	2,818
住居費	5,500	6,224	住居費	6,000	8,090
家具費	6,000	2,895	家具費	4,600	2,298
衣服費	7,300	4,274	衣服費	6,000	9,694
教育費	11,000	9,237	教育費	5,700	6,428
交際費	2,000	970	交際費	2,000	6,738
教養，娯楽費	1,800	4,230	教養，娯楽費	2,000	1,585
保健，衛生費	3,250	3,365	保健，衛生費	2,800	7,742
職業費	7,000	20,270	職業費	6,000	7,696
特別，公共費	5,500	2,525	特別，公共費	4,450	—
純生活費合計	78,000	87,925	純生活費合計	66,800	79,727
税　金	6,200	4,160	税　金	4,650	3,190
社会保険費	3,000	2,744	社会保険費	2,850	2,704
以上合計	87,200	94,829	以上合計	74,300	85,621
貯金，保険	1,950		貯金，保険	4,300	
差　引	0	−25,429	差　引	0	− 7,021

ために、衣服費、交際費などをできるだけきりつめるほか、食品の質をおとすことでカバーしているのです」といっている。

三、第97表の二をみると、主食では米が少なくなってパンがふえ、調味料ではみそが減って油、マーガリンがふえている。この限りでは食生活の向上らしきものがみられないわけではない。しかし、それも多くの主婦の生活実感の上での、生活内容の質量向上というような満足感には、はるかに遠いというべきである。実情は、「消費革命」とか、「生活の合理化」とかいわれる官制用語のムードのなかで、物価値上がりによる家計のやりくりに追われ、主婦たちはいつも欲求不満にあえいでいるといえるのである。

第二章　労働者家計と標準生活費

次に、以上のような消費者物価の動きのもとにおける勤労者世帯の生活について、総理府統計局編「家計調査報告」によってみてみよう。

同報告によると（第98・99表）、一九六四年

第98表　勤労者世帯年平均１カ月間の収入

（人口５万以上の都市）

区分	1962年平均	1963年平均	1964年平均		
			実数	百分比	前年比
世帯数	2,510	5,002	5,117	—	—
世帯人員数	4.17	4.17	4.13	—	—
有業人員数	1.49	1.53	1.53	—	—
	円	円	円	%	%
収入総額	74,500	83,186	92,573	—	11.3
実収入	50,817	56,745	63,396	100.0	11.7
勤め先収入	47,461	52,906	58,941	93.0	11.4
世帯主	42,209	47,210	52,687	83.1	11.6
定期	33,598	37,211	41,678	65.7	12.0
臨時	8,554	9,939	10,985	17.4	10.5
副業	57	60	24	0.0	—60.0
その他の世帯員	5,252	5,696	6,254	9.9	21.0
事業・内職収入	1,029	1,329	1,442	2.3	8.5
その他の実収入	2,327	2,510	3,013	4.7	20.0
実収入以外の収入	8,252	9,483	10,284	—	8.4
貯金引出し	4,923	5,670	6,314	—	11.4
保険取金	193	254	363	—	42.9
借入金	426	526	635	—	20.7
月賦	1,054	1,215	1,124	—	—7.5
その他	1,656	1,818	1,848	—	1.7
前月からの繰入金	15,431	16,958	18,893	—	11.4

第99表　勤労者世帯年平均１カ月間の支出

（人口５万以上の都市）

区分	1962年平均	1963年平均	1964年平均		
			実数	百分比	前年比
	円	円	円	%	%
支出総額	74,500	83,186	92,573	—	11.3
実支出	43,226	48,556	53,616	—	10.4
消費支出	39,339	43,927	48,324	100.0	10.0
食料費	14,454	15,988	17,265	35.7	8.0
穀類	3,434	3,725	3,784	7.8	1.6
米類	2,764	2,962	2,922	6.0	−1.4
麦その他	670	663	862	1.8	30.0
その他の食料費	11,020	12,263	13,481	27.9	9.9
魚介類	1,305	1,421	1,589	3.3	11.8
肉乳卵類	2,403	2,730	3,117	6.5	14.2
野菜乾物類	1,469	1,572	1,577	3.2	0.3
調味料その他	2,115	2,332	2,451	5.1	5.1
菓子果物類	1,553	1,773	2,024	4.2	14.2
酒・飲料類	1,045	1,184	1,377	2.8	16.3
外食費	1,130	1,251	1,346	2.8	7.6
住居費	4,326	4,726	5,114	10.6	8.2
家賃・地代	1,277	1,357	1,486	3.1	9.5
家具什器	2,140	2,481	2,533	5.3	2.1
その他	909	888	1,095	2.2	23.3
光熱費	1,852	1,975	2,129	4.4	7.8
電気・ガス代	1,176	1,287	1,418	2,9	10.2
その他	676	688	711	1.5	3.3
被服費	5,090	5,469	5,719	11.8	4.6
衣料費	3,612	3,820	3,984	8.2	4.3
その他	1,478	1,649	1,735	3.6	5.2
雑費	13,617	15,769	18,097	37.5	14.8
保健衛生費	2,093	2,269	2,647	5.5	16.7
交通通信費	861	1,055	1,189	2.5	12.7
教育・文房具費	1,214	1,461	1,783	3.6	22.0
教養娯楽費	2,627	3,030	3,394	7.0	12.0
交際費	2,135	2,513	2,841	5.9	13.1
その他	4,687	5,441	6,243	13.0	14.7
非消費支出	3,887	4,629	5,292	—	14.3
勤労所得税	1,470	1,791	2,100	—	17.3
その他の税	875	1,063	1,216	—	14.4
社会保障費	1,452	1,675	1,865	—	11.3
その他	90	100	111	—	11.0
実支出以外の支出	14,794	16,478	18,956	—	15.0
貯金	8,086	8,977	10,690	—	19.1
保険掛金	1,860	2,018	2,283	—	13.1
借金返済	1,041	1,131	1,177	—	4.1
月賦払	1,356	1,697	1,809	—	6.6
その他	2,451	2,655	2,997	—	12.9
翌月への繰越金	16,480	18,152	20,001	—	10.2

における勤労者世帯の実収入は、年平均一ヵ月当り六万三三九六円となり、前年に比べて一一・七%の増加を示した。この実収入の伸びは一九六〇年一〇・九%、六一年一〇・四%、六二年一二・六%、六三年一一・七%とつづいているが、この間における消費者物価の上昇も著しく、そのために実収入の実質増加は六〇年七・〇%、六一年四・八%、六二年五・四%、六三年三・八%、六四年七・六%にとどまっている。実収入の内訳では、世帯主の定期収入が一ヵ月当り四万〇一六七円、夏期および年末賞与を含む臨時収入は一万〇九八五円と対前年比でそれぞれ一二・〇%、一〇・五%を増加したが、一方可処分所得（手取り収入）は年平均一ヵ月当り五万八一〇四円となり、前年に比べて一一・五%の増加となった。この可処分所得の増加は実収入の伸びによるものだが、実収入から控除される非消費支出つまり所得税、社会保障費などが年平均一ヵ月当り五二九二円、対前年比で一四・三%と実収入の伸びを上まわったため、可処分所得の増加は、実収入の増加を僅かながら下まわっている。

消費支出は年平均一ヵ月当り四万八三二四円となり、前年に比べ一〇・〇%の増加となった。この伸びは六二年の一二・七%、六三年の一一・七%に比べるとやや小さいが、実質増加でみると六・〇%増と六二年の五・五%、六三年の三・八%を上まわるものであった。消費支出の内訳では、食料費の増加は名目で八・〇%、実質で五・二%、エンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）は三五・七%となり、前年の三六・四%をさらに下まわり、ひきつづき低下を示した。

住居費は名目で八・二%の増加を示したが、実質では二・八%の伸びにとどまった。被服費も六〇～六二年にはかなりの増加がみられたが、五三年ごろから鈍化が目立ち、六四年も名目で四・六%、実質で一・二%の低い増加にとどまった。光熱費は名目で七・八%、実質で七・三%の増加であった。雑費は名目で一四・八%、実質で八・一%前年を上まわり、六二年、六三年にひきつづき大幅な増加となった。とくに保健医療費、交通通信費および教育費は名目で一七・九%、一二・七%、二三・七%、実質で一九・五%、一〇・六%、一一・四%と増加が著しかった。

以上の傾向を所得階層別（家計調査の対象となった勤労者世帯を、その実収入総額の低いものから高いものへと順に並べて五等分し、五つの階層に分かつ）にみると（第100表）、実収入、消費支出とも低所得者層における伸びが比較的大きいとはいえ、第Ⅰ階層では一四%の赤字を出しており、第Ⅱ階層での黒字も八%程度にすぎない。そして、平均実収入が第Ⅲ階層と第Ⅳ階層実収入の中間に位置づけられていることは、本調査の結果が高所得層へのかたよりをもつものであることを示している。

ところで、経済企画庁編「国民生活白書」（一九六五年六月刊）は、右の数字を基礎に、高度経済成長政策のもとで、国民の生活がどのように変わってきたかを過去数年にさかのぼって検討して、名目的な消費はふえたものの、物価上昇を差引きした実質的な生活向上のテンポはさしてあがっていないと指摘している。すなわち、家計調査の結果にもとづいて、実質的な消費水準は、都市世帯の場合、高度成長期以前にも年率五・三%ずつふえていたが、それ以後も五・六%でしかない。もちろん名目的な伸びは高まっているのだが、物価の上昇に食われてしまったことを示しているわけだ。しかも、物価の上昇がまきおこした摩擦を考えると、高度成長が必ずしも好ましくないのだと白書は数字に語らせ、「安定成長」の必要を説いている。だが、同白書が値上がりした野菜の消費量が、所得がふえたにもかかわらず、かえって減っているという事実を、付表にだけ語らせ、肉、乳卵類などの消費がふえたことだけを本文文章で讃美

第100表　5分位階層別勤労者世帯1カ月間の収入と支出

（1964年，人口5万以上の都市）

5分位階級	平均	I	II	III	IV	V
実数（円）						
実収入	63,396	25,798	42,951	55,504	72,142	120,584
（世帯主の定期収入）	41,678	20,843	33,811	40,278	47,522	65,933
（〃 臨時収入）	10,985	1,469	4,129	7,402	13,071	28,859
消費支出	48,324	28,830	37,629	44,852	54,042	76,270
食料費	17,265	12,652	15,367	17,150	18,915	22,239
（穀類）	3,784	3,169	3,619	3,834	4,016	4,282
住居費	5,114	3,308	4,272	5,032	5,519	7,439
（家具・什器）	2,533	1,338	1,924	2,405	2,936	4,062
光熱費	2,129	1,493	1,784	2,033	2,334	3,001
（電気・ガス代）	1,418	915	1,164	1,353	1,599	2,059
被服費	5,719	2,914	4,066	5,261	6,606	9,748
雑費	18,097	8,463	12,140	15,376	20,668	33,843
（教養娯楽費）	3,394	1,582	2,248	2,845	3,898	6,397
可処分所得	58,104	24,657	40,550	51,837	66,413	107,065
黒字	9,780	−4,173	2,921	6,985	12,371	30,795
対前年比（%）						
実収入	11.7	14.0	12.5	11.8	11.1	11.3
（世帯主の定期収入）	12.0	16.3	12.9	11.8	10.8	11.3
（〃 臨時収入）	10.5	20.7	11.9	7.3	13.5	9.5
消費支出	10.0	11.8	11.3	10.6	8.4	9.6
食料費	8.0	8.8	9.5	8.5	6.6	7.3
（穀類）	1.6	−0.8	3.2	2.5	−0.3	3.2
住居費	8.2	13.0	13.3	15.6	4.6	1.7
（家具・什器）	2.1	5.2	7.6	11.5	3.9	−6.9
光熱費	7.8	13.0	11.0	7.8	4.7	6.0
（電気・ガス代）	10.2	15.1	14.5	12.8	9.0	5.4
被服費	4.6	13.7	5.3	7.9	1.6	2.2
雑費	14.8	15.0	15.1	12.8	14.2	15.9
（教養娯楽費）	12.0	16.9	11.2	6.0	10.6	15.0
可処分所得	11.5	13.6	12.2	11.7	10.7	11.1
黒字	19.4	—	26.6	19.5	22.0	15.2
平均消費性向（%） 1963年	84.3	118.8	93.6	87.4	83.1	72.2
平均消費性向（%） 1964年	83.2	116.9	92.8	86.5	81.4	71.2
エンゲル係数（%） 1963年	36.4	45.1	41.5	39.0	35.6	29.8
エンゲル係数（%） 1964年	35.7	43.9	40.8	38.2	35.0	29.2

〔備考〕 1)　I，II，III，IV，Vの5分位階層は家計調査の対象となった勤労者世帯を，その実収入の低いものから高いものへと順に5等分したもの。
2)　黒字は可処分所得－消費支出，したがってマイナスは赤字を示す。

第101表　1964年度の勤労者世帯標準生計費と，その算出基礎になった献立表

その１　　大蔵省の計算した標準生計費，食料費

区分		独身男子 (20～27才)	夫（28才） 妻（24才）	夫（32才） 妻（28才） 子（3才）	夫（37才） 妻（33才） 子（8才 5才）	夫（42才） 妻（38才） 子（13才 11才 4才）
食料費（1カ月）	1963年	4.490	8,260	10,910	13,920	18,640
	1964年	5,010	9,220	12,170	15,530	20,790
標準生計費（1カ月）	1963年	13,710	22,680	27,200	31,790	39,260
	1964年	15,420	25,600	30,790	36,070	44,640
標準生活費	1964年	185,025	307,167	369,534	432,881	535,696
課税最低限		196,607	351,130	413,163	474,036	544,259

その２　　計算の基礎になった献立の例

（春）

朝
- 米飯
- みそ汁(煮干し，大根，大根葉)
- うずら煮豆
- たくあん

昼
- 米飯
- いかのさしみ（大根，わさび）
- いもといかの煮つけ（里いも，いかわた，にんじん，さやえんどう）
- さつま揚げとうぐいす菜のすまし汁
- きょう菜塩づけ

夜
- 米飯
- 酢豚（豚肉，たけのこ，たまねぎ，さやえんどう，生しいたけ）
- たくあん
- りんご

間食　焼きりんご（りんご，マーガリン，砂糖）

（冬）

朝
- 米飯
- みそ汁(はくさい，油あげ，煮干し)
- たたきごぼう
- 焼きのり
- 白菜塩づけ

昼
- パン（食パン，マーガリン）
- コロッケ（さけかん，じゃがいも，たまねぎ，キャベツ，卵，小麦粉）
- 野菜スープ（スープのもと，にんじん，たまねぎ，ハム）
- みかん

夜
- 米飯
- すきやき（牛肉，焼きとうふ，しらたき，白菜，ねぎ，春菊など）
- 白菜塩づけ

間食　たい焼き

するという姿勢は、物価高にあえぐ国民の側からすれば、いかにもお座成りであり、片手落にみえる。

大蔵省の標準生計費と所得税の免税額　大蔵省が発表した「昭和三九年度の勤労者世帯食費、標準生計費とその算出基礎になった献立表」は第101表のごとくである。それは国会で税制改正をふくむ一九六五年度予算案を審議の際、そのうち所得税減税案の根拠にするため同省が算出したもので、いわば「この程度の収入で、こうした食生活を送っている人には税金をかけない」という同省の考え方を示す目安となるものである。

この標準生計費計算のもとになる献立表は、国立栄養研究所が、春、夏、秋、冬それぞれ三日分ずつについて作ったもので、実際に市場で食品、材料を買ったとして、この献立表どおりの食事で成人男子一日二五〇〇カロリー分のものを作ると食費が一日一六七円四八銭（うち主食四四円五五銭、副食費一二二円九三銭）になるという。子供や主婦の食費はこれから必要カロリーに比例して計

算されている。この食費を総理府統計局の家計調査による標準世帯に当てはめ、同じ家計調査結果のエンゲル系数から逆算して出てきたのが標準生計費で、月額にして前掲表のごとくなる。前年の一九六三年に比べて食料費が一一・六％あがっているのは、献立表を改善したためと、物価値上がりのためだと説明されている。六三年度の標準生計費計算で同省が基礎にした献立は、現在の日本人の食生活からみてあまりにも貧弱すぎるという意見が多かった。そこで同省はその世論の不評にこりて、献立の中身を上等にしたと説いているが、成人男子一人当り一日一七〇円足らずで、この献立どおりの食事を作れるものかどうか、やはり問題とする向きが多い。また、減税案が実施されるのは一九六五年分の所得についてだが、その基礎になった標準生計費が六四年度分というのにも論議がある。その間の物価値上がりで、生計費自体がふくれあがっているではないかというわけだ。これについて同省では「標準生計費と課税最低限との間に差があるので、米の値上がり分ぐらいはまかなえるはずだが」といっている。

ところで、大蔵省の発表した成人男子一人一日一六七円、五人家族で一日六八四円という右の給与所得者の献立表は、政府が八〇〇億円の所得税減税のメドとなる標準生計費を割りだすためつくったものである。政府は生活費にまで税金をかけているといわれては、文化国家を自称する手前、面目まるつぶれなので、一応名目だけでも毎年税制改正をするときに、生計費の基準を算定し、これを基礎にして、免税点（これ以下に税金をかけないという額）を計算するわけだ。一九五〇年度の税制改正では夫婦と子供三人の五人家族で、所得税の免税点は五四万四二五九円。それなのに不公平なのは株式配当所得の免税点は一八一万九〇〇〇円。月に一五万円の収入があっても所得税がかからない。給与所得者の免税点を諸外国に比べてみると、アメリカは一二〇万円、イギリス七三万円、西ドイツ八三万円、フランス七三万円、イタリア九五万円。また戦前に比べてみると、一九三四～三六（昭和九～一一）年の免税点は一二〇〇円で、これを現在の貨幣価値で換算しなおすと、約七三万六五〇〇円（一九六三年税制調査会発表）になる。所得税のような直接税のほか物品税や消費税など、日常生活にかけられている間接税の負担も次に例示するごとくはなはだ多額にのぼっている。

(1) 砂糖（一キログラム一四五円のとき）の場合は、関税四三円五〇銭、消費税二一円で約四〇・七％。
(2) ビール（大ビン一二五円）のうち七〇円一〇銭で約五六％。
(3) タバコ〝いこい〟一箱五〇円のうち三二円一〇銭。
(4) 清酒二級では二〇四円五〇銭、四〇・四％。

そのほかマッチにも二・六％の税金がかかっており、まるで税金を飲まされ、食わされているようなものである。

政府関係の標準生計費と総評・独身男子の理論生計費　総評は、ヨーロッパ並みの賃金をめざして、賃金を現行の二倍に、特に賃金の低い若年労働者の賃金を三倍へと、しかもその目標を三～五年のうちに実現するということである。こういう観点から、青年労働者の自覚と結集をめざして、一九五四年三月「東京都における青年独身者の理論生計費」を発表した。それは「食べて、ねて、生きていけるだけという程度の最低生存費ではない。このような水準で生活をしたのでは、労働意欲を失うだけでなく、仕事の面において創造力も、また労働者としての社会的活動をする力も失われる。しかも、人間のもつ労働能力を十全に再生産することはできず、職場や地域で円満な生活をしてゆくこともできないからである。」

総評の算出した、その「現在の社会人としての最低生活」とは、大まかにみてどんなものか。

第一に、高校卒の一八～二〇才の青年労働者が、家がかりの生活でも、寮住いでもなく、独立した社会人としてアパートで自活する。第二に、その場合の生活の指標として、

(a) 住宅公団アパート（寝室六畳、食堂兼台所、便所付）の一DKといわれる程度の住宅。

(b) 食料費（一ヵ月当り）、穀類一一・八四二kg、肉類二・九四〇kg、魚類二・〇五〇kg、野菜類五・二一七kg、コーヒー・紅茶類〇・二六kg。

(c) 衣類、背広一年半に一着、レイン・コート三年に一着、オーバー五年に一着、替ズボン三年に一着、Yシャツ一年に約二枚。

(d) 家具類、テレビ、ステレオ、洋服ダンス、本箱、石油ストーブ、電気洗濯機、カメラ。

(e) その他、旅行は登山およびスキーに年一回ずつ、一回の費用四四〇〇円程度、映画、演劇は月に二回、スポーツ見物二ヵ月に一回程度、単行本と月刊雑誌など月に一冊ずつ、新聞は一部。

という程度の生活である。はたして、現在の青年たちの賃金は、この程度の生活を保証しうるものになっているであろうか。この生活をするには、一九六三年一〇月基準で三万三〇〇〇円からの月当り収入が必要である。そして、これに毎月一二〇〇円位の結婚準備貯金を加えると、月割り生計費は、年に四ヵ月の一時金があるとすればだいたい月収二万五〇〇〇円前後ということになる。それではかなりに生活内容の設計が高すぎないかという疑問をいだく向きには、次のような説明が加えられている（宮崎三四郎「東京都における独身男子の理論生計費」、「労働経済旬報」一九六四年三月中旬五七一号による）。

総評の独身男子理論生計費は、政府や人事院が行なった理論生計費の計算と比較すればはるかにそれらを上まわっている。人事院、東京都は毎年の公務員に対する賃金の勧告において、標準生計費を算出し、また大蔵省は税制調査会に税制改正に関する答申を求めるときに、資料として提出する「マーケット・バスケットによる食糧費を基準として算定した生計費と現行課税最低限との比較表」を発表している。これらの生計費は、それぞれの立場からできるだけ低めに計算されている。人事院の場合には、公務員の賃金引上げをできるだけ低く押さえるために、高卒初任給の基準となる標準生計費を縮小するように算出されている。また、大蔵省の資料の場合には、課税最低限をできるだけ低くし、税金をできるだけ多くの勤労者から取り立てるために、標準生計費を低めに計算している。だからこそ、人事院の生計費は一万二五〇〇円で総評の三七%にすぎないし、大蔵省の場合は、対象年齢が一〇才ほど高いのに、それでも一万三七一一円にすぎない（第102表）。もう少し立ち入って、この二つの生計費を検討してみよう。まず人事院の生計費をみると、飲食物費は一ヵ月当り主要な食品の消費量は、穀類一八・三kg、肉類〇・九六kg、魚類二・三七kg、野菜・海草九・九六kgというところである。つまり、満腹感を主とした穀類中心の飲食費であり、蛋白質はかろうじて厚生省の栄養基準量に達しているとはいうものの、基準量の設定が最低限度というところにおかれている。そして、肉類の消費量は問題にならないほど少ない。また、住居・光熱費の二一八〇円をとってみても、いまの東京では部屋借りをするのにも、一畳一五〇〇円程度はする。一畳一〇〇〇円としても、二畳の部屋を借りたら、光熱費としてはわずか月額一八〇円しかないのである。被服費の一一六〇円にしても同様であって、年額にして一万三九二〇円では背広一着を買うにも足りないのである。これで

第102表　単身者理論生計費の比較（1963年）

区　　分	総　評 (18～20才)	人事院 (18才)	東京都 (18才)	大蔵省 (20～27才)
	円	円	円	円
1. 食　料　費	10,913	5,520	5,580	4,492
2. 住　居　費	5,300	2,180	2,440	9,219
3. 光　熱　費	1,166			
4. 家具・什器費	1,532			
5. 被　服　費	4,715	1,160	1,490	
6. 保健・衛生費	2,222	3,640	4.290	
7. 教養娯楽費	5,304			
8. 交通通信費	405			
9, 交　際　費	1,840			
合　　計	33,397	12,500	13,800	13,711

〔備考〕 人事院は「人事院月報」1963年9月号，東京都は「労政時報」1737号，大蔵省は「財政経済弘報」1963年11月4日号よりそれぞれ採用。宮崎三四郎，前掲論文による。

第103表の1　大蔵省（1人世帯20～27才）による食料費を基準として算定した生計費

（1963年）

項　　目	区　　分	金　　額
		円
食　料　費	1962年献立を年価格で計算した場合	51,619
	1963年献立で計算した場合	53,899
消費支出計	1962年献立を年価格で計算した場合	157,567
	1963年献立で計算した場合	164,567

〔備考〕 消費支出金額の基としたエンゲル係数は62年33.83%，63年32.76%。

第103表の2　消費支出金額算定の基とした食料費

（成人男子1日当り）

区　　分	1962年 (A)	1962年献立 1963年価格 (B)	1963年 (C)	B／A	C／A
	円 銭	円 銭	円 銭	%	%
食　料　費	135.68	143.49	150.64	106.5	111.4
内訳 主　食	45.47	48.33	48.86	106.3	107.5
内訳 副　食	89.21	95.16	101.18	106.7	113.4

は着てねるだけにも足りない低いものである。

大蔵省の方は、新聞発表をみた主婦たちが、物価高のなかでこんなに安くよく食生活が送れるものだと不審をいだき、新聞社を介して献立表の公開を迫ったところ拒否されたといういわくつきのしろものである。この点からいって大蔵省の基準も人事院と同じようなものである。消費支出計は一九六三年価格で月一万三七一〇円と人事院よりいくらか高いが、食料費では人事院を下まわっている。こういう政府、人事院の生計費と比較すれば、総評のそれは確かに高い。

しかし、労働者生活を社会的な進歩においてとらえようとすれば、総評試算の結果ぐらいはどうしても保障されなければならないはずである。

第三章　物価上昇の国民諸階層におよぼす影響

国民生活研究所では、一九六四年一一月、東京都内の一三二六世帯を対象とした実態調査を実施し、それをもとに「消費者物価上昇の国民諸階層に及ぼす影響に関する研究」（一九六五年三月刊）をとりまとめ、最近における消費者物価の上昇が家計におよぼす影響について、次のごとく要約している。

一、消費者物価は一九六〇年から三・六%、五・三%、六・八%、七・六%と毎年上昇、六五年は三・八%に止まったが、値上がりの大きいのは野菜、果実、魚、肉など毎日買う品物で、そのため低所得層ほど大きい影響をこうむり、今の暮らし向きの満足・不満足をたずねると、月収四～五万円層を境にして、これより所得の多い方が満足、低い方が不満とはっきり分かれている（第2図）。

第2図　生活に対する満足感（所得階層別）

〔備考〕　国民生活研究所前掲書による。

二、不満の原因を食生活についてみると、食費をふやしているのに食生活の内容が向上していないこと。八三%の世帯で食費がふえているが、「食事の内容がよくなった」世帯は四三%、「変わらない」、「悪くなった」世帯が計五〇%。五万円以下の所得層に限ってみると「変わらない」五八%、「悪くなった」七%、「よくなった」は二五%しかない。

三、一年前に比べて食費がふえた世帯は五万円以上の世帯に多く、それ以下の所得層ではふやしたくともふやせない現実であることを示している。食費の増加は全般に副食費に大きく影響しているのは当然として、主食への影響をあげるのは五万円以下、教育に影響があると答えるのは五万円以上に多いというぐあいで、五万円台を境に、やはり物価値上がりのうけとめ方に

第104表　都市階級，年間収入階層別世帯分布（100分比）

（全世帯　1963年平均）

年間収入階級	全　国	6大都市	中都市	小都市A	小都市B	町　村
円	%	%	%	%	%	%
～　99,999	0.6	0.2	0.3	0.3	1.2	1.1
100,000 ～　199,999	5.7	1.5	3.4	5.1	8.4	11.7
200,000 ～　299,999	11.1	5.2	8.4	10.6	15.9	18.3
300,000 ～　399,999	14.8	9.5	15.1	16.2	18.7	17.2
400,000 ～　499,999	16.1	13.1	17.4	16.5	18.2	16.7
500,000 ～　599,999	13.5	14.2	15.4	13.9	12.5	11.2
600,000 ～　699,999	10.5	12.5	11.0	12.0	7.5	7.8
700,000 ～　799,999	7.1	9.3	7.9	7.3	5.2	4.9
800,000 ～　899,999	5.2	7.5	5.4	4.7	4.2	3.4
900,000 ～　999,999	3.4	5.4	3.6	3.1	2.0	2.0
1,000,000 ～ 1,199,999	4.8	7.8	5.1	4.1	2.9	3.0
1,200,000 ～ 1,399,999	2.5	4.6	2.5	2.0	1.1	1.3
1,400,000 ～ 1,599,999	1.6	2.8	1.7	1.4	1.0	0.6
1,600,000 ～ 1,799,999	0.7	1.4	0.5	0.6	0.1	0.3
1,800,000 ～ 1,999,999	0.5	1.0	0.5	0.6	0.5	—
2,000,000 ～	1.9	4.0	1.8	1.6	0.6	0.5
平　均（万円）	61.4	78.5	63.4	60.4	49.8	46.9

〔備考〕　総理府統計局家計調査結果．国民生活研究所「消費者物価の上昇の国民諸階層に及ぼす影響に関する研究」（1965年3月刊）による。

第105表　実収入5分位階級別，および職員・労務者別の実収入

区　分		実数				対前年増加率			
		1961年平均	1962年平均	1963年平均	1964年平均	1961年	1962年	1963年	1964年
平　均		45,292円	51,009円	56,893円	63,396円	10.4%	12.6%	11.5%	11.7%
実収入5分位階級	Ⅰ	17,513	20,535	23,189	25,798	8.1	17.3	12.9	14.0
	Ⅱ	30,167	35,220	39,188	42,951	8.7	16.8	11.3	12.5
	Ⅲ	39,635	45,668	50,761	55,504	10.3	15.2	11.2	11.8
	Ⅳ	51,859	58,686	65,450	72,142	11.1	13.2	11.5	11.1
	Ⅴ	87,285	94,937	105,877	120,584	11.2	8.8	11.5	11.3
	Ⅴ—1	69,772	74,402	82,688	94,786				
職員労務者	職　員	51,922	57,066	65,273		10.1	9.9	14.4	
	労務者	35,567 (6.85)	41,866 (73.4)	45,749 (70.1)		10.3	17.7	9.3	

〔備考〕　労務者の実数（　）は職員世帯＝100とした労務者世帯の格差をしめす。

第106表　消費者物価上昇品目数および所得の高低ウエイト

(1962年と1963年の比較)

上昇率	品目数	低所得層の方のウエイトが高い品目数	高所得層の方のウエイトが高い品目数	両者と同じ品目数
20%　以上	26 (25)	16	7	2
20 ～ 15%	16 (15)	9	6	0
15 ～ 10%	33 (32)	20	10	2
計	75 (72)	45	23	4
%	(100.0)	(62.5)	(31.9)	(5.6)

第107表　支出弾性値と所得階層別の消費支出割合

(低所得層の受ける影響が大きい費目，1963年)

品目	消費支出にしめる割合(%)		支出弾性値
	第Ⅰ分位	第Ⅴ分位	
穀類	12.4	6.6	0.267
生鮮魚介	3.0	1.9	0.759
塩干魚介	1.1	0.8	0.707
肉	3.2	3.0	1.266
乳卵	3.4	2.8	0.813
野菜	3.7	2.4	0.813
加工食品	4.2	2.3	0.460
調味料	3.0	1.7	0.357
菓子	2.5	1.9	0.750
家賃・地代	4.8	1.8	−0.178
水道料	0.5	0.3	0.697
光熱費	5.1	4.1	0.878
保健・医療	2.4	2.0	0.862
理容・衛生	3.5	2.3	0.513
たばこ	1.4	0.6	−0.198

違いがみられる。

以下、同書によって、物価上昇が特に低所得層に及ぼす影響、ならびに家庭の主婦の態度や意見の上でのあらわれ方についてみると次のとおり。

所得の上昇　総理府統計局編「昭和三八年、家計調査報告」によって、所得階層の分布状況についてみると(第104表)、全国のモードつまり最も多く集中している階層は四〇万以上五〇万円未満であって、平均所得六一万四〇〇〇円以下の世帯は実に全世帯の六割強におよんでいる。このような所得の分布状況は、消費者物価の値上がりをもっとも端的にうける低所得層がいかに多いかを示すものである。ただ、第105表のように所得階層別にそれぞれの所得増加率をみてみると、低所得階層の第Ⅰ、Ⅱ5分位階層で

やや伸びが大きく、一九六二年から六四年にかけて所得格差の縮小がわずかながら進行している。しかし、これを可処分所得（手取り収入）の絶対額でみると一九六一年における第V位と第I位の差は六万一三六一円であったのが、六四年には八万二四〇七円となり、その差は拡大している。階層毎の消費内容を考慮しない場合の可処分所得にこのような大きな格差があるのであるから、階層別物価指数を考慮して、実感に近い実質所得を考えた場合には、その格差はいっそう大きなものとなるであろう。そして、物価値上がりの家計消費支出に対する影響の上にも大きな差異を生ずることになる。

消費者物価上昇の家計におよぼす影響

一九六二年と六三年とを品目別消費者物価指数で比較できる品目数は二八五品目で、そのうち値上がりした品目は一九八品目となり、全体の三分の二にもおよんでいる。値上がりした品目のなかで、この一年間に二〇％以上値上がりしたものは二六品目、二〇％以下一五％以上値上がりした品目は一六品目、一五％以下一〇％以上値上がりした品目は三三品目である（第106表）。そして、この上昇率のとくに高かったのは主として鮮魚、野菜類であり、日常生活必需品が多数で、このような性格の食品の上昇率が高いことは、低所得層で物価上昇の圧力が強いことを意味する。この点をいま少し詳しく説明するために、上昇率の高い品目七五品目をとり、それらの品が、消費支出のなかで、どれだけのウェイトをもっているかを低所得層と高所得層についてみると次のようなことが明らかとなった。すなわち、ウェイトのわかる七二品目中、低所得層の方のウェイトの高い品目は四五品目で六二・五％に達するにもかかわらず、高所得層のウェイトが高い品目は三一・九％を占めるにすぎない。以上のことからも、とくに低所得層ほど、生活実感として物価上昇の圧力を強く感ずることが明らかである。さらに、低所得層ほど物価上昇の影響が大きいと考えられる費目、すなわち低所得層ほどその費目の家計費に占める割合がより大きくなる費目をあげてみよう。食料費はほとんどすべての費目にわたって、低所得層ほど物価上昇によって受ける影響は大きいが、とくに影響の大きいものは米、パンなどの主食類、魚、加工食品、調味料などである。

住居費では、家賃、地代、水道料の値上がりが低所得層の家計に大きな影響を与えることになる。

雑費は一般的に値上がりの影響を高所得層に与えるが、保健医療費、理容衛生費など必需的意味をもつ費目は、やはりその値上がりは低所得層により大きな影響を与えることになる（第107表）。

では次に総理府統計局家計調査による勤労者世帯の現金実収入五分位階級別一世帯当り年平均一ヵ月間の支出について、一九六〇年と六三年の結果から、過去三年間の支出増加分を物価上昇による支出増加分と消費水準の上昇による支出増加分に分けて、物価上昇の家計支出への影響をみてみよう。一九六三年の現金実収入五分位階級別名目支出額を実質支出額になおし、六〇年の支出額との差額を出し、物価上昇支出増加分と消費水準上昇支出増加分を計算し、第I、第V分位について整表したのが第108～110表である。この表から、物価上昇支出分の方が消費水準上昇支出増加分よりも多い費目をあげてみると、穀類、生鮮魚介、肉、乳卵、野菜、乾物・海藻等食料をはじめ、家賃・地代などであるが、一方物価も上昇しているが、それ以上に消費水準支出増加分の多いものは光熱、被服、雑費となっている。

ところで、物価高に対する主婦の自衛手段についてみると、生鮮食料品の購入方法は、(1)必要な分を少しずつ買う「その都度買い」が五〇％、収入五万円以下、家族二～四人、三〇～三五歳の主婦に

第108表　所得階層別にみた実質的消費支出の増加

年 現金実収入 5分位階級	消費支出		名目的消費支出増加率	消費支出(実質)38年	実質的消費支出増加率
	1960年	1963年			
平　均					
	円	円	%	円	%
Ⅰ	32,127	43,981	36.9	36,348	13.1
Ⅱ	17,878	25,799	44.3	21,321	19.3
Ⅲ	24,381	33,936	39.2	28,046	15.0
Ⅳ	29,663	40,393	35.8	33,383	12.5
Ⅴ	52,809	69,784	32.1	57,673	9.2

第109表　所得階層別にみた費目別物価上昇の影響（第Ⅰ・5分位）

区　分	名目		実質	増加率	物価上昇による支出増	消費水準上昇による支出増
	1960年A	1963年B	38年C	B—A＝D	B—C＝E	D—E＝F
消費支出	17,878	25,799	21,321	7,921	4,478	3,443
第Ⅰ・5分位　食料費	8,746	11,626	9,264	2,800	2,362	518
住居費	1,635	2,963	2,552	1,328	411	917
光熱費	963	1,315	1,228	352	87	265
被服費	1,732	2,589	2,245	857	344	513
雑　費	4,802	7,306	6,058	2,504	1,248	1,256

（総理府家計調査結果より）

第110表　所得階層別にみた費目別物価上昇の影響（第Ⅴ・5分位）

区　分	名目		実質	増加率	物価上昇による支出増	消費水準上昇による支出増
	1960年A	1963年B	38年C	B—A＝D	B—C＝D	D—E＝F
消費支出	52,809	69,784	57,673	16,975	12,111	4,864
第Ⅴ・5分位　食料費	16,750	20,878	16,636	4,128	4,242	— 114
住居費	5,223	7,137	6,147	1,914	990	924
光熱費	2,420	2,864	2,674	444	190	254
被服費	7,176	9,545	8,278	2,369	1,267	1,102
雑　費	21,240	29,360	24,345	8,120	5,515	3,105

多い。ついで、(2)貯蔵できるものは特売日にまとめて買う「一括買い」が四六%、(3)新鮮なものを買い、捨てる部分を少なくする「選択買い」が三九%、これらは八万円以上、家族五人、三〇～五〇歳で高・大学卒の高学歴の主婦。結局、主婦の購買慣習とされる「その都度買い」は、余分の物を買わず、予算の中でギリギリの食費をひねり出さねばならない低所得層では改めようがなく、長期計画で一括大量購入あるいは鮮度のいい実質的な選択買いができるのは高所得層であることを物語っている。小売店を選ぶにあたって安い、新鮮、豊富などよりも「近い」ことを基準にし、スーパーマーケットは「遠い」と敬遠しがちなのも「その都度買い」と関係が深い。さらに、(4)安い店をマークして買う三五%、(5)遠くても安い店で買う二四%、(6)今まで捨てていたところを利用する一三%などをあげるのは三～六万円層に多く、主婦たちはそれぞれの家庭状態にあわせてやりくりの工夫をしていることがわかる（以上の%は多項目選択方式によるもの）。

このやりくりはサービス料金についていっそうはっきり出ている。三～六万円層では、まず主婦自身がパーマネントの回数を減らすこと、クリーニングに出すのを減らして自分でせんたくするといった生活の建直しで補おうとする態度が強い。また、食料についてはできるだけ「今まで通り」を保とうとしているが、できない場合には、肉類、菓子、果実の順で質、量を下げ、米、野菜、魚はできるだけ落さないように努力するという傾向もみられた。

さて、定期預金の金利年五分五厘を上まわる物価上昇にもかかわらず、貯蓄意欲は高く、「家計は苦しいが貯蓄は続けている」とするもの五四%、予算生活についても同様で、計画的にバランスのとれた家計を維持しようと努力している主婦は四七%もある。しかし、一方で、貯金ができなくなった、貯金を引き出さなくてはやっていけないという声も約三割の低所得層から出ているし、予算生活を送ろうと努力している主婦の五八%は「物価が上がっているので予算通りにならない」といい、「どうせ赤字、予算生活は無理だ」という声もあって、もはや主婦のやりくりではどうにもならない面が出ていることを示している。物価の上昇に所得が上昇している高所得層を中心に食生活の近代化、自動車など耐久消費財の高級化が進んでいる反面、低所得層は横目でそれをながめながら物価高にあえぎ、欲求不満をつのらせるだけで、消費者物価が安定しないと「消費者抵抗も強まり、社会的摩擦も強まるおそれがあろう」とこの報告書は結んでいる。

第六編　農家の状態と農民の生活

第一章　農家と農業従事者

第一節　農家・農家人口および農業従事者

一九五五年以降、日本経済のいわゆる「高度成長」にともなう労働市場の急激な拡大に応じて、農家人口の農業外への大量流出がつづいた。流出の中心をなすものは新規学卒の若年労働力人口であるが、この流出が農家・農家人口および農業就業者の絶対数やその構成にあたえた影響はきわめて大きく、また、それらのものに生じた変化はけっして単純なものではない。まず、農家人口の推移からみてゆこう。

農家人口の推移　第111表は一九六〇年以後の全国農家人口の推移を示すものであるが、一九六〇年に三四三二万人を数えたものが六三年には三一七七万人へと、約二五〇万人を減じ、総人口に対する割合は同じ時期に三七%から三三%へと低下した。おなじく、農家一戸当り平均人口は、五・七一人から五・四五人へと減少した。

農家数の推移　同じ時期に農家数はどう変わったか。第112表によれば、（北海道をのぞく）総農家数は一九六〇年五七七万戸から六三年五六一万戸へと約一六万戸を減じている（北海道をふくめると、六〇一万戸から五八三万戸へと一八万戸の減）。この減少率は農家人口や、のちにみる農業労働力人口の減少率にくらべるときわめて低い。農家人口は大はばに減るが、農家数そのものはそれほど減少しない――これがこの時期の著しい特徴をなしている。

同じ表によって、一九六〇年から六三年にいたる期間における、経営階層別農家数の推移をみると、次の傾向がみとめられる。㈠一ヘクタール未満の階層はいずれも年々減少し、ことに〇・三ヘクタール未満層においてこの減少が顕著である。㈡これに対し、一・五ヘクタール以上層は年々増加している。㈢右の増減する上下両層の

第111表　農家人口の推移

年次	農家人口	指数	総人口に対する割合	男女別 男	男女別 女	農家1戸当り 総数	農家1戸当り 男	農家1戸当り 女
年 月	千人		%	千人	千人	人	人	人
1960. 2	34,326	100.0	37.1	16,763	17,563	5.71	2.79	2.92
1960.12	33,843	98.6	36.2	16,520	17,323	5.66	2.76	2.90
1961.12	33,167	96.6	35.2	16,127	17,040	5.60	2.72	2.88
1962.12	32,475	94.6	34.1	15,804	16,671	5.53	2.69	2.84
1963.12	31,771	92.6	33.0	15,439	16,332	5.45	2.65	2.80

〔備考〕 1)　奄美群島及び例外規定農家は含まれない。

2)　雇人を含む。

3)　資料は農林省「昭和38年度農業調査結果報告書」，ただし総人口は総理府の国勢調査結果および人口動態統計による。

第112表　経営耕地規模別農家数の推移（都府県）

	年次	総数	0.3ha 未満	0.3～0.5ha	0.5～0.7ha	0.7～1 ha	1～1.5ha	1.5～2 ha	2 ha 以上
実数（千戸）	1960. 2	5,774	1,255	984	861	1,037	999	403	236
	60.12	5,744	1,224	984	849	1,032	1,007	409	238
	61.12	5,697	1,203	975	840	1,021	1,002	410	246
	62.12	5.655	1,150	969	843	1,019	994	424	255
	63.12	5,613	1,131	953	841	1,001	995	429	263
構成比（%）	1960. 2	100.0	21.7	17.0	14.9	18.0	17.3	7.0	4.1
	60.12	100.0	21.3	17.1	14.9	18.0	17.5	7.1	4.1
	61.12	100.0	21.1	17.1	14.8	17.9	17.5	7.3	4.3
	62.12	100.0	20.3	17.2	14.9	18.0	17.6	7.5	4.5
	63.12	100.0	20.2	17.0	15.0	17.8	17.7	7.6	4.7
対前年増減（千戸）	1960. 2								
	60.12	−31	−30	− 0	−12	− 5	+ 9	+ 6	+ 2
	61.12	−47	−22	− 9	− 9	−10	− 6	+ 1	+ 9
	62.12	−43	−53	− 6	+ 3	− 3	− 8	+14	+ 9
	63.12	−41	−19	−16	− 2	−18	+ 1	+ 5	+ 8

〔備考〕 1)　例外規定農家と奄美群島は除いてある。

2)　資料は，前掲農林省「昭和38年度農業調査報告書」

第113表　地区別にみた農家数の推移（単位1,000戸）

年次／地区	実数 1950年	1955年	1960年	1961年	1962年	1963年	増減 1950～1955年	1955～1960年	1960～1963年	1950～1963年増減計
全国	6,168	6,032	6,008	5,923	5,875	5,828	−136	−24	−180	−340
都府県	5,923	5,796	5,775	5,697	5,655	5,613	−127	−21	−162	−310
東北	749	759	784	781	777	775	＋10	＋25	−9	＋26
関東	969	942	935	922	915	909	−27	−7	−26	−60
北陸	455	452	448	444	441	439	−3	−4	−9	−16
東山	316	310	306	303	301	299	−6	−4	−7	−17
東海	683	665	656	647	642	638	−18	−9	−18	−45
近畿	633	617	605	596	591	585	−16	−12	−20	−48
中国	663	644	639	629	623	616	−19	−5	−23	−47
四国	411	398	391	384	381	377	−13	−7	−14	−34
九州	1.046	1,007	1,011	992	983	974	−39	＋4	−37	−72
北海道	245	236	233	225	220	215	−9	−3	−18	−30

〔備考〕 1) いずれの年も例外規定農家分を除く。

2) 1961年以降の各年次には奄美群島全域を除いてあるが，1950年には，大島郡＋島村，1955,1960年には同郡＋島村及び三島村の農家が含まれている。

3) 1950～60年は2月1日，1961～1963年は12月1日現在の農家数である。

4) 百位以下四捨五入のため数値は必ずしも一致していない。

5) 資料は，1950～60年は，農林省統計調査部「1960年世界農林業センサス，農家調査報告書第3集」によるが，1961年以降の数字は同調査部「昭和38年度農業調査結果報告書・総括編」による。

中間にある一～一・五ヘクタール層は一時的に増加したのち微減に転じた。

以上のような変化の結果、一ヘクタール以上農家層の構成比は六〇年の二八・四%から六三年の三〇%へと高まり、それ以下の階層の構成比は低下した。これらの一ヘクタール未満層の圧倒的部分が兼業農家であることは、のちにみるとおりである。

つぎに、地区別に農家数の推移を観察しよう（第113表）。一九六〇年から六三年までの間に、北海道をふくめた全国で一八万戸の減少を示し、そのうち減少数の多いものは九州・関東・中国・近畿・東海などとなっており、東山・東北・北陸などは絶対数は減少したにしろ、その数は相対的にすくない。九州・中国・近畿など西日本諸地区と関東に農家減少数がこのように多いのは何故であるか、その理由を明らかにする全国的調査はなく、この疑問に答えるのは容易ではない。挙家離農にふみ切る農家は零細な第二種兼業農家か、山間へき地の限界農家に多いこと、これらの農家中、労働市場の拡大に応じて他に就業と生活の場を見つけ農業を捨てて離村したものが相当にいたことであろうと推定される。

専兼業別農家数　一九六〇年から六三年までの全国専兼業別農家数の推移をたどってみると（第114表）、専業農家の著

しい減少、したがって兼業農家の急速な増加がみとめられ、なかでも第二種兼業農家の激増ぶりが目立っている。すなわち、六〇年に全農家の三四・二%をしめた専業農家は六三年には一〇%近く減少して二三・九%になった。兼業農家は同じ時期に六五・八%から七六・一%へ増加した。このうち、第二種兼業農家は三二・一%からじつに四二・二%へと増大したが、これは主として賃労働兼業の増加にもとづくもので、農家の減少をともなわない農民の脱農化――すなわち階級分解を示すものである。このような第二種兼業農家の増大は、その規模において戦時中の「職工農家」の増加を上まわるものであり、この性格においては、農家というよりは「土地もち労働者」世帯の増加とみるべきものである。この「賃労働兼業」、あるいは広く、「雇われ兼業」の種類は、つぎの第115表にみられるとおりである。

一九六三年において、兼業農家全体のうち、雇われ兼業はじつに七八%をしめ、自営兼業はわずか二二%をしめるにすぎない。この雇われ兼業のうち、恒常的賃労働は四八・六%、人夫・日雇など臨時的な雇用が二四%、のこりが五・三%をしめる季節出稼ぎである。六〇年以降の推移をみると、恒常的賃労働兼業の増加よりも、臨時雇や季節出稼ぎの増加のほうが大きいことがわかる。

兼業種類別従事者数

つぎに右の兼業従事者数を兼業種類別にみると第116表の示すとおりである。すなわち、雇われ兼業従事者の総数は、一九六〇年で四一一万人、これが六三年にはじつに五五四万人になっている。このうち、恒常的な勤務者は同じ時期は二八三万人から三四〇万人に増加し、季節出稼ぎは一八万人から三四万人に、人夫・日雇は一一〇万人から一八〇万人へと、それぞれ増加している。恒常的な雇われ兼業の増加は、重化学工業を中軸とする産業と商業・サーヴィス業の発展にともなう

第114表　専兼業別農家数の推移

年次		総数	専業	兼業		
				総数	第1種兼業	第2種兼業
農家数（千戸）	60. 2	6,008	2,057	3,951	2,026	1,925
	60.12	5,975	1,843	4,132	1,883	2,249
	61.12	5,923	1,615	4.308	1,911	2,397
	62.12	5,875	1,510	4,364	1,961	2,404
	63.12	5,828	1,394	4,433	1,976	2,457
構成比（%）	60. 2	100.0	34.2	65.8	33.7	32.1
	60.12	100.0	30.9	69.1	31.5	37.6
	61.12	100.0	27.3	72.7	32.3	40.4
	62.12	100.0	25.7	74.3	33.4	40.9
	63.12	100.0	23.9	76.1	33.9	42.2

〔備考〕 1)　奄美群島及び例外規定農家は含まない。以下ことわりのない限り同じ。
2)　資料は前掲「昭和38年度，農業調査結果報告書」。

第115表　兼業種類別農家数（全国）

		兼業農家総数	雇われ兼業				自営兼業
			総数	恒常的勤務者	季節出稼	人夫・日雇	
実数（千戸）	1960. 2	3,951	2.665	1,821	110	734	1,286
	1961.12	4,308	3,166	2,064	121	982	1,141
	1962.12	4,364	3,373	2,132	246	996	991
	1963.12	4,433	3,456	2,156	235	1,065	977
構成比（%）	1960. 2	100.0	67.4	46.1	2.8	18.5	32.6
	61.12	100.0	73.5	47.9	2.8	22.8	26.5
	62.12	100.0	77.3	48.9	5.6	22.8	22.7
	63.12	100.0	78.0	48.6	5.3	24.0	22.0
前年増減（千戸）	1961.12	357	501	243	11	248	△145
	62.12	56	207	68	125	14	△150
	63.12	69	83	24	△11	69	△ 14

〔備考〕 1)　農家数100単位四捨五入の為，総数の数値は一致していない。以下同じ。
2)　前掲農林省「農業調査結果報告書」による。

第116表　兼業種類別従事者数（全国）

		兼業従業者総数	雇われ兼業				自営兼業
			総数	恒常的勤務者	季節出稼	人夫・日雇	
実数（千人）	1960. 2	6,453	4,105	2,826	179	1,099	2,349
	61.12	7,334	5,042	3,263	186	1,594	2,292
	62.12	7,358	5,333	3,325	351	1,657	2,025
	63.12	7,546	5,542	3,404	336	1,802	2,004
構成比（%）	1960. 2	100.0	63.6	43.8	2.8	17.0	36.4
	61.12	100.0	68.7	44.5	2.5	21.7	31.3
	62.12	100.0	72.5	45.2	4.8	22.5	27.5
	63.12	100.0	73.4	45.1	4.4	23.9	26.6
前年増減（千人）	1961.12	881	937	437	7	495	△ 57
	62.12	24	291	62	165	63	△267
	63.12	188	209	79	△15	145	△ 21

〔備考〕 1)　16才未満の兼業従事者を含む。
2)　資料は前表に同じ。

雇用機会の増大を反映するものである。季節出稼ぎは主として土木建設産業の肉体労働に従事するもので、農閑期三～四ヵ月から、長いものは半年以上におよんでいる。商工業その他の自営業を兼ねる者は、六〇年の二三五万人から二〇〇万人へと減少している。

農業従事者　前述のように、農家人口、なかでも若年労働力人口のはげしい流出によって農業従事者数は減少し、その構成や性格には大きな変化が生じた。一九六一年より六三年にいたる期間について、この変化を観察するため第117表を次にかかげる。これによれば、一六才以上の、基幹的農業従事者の総数は六一年に一一一三万人を数えたが、六三年には一一〇四万人となった。この減少は、絶対数においては八万余で、それほど大きな減少とはみられない。しかし、ひとたびこれを年齢別に観察すると、きわめて注目すべき構成上の変化が見てとれる。すなわち、一六才から二九才までの若年従事者は年々減少し、六一年の二一・四％から六三年には一七・七％へと、その構成比が低下した。これに対して、四〇才から六〇才までの年齢層は同じ時期に五三・八％から五七・一％へと上昇し、明らかに農業労働力の老齢化傾向を示している。

次に、男女別に基幹的農業従事者をみると、男子は各年齢層とも年々減少しているのに対し、女子は全体として増加している。そしてこの増加を年齢別にみると、三〇才以上、とくに四〇才以上の年齢層は増加しているが、それ以下の一六～二九才の年齢層はむしろ減少している。女子の四〇才以上層の構成比は六一年の四九・一％から五三・七％へと高まっている。男子の基幹的従事者の減少は、一九六二年までは若年層にかぎられていたが、六三年になるとそれが三〇～三九才の中年齢層にまでおよんできたことは注目すべき傾向である。

以上述べたところから、この時期における基幹的農業従事者の絶対数の微減と、その老齢化・女性化による質的劣弱化傾向をみることができる。

最後に、農家の就業状態を、専兼業別にみるため第118表をかかげておこう。一九六〇年における就業者総数は二二三四万人で、これが六三年になると二一三四万人に減少した。このうち農業専従者は同じ時期に一三〇一万人から一〇七六万人に減少した。これに対し兼業専従者は一七九万人から一八四万人に増加している。農業専従者はこの期間、各年とも減少しているが、兼業専従者も六二年からむしろ減少傾向に転じている。これに対し、農業もやり兼業にも従事するという農工兼業者の部類が増加を示しているのである。

第二節　農林漁家の人口移動

資料　一九五八年四月より農林省統計調査部は農林漁家就業動向調査を実施し、農家人口の動態ならびに農林漁業部門と非農林漁業部門との労働力の交流の実態を調査し、その結果を毎年「農林漁家就業動向調査報告」として発表している。農家人口に関する統計は、ほかに農業センサス・農業調査の結果にもとづいても作成されているが、そしてこれらの調査における対象農家人口は就業動向調査におけるそれとほぼ同じものではあるが、就業動向調査ではこれらの調査と重点の置き方や調査方法がちがい、また統計内容も異なっている。就業動向調査にあっては、一ヵ年間における人口異動の動態把握に重点がおかれているので、以下この調査報告によりながら一九六一年以後の変化を記録しておこう。なお、この調査の対象は全国一二〇〇の標本集落の内にふくまれる全世帯約

第117表　年齢別男女別基幹的農業従事者（16才以上・全国）

			総　数	16～19才	20～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60才以上
実数（千人）	総数	1961	11,126	347	2,033	2,760	2,203	1,959	1,824
		62	11,251	306	1,889	2,845	2,315	2,037	1,859
		63	11,041	260	1,698	2,781	2,330	2,052	1,920
	男	1961	5,029	160	800	1,076	832	953	1,208
		62	4,893	150	716	1,093	847	934	1,154
		63	4,691	134	627	1,040	838	895	1,157
	女	1961	6,097	186	1,232	1,685	1,372	1,006	616
		62	6,358	155	1,173	1,752	1,468	1,103	705
		63	6,350	125	1,071	1,741	1,492	1,157	763
構成比（%）	総数	1961	100.0	3.1	18.3	24.8	19.8	17.6	16.4
		62	100.0	2.7	16.8	25.3	20.6	18.1	16.5
		63	100.0	2.3	15.4	25.2	21.1	18.6	17.4
	男	1961	100.0	3.2	15.9	21.4	16.5	19.0	24.0
		62	100.0	3.1	14.6	22.3	17.3	19.1	23.6
		63	100.0	2.8	13.4	22.2	17.9	19.1	24.6
	女	1961	100.0	3.1	20.2	27.6	22.5	16.5	10.1
		62	100.0	2.5	18.6	27.2	23.2	17.4	11.1
		63	100.0	2.0	16.9	27.4	23.5	18.2	12.0

〔備考〕　農林省調査による。資料は「昭和38年農業調査結果報告書」。

第118表　農家の就業状態別人口（全国）

		総　数	農業従事者				兼業無就業	専従者
			総　数	農業専従	農業が主	兼業が主		
実数（千人）	1960, 2	22,341	17,543	13,014	1,438	3,092	1,792	3,006
	61.12	21,690	16,681	11,300	1,810	3,570	2,004	3,004
	62.12	21,465	16,541	11,101	1,840	3,599	1,913	3,010
	63.12	21,340	16,435	10,764	1,894	3,777	1,835	3,069
構成比（%）	1960. 2	100.0	78.5	58.3	6.4	13.8	8.0	13.5
	61.12	100.0	76.9	52.1	8.3	16.5	9.2	13.9
	62.12	100.0	77.1	51.7	8.6	16.8	8.9	14.0
	63.12	100.0	77.0	50.4	8.9	17.7	8.6	14.4
前年増減（千人）	1961.12	△ 651	△ 862	△1,713	373	478	213	△ 2
	62.12	△ 225	△ 140	△ 199	30	29	△ 91	6
	63.12	△ 125	△ 105	△ 337	53	178	△ 78	59

〔備考〕　1)　16才以上の世帯員
　　2)　資料は前掲表と同じ。

第119表　農林漁家の地区別人口移動数（1961／62）

	実数（100人）								純減少率（%）	
	年度始め人口		増加		減少		純増減			
	1961	1962	1961	1962	1961	1962	1961	1962	1961	1962
全国	336,938	329,736	11,591	10,185	18,794	18,387	△7,202	△8,202	2.14	2.49
北海道	14,122	13,588	749	624	1,283	1,052	△ 534	△ 428	3.78	3.15
東北	49,066	47,867	2,036	2,138	3,235	3,380	△1,199	△1,242	2.44	2.59
関東	56,497	55,357	1,367	1,134	2,507	2,460	△1,140	△1,326	2.02	2.40
北陸	25,100	24,658	1,295	1,101	1,737	1,702	△ 442	△ 601	1.76	2.44
東山	24,452	24,020	760	736	1,192	1,234	△ 432	△ 498	1.77	2.07
東海	29,392	28,965	896	659	1,323	1,226	△ 427	△ 567	1.45	1.96
近畿	31,295	30,727	945	816	1,513	1,424	△ 568	△ 608	1.81	1.98
山陰	9,128	8,893	244	253	479	451	△ 235	△ 198	2.57	2.23
山陽	24,087	23,554	791	608	1,324	1,275	△ 533	△ 667	2.21	2.83
四国	19,941	19,431	597	528	1,107	1,050	△ 510	△ 522	2.56	2.69
九州	53,858	52,676	1,912	1,588	2,507	3,133	△1,182	△1,545	2.19	2.93

〔備考〕 1)　純減少率は年度始め人口に対するもの。
2)　資料は農林省統計調査部「農林漁家就業動向調査報告」（昭和36年度および37年度）による。

六万戸である。また調査期間は毎年四月一日より翌年三月三一日までの一カ年である。

人口移動の概況

一九六一年の年度始めにおける農林漁家人口数は三三六九万三八〇〇人であるが、この年度内に増加一一六万人、減少一八八万人で、差引き七二万人の純減少となった。つづいて一九六二年における年度始め人口三二九七万三六〇〇人は、年度内の増加一〇二万人、減少一八四万人で、差引き八二万人の純減少をきたした。この二カ年で農林漁家人口は一五四万人の純減少となったわけである（第119表参照）。

農林漁家人口は前述の調査が実施された一九五八年いらい毎年減少しつづけたことが確認されたのであるが、その純減少数は年とともに増加し、五八年を一〇〇とすると六二年では二一六となり、六二年は五八年にくらべじつに二倍以上の純減少を記録した。また純減少率からみれば、六一年は二・一四%、六二年は二・四九%である。

つぎに地区別にみると、両年度とも北海道が最も減少率が高く、ついで九州・四国・東北・山陰などが高い。減少率の低い地区は、東海・東山・北陸などである。

男女別・年齢別の移動状況

一九六一年度の人口移動を男女別・年齢別にみると（第120表参照）、年度始め人口に対する純減少率は男子二・三%、女子二・〇%で、男子の方が高い。六二年度でも純減少率は男子二・七%、女子二・三%と、やはり男子の方が高い。また六一年度の人口移動を年齢別に観察すると、一四才以下が二・五%の純増を示しているが、一五才以上の生産年齢人口はいずれも純減少をきたし、六〇才以上の老齢層をのぞけば、とくに比較的若い年齢層においてその純減少率が高い。すなわち、一五～一九才九・二%、二〇～三四才四・八%、三五～五

減少									差引純増減（△は減）
総数	職業的移動			社会的移動			死亡	世帯の減少によるもの	
	就職離村	年雇の転出	出稼者離村	勤務者転出	婚姻	入院・入学離村・その他			
18,794	4,260	435	1,901	968	3,173	2,877	1,856	3,324	△ 7,202
9,429	2,455	196	1,570	765	381	1,402	914	1,746	△ 3,725
1,254	434	1	1	—	1	388	302	127	1,416
1,997	1,195	145	167	121	5	348	92	24	△ 1,467
3,323	751	123	826	546	367	421	205	84	△ 1,655
1,450	71	25	556	98	7	164	207	322	△ 716
1,405	4	2	20	—	1	81	108	1,189	△ 1,303
9,365	1,805	239	331	203	2,792	1,475	942	1,578	△ 3,477
1,271	471	—	5	—	3	394	278	120	1,245
1,759	926	90	146	63	219	233	73	9	△ 1,107
4,126	372	141	153	121	2,502	549	214	74	△ 1,811
820	33	7	25	19	61	213	254	208	△ 554
1,389	3	1	2	—	7	86	123	1,167	△ 1,250
18,387	4,639	332	2,060	1,057	2,728	2,514	2,958	2,099	△ 8,202
9,487	2,570	134	1,849	861	255	1,225	1,577	1,016	△ 4,272
1,308	479	—	2	—	5	347	106	369	812
2,282	1,436	33	169	144	8	388	19	85	△ 1,824
3,045	602	85	906	642	235	321	71	183	△ 1,360
1,514	49	14	733	75	7	118	254	264	658
1,338	4	2	39	—	—	51	1,127	115	△ 1,242
8,900	2,069	198	211	196	2,473	1,289	1,381	1,083	△ 3,930
1,325	580	3	1	—	3	354	62	322	642
1,931	1,177	68	79	75	183	252	4	93	△ 1,407
3,574	293	121	108	110	2,230	464	49	199	△ 1,391
768	19	5	19	11	56	150	195	313	△ 561
1,302	—	1	4	—	1	69	1,071	156	△ 1,213

第120表　農林漁家の年齢別形態別人口移動（単位：100人）

年齢別男女別＼項目			増加								
			総数	職業的移動			社会的移動			出生	世帯の増加によるもの
				離職帰村	年雇の転入	出稼者帰村	勤務者転入	婚姻	卒業・退院その他		
総数			11,592	861	282	1,464	581	1,291	1,814	4,382	489
一九六一年度	男	総数	5,704	413	115	1,204	426	198	829	2,295	224
		14才以下	2,670	—	2	—	—	1	282	2,295	90
		15～19才	530	129	40	116	90	4	143	—	8
		20～34才	1,668	243	59	642	272	187	217	—	48
		35～59才	734	39	13	428	62	6	126	—	60
		60才以上	102	2	1	18	2	—	61	—	18
	女	総数	5,888	448	167	260	155	1,521	985	2,087	265
		14才以下	2,516	—	—	—	—	2	316	2,087	111
		15～19才	652	188	79	104	72	89	110	—	10
		20～34才	2,315	252	83	125	71	1,388	329	—	67
		35～59才	266	7	4	28	10	37	124	—	56
		60才以上	139	1	1	3	2	5	106	—	21
総数			10,185	970	217	1,755	567	1,576	1,227	3,575	298
一九六二年度	男	総数	5,215	462	76	1,554	404	151	547	1,870	151
		14才以下	2,120	—	1	1	—	3	187	1,870	58
		15～19才	458	142	22	103	82	2	94	—	13
		20～34才	1,685	269	37	795	265	137	147	—	35
		35～59才	856	48	12	617	57	9	72	—	41
		60才以上	96	3	4	38	—	—	47	—	4
	女	総数	4,970	508	141	201	163	1,425	680	1,705	147
		14才以下	1,967	—	2	—	2	5	204	1,705	49
		15～19才	524	185	56	67	72	61	71	—	12
		20～34才	2,183	315	79	121	82	1,306	244	—	36
		35～59才	207	4	2	9	7	52	92	—	41
		60才以上	89	4	2	4	—	1	69	—	9

〔備考〕　資料は前表に同じ。

減少									差引純減少
総数	職業的移動			社会的移動			死亡	世帯の減少によるもの	
	就職離村	年雇の転出	出嫁者離村	勤務者転出	婚姻	入院・入学離村・その他			
13,974	3,954	—	1,946	578	2,395	1,859	2,552	690	3,804
16,066	4,064	517	1,821	609	2,692	2,313	2,958	1,092	4,580
15,874	4,153	451	1,748	622	2,492	2,247	2,919	1,242	4,966
18,794	4,260	435	1,901	968	3,173	2,877	3,324	1,856	7,202
18,387	4,639	332	2,060	1,057	2,728	2,514	2,958	2,099	8,202
100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
115.0	102.8	100.0	93.6	105.4	112.4	124.4	115.9	158.3	120.4
113.6	105.0	87.2	89.8	107.6	104.1	120.9	114.4	180.0	130.5
134.5	107.7	84.1	97.7	167.5	132.5	154.8	130.3	269.0	189.3
131.6	117.3	64.2	105.9	182.9	113.9	135.2	115.9	304.2	215.6

5)　「出稼者」とは1ケ月以上6ケ月未満の予定で家を離れて他に就業するもの。

6)　「勤務者の転入・転出」とは離村，帰村の前後とも勤務者であることに変わりのない者の出入をさす。

7)　「その他」には就職離村，離職帰村，勤務者の転出入等に付随して転出入する。家族や，災害等のために都市から転入した者等を含む。

8)　資料は，農林省各年「農林漁家就業動向調査報告」による。

九才一・五%、六〇才以上五・九%である。これは、農林漁家人口の純減少が主として就職その他社会的原因によって起こっていることを示唆するものであるが、その点については後述する。

一九六二年度における年齢別移動をみると、一四才以下が一・四%の純増で、前年の二・五%純増にくらべ大きく下まわっている。これに対し、一五〜一九才　一一・八%、二〇〜三四才　四・〇%、三五〜五九才　一・四%、六〇才以上五・六%と、それぞれ純減少を示している。とくに一五〜一九才の青少年層が二ヵ年にわたり年一〇%前後減少したという事実は注目されねばならない。

形態別人口移動　第121表は農林漁家人口の形態別人口移動を、一九五八年から六二年まで、年次別に示すものである。この各年次を通じて、毎年一一〇万人前後の人口増加があり、これに対し減少は五八年の一四〇万人から逐年増加して六二年では一八四万人となり、結局、前述のように大きな純減少を記録することとなったのである。

増加人口を形態別にみると、六二年では、職業的移動のうち離職帰村（九万七〇〇〇人）、出稼者帰村（一七万五五〇〇人）などが増加している。社会的移動では特に学校卒業や退院による帰村者（一二万二七〇〇人）の減少が目立っている。他方、減少人口を形態別にみると、六二年では就

第121表　農林漁家の年次別形態別人口移動

年度別＼項目		年度始め人口総数	増加 総数	職業的移動 離職帰村	職業的移動 年雇の転入	職業的移動 出稼者帰村	社会的移動 勤務者転入	社会的移動 婚姻	社会的移動 卒業・退院・その他	出生	世帯の増加によるもの
実数（一〇〇人）	1958	347,546	10,170	1,128	—	1,416	248	1,602	1,220	4,320	236
	59	345,792	11,486	1,116	485	1,471	302	1,821	1,481	4,508	302
	60	341,486	10,908	965	344	1,398	371	1,737	1,411	4,149	533
	61	336,938	11,592	861	282	1,464	581	1,719	1,814	4,382	489
	62	329,736	10,185	970	217	1,755	567	1,576	1,227	3,575	298
指数	1958	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	59	99.5	112.9	98.9	100.0	103.9	121.8	113.7	121.4	104.4	128.0
	60	98.3	107.3	85.5	70.9	98.7	149.6	108.4	121.4	96.0	225.8
	61	96.9	114.0	76.3	58.1	103.4	234.3	107.3	148.7	101.4	207.2
	62	94.9	100.0	86.0	44.7	123.9	228.6	98.4	100.6	82.8	126.3

〔備考〕 1)　「年度始め人口」に人口移動数を加減しても，次年度始めにおいて一部の標本替えが行なわれているため「次年度始め人口」に一致しない。

2)　1958年度の「年雇の転入，転出」はそれぞれ「離職帰村・就職離村」に含まれている。

3)　「離職帰村」には従来「転業帰村」「一時帰休」として区別していたものが含まれる。

4)　「就職離村」は就職のためほぼ6ケ月以上にわたる予定で離村し世帯員でなくなった場合をさし，その逆の場合は「離職帰村」である。

職離村（四六万三九〇〇人）・出稼ぎ離村（二〇万六〇〇〇人）によるものが多くなっており、年雇の転出によるものは五九年以降の傾向と同様にむしろ少なくなっている。社会的移動としては、勤務者の転出によるものが増加したほか、他は少なくなっており、農林漁家人口の減少は主として就職や出稼ぎなど職業的原因にもとづく流出であることがわかる。この点は六二年以前についても同様で、一九五八年以降六二年まで、農林漁家人口は就職や出稼ぎなど主として職業的移動を中軸として年々減少をつづけ、しかもその純減少の絶対数は年々増大して来たことが知られる。

年齢別形態別流出者数

次に農林漁家人口の流出者を、その年齢別形態別に観察すれば（第122表参照）、われわれは次の特徴点を指摘することができる。

㈠　年齢別に流出者数をみると、一九五八年いらい、一九才以下の若年層が圧倒的多数をしめ、流出総数の七〇％前後となっている（六二年では七一・三％）。これにつぐものは二〇～三四才層で、その総数に対する割合は五八年の二二・四％から六一年の二八・四％までにおよんでいる。したがって流出者の約九五％までが三四才未満の青壮年人口であることがわかる。

㈡　流出者を世帯上の地位別に観察すると、六二年においては、総数のうち最も多いものは「その他の家族」（経営主でも、あととりでもない者）

第122表　農林漁家人口の年齢別形態別流出者数（全国）

諸形態別 / 年度別		年令別				世帯上の地位別			流出前の就業状態別			流出形態別	
		総数	19才以下	20～34才	35才以上	経営主	あととり	その他の家族	非就業	農業従事	農業以外の自営業従事	就職離村	在宅就職
実数（一〇〇人）	1958	5,145	3,886	1,153	106	113	673	4,291	2,938	1,939	268	3,700	1,445
	59	6,228	4,466	1,540	222	214	932	4,972	3,494	2,388	346	3,939	2,289
	60	6,890	4,806	1,792	292	283	1,147	5,383	3,959	2,569	362	4,070	2,820
	61	7,467	4,817	2,122	528	476	1,335	5,546	4,050	3,013	404	4,248	3,219
	62	8,591	6,122	1,950	519	452	1,482	6,575	5,738	2,608	245	4,598	3,993
指数	1958	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	59	120	115	134	209	189	138	116	119	123	129	106	158
	60	134	124	155	275	250	170	125	135	132	135	110	195
	61	145	124	184	498	421	198	129	138	155	151	115	223
	62	167	158	169	490	400	220	153	195	135	91	124	276
構成比（%）	1958	100.0	75.5	22.4	2.1	2.2	13.1	83.4	57.1	37.7	5.2	71.9	28.1
	59	100.0	71.7	24.7	3.6	3.4	15.0	79.8	56.1	38.3	5.6	63.2	36.8
	60	100.0	69.8	26.0	4.2	4.1	16.6	78.1	57.5	37.3	5.3	59.1	40.9
	61	100.0	64.5	28.4	7.1	6.4	17.9	74.3	54.2	40.4	5.4	56.9	43.1
	62	100.0	71.3	22.7	6.0	5.3	17.3	76.5	66.8	30.4	2.9	53.5	46.5
離村率（%）	1958	72	73	70	39	25	59	75	70	72	92		
	59	63	67	58	28	12	47	68	65	58	86		
	60	59	62	58	26	18	46	63	59	54	91		
	61	57	62	54	21	15	42	63	61	48	83		
	62	54	59	46	13	12	45	58	58	42	80		

〔備考〕 1)　世帯上の地位別区分のうち年雇の表示は省略してある。

2)　離村率は流出者数のうち就職離村者の占める比率。

3)　資料は前掲「農林漁家就業動向調査報告」による。

で五八年には八三・四%、六二年では七六・五%というように、圧倒的部分をしめている。これに対し、同じ家族員でも農家のあととりに当たる者の流出割合は五八年一三・一%から年を追って増加し、六二年には一七・三%に達している。さらに農家の経営主自身まで農業外に流出しているのであり、しかも逐年その絶対数も割合も増大している点は注目に値いする。すなわち、その流出経営主の割合は、五八年の二・二%から六一年には八・四%、六二年には五・三%になっている。

㈢　流出者をその流出前の就業状態別にみると、非就業者がその絶対数・割合ともに過半数をしめている（五八年五七・一%、六二年六六・八%）。これについで農業従事者が多いのであるが、それは総流出者に対して五八年の三七・七%から六一年の四〇・四%まで増加したのち、六二年にはやや減少して三〇・四%になった。いずれにせよ、流出者の過半数は非就業者であり、しかもこれを前述のような一九才以下人口の大量流出と併せ考えると、そのほとんどが中高校卒の新規労働力であることが推定される。農業従事者の流出が流出者総数の三〇%から四〇%に当たっている事実と、二〇～三四才層の流出が、前述のとおり全体の二〇%から三〇%近い割合をしめている事実とをあわせ考えると、自家農業に数年間従事し、なお農業以外の労働に適応力を持つている青壮年人口が、相当数農山漁村を後にして移動したことを推定しても間違いはないであろう。

㈣　右の流出を、就職して離村した者と、在宅のまま就職し通勤している者とに別けてみると、五八年当時にあっては離村者が七一・九%、在宅者が二八・一%と前者が圧倒的に多かったのであるが、年を追うにつれて両者の比率上の差は縮小して来たことが示されている。すなわち、六二年においては、就職離村者五三・五%に対し、在宅就職者四六・五%となっている。このことは、工場や商社など企業が地方分散をおしすすめ、農家の家族労働力を在宅のまま通勤就業させる方法が普及してきたことを物語っており、同時に、交通機関が発達し、在宅通勤の時間的空間的距離がますます短縮している事実とも関係がある。いずれにせよ、低廉な農家出身の労働力を求めて、資本主義的企業が大量に農山漁村人口を汲みとりつつある過程を、右の統計はよく示している。なお、右の第122表下欄は、年齢別・世帯上の地位別および就業状態別に流出者の離村率を示している。これによれば、年齢階層別にはそれほどの差異はないが、世帯主の離村率が低く、あととりをのぞく家族員のそれが高いこと、また、農業従事者の離村率が低く、農業以外の自営業従事者のそれが極めて高いことが特徴的である。

以上によって、農林漁家からの労働力流出が、若年の新規学卒家族労働力を中心とし、農家のあととりにまでおよんでいること、流出の形態としては、在宅通勤者が増加して全体の半ば近くに達していることがわかる。

流出者の就業先

最後に、右にみた流出人口の産業別就業先をみよう（第123表）。

㈠　一九六一年の流出者総数七五万人のうち、男子は四三万人、女子は三三万人をしめている。就業先としては、男子の五〇・五%、女子の四七%がそれぞれ製造業に就業しており、六二年になると両者とも微減してそれぞれ四七・五%、四五・六%となっている。就業した流出者の半ば近くが製造業に職場を見出したわけで、その種類をみると、繊維工業が一二%前後をしめているが、これは主として女子の就業である。これと対照的なのは機械工業で、女子は各年とも一〇%に達しないのに対し、男子は六一年二一・四%、六二年一七・九%とその比率は極めて高い。これに金属・化学をふ

金　属	機　械	その他	卸・小売業	金融保険不動産業	運　輸通信業	電気ガス水道業	サービス業 農協等	サービス業 その他	公　務
218	408	258	922	57	255	49	107	968	266
323	697	340	941	69	338	69	112	1,109	297
456	937	322	979	129	333	90	135	1,033	348
452	1,200	335	978	140	426	87	138	1,085	344
478	1,146	314	1,260	185	513	103	167	1,253	436
4.2	7.9	5.0	17.9	1.1	5.0	1.0	2.1	18.8	5.2
5.2	11.2	5.5	15.2	1.1	5.4	1.1	1.8	17.8	4.8
6.6	13.6	4.7	14.1	1.9	4.8	1.3	2.0	15.0	5.1
6.1	16.1	4.5	13.0	1.9	5.7	1.2	1.8	14.5	4.6
5.6	13.3	3.7	14.7	2.2	6.0	1.2	1.9	14.6	5.1
9.2	21.4	4.8	10.4	1.7	7.8	1.5	1.6	7.7	5.7
10.4	26.2	5.7	11.5	1.8	5.8	1.9	0.7	7.4	5.2
8.3	15.2	3.9	9.2	1.2	11.5	1.1	2.2	8.4	7.1
5.4	12.7	2.8	6.4	2.3	8.2	0.8	5.1	6.8	4.0
1.8	9.0	4.0	16.8	2.2	2.8	0.7	2.2	23.7	3.1
1.7	9.8	4.1	17.3	2.4	3.2	0.8	1.9	21.1	3.0
2.1	6.0	3.5	17.7	1.1	2.0	0.6	2.7	32.0	4.0
2.2	9.6	5.1	2.9	2.9	0.7	—	4.4	25.1	1.5
6.9	14.2	4.3	14.1	0.8	4.9	1.3	0.3	17.7	3.5
5.0	18.5	4.8	11.7	3.2	6.7	1.0	3.9	10.6	6.0
8.7	17.9	3.9	11.0	2.0	8.2	1.8	1.7	8.4	6.3
9.9	22.0	4.4	11.9	2.1	6.4	1.9	0.7	7.6	5.6
6.5	11.7	2.8	9.4	1.7	13.1	1.9	2.8	9.6	8.6
6.2	4.8	3.4	8.8	2.8	6.8	0.8	6.8	11.0	4.8
1.8	7.9	3.3	19.0	2.3	3.3	0.5	2.2	21.9	3.6
1.7	8.2	3.1	19.5	2.6	3.7	0.5	2.0	20.2	3.1
2.1	6.4	3.5	20.0	1.4	2.1	—	3.1	29.1	5.9
3.0	9.0	7.2	4.2	1.2	0.6	1.8	2.4	21.7	2.4
5.8	11.8	3.7	15.1	1.0	4.6	1.2	0.3	17.1	3.7
5.4	15.1	3.7	14.2	3.5	7.5	1.2	3.9	11.5	6.6

第123表　農林漁家人口の就業産業種類別流出者数（全国）

			総数	鉱業	建設業	製造業				
						総数	食糧品	繊維	木材	化学
年度別総数	実数（一〇〇〇人）	1958	5,145	52	380	2,089	254	631	139	181
		59	6,228	52	376	2,865	252	851	169	233
		60	6,890	58	466	3,319	261	897	139	307
		61	7,467	61	551	3,657	261	879	205	325
		62	8,591	43	626	4,005	367	1,055	212	423
	構成比（%）	1958	100.0	1.0	7.4	40.5	4.9	12.3	2.7	3.5
		59	100.0	0.8	6.0	46.0	4.0	13.7	2.7	3.7
		60	100.0	0.8	6.8	48.2	3.8	13.0	2.0	4.5
		61	100.0	0.8	7.4	49.1	3.5	11.8	2.7	4.4
		62	100.0	0.5	7.3	46.6	4.3	12.3	2.5	5.0
一九六一年度構成比（%）	男	総数	100.0	1.3	11.8	50.5	3.3	2.9	3.5	5.4
		19才以下	100.0	0.8	7.3	57.6	3.7	3.8	2.8	5.0
		20～34才	100.0	1.7	15.4	42.2	3.2	1.6	4.4	5.6
		35才以上	100.0	3.3	27.1	36.0	1.0	1.5	5.4	7.2
	女	総数	100.0	0.1	1.4	47.0	3.8	23.7	1.7	3.0
		19才以下	100.0	0.1	0.8	49.4	3.2	26.3	1.1	3.2
		20～34才	100.0	0.1	2.6	37.2	4.0	17.4	2.4	1.8
		35才以上	100.0	0.7	6.6	55.2	12.6	11.8	8.8	5.1
	就職離村		100.0	0.6	8.0	48.8	3.0	15.3	1.6	3.5
	在宅就職		100.0	1.1	6.6	49.2	4.1	7.1	4.2	5.5
一九六二年度構成比（%）	男	総数	100.0	0.8	12.2	47.5	4.5	3.1	3.3	6.0
		19才以下	100.0	0.5	9.6	53.7	4.3	3.6	2.9	6.5
		20～34才	100.0	0.9	15.7	36.2	4.8	1.9	4.0	4.7
		35才以上	100.0	3.1	22.1	32.9	4.2	3.1	4.8	6.2
	女	総数	100.0	0.1	1.5	45.6	4.1	23.1	1.4	3.9
		19才以下	100.0	0.1	0.8	47.5	3.6	26.1	0.9	4.0
		20～34才	100.0	0.4	2.5	34.9	4.6	12.5	2.4	3.4
		35才以上	100.0	—	9.6	56.0	9.6	13.9	7.8	5.4
	就職離村		100.0	0.4	7.9	48.5	4.0	17.1	1.6	4.5
	在宅就職		100.0	0.6	6.6	44.5	4.5	6.7	3.5	5.6

〔備考〕　資料は前掲「農林漁家就業動向調査報告」

くめるとその比率はさらに高くなり、日本経済の「高度成長」によって農林漁家から動員吸収された労働力が重化学工業に重点的に就業した事情をよく示している。

㈡　製造業についで多い就業先は卸・小売の商業部門で、六一年では全体の一三%、六二年では一四・七%をしめている。男女別にみると、女子の方が両年とも男子よりも多い（六二年では、男子一一%に対し女子一九%）。

㈢　建設業も農林漁家からの労働力就業先として重要な意味をもっている。すなわち六一年では全体の七・四%、六二年では七・三%。これは当然に男子が多く、たとえば六二年では、女子一・五%に対し男子は一二・二%と圧倒的に多い。

㈣　就職離村と在宅通勤との別にみると、製造業では右の両形態が相半ばしている。しかしこれを製造業の種類別にみると、当然のことながら繊維工業では離村が多く、逆に機械工業では在宅しながら通勤する形態が多い。

第二章　農家経済と農民生活

第一節　農家の生計費

農家生計費調査の資料

農林省は毎年「農家経済調査」を実施しているが、「農家生計費調査」はその一環として、主として農家の生活状態に関する事項を調査する目的で実施されている。この調査の対象農家は、農家経済調査の対象農家（全国一万五二〇〇戸）のなかから一定の基準にもとづいて抽出した約三〇〇〇戸の農家である。調査期間は四月一日から翌年三月三一日までの一カ年で、対象農家の生計費に関する日計記帳簿を材料にして集計整理して統計が作成される。調査結果は統計調査部編「農家生計費調査報告書」（一九六二年度は「農家生計費統計」）として公表されている。「農家生計費統計」には、農家生活物資の消費状況、世帯人員数別にみた農家生計費等について、調査概況と統計表が記載されている（以下の記述は主として右の資料類によった）。

農家経済と所得

まず年次別に、最近における農家経済と所得（全国平均一世帯当り）の推移を農林省「農家生計費調査」の結果によって示すと第124表のとおりである。米の豊作で農業所得のピークを記録した一九五五年にくらべると、その後の農業所得はいずれもこの記録を下まわり、ようやく一九六二年において五五年の水準を追い越した（物価上昇を考慮外において）。しかし労賃俸給収入を中心とする農外所得の伸びは、とくに五七年いらい急速で、六一年では金額にして五五年の倍以上になっている。農家所得もまた名目的にはほとんど毎年増大を記録し、経済余剰は五五年の新記録以後三～四年間は減少し停滞を示したのち、六〇年には五五年の水準を突破し、以後増勢をたどった。

一九六二年度についてみると、農家一世帯当り所得総額は五二万四〇〇〇円で、前年に比較し一一・四%の増を示した。このうち農業所得は二七万一〇〇〇円で前年の伸び率を上まわり、農外所得は

第124表　農家経済の推移（全国平均１世帯当り）

年次別＼項目		農業所得	農外所得	農家所得	租税公課諸負担	税引農家所得	被贈扶助等の収入	可処分所得	家族家計費	農家経済余剰	農業所得による家計費充足率	農家所得による家計費充足率	農家所得に占める農業所得の割合
実数（千円）	1955	255.6	102.5	358.1	31.4	326.7	21.0	347.6	321.8	34.9	79.4%	111.3%	71.4%
	56	231.0	108.7	339.7	31.4	308.3	24.0	332.3	320.3	12.1	72.1	106.1	68.0
	57	192.7	147.9	340.6	25.9	314.8	25.3	340.0	318.9	21.2	60.4	106.8	56.6
	58	196.8	152.6	349.5	26.8	322.7	26.6	349.3	323.7	25.5	60.8	107.9	56.3
	59	206.8	166.0	372.8	27.1	345.8	28.6	374.4	342.0	32.4	60.5	109.0	55.5
	60	219.0	192.1	411.3	29.9	381.4	31.6	413.0	368.4	44.6	59.5	111.6	53.3
	61	236.6	222.8	459.5	35.0	424.5	41.4	465.8	415.6	50.3	56.9	110.6	51.5
	62	270.7	253.7	524.4	46.8	477.5	43.6	521.2	458.8	62.3	59.0	126.2	51.6
前年対比（%）	1956	90.9	106.0	94.9	100.0	94.4	114.3	95.6	99.5	34.7			
	57	83.4	136.0	100.3	82.5	102.1	105.4	102.3	99.6	175.2			
	58	102.1	103.1	102.6	103.5	102.5	105.2	102.7	101.5	126.6			
	59	105.1	108.7	106.7	101.1	107.1	107.5	107.2	105.6	116.7			
	60	105.1	108.7	106.7	101.1	107.1	110.5	110.3	107.3	137.7			
	61	107.9	116.0	111.7	116.9	111.3	130.9	112.8	112.8	112.8			
	62	114.4	113.8	114.1	133.8	112.5	105.5	111.9	110.4	124.0			

〔備考〕 1)　四捨五入の為数字に誤差がある。以下の表も同じ。

2)　資料は農林省統計調査部各年度「農家生計費調査報告」および「昭和37年度農家生計費統計」による。

二五万四〇〇〇円であり、後者の伸び率（一三・八％）は前年を下まわっている。農外所得の伸び率が低下したのは経済不況の影響で農民の雇用機会が減り、労賃収入が低下したことによると推定される。このように、農業所得が増加し、農外所得の伸び率が低下したとはいっても、農家所得にしめる農外所得の構成比は四八・四％とほぼ半ばに達しているのであって、農家の経済状態が直接に資本主義的経済圏たる工業・商業・サービス部門の経済変動に影響される度合がきわめて高いことを物語っている。農業所得による家計費の充足率も年々低下しており、六二年度では五九％にすぎない。

農家生計費の推移　第125表は一九五五年より六二年にいたる期間の、農家一世帯（五・五二人）当り生計費の推移を、同じ農林省の調査結果によって示したものである。まず、農家生計費の総額は五五年以後（五七年の例外をのぞけば）年々増加し、とくに六一年と六二年ではその増加率が高く、それぞれ四一万七〇〇〇円、四六万円となった。なお六二年度の生計費のうち三四万四〇〇〇円は現金支出で、生計費総額にしめる現金支出の割合は七四・七％であり、そしてこの割合は年々高まっており、農家の生活にも商品経済が一段と浸透しつつあることが示されている。

次に消費内容別に生計費の推移をみると次の諸点を指摘できる（前掲第125表参照）。

㈠　飲食費――絶対額からみれば年々増加し、六二年では一七万五〇〇〇円で、一ヵ月一世帯平均一万四六〇〇円、一人一ヶ月当り約二六五〇円である。年々増加して来たとはいえ、一日一人当りわずか九〇円足らずの飲食費であることに注意されたい。また、飲食費の増加は物価騰貴を考慮にいれない名目額の増加だという点にも注意しなければならぬ。さらに生計費全体の上昇のなかでは飲食費の伸びは最もゆるやかで、むしろ停滞的であるといえる。すなわち、六二年度の対前年増加率は六・六％で、生計費総額の伸び率一〇・四％にくらべても、また（たばこの例外をのぞき）他のすべての費目における増加にくらべても、その伸び率は低い。農家の食生活があまり向上していないことを物語っている。他方、生計費総額にしめる飲食費の割合は五五年以後低下傾向をたどり、六二年度ではエンゲル系数三八・一となった。

㈡　被服費――六二年度におけるその絶対額は一世帯平均五万二〇〇〇円で、前年に対し一〇・六％の増を記録した。五五年いらいの推移をみると、絶対額は増加傾向にあるが、生計費総額にしめる構成比は一一％前後でほとんど変わらない。

㈢　住居費――一九五五年の三万七〇〇〇円に比較すると六二年では七万一〇〇〇円になり、約二倍に増加している。住居費の対前年増加率が最も大きかったのは一九六一年で、一年間に二七・八％も伸びた。しかし六二年ではわずか八・一％にとどまっている。これは、住居費のなかにふくまれるテレビ・オートバイおよびその他の耐久消費材の購入がこのころまでに一巡したためであろう、と農林省の前掲報告書は推定している。(注)　なお、住居費の総生計費にしめる構成比は五八年までは一一％程度であったが、それ以後は増大し、六二年には一五・四％になっている。

（注）一九六二年度には、耐久消費財をふくめて農家の住居費の伸び率は低下したが、参考までに六三年現在におけるこれら耐久消費財の普及率を同じ農林省「農家経済調査」の結果によってみるとつぎのとおりである。すなわち、ミシン七四・三％、テレビ六八・一％、オートバイ四四・八％、電気洗濯機三三・一である。

㈣　教養文化費――この費目の増加率は六二年度において全費目

第125表　農家生計費の推移（全国平均1世帯当り）

年次＼費目	総額	飲食費	たばこ	被服費	家計光熱費	住居費	保健衛生費	教養文化費	雑費
実数（千円）									
1955	314.3	149.3	6.3	34.1	14.8	36.5	11.9	23.4	38.0
56	321.8	151.7	6.5	34.6	15.0	37.6	12.6	25.2	38.5
57	320.6	147.8	6.5	35.2	15.5	35.7	13.3	26.7	39.8
58	325.3	148.3	6.6	35.1	14.8	37.3	13.7	28.3	41.3
59	343.4	150.2	6.8	37.4	15.4	44.5	14.3	31.1	43.6
60	369.7	153.9	6.8	41.6	17.2	51.1	15.8	33.2	50.0
61	416.8	164.3	7.2	46.9	19.2	65.3	18.2	38.2	57.5
62	460.2	175.3	7.5	51.9	22.1	70.7	20.6	46.0	66.1
構成比（%）									
1955	100.0	47.5	2.0	10.8	4.7	11.6	3.8	7.5	12.1
56	100.0	47.2	2.0	10.7	4.7	11.7	3.9	7.9	11.9
57	100.0	46.1	2.0	11.0	4.8	11.1	4.2	8.3	12.5
58	100.0	45.6	2.1	10.8	4.6	11.5	4.2	8.7	12.5
59	100.0	43.8	2.0	10.9	5.5	13.0	4.1	9.1	12.6
60	100.0	41.6	1.9	11.3	4.7	13.8	4.3	9.0	13.4
61	100.0	39.4	1.7	11.3	4.6	14.7	4.4	9.1	13.8
62	100.0	38.1	1.6	11.3	4.8	15.4	4.5	10.0	14.3
前年増加率（%）									
1956	2.4	1.6	3.7	1.5	1.7	2.9	5.8	7.7	1.2
57	△0.4	△2.6	0.2	1.9	2.8	△3.1	6.2	5.7	3.4
58	1.5	0.2	1.7	△0.5	△4.2	4.4	2.8	5.9	3.6
59	5.5	1.3	3.4	6.6	3.8	19.6	4.1	10.0	5.7
60	7.6	2.4	△0.7	11.3	11.7	14.7	10.9	6.7	14.6
61	12.7	6.8	6.2	12.7	11.6	27.8	14.8	14.9	14.9
62	10.4	6.6	4.7	10.6	15.0	8.1	13.1	20.4	15.0

〔備考〕1）△は減少率。　2）資料は前表に同じ。

中最高で、一年間に二〇・四%伸びて、一世帯当り平均で四万六〇〇〇円になった。五五年以降の推移をみると、その伸び率は年により大きく相違しているが、六一年以後になると急に大幅な伸びを示している。教養文化費のなかでは、とくに教養娯楽費の伸びが最近の著しい特徴をなしている。

以上みてきたように、六二年度にあっては、教養文化費はじめ家計光熱費・雑費などの増大が顕著で、これに対し飲食費・保健衛生費・住居費などが停滞気味を示しているのが特徴的である。

所得階層別農家所得　一九六一・六二年度の農家経済と農家所得の概要を所得階層別に観察しよう。第126表によれば、われわれは両年度の農家経済と農家生計費について一般的に次の諸点を指摘できるであろう。

㈠　所得階層と農業所得・農外所得・農家所得および家計費はほぼ正比例の関係にある。すなわち、前者が大きければ大きいほど、後者の絶対額は大きくなっている。また農家所得に対する農業所得の割合（いわゆる農業依存度）は、所得が上がるにつれて低下する傾向がみとめられる。これは農家所得の増加は農業所得の増大に依存するよりは、むしろ農外所得の増大に依存するものであることを物語っている。

㈡　農家の可処分所得と家計費との関係をみると、両年度とも、所得三〇～四〇万円層で辛うじて前者が後者を満たすに足り、農家経済の赤字を出さずにすんでいる。これ以下の階層では可処分所得で家計をまかなうことができず、赤字を出している。これと対照的に五〇万円または六〇万円以上層になると、可処分所得で十分に家計費をまかない、絶対額からすればわずかではあるが、とにかく経済余剰を残している。

㈢　農業の家計充足度（農業所得に対する家計費の割合）をみると、どの階層でも農業所得だけでは生活費をみたすに足りない状態である。ことに低所得層においては、家計費の五〇%から七〇%を農外所得（主として労賃収入）に依存しており、これ以上の階層でも三〇～四〇%は農外所得に頼っている。

所得階層別農家生計費　所得階層別に農家の生計費の内容をみると第127表のとおりである。一般的にいって、所得が大きければ大きいほど、生計費の各費目は大きくなっているのは当然のことである。しかし所得の差による生計費の格差は費目により一様ではない。たとえば一九六二年度についてみると、所得二〇～三〇万円層と七〇～八〇万円層との間には、次のような格差がみられる。すなわち、後者の臨時費は前者の五・四倍、雑費は三・七倍、教養文化費と被服費は三倍、住居費は二・四倍である。これ以外の費目（飲食費・たばこ・家計光熱費等）では、これほど大きい格差はないが、それでもかなりのひらきがある。

つぎに各費目とその構成比についてみよう。

㈠　飲食費――エンゲル系数は所得の増大にともない傾向的に低下している。六二年度には、二〇～三〇万円層は四三・四であるが、七〇～八〇万円層では三六・九である。八〇万円以上層になるとこれが三二・六となっている。

㈡　家計光熱費・たばこ・保健衛生費――これらの費目と生計費総額との関係も、ほぼ飲食費のばあいと同様に所得が増大するにつれてその比率が低下する傾向を示している。たとえば六二年度の家計光熱費についてみると、二〇～三〇万円層では生計費総額の五・八%をしめているが、七〇～八〇万円層では四・四%、八〇万円以上層になるとわずか四%をしめるにすぎない。

㈢　被服費・教養文化費・雑費――これらは所得階層が上がるにしたがって絶対額・構成比とも上昇する傾向を示している。たとえば

第126表　所得階層別にみた農家経済の概要（全国平均1世帯当り）

所得階層別	項目	農業所得 総額 円	農業所得 農業所得 円	農業所得 農外所得 円	可処分所得 円	家計費 円	農家経済余剰 円	農業所得/農家所得 %	可処分所得/家計費 %	農業所得/家計費 %	世帯員1人当り 実額（円） 農家所得	実額（円） 家計費	40～50万円を100とした指数 農家所得	40～50万円を100とした指数 家計費
一九六一年度	20万未満	163,141	97,360	65,781	190,154	214,331	△24,177	59.6	88.7	45.4	39,122	51,398	52.3	72.8
	20～30万	250,393	160,416	89,981	274,530	283,458	△ 8,928	64.1	96.9	56.0	49,879	56,466	66.6	80.0
	30～40万	347,833	213,922	133,911	358,897	353,798	5,099	61.5	101.4	60.5	62,786	63,862	83.9	90.5
	40～50万	447,684	271,747	175,937	449,018	421,944	27,074	60.7	106.4	64.4	74,863	70,559	100.0	100.0
	50～60万	547,899	313,802	234,097	543,769	471,913	71,856	57.3	115.2	66.5	88,800	76,485	118.6	108.4
	60～70万	646,348	387,668	268,680	634,564	534,587	99,977	60.0	118.7	72.5	98,981	81,866	132.2	116.0
	70万以上	897,483	539,567	357,916	891,431	648,524	242,907	60.1	104.0	83.2	127,483	92,120	170.3	130.6
一九六二年度	20万未満	114,583	81,577	33,006	215,702	266,968	△51,266	71.2	80.8	30.6	30,313	70,626	37.6	93.2
	20～30万	256,465	139,069	117,396	285,972	305,336	△19,366	54.2	93.7	45.5	53,430	63,612	66.2	83.9
	30～40万	352,465	186,012	166,453	369,271	365,714	3,554	52,8	101.0	50.9	69,657	72,275	86.3	95.3
	40～50万	450,277	254,962	195,315	456,024	423,062	32,967	56.6	107.8	60.3	80,695	75,818	100.0	100.0
	50～60万	546,906	291,926	254,980	530,847	476,008	54,839	53.4	111.5	61.3	95,613	83,218	118.5	109.8
	60～70万	646,417	325,839	320,578	637,514	519,805	117,709	50.4	122.6	62.7	109,377	87,953	135.5	116.0
	70～80万	750,041	359,134	390,907	733,594	585,275	148,319	47.9	125.3	61.4	121,170	94,552	150.2	124.7
	80万以上	1,030,558	486,560	543,998	1,000,135	781,783	218,352	47.2	127.9	62.2	155,909	118,273	193.2	157.3

〔備考〕 1)　この表の家計費は家族家計費である。

2)　資料は農林省「昭和36年度農家生計費調査報告」および「昭和37年度農家生計費統計」による。

家計光熱費	住居費		保健衛生費	教養文化費	雑費	臨時費
	総額	内家具付器				
13,345	26,450	11,615	10,471	16,443	16,543	5,189
15,404	39,616	19,179	13,015	23,346	21,751	7,710
17,727	49,074	29,908	15,965	29,723	29,742	12,975
19,941	69,416	40,187	18,203	36,774	37,330	18,998
21,182	76,739	45,526	19,671	43,119	44,827	20,969
23,038	86,748	52,321	23,502	51,760	52,050	29,283
25,635	101,582	60,676	28,213	66,139	70,725	41,474
15,381	35,302	16,951	12,628	25,843	29,979	8,429
17,697	43,648	23,059	14,451	27,103	23,780	9,711
19,318	59,273	35,476	16,477	34,246	32,370	14,391
21,487	68,250	40,749	18,611	38,976	38,375	13,397
22,773	76,635	46,748	20,819	47,400	44,417	17,547
23,744	80,235	48,040	24,033	54,129	53,533	21,129
26,037	87,012	51,615	28,505	60,263	65,587	27,453
28,778	106,767	62,228	30,559	82,233	87,370	52,414
6.2	12.3	5.4	4.9	7.6	7.7	2.4
5.4	13.9	6.7	4.6	8.2	7.7	2.7
5.1	14.0	8.6	4.6	8.5	8.5	3.7
4.7	16.3	9.4	4.3	8.6	8.8	4.5
4.5	16.2	9.6	4.2	9.1	9.5	4.4
4.3	16.1	9.7	4.4	9.6	9.7	5.4
3.9	15.6	9.3	4.3	10.1	10.8	6.4
5.8	13.3	6.4	4.7	9.6	11.3	3.1
5.8	14.2	7.5	4.7	8.9	7.8	3.2
5.3	16.1	9.6	4.5	9.3	8.9	3.9
5.1	16.0	9.6	4.4	9.2	9.1	3.2
4.8	16.1	9.8	4.4	9.9	9.3	3.6
4.5	15.4	9.2	4.6	10.4	10.3	4.0
4.4	14.7	8.7	4.8	10.2	11.0	4.6
4.0	14.7	8.6	4.2	11.3	12.0	7.2

家生計費統計」による。

第127表　所得階層別にみた農家生計費（全国平均１世帯当り）

年次別 所得階層別 ＼ 費目別			生計費総額	飲食費	たばこ	被服費
実数（円）	一九六一年度	20万未満	215,139	102,682	4,951	19,065
		20～30万	284,232	129,908	5,496	27,986
		30～40万	349,773	152,109	6,420	36,038
		40～50万	425,406	171,948	7,243	45,553
		50～60万	472,958	184,658	7,523	54,070
		60～70万	538,996	200,114	8,761	63,740
		70万以上	652,933	229,026	10,066	80,073
	一九六二年度	20万未満	266,743	109,823	4,115	25,243
		20～30万	306,013	132,486	5,940	31,197
		30～40万	367,677	149,440	6,330	35,832
		40～50万	424,089	171,693	7,215	46,085
		50～60万	476,797	184,405	8,076	54,725
		60～70万	521,868	194,612	8,557	61,896
		70～80万	593,083	218,591	8,986	70,649
		80万以上	727,870	237,638	10,483	91,628
構成費（%）	一九六一年度	20万未満	100.0	47.7	2.3	8.9
		20～30万	100.0	45.7	1.9	9.9
		30～40万	100.0	43.5	1.8	10.3
		40～50万	100.0	40.4	1.7	10.7
		50～60万	100.0	39.1	1.6	11.4
		60～70万	100.0	37.1	1.6	11.8
		70万以上	100.0	35.1	1.5	12.3
	一九六二年度	20万未満	100.0	41.2	1.5	9.5
		20～30万	100.0	43.4	1.9	10.1
		30～40万	100.0	40.6	1.7	9.7
		40～50万	100.0	40.4	1.7	10.9
		50～60万	100.0	38.7	1.7	11.5
		60～70万	100.0	37.3	1.6	11.9
		70～80万	100.0	36.9	1.5	11.9
		80万以上	100.0	32.6	1.4	12.6

〔備考〕 資料は，農林省「昭和36年度農家生計費調査報告」および「昭和37年度農

教養文化費は、二〇～三〇万円層では八・九%、これが八〇万円以上層になると一一・三%となり、上層農家では生計費総額の一割以上が教養と文化関係の費用として支出されていることがわかる。

第二節　農家の租税公課諸負担

農家所得と負担率

一九五五年度における農家総所得に対する租税公課諸負担額の割合（負担率）は、全国平均で七・四%であった（本年鑑第三四集一三六ページ）。これは農林省の毎年実施している農家経済調査の結果から明らかにされたところであるが、以下も同じ調査書たる「農家の租税公課諸負担調査報告」（各年度）および「農家の租税公課諸負担統計」によって、六〇年以後の負担状況を概観したい。

まず第128表「農家の租税公課諸負担状況」によって全国一戸当り平均の負担率をみると、六〇年度七・四%、六一年度七・八%、六二年度七・五%となっている。六〇年度は前年と同じ水準であるが、それ以後は高くなり、とくに六一年度の七・八%は、一九五八年度（七・九%）についで高率である。

これを負担の種類別にみると、各年度とも租税が五三%から五九%をしめ、これに対し公課諸負担が四一%から四七%の間にあり、傾向としては公課諸負担の割合が高くなっていることが知られる。租税のなかでは、市町村税が最も重いが、六〇年度の四八%から六一年度四三%、六二年度四一%と、年を追ってその比重を減じている。これは、とくに固定資産税の比重が軽くなって来た結果である。他方、国税は各年度とも一〇%前後の比重で、それほどの変動

第128表　農家の租税公課諸負担状況（全国1戸当り平均）

項目	農家負担額 実額 1960年度	1961年度	1962年度	構成比 1960年度	1961年度	1962年度	農家所得に対する負担率 1960年度	1961年度	1962年度
	円	円	円	%	%	%	%	%	%
国税	3,189	3,364	3,811	10.7	9.6	9.7	0.7	0.8	0.7
道府県税	657	761	1,066	2.2	2.2	2.7	0.2	0.2	0.2
市町村税	13,663	15,097	15,983	45.7	43.2	40.6	3.4	3.4	3.0
うち 市町村民税	2,721	3,189	3,564	9.1	9.1	9.1	0.7	0.7	0.7
うち 固定資産税	7,265	7,585	7,772	24.3	21.7	19.7	1.8	1.7	1.5
うち 国民健康保険税	3,236	3,705	3,842	10.8	10.6	9.8	0.8	0.8	0.7
租税計	17,509	19,222	20,860	58.6	54.9	53.0	4.3	4.3	4.0
公課諸負担	12,395	15,761	18,497	41.4	45.1	47.0	3.1	3.5	3.5
総計	29,904	34,983	39,357	100.0	100.0	100.0	7.4	7.8	7.5

〔備考〕　資料は農林省統計調査部「農家租税公課諸負担調査報告書」および「農家の租税公課諸負担統計」による。

第129表　所得階層別にみた農家経済と租税公課諸負担（1962年度，全国1戸当り平均）

項目 ＼ 所得階層別	15万円未満	15～20万円	20～25万円	25～30万円	30～35万円	35～40万円	40～50万円	50～60万円	60～70万円	70～80万円	80万円以上
調査戸数割合 %	2.9	3.3	5.0	7.3	8.0	9.0	17.2	15.2	11.1	7.9	13.1
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
農業収入	150,856	189,855	226,057	251,716	294,420	340,860	410,598	470,965	549,663	589.691	799,658
農業経費	85,126	90,140	104,357	107,794	127,146	144,409	168,923	183,350	215,378	224,333	301,408
農業所得	65,730	99,715	121,700	143,922	167,274	196,451	241,675	287,615	334,285	365,358	498,250
農外所得	35,672	78,133	103,179	131,745	158,398	177,779	208,115	261,866	311,544	384,167	532,858
農家所得	101,402	177,848	224,879	275,667	325,672	374,230	449,790	549,481	645,829	749,525	1,031,108
租税公課諸負担 国税	99	1,197	952	520	1,405	702	828	3,222	3,731	9,002	13,854
租税公課諸負担 道府県税	294	246	267	351	369	394	582	829	1,238	1,841	3,460
租税公課諸負担 市町村税	7,215	7,836	8,284	9,509	10,085	11,303	13,463	16,118	18,975	22,470	29,697
租税公課諸負担 租税計	7,608	9,279	9,503	10,380	11,859	12,399	14,873	20,169	23,944	33,313	47,011
租税公課諸負担 公課諸負担	6,558	7,909	8,428	9,208	11,861	12,603	15,729	19,546	22,937	28,033	34,227
租税公課諸負担 総計	14,166	17,188	17,931	19,588	23,720	25,002	30,602	39,715	46,881	61,346	81,238
家計費	265,706	253,564	290,151	311,943	344,805	386,732	422,381	478,491	538,110	585,949	710,833
農家経済余剰	△55,655	△32,100	△24,348	△10,249	△ 1,989	6,074	34,081	69,511	104,380	137,903	289,735
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
農家所得に対する租税公課諸負担率 国税	0.1	0.7	0.4	0.2	0.4	0.2	0.2	0.6	0.6	1.2	1.3
農家所得に対する租税公課諸負担率 道府県税	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3
農家所得に対する租税公課諸負担率 市町村税	7.1	4.4	3.7	3.5	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	3.0	2.9
農家所得に対する租税公課諸負担率 租税計	7.5	5.2	4.2	3.8	3.6	3.3	3.3	3.7	3.7	4.4	4.6
農家所得に対する租税公課諸負担率 公課諸負担	6.5	4.4	3.7	3.3	3.6	3.4	3.5	3.6	3.6	3.7	3.3
農家所得に対する租税公課諸負担率 総計	14.0	9.7	8.0	7.1	7.3	6.7	6.8	7.2	7.3	8.2	7.9
農家所得に対する家計充足率	38.2	70.1	77.9	88.4	94.5	96.8	106.5	114.8	120.0	127.9	145.1
農業所得 〃	24.7	39.3	41.9	46.1	48.5	50.8	57.2	60.1	62.1	62.4	70.1

〔備考〕 1)　負担率の小計及び計に0.0～0.1の誤差がみられるが，それは四捨五入の結果である。

2)　△は，赤字である。　　3)　資料は前掲「昭和37年度農家の租税公課諸負担統計」

はない。結局、公課諸負担が年を追って増加し、その比重を大きくしているのであって、このため全体としての負担率が前述のように高まっているのである。

所得階層別負担率

右の負担率を農家所得の階層別に示した第129表によれば、一九六二年度における農家経済と租税公課諸負担との関係は次のようである、――

㈠　所得八〇万円以上層の負担実額は八万一二三八円で最高、一五万円未満層が一万四一六六円で最低。傾向としては、所得の上昇につれて租税公課諸負担の額が大きくなっている。

㈡　しかし、これを負担率についてみると、一五万円未満層が一四％で最高、ついで一五～二〇万円層の九・七％が高く、四〇～五〇万円層が六・八％で最低となっている。八〇万円以上層でも七・九％と、比較的軽い。これでみると、農家所得と負担率は正比例的ではなく、とくに最低の所得階層の負担率が最高であるという点は注目されねばならない。これは、所得の低い農家は労賃などの兼業収入が多いからだ、ともいえない。なぜなら、兼業が普及した現在では、ほとんどの所得階層農家が総農家所得の約半ばを農外所得によってえているのであり、とくに低所得農家だけに農外所得依存度が高いということはいえないからである。要するに、年間所得が一五万円あるいは二〇万円に満たぬ低所得層農家が、負担率からすると最高の租税公課諸負担を課せられている事実をここで確認しておきたい。

㈢　低所得層の負担率が高い事実と同時に、その負担自体がきわめて重く農家の生活を圧迫している事実は、所得三五万円以下の階層はすべて経済収支において赤字を出していることからも確認されよう。すなわち、所得一五万円未満層の赤字は五万五六五五円で最大、三〇～三五万円層のそれは一九八九円。これら三五万円未満層の農家所得はいずれもその家計費をまかなうに足りないのである。そしてこの農家経済収支の赤字の大きな原因が租税公課諸負担の重圧にあることは改めて指摘するまでもないことである。このことは、小農制農業の主体としての農家に対する現行課税制度の帰結でもある。というのは、農家の家計費は、一面において農家の労働力再生産に要する費用である。資本家的企業にあっては労働費として必要経費に計上されるものであるが、農家にあってはこの家計費にまわる所得部分に対して租税公課が課せられているのである。

㈣　右の負担率を負担種目別にみると、道府県税だけは所得と負担率との関係が正比例的であるのに対し、市町村税や公課諸負担は所得が低いほど負担率は高いという逆進的傾向を示している。

つぎに農家の負担中にしめる国税・地方税および公課諸負担の構成比をみると（第130表）、全国平均で、租税五三％に対し公課諸負担四七％となっている。これを所得階層別にみると、三〇万円から五〇万円までの中間的階層がいずれも公課諸負担の構成比が五〇％を超えて相対的に大きく、上下の両階層ではこれが五〇％以下になっている。国税と地方税にわけて観察すると、一五万円未満層では地方税の構成比が九八・七％とほとんど負担の大部分をしめ、国税の構成比は全く軽微なものにすぎない。この点は所得五〇万円未満層についてもほぼ共通しているが、五〇万円以上層になると国税の比重は上がり、とくに八〇万円以上層では国税二九・五％、公課諸負担七〇・五％となっている。以上のことは、中間的所得層ほど人頭税的性格の強い公課諸負担が相対的に重いこと、また、租税では大衆課税的性格の濃い地方税が低所得層ほど死重となってのしかかっていること、を物語っている。

経営形態別にみた農家の負担

農業経営の形態別に、全府県一戸当り平均の農家経済と租税公課諸

第130表　所得階層別にみた，税，地方税及び公課諸負担の構成（1962年度：全国1戸当り平均）

項目 ＼ 所得階層別		15万円未満	15～20万円	20～25万円	25～30万円	30～35万円	35～40万円	40～50万円	50～60万円	60～70万円	70～80万円	80万円以上	全国平均
負担実額	租税	円 7,608	円 9,279	円 9,503	円 10,380	円 11,859	円 12,399	円 14,873	円 20,169	円 23,944	円 33,313	円 47,011	円 20,860
	公課諸負担	6,558	7,909	8,428	9,208	11,861	12,603	15,729	19,546	22,937	28,033	34,227	18,497
	計	14,166	17,188	17,931	19,588	23,720	25,002	30,602	39,715	46,881	61,346	81,238	39,357
同上比率	租税	% 53.7	% 54.0	% 53.0	% 53.0	% 50.0	% 49.6	% 48.6	% 50.8	% 51.1	% 54.3	% 57.9	% 53.0
	公課諸負担	46.3	46.0	47.0	47.0	50.0	50.4	51.4	49.2	48.9	45.7	42.1	47.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
租税実額	国税	円 99	円 1,197	円 952	円 520	円 1,405	円 702	円 828	円 3,222	円 3,731	円 9,002	円 13,854	円 3,811
	地方税	7,509	8,082	8,551	9,860	10,454	11,697	14,045	16,947	20,213	24,311	33,157	17,049
	計	7,608	9,279	9,503	10,380	11,859	12,399	14,873	20,169	23,944	33,313	47,011	20,860
同上比率	国税	% 1.3	% 12.9	% 10.0	% 5.0	% 11.8	% 5.7	% 5.6	% 16.0	% 15.6	% 27.0	% 29.5	% 18.3
	地方税	98.7	87.1	90.0	95.0	88.2	94.3	94.4	84.0	84.4	73.0	70.5	81.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

〔備考〕　農林省「昭和37年度農家の租税公課諸負担統計」による。

(1962年度：全府県1戸当り平均)

畑作	野菜作	果樹作	養蚕	酪農	養豚	養鶏	自給
反 10.6	反 9.9	反 10.3	反 8.6	反 9.8	反 6.3	反 6.7	反 3.7
円 480,612	円 674,333	円 785,747	円 415,961	円 717,858	円 531,996	円 826,992	円 117,571
191,777	245,847	303,399	149,287	378,231	319,567	522,463	46,584
288,835	428,486	482,348	266,674	339,627	212,429	304,129	70,987
164,130	236,066	205,889	202,631	132,568	273,771	247,894	393,213
452,965	664,552	688,237	469,305	472,195	486,200	552,423	464,200
5,332	9,601	7,982	1,926	1,875	2,014	3,887	5,096
805	2,920	1,688	722	441	829	893	1,323
11,867	21,350	20,029	15,092	14,884	10,292	14,088	10,470
18,004	33,871	29,699	17,740	17,200	13,135	18,868	16,889
13,621	17,279	23,367	16,175	21,113	16,532	16,886	19,478
31,625	51,150	53,066	33,915	38,313	29,667	35,754	36,367
404,101	539,293	543,646	466,173	427,957	437,769	467,680	422,139
61,136	111,515	133,250	27,622	50,933	62,481	103,224	57,384
% 1.2	% 1.4	% 1.2	% 0.4	% 0.4	% 0.4	% 0.7	% 1.1
0.2	0.4	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3
2.6	3.2	2.9	3.2	3.2	2.1	2.6	2.3
4.0	5.1	4.3	3.8	3.6	2.7	3.4	3.6
3.0	2.6	3.4	3.4	4.5	3.4	3.1	4.2
7.0	7.7	7.7	7.2	8.1	6.1	6.5	7.8
円 27,249	円 43,281	円 46,830	円 31,009	円 34,656	円 33,719	円 45,392	円 19,186
74,011	90,032	94,547	83,844	73,913	89,341	91,702	84,597

第131表　農業経営形態別にみた農家経済と租税公課諸負担

項目＼経営形態別	米一毛作	米・麦二毛作	複合経営	畑を加味する田作	田畑作	田を加味する畑作
経営耕地面積	反 13.2	反 9.5	反 9.6	反 11.8	反 11.9	反 13.2
農業収入	円 565,611	円 494,703	円 629,264	円 522,736	円 528,249	円 539,607
農業必要経費	187,156	169,202	256,185	186,591	197,166	202,060
農業所得	378,455	325,501	373,079	336,145	331,083	337,547
農外所得	222,318	227,845	216,900	212,258	168,609	148,383
農家所得	600,773	553,346	589,979	548,403	499,692	485,930
租税公課諸負担 租税 国税	3,228	2,002	2,479	2,292	1,801	4,000
租税 道府県税	936	906	1,092	644	641	1,059
租税 市町村税	21,493	18,782	18,833	18,189	16,937	16,970
租税 租税計	25,657	21,690	22,404	21,125	19,379	22,029
公課諸負担	19,789	17,639	17,610	17,823	15,534	14,957
計	45,446	39,329	40,014	38,948	34,913	36,986
家計費	497,449	462,136	488,935	478,427	453,071	434,402
農家経済余剰	96,666	91,930	113,329	75,523	59,916	55,946
農家所得に対する租税公課諸負担率 租税 国税	% 0.5	% 0.4	% 0.4	% 0.4	% 0.4	% 0.8
租税 道府県税	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2
租税 市町村税	3.6	3.4	3.2	3.3	3.4	3.5
租税 租税計	4.3	3.9	3.8	3.9	3.9	4.5
公課諸負担	3.3	3.2	3.0	3.2	3.1	3.1
計	7.6	7.1	6.8	7.1	7.0	7.6
(参考) 反当農業所得	円 28,671	円 34,263	円 38,862	円 28,487	円 27,822	円 25,572
(参考) 1人当り家計費	88,200	84,951	94,389	81,227	77,714	77,572

〔備考〕 農林省「昭和37年度農家の租税公課諸負担統計」。

負担を第131表によってみよう。われわれはこの統計表からつぎの諸点を指摘することができる。

㈠　農家経済収支のバランスを示す経済余剰では、果樹作（一三万三二五〇円）が最高で、養蚕（二万七六二二円）が最低である。養蚕を別とすれば、酪農、田を加味する畑作や田畑作などの余剰の少ないのが目立つ。いわゆる「選択的拡大」の花形とされている酪農が、斜陽農業といわれる養蚕についてわずかな余剰しか実現していない点が注目されねばならぬ。また、農民家族一人当りの家計費をみると、果樹作の九万四五四七円が最高で、酪農は最低の七万三九一三円となっている。畑作・田畑作などもその家計費は低水準にある。

㈡　租税公課諸負担の実額は、経済収支のよい果樹作が最高（五万三〇六六円）で、最低は養豚経営（二万九六六七円）となっている。果樹作についで負担額の大きいものは、野菜作・米一毛作などである。

㈢　農家所得に対する負担率をみると、経済余剰では最少の部にぞくする酪農経営が最高で八・一％、しかもこの形態では家族一人当り家計費が全形態中最低額であったことを考えると、酪農経営なるものがいかに不利な条件のもとにおかれているかが痛感される。負担率の最も低いものは養豚で六・一％である。

右の負担率を租税と公課諸負担にわけてみると、国税負担率の高いものは野菜作・果樹作や畑作で、養蚕・酪農・養豚・米麦二毛作等は最低の部にぞくしている。地方税中大きな割合をしめる市町村税についてみると、その負担率の最高は米一毛作で三・六％、ついで田を加味する畑作が高い。養豚・自給・養鶏などの負担率は低い。公課諸負担では、最高の負担率は最少の家計費をもつ酪農経営（四・五％）で、これでみるとこの形態の相対的に重い負担は主としてこの公課諸負担の重荷によることがわかる。経営的にはそれほど悪くない野菜作の負担率（二・六％）が最低なのと対照的である。

農区別にみた農家の負担　全国の農区別に農家経済と租税公課諸負担との関係をみると（第132表）、つぎのとおりである。

農家所得額の最高は近畿で北海道がこれにつぎ、九州は最低であるが、租税公課諸負担の額からみると北海道が最も高く（五万二一四六円）、近畿・北陸がこれについでいる。最低は四国（三万一八九四円）で、九州がこれについで少ない。

農家所得に対する租税公課諸負担の負担率では、北海道が最も高く（九・一％）、ついで九州（七・九％）・近畿（七・八％）となっている。所得額からすれば最低の九州にこのように高い負担率をもつ租税公課諸負担がかけられている点は、さきにみた農家所得と負担率の逆進的傾向と照応するものであろう。すなわち、貧しい農家ほど租税公課諸負担は重く、低所得の地方ほど負担率は重い、ということになるであろう。

なお租税公課諸負担の地区別にみた構成比も前表の示すところであるが、国税にはそれほどの差異はないにしても、市町村民税や国民健康保険税には、地区によりかなりの差異があることは注目されてよい。たとえば、健保税において、北海道は二六・八％、東北は二五・八％とその構成比は相当に大きいのに対し、近畿はわずか一一・一％、中国は一五・二％というように、その構成比は相対的に小さいのである。

負担率の推移　農家の租税公課諸負担の負担率の推移については、一九五五年度以降五九年度までは本年鑑第三四集一四二～一四三ページで記録したが、ここでは六一～六二年

第132表　農区別にみた農家経済と租税公課諸負担（1962年度戸：1戸当り平均）

区分＼農区別	全国	北海道	東北	北陸	関東・東山	東海	近畿	中国	四国	九州
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
農家所得	525,434	573,798	527,414	568,385	550,256	564,545	594,845	498,020	474,515	427,321
農業所得	269,786	436,798	325,099	299,421	299,682	228,801	222,054	214,778	244,498	236,408
農外所得	255,648	137,000	202,315	268,964	250,574	335,744	372,791	283,242	230,017	190,913
租税公課諸負担	39,357	52,146	35,128	42,727	41,775	40,922	46,563	37,431	31,894	33,933
租税	20,860	25,857	19,383	20,940	23,833	20,929	23,418	19,532	17,184	17,644
国税	3,811	2,346	1,673	2,327	5,704	4,493	5,881	3,508	3,020	2,836
地方税　道府県税	1,066	1,264	728	782	1,311	1,448	1,685	965	605	702
地方税　市町村税	15,983	22,247	16,982	17,831	16,818	14,988	15,852	15,059	13,559	14,106
地方税　うち　市町村民税	3,564	5,431	3,637	4,351	3,897	2,868	3,993	3,818	2,893	2,595
地方税　うち　固定資産税	7,772	9,195	7,779	9,052	7,825	7,998	8,166	7,651	6,381	7,009
地方税　うち　国民健康保険税	3,842	6,928	5,000	3,746	3,955	2,994	2,610	2,966	3,829	3,974
公課諸負担	18,497	26,289	15,745	21,787	17,942	19,993	23,145	17,899	14,710	16,289
税引所得	486,077	521,652	492,286	525,658	508,481	523,623	548,282	460,589	442,621	393,388
家計費	459,833	519,592	473,909	473,854	483,729	488,650	502,536	444,409	403,367	382,385
農家経済余剰	72,088	48,365	59,576	91,015	70,072	78,545	99,284	70,106	87,844	54,927
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
農家所得に対する租税公課負担率	7.5	9.1	6.7	7.5	7.6	7.2	7.8	7.5	6.7	7.9
構成比　租税公課諸負担	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
構成比　租税	53.0	49.6	55.2	49.0	57.1	51.1	50.3	52.2	53.9	52.0
構成比　公課諸負担	47.0	50.4	44.8	51.0	42.9	48.9	49.7	47.8	46.1	48.0
構成比　租税公課諸負担に対する構成比　国税	18.3	9.1	8.6	11.1	23.9	21.5	25.1	18.0	17.6	16.1
構成比　租税公課諸負担に対する構成比　道府県税	5.1	4.9	3.8	3.7	5.5	6.9	7.2	4.9	3.5	4.0
構成比　租税公課諸負担に対する構成比　市町村民税	17.1	21.0	18.8	20.8	16.4	13.7	17.1	19.5	16.8	14.7
構成比　租税公課諸負担に対する構成比　固定資産税	37.3	35.6	40.1	43.2	32.8	38.2	34.9	39.2	37.1	39.7
構成比　租税公課諸負担に対する構成比　国民健康保険税	18.4	26.8	25.8	17.9	16.6	14.3	11.1	15.2	22.3	22.5

〔備考〕　前掲農林省「昭和37年度農家の租税公課諸負担統計」による。

第133表　農家の租税負担率の推移（全国1戸当り平均）

年次別	所得階層別	農家所得に対する割合（%） 国税	道府県税	市町村税	公課諸負担	計
一九五五年度	10万円未満	1.7	0.4	7.2	7.6	16.9
	10～15万円	0.1	0.2	4.2	4.0	8.5
	15～20万円	0.3	0.2	3.6	3.4	7.5
	20～25万円	0.2	0.2	3.6	3.7	7.7
	25～30万円	0.4	0.2	3.7	3.8	8.1
	30～40万円	1.0	0.2	3.7	3.8	8.7
	40～50万円	1.8	0.2	3.7	3.8	9.5
	50万円以上	3.3	0.2	3.8	3.8	11.1
	平均	1.5	0.2	3.6	3.6	8.9
一九六一年度	15万円未満	1.4	0.4	8.3	6.2	16.3
	15～20万円	0.2	0.2	5.5	4.0	9.8
	20～25万円	0.3	0.1	4.3	3.7	8.4
	25～30万円	0.1	0.1	4.1	3.6	8.0
	30～35万円	0.1	0.1	4.0	3.4	7.6
	35～40万円	0.1	0.1	4.0	3.5	7.7
	40～50万円	0.3	0.2	3.7	3.4	7.6
	50～60万円	0.4	0.2	3.7	3.4	7.6
	60～70万円	0.6	0.2	3.4	3.6	7.8
	70～80万円	0.8	0.2	3.6	3.5	8.1
	80万円以上	0.5	0.3	3.4	2.9	8.0
	平均	0.8	0.2	3.4	3.5	7.8
一九六二年度	15万円未満	0.1	0.3	7.1	6.5	14.0
	15～20万円	0.7	0.1	4.4	4.4	9.7
	20～25万円	0.4	0.1	3.7	3.7	8.0
	25～30万円	0.2	0.1	3.5	3.3	7.1
	30～35万円	0.4	0.1	3.1	3.6	7.3
	35～40万円	0.2	0.1	3.0	3.4	6.7
	40～50万円	0.2	0.1	3.0	3.5	6.8
	50～60万円	0.6	0.2	2.9	3.6	7.2
	60～70万円	0.6	0.2	2.9	3.6	7.3
	70～80万円	1.2	0.2	3.0	3.7	8.2
	80万円以上	1.3	0.3	2.9	3.3	7.9
	平均	0.7	0.2	3.0	3.5	7.5

〔備考〕　資料は農林省の昭和34,36,37各年度「農家租税公課諸負担統計」による。

第134表　所得階層別農家の主要税目滞納状況（1962年度：全国）

項目＼所得階層別	15万円未満	15～20万円	20～25万円	25～30万円	30～35万円	35～40万円	40～50万円	50～60万円	60～70万円	70～80万円	80万円以上	全国平均
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
国税	—	25.0	14.3	10.0	7.3	11.3	9.2	5.0	8.1	4.0	5.1	6.3
所得税（申告納税分）	—	—	50.0	—	—	—	—	2.6	5.9	—	0.7	2.8
道府県税	1.5	—	1.8	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.6	1.6	0.3	1.2
市町村税	3.7	3.8	6.1	4.2	2.2	1.6	2.8	2.5	2.7	3.2	0.9	2.7
市町村民税	1.5	—	2.6	1.3	1.4	1.4	1.7	1.9	2.3	1.8	0.5	1.6
固定資産税	3.8	2.3	5.2	2.2	1.6	1.4	1.9	1.8	2.6	2.5	0.4	2.0
国民健康保険税	3.3	2.0	4.2	3.0	2.4	1.1	1.6	2.0	0.7	2.0	0.6	1.8

〔備考〕　農林省「昭和37年度農家の租税公課諸負担統計」

第135表　所得階層別農家の主要税目年度末滞納額（全国1戸当り平均）

項目＼所得階層別	15万円未満	15～20万円	20～25万円	25～30万円	30～35万円	35～40万円	40～50万円	50～60万円	60～70万円	70～80万円	80万円以上	全国平均
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
国税	—	1	300	1	1	11	26	3	214	81	7	35
所得税（申告分）	—	—	300	—	—	—	—	0	0	—	1	8
道府県税	0	—	2	3	1	1	4	0	0	30	14	4
市町村税	22	63	213	159	155	65	105	106	132	285	74	128
市町村民税	0	—	13	4	17	3	19	26	10	90	34	16
固定資産税	16	51	128	118	80	42	56	57	87	156	22	75
国民健康保険税	6	6	68	28	53	14	27	22	9	24	14	32
租税計	22	64	515	163	157	77	135	109	346	396	95	167
滞納税額計	23	92	593	195	208	182	197	130	384	574	141	213

〔備考〕　資料は前表に同じ。

度についてみよう。第133表によれば、全国平均一戸当り負担率は一九五五年の八・九%より六一年度は七・八%へ、さらに六二年度には七・五%へと、いくらか軽減されたことがわかる。この負担率は、一九四九年度（一八・九%）を最高に、それ以降低下傾向をたどって来たのであり、五六年度には九%台になり、それ以後七%台に低下したものである。一九四九年度から負担率が低下したのは、五〇年に税制改革が行なわれ、農家に対する所得税が大幅に軽減されたことによっている。しかし他面、このころより地方税負担が急に重くなり、とくに一九五三年以降には、国の財政支出節約と地方公共団体の財政状態の窮迫等の事情によって農家の地方税負担が増大した。これと同時に、公課諸負担もまた増加したのであった。

さて、一九六一、六二年度の所得階層別負担率をみると、第一に、両年度とも所得一五万円未満層が最高の負担率（一六・三%、一四%）を示し、これについで所得の低い一五万円～二〇万円層の負担率が高い。そして、六一年度では三〇万円～六〇万円層、六二年度では二五～七〇万円層の中間的階層が比較的軽い負担率となっているが、低所得層にいぜんとして最高率の負担がかかっている。

第二に、所得税軽減措置は一部の高額所得農家には相対的に大きな利益をあたえたが、地方税や公課諸負担のような人頭税的性格の強い負担は逆に下層・中層農家に重くのしかかり、前述のような逆進的傾向となっているのであるが、この点も六一、六二年度においても解消されていない。すなわち、両年度とも、一五万円未満の最低所得層の地方税と公課諸負担の負担率は最高である。このように、一九五〇年以降つづいている負担率の不均衡は六二年度においてもなんら解消していないことがわかる。

農家の租税滞納状況

第134表は、一九六二年度における全国の租税賦課戸数に対する滞納戸数の割合を示す統計であり、つぎの第135表は年度末における全国一戸当り平均滞納額を示すものである。これによれば、滞納戸数割合の大きなものは国税であり、一五～二〇万円の低所得層が二五%で最大である。高額所得層になるとこの割合が低下しているのは当然といえば当然である。滞納額は二〇～二五万円所得層が最高で、七〇～八〇万円層がこれについで大きい。負担率が相対的に小さかった中間所得層において滞納率・滞納額が相対的に小さいことが右の諸統計によって知られる。